

# 地方分権に関する基本問題についての 調査研究会報告書

(座長：堀場 勇夫)

平成 25 年 3 月

財団法人 自治総合センター



## はしがき

我が国においては、日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるよう、地方分権改革を進めているところである。

こうした観点から、政権交代を経て、平成25年3月8日に地方分権改革推進本部が新たに設置された。また、国の法令による地方に対する義務付け・枠付けについて、第1次一括法及び第2次一括法に係る見直しは、平成24年4月までに全て施行されたことにより、地域の実情や住民のニーズ等を反映した地方独自の基準の制定が進むとともに、これまでの見直しで対象とならなかった条項やこれまで検討したものの見直しに至らなかった事項等について見直しが行われ、平成25年3月12日に「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」が閣議決定されたところである。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。平成24年度においては4回の研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたところである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、(財)全国市町村振興協会と(財)自治総合センターが共同で実施したものである。

平成25年3月

財団法人全国市町村振興協会  
理事長 山野 岳 義

財団法人自治総合センター  
理事長 二橋 正 弘



# 地方分権に関する基本問題についての調査研究会

## 委員名簿

座長	堀場	勇夫	青山学院大学経済学部教授
座長代理	中井	英雄	近畿大学経済学部教授
	赤井	伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
	生沼	裕	北海道大学公共政策大学院教授
	國崎	稔	愛知大学経済学部教授
	齊藤	慎	大阪学院大学経済学部教授
	佐藤	主光	一橋大学国際・公共政策研究部 教授
	戸谷	裕之	大阪産業大学経済学部教授
	中里	透	上智大学経済学部准教授
	西川	雅史	青山学院大学経済学部教授
	橋本	恭之	関西大学経済学部教授
	花井	清人	成城大学経済学部教授
	林	正義	東京大学大学院経済学研究科准教授
	福重	元嗣	大阪大学大学院経済学研究科教授
	藤本	正樹	近畿大学経済学部准教授
	御船	洋	中央大学商学部教授
	望月	正光	関東学院大学経済学部教授
	矢吹	初	青山学院大学経済学部教授
	米田	順彦	一橋大学大学院法学研究科教授



## 目次

### 第1章 平成24年度調査報告

- 第三セクター等改革推進債の実績と実態について . . . . . 1
- 地方債の信用力とリスクシェアリングについて . . . . . 69
- 国民健康保険財政  
： 2000年代の保険者データを用いた分析 . . . . . 80
- カナダ州間財政調整制度  
～「補完的」制度論アプローチ～ . . . . . 100

### 第2章 参考資料

- 東日本大震災の教訓等を踏まえた  
災害対策法制の見直しについて . . . . . 113
- 地方公営企業会計制度の見直しについて . . . . . 121
- 地方財政健全化法の現状について . . . . . 139
- 平成25年度地方財政対策について . . . . . 161



# 第 1 章

## 平成24年度調査報告



## 第三セクター等改革推進債の実績と実態

20120720

赤井伸郎（大阪大学大学院国際公  
共政策研究科）

[akai@osipp.osaka-u.ac.jp](mailto:akai@osipp.osaka-u.ac.jp)

ベースとなる論文は、金坂成通（株PHP研究所）との  
共著である。

1

## 本稿でいいたいこと

- ◆ 自治体本体では、借金はないというけれど、外郭団体（  
地方公社、第三セクターなど）で、いっぱいあるのでは？
- ◆ バブルの再来は無いわけだし、時代の変化にあわない  
ものは、今のうちに健全化を進める必要があるのでは？
- ◆ ⇒ 将来負担比率でチェックします！（総務省）
- ◆ （担当者）破たんなど処理をしたいけど、お金がない！
- ◆ では、抜本的な処理を行うなら、起債を認めましょう！

⇒ その結果、何が起きたの？

⇒ 効果は出ているの？効果の中身は？

⇒ 住民サービスは？ ⇒ 引き続き検証が必要！

2

## 問題意識 1/2

- ◆ 現在、全国には、経済状況の変化により、経営が大きく悪化している、公営企業・地方公社・第三セクターが多い。
- ◆ その存在意義を見直し、廃止・清算や、負債の大幅な整理を伴う業務の廃止・事業の再生等の抜本的な改革を行うことが急務。
- ◆ 自治体財政健全化法の全面施行(平成21年4月1日)から5年以内に第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、平成21年度から25年度までの時限措置として、第三セクター等改革推進債が創設された。
- ◆ この措置によって、財源不足により、組織の廃止など抜本的な改革を先送りしてきた団体にメスを入れることができるようになった。第三セクター等、住民から目の届きにくいところで増幅していた隠れ借金が公開され、中長期的には地方公共団体の財政負担の軽減につながる事が期待される。

3

## 問題意識 2/2

- ◆ 加えて、財政の健全化だけではなく、公共サービスの質の改善も期待される。土地開発公社の不良資産問題など、放置すれば拡大していく外郭団体の赤字問題に対して、その組織を抜本的に見直し、サービス向上につながっているのであれば、その貢献は高いと思われる。
- ◆ 実際に、三セク改革債を活用して、組織の抜本的改変を行う自治体が続出しており、この制度は活用されている。
- ◆ 一方、「第三セクター等改革推進債」が、どのような自治体・理由で発行されているのか(実態)、また、適切・効果的に発行され、社会に役立っているのか(評価)についての研究は全く行われていない。
- ◆ 財政状況が厳しい中、過去に積み上げられた負債の在り方、資産の有効活用に向けた情報収集は、喫緊の課題。

4

## 本稿の分析

- ◆ 1. 実際に発行された額を概観
- ◆ 2. 財政規模との関係を探る
- ◆ 3. 「効果」についての事例を紹介
- ◆ 4. 要因分析

⇒本稿では、いくつかの事例研究と、自治体の状況や地域経済データなどを用いた実証研究により、三セク債の発行実態とその効果の分析を行う。

5

## 三セク債に至る経緯

- ◆ 総務省「債務調整等に関する調査研究会」
  - 提言『第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革の推進に関する報告書』（平成20年12月）
- ◆ 地方財政法の改正、自治体財政健全化法の全面施行（平成21年4月1日）から5年以内に第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、平成21年度から25年度までの時限措置として、第三セクター等の整理・再生のための一定の経費を、地方議会の議決、総務大臣または都道府県知事の認可等の手続きを経て地方債の対象とできることとする特例措置（第三セクター等改革推進債）が創設。

6

## 三セク債許認可申請の手続き 1/4

- ◆ 第三セクター改革推進債の許認可については、地方自治法250条の2、自治体に対して許認可に権限がある場合は、基準を定めて公表せよとある。
- ◆ 「地方債同意基準」（平成23年度地方債同意基準 平成23年総務省告示第141号）
- ◆ 三セク債に関してその21頁より、以下のとおり定められている。
- ◆ 「2 第三セクター等改革推進債
  - 第三セクター等改革推進債については、議会の議決を得て公営企業の廃止、土地開発公社若しくは地方道路公社の解散若しくは業務の一部の廃止又は損失補償を行っている法人等の解散若しくは事業の再生に取り組む地方公共団体であつて、その財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、これらの比率を抑制するために必要な措置その他の総務省令で定める率項を定めた計画を作成し、将来の財政の健全な運営に資する改革を行うと認められる地方公共団体に係る地財法第33条の5の7第1項各号に掲げる経費を対象とするものとする。」

7

## 三セク債許認可申請の手続き 2/4

- ◆ しかし、この「同意基準」だけでは詳細を定められないため、「運用要綱」を副大臣が定めている。「【別紙】一般事業（第三セクター等改革推進債）」
  - 引用「3第三セクター等改革推進債に係る許可申請の方法等については、別途通知によられたいこと。」
- ◆ 資料「平成〇年度の一般事業（第三セクター等改革推進債）に係る許可申請の方法等について」  
(各年度4月 総務省自治財政局公営企業課)

8

## 三セク債許認可申請の手続き 3/4

### ◆「事務連絡 許可申請の方法等について」

- 「都道府県分及び政令指定都市分にあつては、(中略)別記様式第二号及び別記様式第三号により総務大臣に申請すること。」
- 「市町村分にあつては、総務大臣が各市町村の属する都道府県ごとに許可予定額を通知し、当該都道府県知事が総務大臣から通知された許可予定額の範囲内で各市町村ごとに許可額を定め、第三セクター等改革推進債起債許可に係る協議書(第1-2号様式)により都道府県知事から総務大臣に協議すること。」
- 「市町村が第三セクター等改革推進債の起債を予定する場合には、各都道府県において取りまとめた(1)の資料及び各市町村から提出された(2)~(5)の資料を提出すること。」

9

## 三セク債許認可申請の手続き 4/4

### ◆ 申請・協議の際に用いられる様式

- (1) 第三セクター等改革推進債起債予定額一覧(第1号様式)
- (2) 第三セクター等改革推進債の発行により見込まれる財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、実質公債費比率及び将来負担比率を抑制するために必要な措置、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の翌年度及び翌々年度の見通し等が確認できる資料(第2号様式)
- 他(3)~(5)

10

# 第1号様式

第1号様式

## 第三セクター等改革推進債起債予定額一覧

区分	団体コード (1)	団体名 (2)	第三セクター等 の改革に係る 所要額 (3)	公営企業又は公社 の資産の処分をもって 充てることができる と見込まれる金額 (4)	(3) - (4) (5)	左の財源内訳	
						地方債 (6)	一般財源 (7)
						1	59
2							

(単位: 百万円、%、年)

左の財源内訳		借入条件				備考
地方債 (6)	一般財源 (7)	借入先 (8)	年利率 (9)	償還期間 (10)	左のうち 据置期間 (11)	
16,400.0	26,014.0	市場公募	2.2%	10年(満期一括償還)		

# 第2号様式(抜粋) 1/2

第2号様式

【第三セクター等改革推進債の許可に係る財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来予測】

都道府県名	大阪府
対象法人、公営企業会計等名	

(注1) 網掛け部分に必要事項を記入すること。  
(注2) 各項目につき、必要に応じて資料を付すこと。

### 1. 地方財政法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果

別紙のとおり

(注) 地方財政法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為が、当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資することを確認する必要があることから、当該第三セクター等に係る改革を行わない場合と比較して、当該地方公共団体の将来の財政負担がいくらか軽減されるのか等について、可能な限り具体的かつ定量的に記入すること。

# 第2号様式(抜粋) 2/2

## (2) 将来負担比率

### ① 将来負担比率を抑制するために必要な措置

#### 一般会計起債発行額の削減

・これまでも、公共事業を減少させてきたことにより、起債の新規発行の抑制を行ってきた。  
 ・将来見通しについても、市政改革基本方針(数値目標:18~22年度 市債発行額▲714億円)の22年度見直し計画額で算定をし、一般会計起債発行額(臨時財政対策債を除く)については、  
 22年度:780億円、23年度:770億円 とし、  
 24~26年度:730億円(▲40億円の圧縮)  
 27年度以降:680億円(さらに▲50億円の圧縮)  
 を行い、引き続き起債の発行を抑制し、将来の起債残高の圧縮に努める。

### ② 将来の見通し

区 分	第三セクター等改革推進債 発行年度 平成21年度	第2年度 平成22年度	第3年度 平成23年度	第4年度 平成24年度	第5年度 平成25年度	第6年度 平成26年度
将来負担比率	250	250	250	240	230	210

(注) 第三セクター等改革推進債の償還が終了する年度まで記入すること。

## 第三セクター改革推進債の許可額 H21年度

平成21年度

(単位:百万円、年)

総務省No	都道府県	市町村	対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
1	長野県	-	長野県病院事業会計	廃止(独法化)	6400.0	10
2	-	大阪市	榊大阪ワールドトレードセンタービルディング	更正	16400.0	10
	都道府県・政令市合計				22800.0	
3	北海道	稚内市	榊稚内シーポートプラザ	特別清算	1762.6	10
4	青森県	むつ市	用地造成事業会	廃止	1367.9	10
5	千葉県	東金市	組合立国保成東病院	廃止(独法化)	365.4	10
6	千葉県	山武市	組合立国保成東病院	廃止(独法化)	678.6	10
7	千葉県	九十九里町	組合立国保成東病院	廃止(独法化)	163.0	10
8	大阪府	松原市	病院事業会計	廃止	3216.4	15
9	大阪府	泉佐野市	宅地造成事業会	廃止	6575.0	30
10	香川県	観音寺市	産業団地造成事業特別会計	廃止	185.0	5
11	香川県	坂出市	土地区画整理事業特別会計	廃止	425.0	10
12	香川県	坂出市	臨海部土地造成事業特別会計	廃止	875.0	10
	市町村分計				15613.9	
	合計				38413.9	

11団体12事業

14

## 第三セクター改革推進債の許可額 H22年度 1/2

平成22年度

総務省No	都道府県	市町村	対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
1	茨城県	-	茨城県住宅供給公社	破産	38077.4	15
2	神奈川県	-	(社)かながわ森林づくり公社	清算計画	8499.0	10
3	神奈川県	-	(財)神奈川県廃物処理事業団	破産	1159.0	10
4	富山県	-	土地開発公社	解散	2140.0	10
5	岡山県	-	(社)農地開発公社	清算計画	1444.0	10
6	-	千葉市	土地開発公社	解散	12500.0	20
7	-	名古屋市	名古屋臨海高速鉄道(株)	事業再生ADR	12461.0	10
8	-	名古屋市	城西病院会計	廃止(譲渡)	2191.0	10
9	-	大阪市	土地開発公社	解散	15239.0	10
					93710.4	
10	北海道	釧路市	土地開発公社	解散	1933.0	15
11	北海道	江別市	土地開発公社	解散	2700.0	15
12	北海道	余市町	土地開発公社	解散	77.4	10
13	北海道	白老町	土地開発公社	解散	263.4	10
14	北海道	白老町	工業団地造成事業会計	廃止	787.2	10
15	北海道	白老町	臨海部土地造成事業会計	廃止	989.4	10

15

## 第三セクター改革推進債の許可額 H22年度 2/2

16	岩手県	北上市	土地開発公社	解散	9681.0	30
17	宮城県	美里町	土地開発公社	解散	615.1	10
18	茨城県	古河市	(財)住宅公社	破産	4907.0	15
19	茨城県	高萩市	(財)住宅公社	破産	4678.2	20
20	神奈川県	三浦市	土地開発公社	解散	10850.0	30
21	富山県	富山市	土地開発公社	一部廃止	4435.7	10
22	石川県	白山市	(株)セイモア内尾	特別清算	228.6	6
23	大阪府	貝塚市	土地開発公社	解散	2100.0	15
24	大阪府	泉佐野市	市立泉佐野病院事業会計	廃止(独法化)	4350.0	30
25	大阪府	河内長野市	土地開発公社	解散	1902.3	10
26	大阪府	阪南市	土地開発公社	解散	878.8	10
27	兵庫県	加古川市	病院事業会計	廃止(独法化)	2383.2	10
28	奈良県	奈良市	宅地造成事業費特別会計	廃止	1455.8	10
29	広島県	三原市	土地開発公社	解散	3281.2	10
30	高知県	高知市	土地開発公社	解散	5970.0	15
31	佐賀県	上峰町	工業用地取得造成分譲特別会計	廃止	150.0	10
		市町村分計			64617.3	
		合計			158327.7	

27団体31事業

16

# 第三セクター改革推進債の許可額 H23年度

平成23年度

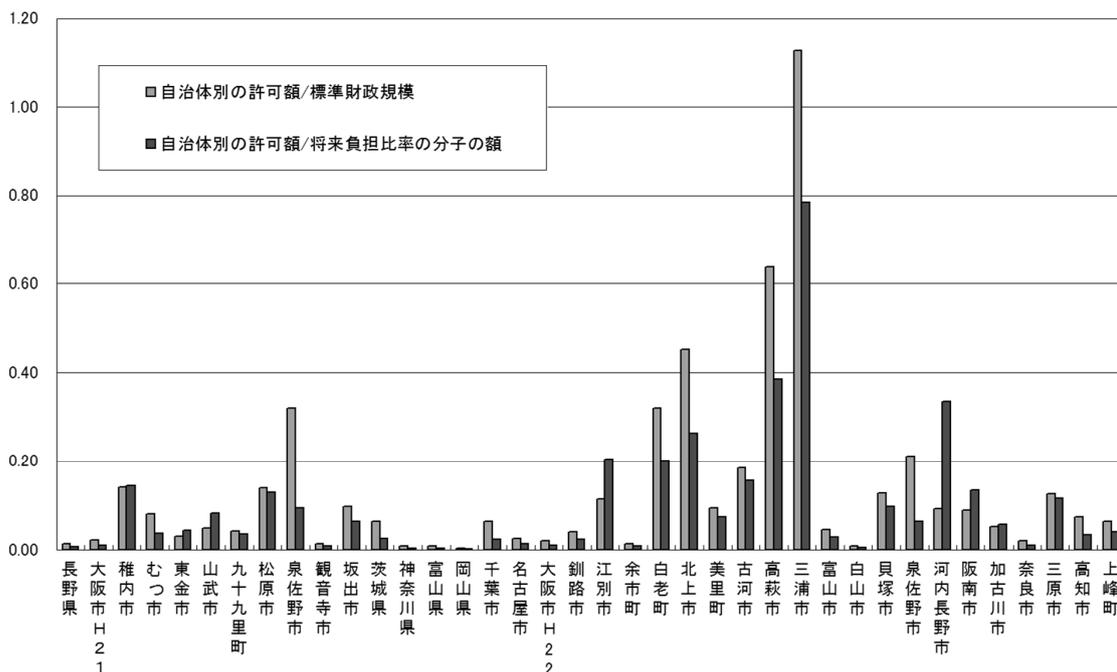
(単位:百万円、年)

総務省No.	都道府県	市町村	対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
1	群馬県		(社)林業公社	再生手続	5239.0	10
2	岐阜県		道路公社	解散	799.5	10
3	大阪府		地域整備事業	廃止	23766.0	20
4	山口県		土地開発公社	解散	4273.4	10
5	山口県		道路公社	解散	2147.4	10
6	-	広島市	(株)広島市産業情報サービス	特別清算	600.0	10
7	-	堺市	病院事業	廃止(独法化)	14000.0	10
	都道府県・指定都市合計				50825.3	
8	北海道	釧路市	(株)釧路振興公社	特別清算	10918.0	15
9	青森県	五所川原市	公立金木病院	廃止(広域連合)	942.0	10
10	青森県	中泊町	公立金木病院	廃止(広域連合)	628.0	10
11	青森県	鱒ヶ沢町	町立中央病院	廃止(広域連合)	975.0	15
12	青森県	鶴田町	町立中央病院	廃止(広域連合)	700.0	10
13	青森県	大鰐町	大鰐地域総合開発(株)	破産	3811.0	30
14	青森県	大鰐町	(財)大鰐町開発公社	破産	2806.0	30
15	宮城県	石巻市	石巻地区土地開発公社	解散	2146.8	10
16	茨城県	ひたちなか市	(財)ひたちなか市住宅・都市サービス公社	事業再生ADR	2903.3	15
17	富山県	黒部市	土地開発公社	解散	1730.0	10
18	大阪府	和泉市	土地開発公社	解散	2835.0	15
19	兵庫県	明石市	病院事業	廃止(独法化)	1928.9	10
20	広島県	呉市	交通事業	廃止	5700.0	10
21	山口県	周南市	土地開発公社	解散	1518.0	10
22	高知県	室戸市	土地開発公社	解散	460.3	10
23	熊本県	荒尾市	競馬事業	廃止	1360.0	10
	市町村合計				41362.3	
	合計				92187.6	

21団体23事業

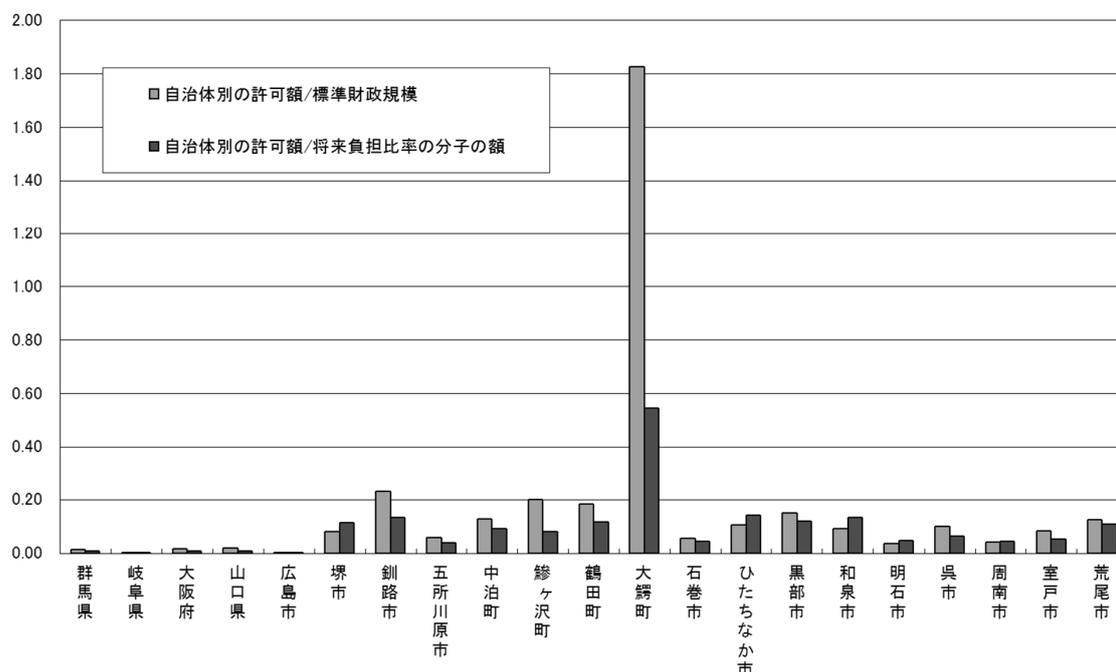
17

## 基準化した第三セクター等推進債許可額(平成21,22年度)



18

## 基準化した第三セクター等推進債許可額(平成23年度)



19

## 三セク債発行の「効果」とは

- ◆ 三セク債は発行されてから日が浅いため、実際の効果を現実のデータから検証することはできない。  
⇒予想される効果を検討することにする。
- ◆ 二つの「効果」が考えられる。
  - 直接的な効果＝借り換えによる、借金や資産の明示、金利の圧縮による財政健全化効果
    - ◆ 各許可団体において、許可申請時に実質公債費比率、将来負担比率等の将来見通しが提出されているものの、より詳細な効果は明示されていない。また、金利の詳細は許可申請書類の必要事項ではなく、把握が困難である。
  - 間接的な効果＝組織が改革されることによる公共サービスの質の改善があげられる。
    - ◆ ただし、この情報も公表されていない。
- ◆ 以下では、独自入手した資料を下に、前者の効果を整理する。

20

## 各団体の「効果」予測を調査する方法

- ◆ 各団体が許可申請を行う際、協議に用いられた
  - 「第1号様式 第三セクター等改革推進債起債予定額一覧」
  - 「第1-2号様式 第三セクター等改革推進債の記載許可に係る協議書」
  - 「第2号様式 第三セクター等改革推進債の許可にかかる財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担の見通し等」  
を検証
- ◆ どのような効果を期待、また、その結果どのような将来見込みとなっているのかを紹介し、今後の評価に向けた情報を整理。
  - 全国の許可団体に対して照会をかけたところ、32事業について、「第1号様式」、「第1-2号様式」、「第2号様式」を得ることができた。
- ◆ 第2号様式1. には、各団体がどのように効果を考えているかが記載。
  - 項目の但し書きに当該第三セクター等に係る改革を行わない場合と比較して、当該地方公共団体の将来の財政負担がいくら軽減されるのか等について、可能な限り具体的かつ定量的に記入すること。」とあるが、筆者が入手したもののうち、定量的にその効果を示しているものは少ない。
- ◆ それらのうち、比較的、定量的に効果を記述しているものを紹介

21

## 個別事例から見る効果予測 1/4

- ◆ 大阪府 河内長野市の事例
- ◆ (効果額:569百万円:対標準財政規模:2.7%:  
利子軽減)

土地開発公社解散による効果額を10年間で316百万円としている。また、11年目以降、57百万円／年の収支改善効果を見込んでいる。これは、公社を存続させたときの利息等に10年間で569百万円かかるものと推計しているためで、三セク債の10年間の利息額253百万円と比較し、算出したものである。

22

## 個別事例から見る効果予測 2/4

- ◆ 青森県 むつ市の事例
- ◆ (効果額: 年40百万円~50百万円: 負担の平準化)

むつ市は、「用地造成事業会計」の廃止により、「毎年の一時借入金利息の支払いに加え、累積した資金不足を早期に解消するためには、一般会計から多額の繰り出しが必要になる」としている。第三セクター等改革推進債を活用しない場合、「資金不足解消のためH24年度から年2億円を一般会計が繰り出すこととなるが、第三セクター等改革推進債を活用した場合は平準化されて年40百万円~50百万円の負担軽減となる」としている。

⇒一時期に集中する**負担の平準化(先送り)**を、**三セク債の効果**

23

## 個別事例から見る効果予測 3/4

- ◆ 神奈川県 三浦市の事例
- ◆ (効果額: 4,743百万円: 対標準財政規模: 49.3%: 利子軽減)

市土地開発公社の「最新の借入利率(市土地開発公社における金融機関からの借入利率)は年3.95%となっており、年間約243百万円の利子が発生することとなる。この債務を市の三セク債に切り替えた場合、年3.00%、償還期間20年とした場合には、総額2,243百万円の利子の削減が、年3.00%、償還期間30年とした場合には、総額4,743百万円の利子の削減が図られる見通し」としている。実際、償還期間30年で許可されている。

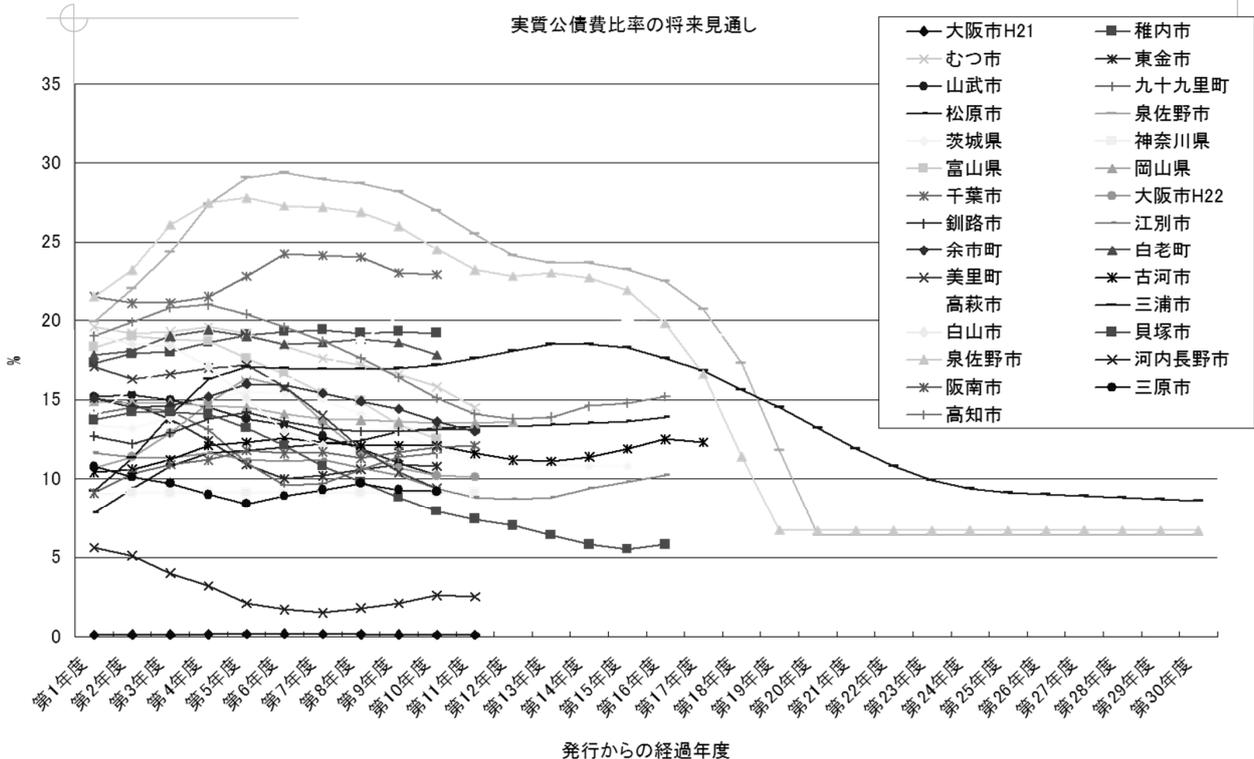
24

# 個別事例から見る効果予測 4/4

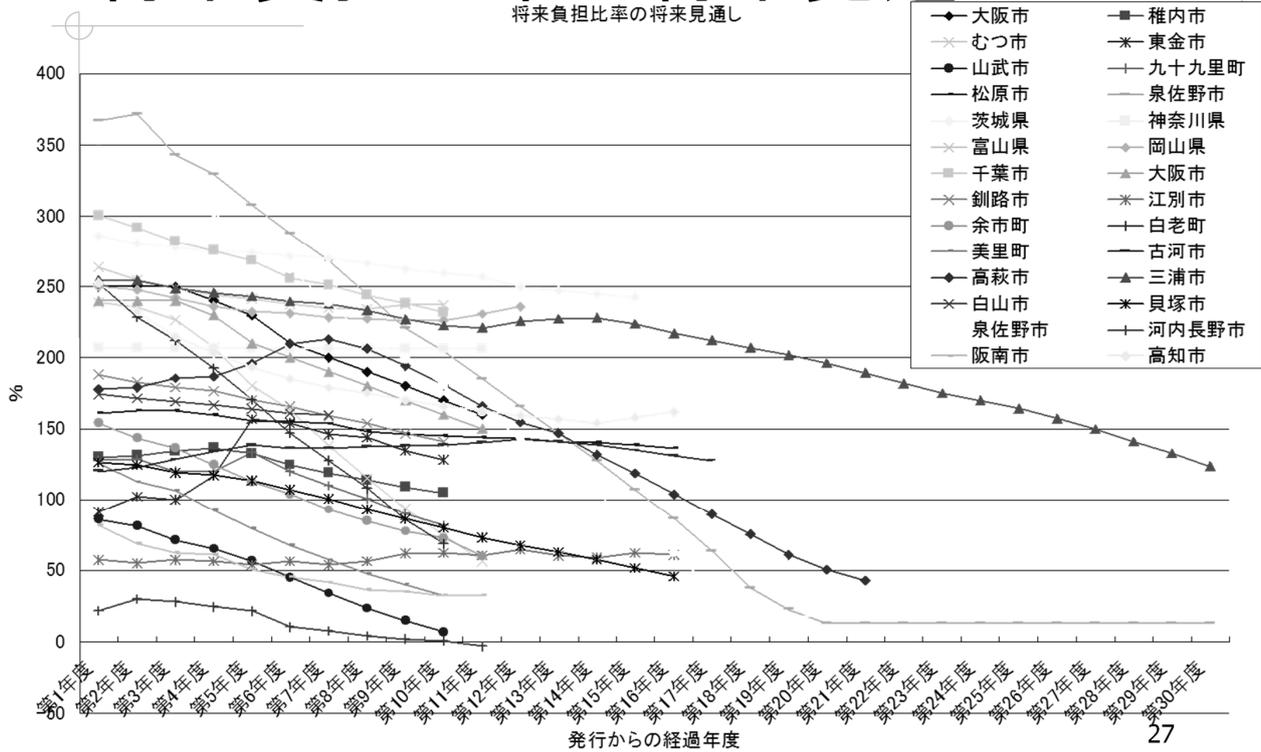
- ◆ 高知県 高知市の事例
- ◆ (効果: 利子軽減)

土地開発公社の土地について、毎年3億5000万円の土地買取の予算を計上し、少しずつ買取をしてきているが、「このペースで買取を進めると、平成22年度においても買取予算の3億5000万円のうち、利息分として1億8000万円程度必要であるため、約64億円の有高の買取には、平成35年度をこえる期間が必要」としている。そして「公社での金利負担は、現在のところ2%程度であるが、本市の起債となれば、約1.1%程度で発行でき、利息の軽減効果もある。」とし、利息の軽減による支払い総額の圧縮が効果であるとしている。

# 実質公債費比率の将来見通し



# 将来負担比率の将来見通し



## 第三セクター改革推進債発行の要因分析

- ◆ どのような背景や特徴を持った自治体が三セク債の許可申請に至っているのかという視点から、三セク債発行の要因分析を行う。
- ◆ 現段階では、発行団体は、平成21年度に11団体12事業、22年度に27団体31事業、平成23年度に21団体23事業であり、いまだ数は限られている。
- ◆ 三セク債の発行要因分析として、二つの方法が考えられる。
  - 第一は、三セク債を発行した団体と、いまだ発行していない団体とを比較することで、その発行要因を分析する方法。⇒標本数が小さく、難しい。
  - 第二は、既に発行している団体の中で、許可額および処理額の相対的規模に着目し、比較分析する方法で。
  - 第二は、第1号様式、第2号様式などによる内部データなども揃っていないため、統計的な分析に耐えるものになる可能性がある。また、将来負担額として積み重なっている対応すべき金額に対して、少ない許可額で対応している自治体があるならば、三セク問題の先送りをしているとも判断できる。
- ◆ ⇒本節では後者の観点から、既に発行した団体において、その大小に与える要因の仮説を検討することとする。

## 自治体の将来負担を改善する取り組みの格差とその要因

- ◆ 自治体の将来負担を改善する取り組みの格差は、「基準化した第三セクター等推進債許可額」で確認
- ◆ 三セク債発行の意義を高める要因
  - 財政健全化の面から、自治体の財政状態と金利設定
  - 組織改革の面からは、対象組織の経営実態が影響
- ◆ 三セク債を発行した場合に、その利率が高い⇒財政健全化からの効果は限定的⇒三セク債の金利は、発行の規模に影響
- ◆ 償還期間を長く設定することができれば、負担の平準化が可能となり、発行がしやすくなる面もある。
- ◆ 自治体に十分な基金があれば、三セク債に頼らずとも処理できる場合もある。
- ◆ 将来負担が多い団体では、さらなる借金は困難か。
- ◆ 問題を抱える第三セクター等は、これまで、政治的に処理が先送りされてきたものも多い。政治効果も考慮する必要。

29

## 要因仮説

- ◆ 1. 三セク債を発行する際、その利率が高いほど、三セク債発行を減少させる。
- ◆ 2. 償還期間が長いほど、負担が平準化されるため発行額を大きくすることができる。
- ◆ 3. 基金があるほど、三セク債の発行は抑制される。
- ◆ 4. 初年度の21年度より、2年目の22年度のほうが、準備期間があり先行例も見極められるため、発行規模が大きくなる。
- ◆ 5. 将来負担比率が高いほど、財政の健全化の必要性から、発行を必要とする面がある一方で、発行の限界が近いことから、発行に制約がかかる面もある。符号は不定である。
- ◆ 6. (政治要因)首長が多くの政党に支持されているほど、改革に着手しやすく、三セク債の発行が大きくなることが考えられる。しかし逆を言えば、首長の政治的立場が曖昧ともいえるため、問題先送りのインセンティブが働くかもしれない。符号は不定である。

30

# 実証モデル

$$Y_i = \alpha_0 + X\beta + \varepsilon_i$$

$i = 1, 2, \dots, N$  個体

- ◆  $i$ : 地域(市町)
- ◆  $Y$ : 自治体別の(標準財政規模で測った)三セク債許可額
- ◆  $X$ : 各地域での産業構造などの制度外的外生要因と、制度的要因を表す変数のベクター
- ◆  $\beta$ : 要因に関わる係数ベクター

31

# データの出所1

## 被説明変数

- ◆ 「許可額／標準財政規模」: 各市町の第3セクター等改革推進債の団体別許可額を、標準財政規模で除した値
- ◆ 「許可額／将来負担額」: 第3セクター等改革推進債の団体別許可額を、将来負担率の算定の基礎となる将来負担額で除した値。

総務省「第三セクター等改革推進債に係る許可額」(平成21、22年度)

総務省「平成20年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率」元データ

32

## データの出所2

### 説明変数

- ◆ 三セク債利率・償還期間:各市町担当課「第1号様式 第三セクター等改革推進債起債予定額一覧」に記載の各団体別の三セク債利率と償還期間
- ◆ 「基金／標準財政規模」:総務省「平成20年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率」元データより、将来負担額の算定において将来負担額より差し引かれる基金額を、標準財政規模(平成20年度)で除した値。
- ◆ 将来負担比率:総務省「平成20年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率」
- ◆ 65歳以上人口比率:「住民基本台帳人口」
- ◆ 首長の支持・推薦政党数:『全国首長名簿2008年版』(地方自治総合研究所)
- ◆ 第1次産業比率:国勢調査
- ◆ 22年度許可ダミー:第三セクター等改革推進債の許可が22年度である場合を1

33

## 推定結果

推計式	1	2	3	4
被説明変数	許可額/将来 負担額	許可額/将来 負担額	許可額/将来 負担額(地方 債除く)	許可額/将来 負担額(地方 債除く)
三セク債利率(%)	-0.1520446 * (0.075)	-0.1267675 (0.105)	-0.1002991 ** (0.044)	-0.0891146 ** (0.045)
償還期間(年)	0.0225364 *** (0.003)	0.0197046 *** (0.002)	0.0145644 *** (0.001)	0.0133114 *** (0.001)
基金/標準財政規模	-0.0567166 (0.748)	-0.1381288 (0.419)	-0.125181 (0.25)	-0.1612039 (0.132)
将来負担比率	-0.0011968 *** (0.001)	-0.001139 *** (0.001)	-0.0005659 *** (0.005)	-0.0005402 *** (0.002)
実質公債費比率	-0.0032741 (0.685)	-0.0123375 (0.127)	-0.0045261 (0.408)	-0.0085364 * (0.077)
65歳人口比率	0.0222701 (0.199)	0.0237837 (0.148)	0.0209441 ** (0.041)	0.0216138 ** (0.029)
首長・議会の政党合致度(自民)	-0.0003396 (0.916)	-0.0037823 (0.223)	-0.0027552 (0.101)	-0.0042785 *** (0.009)
公営企業ダミー	-0.0991489 (0.149)		-0.0438709 (0.188)	
定数項	-0.3419113 (0.22)	-0.2198678 (0.499)	-0.336125 ** (0.04)	-0.2821238 (0.108)
サンプル	20	20	20	20
R2	0.816	0.7821	0.8388	0.8246

34

# 分析結果

- ◆ 三セク債利率は、マイナスに有意
  - 三セク債の利率が低いほど将来負担額の縮減努力の取り組みが促進されていることを示している。
  - 三セク債の金利は、入手できた第1号様式に限っても「1.8%」から「10%以内」と自治体別の格差が大。
  - 総務省には、三セク債の発行利率を下げられるような支援策（例えば、金融機関とのマッチング支援）が望まれる。
- ◆ 償還期間については、全ての推計式において、有意にプラス
  - 償還期間の長期化により、三セク債の発行が容易になっていることが推察される。基本的に10年償還と決められているが、より長期の償還期間を設けることで、負担の平準化が可能となる。
- ◆ 将来負担比率については、全ての推計式において有意にマイナス
  - 将来負担比率は、債務発行で影響を受けないはずであり、将来負担額が大きい自治体においては、他の自治体よりも三セク債の利用が加速されると思われるが、推計結果は、そもそも将来負担比率が大きいため、将来負担額で基準化された三セク許可額は、他の自治体と比較して、大きいものではないことを示している。

35

# 要因分析のまとめ

- ◆ 三セク債発行規模に対して、
  - ①三セク債利率が影響
  - ②三セク債償還期間が影響
  - ③将来負担比率が影響

した可能性があることがデータを用いた実証分析によって明らかとなった

36

## まとめ 1/2

- ◆ 三セクター等改革推進債の財政規模に占める許可額の実態を見た結果、自治体間でばらつきがあることがわかった。地域の特殊性が、発行につながっていることが推察された。
- ◆ 現段階では土地開発公社や病院事業会計等、問題意識が高かった部分での発行が多いが、第三セクターである株式会社法人にも課題が多く、課題解決に向けた三セク債の活用が期待される。
- ◆ 次に、その「効果」の検討として、データの制約から、三セク債発行により予想される効果を検討。
- ◆ 事例から、予想される効果としては、調達金利の低下による財政健全化(将来負担比率の低下)および、負担の平準化にあることが分かった。ただ、本来、三セク債の発行で期待された組織改革の効果は、十分議論されていないこともわかった。

37

## まとめ 2/2

- ◆ 最後に、本稿ではこの観点から、団体別の規模を考慮した、各市町の第3セクター等改革推進債の団体別許可額被説明変数とする要因分析を行った。
- ◆ 結果、三セク債の利率が低いほど三セク債の活用が促進されていること、償還期間の長期化により、三セク債の発行が可能となっていることがわかった。また、将来負担比率が既に高い自治体において三セク債の活用が困難となっていることもわかった。また、2年目に三セク債を申請した自治体において、三セク債の発行が大きくなり、活用が進んでいることが分かった。

38

## 本研究に残された課題

- ◆ 現時点では、データの蓄積が完全ではないため、今後、精緻な実証分析に耐えられるサンプルの作成が必要。
- ◆ 本研究における実証分析は、既に発行している団体の中で、許可額および処理額の相対的規模に着目し、比較分析する方法をとったが、今後、三セク債の活用が進み、発行団体数が増えれば、三セク債を発行した団体と、いまだ発行していない団体とを比較することで、その発行要因を分析することも可能となろう。
- ◆ 三セク債の政策評価を行うために、組織改革の面も含めて、三セク債の発行によってどのようにサービスが変化し、社会にどのように効果を及ぼしたのかを検証することも重要であろう。以上は、今後の課題としたい。

## 第三セクター等改革推進債の実績と実態

(PHP 研究所 金坂成通 [kanasaka0126@gmail.com](mailto:kanasaka0126@gmail.com)  
大阪大学大学院国際公共政策研究科 赤井伸郎 [akai@osipp.osaka-u.ac.jp](mailto:akai@osipp.osaka-u.ac.jp))

VERSION 20120611

### 目次

1. はじめに	2
2. 第三セクター改革推進債の許可額	3
2.1 発行実績	3
2.2 財政規模に占める許可額	8
3. 個別事例から見る効果予測	9
4 第三セクター改革推進債発行の要因分析	15
4.1 要因分析手法	15
4.2 要因仮説	17
4.3 実証モデル	17
4.4 データ	18
4.5 推計結果と解釈	20
5. 結論と今後の課題	22
参考資料	23

### 1. はじめに

現在、全国には、経済状況の変化により、経営が大きく悪化している、公営企業・地方公社・第三セクター（第三セクターとは、官民が出資する団体であり、「第三セクター等」とは、第三セクターに、地方公社を加えたものをいう。）が多い。その存在意義を見直し、廃止・清算や、負債の大幅な整理を伴う業務の廃止・事業の再生等の抜本的な改革を行うことが急務となっている。このことから、総務省「債務調整等に関する調査研究会」では、議論を重ね、『第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革の推進に関する報告書』（平成 20 年 12 月）の提言を行った。この提言を受け、地方財政法の改正が行われ、自治体財政健全化法の全面施行（平成 21 年 4 月 1 日）から 5 年以内に第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、平成 21 年度から 25 年度までの時限措置として、第三セクター等の整理・再生のための一定の経費を、地方議会の議決、総務大臣または都道府県知事の認可等の手続を経て地方債の対象とすることとする特例措置（第三セクター等改革推進債）が創設された。

この措置によって、これまで、財源不足により、組織の廃止など抜本的な改革が行なえず、改革を先送りしてきた団体にメスを入れることができたようになつた。第三セクター等、住民から目の届きにくいところで増幅していた隠れ借金が公開され、中長期的には地方公共団体の財政負担の軽減につながることも期待される。加えて、財政の健全化だけではなく、公共サービスの質の改善も期待される。土地開発公社の不良資産問題など、放置すれば拡大していく外郭団体の赤字問題に対して、その組織を抜本的に見直し、サービス向上につながるものである、その貢献は高いと思われる。次節で紹介するように、実際に、三セク改革債を活用して、組織の抜本的な改革を行う自治体が続出しており、この制度は活用されている。

その一方で、これまで、その処理を促す仕組みとして整備された「第三セクター等改革推進債」が、どの様な自治体で、どの様な理由で発行されているのか（実態）、また、適切・効果的に発行され、社会に役立っているのか（評価）に

ついでの研究は全く行われていない。財政状況が厳しい中、過去に積み上げられた負債の在り方、資産の有効活用に向けた情報収集は、喫緊の課題である。そこで、本稿では、いくつつかの事例研究と、自治体の状況や地域経済データなどを用いた実証研究により、三セク債の発行実態とその効果の分析を行う。

本稿は以下のように構成されている。まず、次節では、実際に発行された額を概観する。また、財政規模との関係を探る。第3節では、事例を述べる。第4節では、その要因分析を試みる。

## 2. 第三セクター改革推進債の許可額

### 2.1 発行実績

第三セクター等改革推進債は、平成21年度において11団体12事業を対象に、合計384億円許可されている。そのうち、都道府県・政令市は、長野県病院事業会計で64億円、大阪市の㈱大阪ワールドトレードセンタービルディングで164億円である。

市町村合計は156億円で、泉佐野市の宅地造成事業会計の65億円、松原市の病院事業会計の32億円、稚内市の㈱稚内シーボートプラザの17億円、むつ市の用地造成事業会計の13億円などが大きい。償還期間は泉佐野市の宅地造成事業が30年、松原市の病院事業会計が15年、その他は10年となっている。(図表1参照)

平成22年度においては27団体31事業が活用し、合計1583億円発行されている。都道府県・政令市合計で937億円と半分以上を占め、そのうち茨城県住宅供給公社が380億円、大阪市土地開発公社が152億円、千葉市土地開発公社が125億円、名古屋臨海高速鉄道㈱が124億円とその規模が大きい。

市町村合計は646億円で、三浦市土地開発公社の108億円、北上市土地開発公社の96億円、高知市土地開発公社の59億円、古河市(財)住宅公社の49億円、(財)高萩市住宅公社の46億円などの発行規模が大きい。償還期間は北上市土地開発公社、三浦市土地開発公社、泉佐野病院事業会計が30年、千葉市土地開発公社、(財)高萩市住宅公社が20年と特別に長期にわたる償還となっている。(図表2参照)

平成23年度においては21団体23事業が活用し、合計921億円発行されている。都道府県・政令市合計で508億円と半分以上を占め、そのうち大阪府地域整備事業が237億円、堺市病院事業が140億円、群馬県林業公社が52億円とその規模が大きい。

市町村合計は413億円で、鉦路市の鉦路振興公社の109億円、呉市の交通事業の57億円、青森県大鰐町の大鰐総合開発(株)の38億円、(財)大鰐町開発公社の28億円、茨城県ひたちなか市の(財)ひたちなか市住宅・年サービスク社の29億円、大阪府和泉市の土地開発公社の28億円などの発行規模が大きい。償還期間は大鰐総合開発(株)の38億円、(財)大鰐町開発公社が30年、大阪府地域整備事業が20年と特別に長期にわたる償還となっている。(図表3参照)

次に、年度別・事業類型別の許可額を見てみよう(図表4参照)。平成21年度から23年度にかけて、三セク債を用いて処理された66事業の内訳は、病院事業・地域整備事業など公営企業(特別会計)が26、地方公社(土地開発公社・住宅供給公社、道路公社)が25、株式会社や財団法人などの第三セクターが15となっている。総額ベースで見ると、地方公社の処理に約1285億円が許可され、次いで公営企業に約825億円、第三セクターの処理に約778億円が許可され、この三年間では、地方公社の処理が進んだことがわかる。ただし、第三セクターに関する平均許可額が約52億円と大きく、また平均償還年数も14年を越えている。

すなわち、現段階では土地開発公社や病院事業会計等、問題意識が高かった部分が発行団体の多さとして表面化している。しかしながら、実際、債務を抱えている団体は、いわゆる第三セクターである株式会社法人にも多く、利害関係者が多いため、調整が難航しているとの議論もある。実際、発行数は少ないものの、第三セクターに係る許可額が平均して大きく、今後大きな問題となることが予想される。組織の背後にいろいろな利害が絡む場合には、資金の手当てだけで改革を行うことは難しい。利害調整が必要な三セクに対して、どのような仕組みが可能なかを検討することが必要であろう。

図表 1 平成 21 年度 第三セクター等改革推進債に係る許可額

平成21年度 総務省No	都道府県	市町村	対象法人、公営企業 業会計等名	処理	許可額 (単位:百万円、年)	償還期間
1	長野県	-	長野県病院事業 会計	廃止(独法化)	6400.0	10
2	-	大阪市	株式会社 レドセンタービル ディング	更正	16400.0	10
	都道府県・ 政令市合計				22800.0	
3	北海道	稚内市	稚内インポート プラザ	特別清算	1762.6	10
4	香森県	むつ市	用地造成事業会 社	廃止	1367.9	10
5	千葉県	東金市	組合立国保院東 病院	廃止(独法化)	365.4	10
6	千葉県	山武市	組合立国保成真 病院	廃止(独法化)	678.6	10
7	千葉県	九十九里町	組合立国保成東 病院	廃止(独法化)	163.0	10
8	大阪府	松原市	病院事業会計	廃止	3216.4	15
9	大阪府	泉佐野市	空地造成事業会 社	廃止	6575.0	30
10	香川県	観音寺市	産業団地造成事 業特別会計	廃止	185.0	5
11	香川県	坂出市	土地区画整理事 業特別会計	廃止	425.0	10
12	香川県	坂出市	臨海部土地造成 事業特別会計	廃止	875.0	10
	市町村分計 合計				15613.9	
	11団体2事 業				38413.9	

(出所) 総務省提供資料より筆者作成。

図表 2 平成 22 年度 第三セクター等改革推進債に係る許可額

平成22年度 総務省No	都道府県	市町村	対象法人、公営企 業会計等名	処理	許可額	償還期間
1	茨城県	-	茨城県住宅供給 公社	破産	38077.4	15
2	神奈川県	-	(社)ながわ森 林づくり公社	清算計画	8499.0	10
3	神奈川県	-	(財)神奈川産業 物産事業団	破産	1159.0	10
4	富山県	-	土地開発公社	解散	2140.0	10
5	岡山県	-	(社)農地開発公 社	清算計画	1444.0	10
6	-	千葉市	土地開発公社	解散	12500.0	20
7	-	名古屋市	名古屋臨海高速 鉄道(株)	事業再生ADR	12461.0	10
8	-	名古屋市	城西病院会計	廃止(譲渡)	2191.0	10
9	-	大阪市	土地開発公社	解散	15239.0	10
					93710.4	
10	北海道	釧路市	土地開発公社	解散	1933.0	15
11	北海道	江別市	土地開発公社	解散	2700.0	15
12	北海道	奈井町	土地開発公社	解散	77.4	10
13	北海道	白老町	土地開発公社	解散	263.4	10
14	北海道	白老町	工業団地造成事 業会計	廃止	787.2	10
15	北海道	白老町	臨海部土地造成 事業会計	廃止	989.4	10
16	岩手県	北上市	土地開発公社	解散	9681.0	30
17	岩手県	葉巻町	土地開発公社	解散	615.1	10
18	茨城県	古河市	(財)住宅公社	破産	4907.0	15
19	茨城県	高萩市	(財)住宅公社	破産	4678.2	20
20	神奈川県	三浦市	土地開発公社	解散	10850.0	30
21	富山県	富山市	土地開発公社	一部廃止	4435.7	10
22	石川県	白山市	(株)セイモア内屋 特別清算	特別清算	228.6	6
23	大阪府	貝塚市	土地開発公社	解散	2100.0	15
24	大阪府	泉佐野市	市立泉佐野病院 事業会計	廃止(独法化)	4350.0	30
25	大阪府	河内長野市	土地開発公社	解散	1902.3	10
26	大阪府	阪南市	土地開発公社	解散	878.8	10
27	兵庫県	加古川市	病院事業会計	廃止(独法化)	2383.2	10
28	奈良県	奈良市	空地造成事業費 特別会計	廃止	1455.8	10
29	広島県	三原市	土地開発公社	解散	3281.2	10
30	高知県	高知市	土地開発公社	解散	5970.0	15
31	佐賀県	上峰町	工業用地取得遺 成分譲特別会計	廃止	150.0	10
	市町村分計 合計				64617.3	
	21団体31事 業				158327.7	

(出所) 総務省提供資料より筆者作成。

図表 3 平成 23 年度 第三セクター等改革推進債に係る許可額

平成23年度 総務省No.	都道府県	市町村	対象法人、公営企 業会計等名	処理	許可額 (単位:百万円、年)	償還期間
1	群馬県	群馬県	(社)群馬県	再生手続	5239.0	10
2	群馬県	群馬県	群馬県	解散	799.5	10
3	大阪府	大阪府	大阪府	廃止	23766.0	20
4	山口県	山口県	山口県	解散	4273.4	10
5	山口県	山口県	山口県	解散	2147.4	10
6	-	広島市	(株)広島市産業情 報サービス	特別清算	6000	10
7	-	堺市	堺市(強法化)	廃止(強法化)	14000.0	10
8	北海道	札幌市	札幌市(株)札幌興業公社	特別清算	50825.3	10
9	北海道	札幌市	札幌市(株)札幌興業公社	特別清算	10918.0	15
10	青森県	五所山原市	公立金木病院	廃止(広域運合)	942.0	10
11	青森県	中泊町	公立金木病院	廃止(広域運合)	828.0	10
12	青森県	鶴ヶ沢町	町立中央病院	廃止(広域運合)	975.0	15
13	青森県	鶴田町	町立中央病院	廃止(広域運合)	7000	10
14	青森県	大鰐町	大鰐地域総合開 発(株)	破産	3811.0	30
15	宮城県	大崎町	(財)大崎町開発公 社	破産	2806.0	30
16	茨城県	石巻市	右巻地区土地開 発公社	解散	21468	10
17	茨城県	ひたちなか市	(財)ひたちなか市 住宅・都市サービ ス公社	事業再生ADR	29033	15
18	茨城県	黒潮市	黒潮市	解散	1730.0	10
19	茨城県	和歌市	和歌市	解散	2835.0	15
20	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	19289	10
21	茨城県	土浦市	土浦市	解散	57000	10
22	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	15180	10
23	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	4603	10
24	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	13600	10
25	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	41362.3	10
26	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
27	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
28	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
29	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
30	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
31	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
32	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
33	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
34	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
35	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
36	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
37	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
38	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
39	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
40	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
41	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
42	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
43	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
44	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
45	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
46	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
47	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
48	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
49	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
50	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
51	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
52	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
53	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
54	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
55	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
56	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
57	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
58	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
59	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
60	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
61	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
62	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
63	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
64	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
65	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
66	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
67	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
68	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
69	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
70	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
71	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
72	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
73	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
74	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
75	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
76	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
77	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
78	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
79	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
80	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
81	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
82	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
83	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
84	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
85	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
86	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
87	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
88	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
89	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
90	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
91	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
92	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
93	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
94	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
95	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
96	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
97	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
98	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
99	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10
100	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市	解散	92187.6	10

(出所) 総務省提供資料より筆者作成。

図表 4 年度別・事業類型別の許可額・償還期間

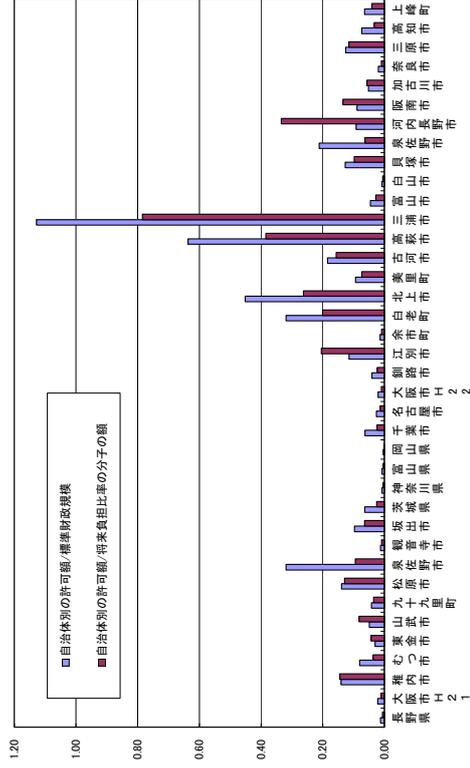
事業類型	事業数	許可額合計(百万円)	平均許可額(百万円)	平均償還期間(年)
平成21年度	10	20,251	2,025	12.00
平成22年度	2	18,163	9,081	10.00
平成23年度	12	38,414	3,201	11.67
平成22年度	7	12,307	1,758	12.86
平成23年度	17	112,644	6,626	14.41
平成24年度	7	33,377	4,768	11.57
平成22年度	31	168,328	5,430	13.42
平成23年度	9	90,000	5,556	11.67
平成24年度	8	15,910	1,989	10.63
平成25年度	6	26,277	4,380	18.33
平成26年度	23	92,188	4,008	13.04
平成27年度	26	82,558	3,175	12.12
平成28年度	25	128,555	5,142	13.20
平成29年度	15	77,817	5,188	14.07
平成30年度	66	288,929	4,378	12.97

(出所) 総務省提供資料より筆者作成。

2.2 財政規模に占める許可額

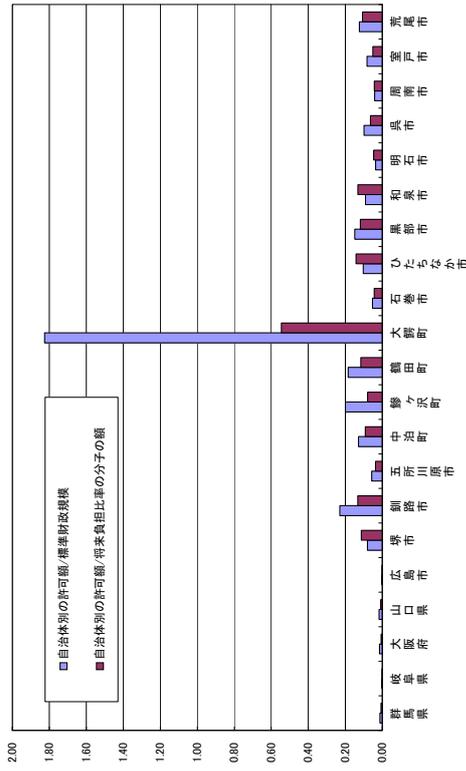
図表 5、図表 6は、財政規模に占める許可額を示したものである。自治体間ではばらつきがあることがわかる。このことから、地域の規模だけでなく、地域の特殊性が、発行につながっていることが推察される。現段階では土地開発公社や病院事業会社等、問題意識が高かった部分が発行団体として表面化しているが、第三セクターとして知られる株式会社での活用は、特に自治体財政の規模に比して負担が大きいとされている大鰐町(大鰐地域総合開発(株))、(財)大鰐町開発公社)の事例などはあるが、限定的である。株式会社法人では、利害関係者が多いことが、改革を妨げているとも考えられる。組織の背後にいろいろな利害が絡む場合には、資金の手当てだけで改革を行うことは難しい。25年度まで発行は可能であり、今後の活用が期待される。

図表 5 基準化した第三セクター等推進債許可額(平成21,22年度)



(出所) 総務省提供資料及び『都道府県決算状況調』『市町村別決算状況調』より筆者作成。

図表 6 基準化した第三セクター等推進債許可額 (平成 23 年度)



(出所) 総務省提供資料及び『都道府県決算状況調』『市町村別決算状況調』より筆者作成。

### 3. 個別事例から見る効果予測

上記では、第三セクター等改革推進債の現状をみたが、次に、その効果を検討する。発行されてから日が浅いため、実際の効果を現実のデータから検証することはできない。そのため、現時点では、予想される効果を検討することにする。発行による効果としては以下の二つが考えられる。直接的な効果としては、借り換えにより、これまで隠れていた借金や資産の明示、また金利の圧縮による財政健全化があげられる。各許可団体において、許可申請時に実質公債費比率、将来負担比率等の将来見通しが提出されているものの、より詳細な効

果は明示されていない。また、金利の詳細は許可申請書類の必要事項ではなく、把握が困難である。一方、間接的な効果としては、組織が改革されることによる公共サービスの質の改善があげられる。ただし、この情報も公表されていない。

以下では、全国の許可団体から入手した以下の情報に基づき、前者の効果を明らかにしたい。各団体が許可申請を行う際、協議に用いられた「第1号様式第三セクター等改革推進債起債予定額一覧」(以下、第1号様式と略)及び「第1-2号様式 第三セクター等改革推進債の記載許可に係る協議書」及び「第2号様式 第三セクター等改革推進債の許可にかかる財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担の見通し等」<sup>2</sup>(以下、第2号様式と略)を検証することで、どのような効果が期待されたのか、また、その結果どのような将来見込みとなっているのかを紹介し、今後の評価に向けた情報を整理する。

第2号様式の「1. 地方財政法(昭和23年法律第109号)第33条の5の7第1項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果」には、各団体がどのように効果を考えているかが記載されている。項目の但し書きに、「地方財政法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為が、当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資することを確認する必要があることから、当該第三セクター等に係る改革を行わない場合と比較して、当該地方公共団体の将来の財政負担がいくらか軽減されるのか等について、可能な限り具体的かつ定量的に記入すること。」とあるが、筆者が入手したもののうち、定量的にその効果を示しているものは少ない。このあたりは、説明責任の観点から、ガバナンスの立場にある総務省の徹底に期待したい。

1 本稿の作成にあたり、第1号様式と第1-2号様式と第2号様式を提出頂いた団体は以下の32事業である。(第1号様式と第1-2号様式はほぼ同じ内容であるため、以下では第1号様式とのみ表記する)  
平成21年度発行団体(8事業 8団体): 大田市 稚内市 むつ市 東金市 山武市 九十九里町 松原市 泉佐野市  
平成22年度発行団体(24事業 21団体): 茨城県 神奈川県 富山県 岡山県 千葉市 大崎市 釧路市 江別市 余市町 白老町 美里町 古河市 高萩市 三浦市 白山市 貝塚市 泉佐野市 河内長野市 阪南市 三原市 高知市  
2 それらの様式は、地方公営企業制度研究会(2010) pp.233-235を参照された。

以下では、それらのうち、比較的、定量的に効果を記述しているものを紹介する。

**大阪府 河内墨野市の事例（効果額：569 百万円：対標準財政規模：2.7%：利子軽減）**

河内長野市は、土地開発公社解散による効果額を 10 年間で 316 百万円としている。また、11 年目以降、57 百万円／年の収支改善効果を見込んでいる。これは、公社を存続させたときの利息等に 10 年間で 569 百万円かかると推計しているため、三セク債の 10 年間の利息額 253 百万円と比較し、算出したものである。

**大阪府 貝塚市の事例（効果額：140.2 百万円：対標準財政規模：0.8%：利子軽減）**

貝塚市は、土地開発公社解散による効果額を 15 年間で 104 百万円としている。また 16 年目以降、36.2 百万円／年の収支改善効果を見込んでいる。これは、公社存続時の利息等に 15 年間で 543 百万円かかると推計しているため、三セク債の 15 年間の利息額 439 百万円と比較し、算出したものである。

**青森県 むつ市の事例（効果額：年 40 百万円～50 百万円：負担の平準化）**

むつ市は、「用地造成事業会計」の廃止により、「毎年の一時借入金利息の支払いに加え、累積した資金不足を早期に解消するためには、一般会計から多額の繰り出しが必要になる」としている。第三セクター等改革推進債を活用しない場合、「資金不足解消のため H24 年度から年 2 億円を一般会計が繰り出すこととなるが、第三セクター等改革推進債を活用した場合は平準化されて年 40 百万円～50 百万円の負担軽減となる」としている。

このように、むつ市は、一時期に集中する負担の平準化（先送り）を、三セク債の効果としているといえる。

**富山県の事例（効果：利子軽減）**

富山県は、土地開発公社が近年、毎年度約 40 百万円程度（H21 決算：約 37676 千円）の損失を出し、純資産の額が低減している（＝将来的な県の負担増要因となっている）ことを受け、解散させた。「三セク債の発行により、利子負担が約 135 百万円増えるが（利率 1.2%で試算）が、上記の財政健全化による効果のほうが大きい」としている。

**大阪市の事例（効果：負担の平準化）**

大阪市は、公社が存続した場合、「土地の保有を継続する場合には、公社の運営経費（年間1億円程度）や金融機関からの借入金（約197億円）に対する利息（年間2億円程度）を負担し続けることとなる。」としている。そこで公社を解散し、「解散処理にかかる債務保証付公社借入金の代位弁済に要する経費を第三セクター等改革推進債を活用し、中期的に財政負担の平準化を図る」としている。むつ市と同じく、平準化をその効果としているようである。

**宮城県 美里町の事例（効果額：3,709,648 円：対標準財政規模：0.1%：利子軽減）**

美里町は、土地開発公社へ平成 23 年度以降平成 33 年度まで支払うべき金額を、元金：625,956,273 円および利子：50,860,092 円の合計：676,816,365 円と推計している。一方で、第三セクター等改革推進債 615,100,000 円を発行して土地開発公社へ支払った場合の地方債償還予定額は、元金：615,100,000 円および利子：47,150,444 円の合計：662,250,444 円と見込み、「支払利子の差額分 3,709,648 円が財政負担の軽減額となる見込み」としている。

**茨城県 高萩市の事例（効果：負担の平準化）**

高萩市は、財団法人高萩市住宅公社について「市出資団体等経営検討委員会の試算では、このまま公社が事業を継続した場合、平成 40 年度末の借入金残高は約 73 億円（平成 22 年度末現在約 47 億円）となる」ことから、早期に公社を清算（解散）することが、市の将来負担を軽減し、財政の健全化に資することになるとしている。しかし、「公社の清算（解散）にあたっては、公社の金融

機関からの借入れに対し市が損失補償契約を締結していることから、金融機関から平成21年度末残高4,678.2百万円を一括して償還するよう求められる」とし、「標準財政規模の60%を超える一般財源を単年度で捻出することは事実上困難」で、第三セクター等改革推進債で「負担の平準化を図る」としている。

**神奈川県 三浦市の事例(効果額：4,743百万円：対標準財政規模：49.3%：利子軽減)**

三浦市は、市土地開発公社の「最新の借入利率（市土地開発公社における金融機関からの借入利率）は年3.95%となっており、年間約243百万円の利子が発生することとなる。この債務を市の三セク債に切り替えた場合、年3.00%、償還期間20年とした場合には、総額2,243百万円の利子の削減が、年3.00%、償還期間30年とした場合には、総額4,743百万円の利子の削減が図られる見通し」としている。実際、償還期間30年で許可されている。

**広島県 三原市の事例(効果額：75百万円：対標準財政規模：0.3%：利子軽減)**

三原市は、「現況を継続した場合の利子所要額（利率1%）300百万円」と、「三セク債を発行し、公社を解散した場合の利子所要額（利率1.4%）225百万円」とし、その差額として、「75百万円の軽減が見込まれる」としている。

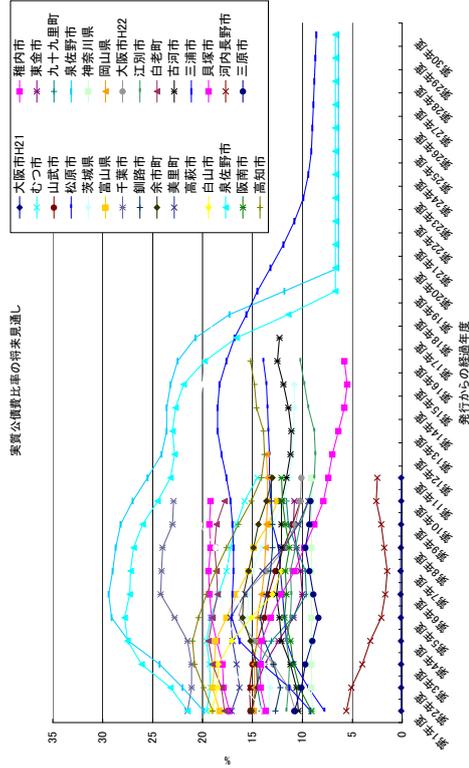
**高知県 高知市の事例(効果額：利子軽減)**

高知市は、土地開発公社の土地について、毎年3億5000万円の土地買取の予算を計上し、少しずつ買取をしてきているとしているが、「このペースで買取を進めると、平成22年度においても買取予算の3億5000万円のうち、利息分として1億8000万円程度必要であるため、約64億円の有高の買取には、平成35年度をこえる期間が必要」としている。そして「公社での金利負担は、現在のところ2%程度であるが、本市の起債となれば、約1.1%程度で発行でき、利息の軽減効果もある。」とし、利息の軽減による支払い総額の圧縮が効果であるとしている。

以上の事例から、三セク債を活用して三セク等の処理を進めることで、財政

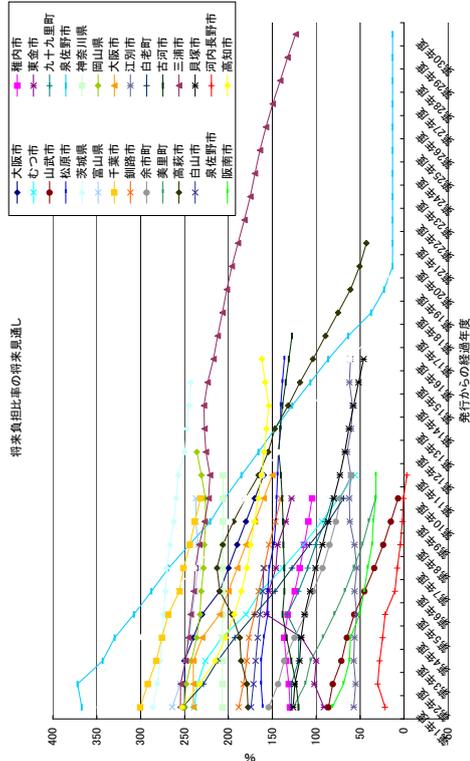
負担の平準化と利子軽減の効果により、概ね財政健全化に向かう姿が見える。以下の図表7、図表8は、「第2号様式」に記載された各団体の実質公債費比率と将来負担比率の将来見通しをグラフ化したものである。実質公債費比率は泉佐野市を除く自治体で25%を超えることは無く、また、中長期的に、将来負担比率が概ね下がっていく傾向にあるといえるだろう。

図表7、実質公債費比率の将来見通し



(出所) 各自治体提供資料（第2号様式）より筆者作成。

図表 8 将来負担比率の将来見通し



(出所) 各自治体提供資料(第2号様式)より筆者作成。

ただ、ここで述べられている効果は、利子軽減や負担の平準化による金銭効果に限られており、組織の抜本改革による資源の有効活用の効果は議論されていない。自治体には、この点の説明責任も必要である。以下では、自治体の三セク債発行の背後にある要因を探ることとする。

#### 4 第三セクター改革推進債発行の要因分析

##### 4.1 要因分析手法

本節では、どのような背景や特徴を持った自治体が、三セク債の発行によって将来負担を軽減する努力を行っているのかという視点から、三セク債発行の要因分析を行う。

現段階では、発行団体は、平成21年度に11団体、12事業、22年度に27団

体31事業、平成23年度に21団体23事業であり、いまだ全体の自治体数に比べると発行団体数は限られている。

ここで、三セク債の発行要因分析として、二つの方法が考えられる。第一は、三セク債を発行した団体と、いまだ発行していない団体とを比較することで、その発行要因を分析する方法である。第二は、既に発行している団体の中で、許可額および処理額の相対的規模に着目し、比較分析する方法である。

前者は許可発行した団体のサンプルサイズが現時点では小さいため、統計的に検証することがまだ難しいといえる。一方、後者においては、第1号様式、第2号様式などによる内部データなども揃っているため、統計的な分析に耐えるものになる可能性がある。また、将来負担額として積み重なっている対応すべき金額に対して、少ない許可額で対応している自治体があるならば、三セク問題の先送りをしているとも判断できる。

そこで、本節では後者の観点から、既に発行した団体において、その大小に与える要因の仮説を検討することとする。

自治体の将来負担を改善する取り組みの格差は、具体的には、図表5と図表6でも確認できる。三セク債発行の意義を高める要因としては、財政健全化の面から、自治体の財政状態と金利設定が考えられるであろう。また、組織改革の面からは、対象組織の経営実態が影響するであろう。ただ、後者の面からのアプローチは、データの制約もあり、今後の課題としたい。

第一に、三セク債を発行した場合に、その利率が高止まりするのであれば、財政健全化からの効果は限定的になるであろう。したがって、三セク債の金利は、発行の規模に影響を与えることになる。第二に、償還期間を長く設定することは、できれば、負担の平準化が可能となり、発行がしやすくなる面もあるであろう。第三に、自治体に十分な基金があれば、三セク債に頼らずとも処理できる場合もあるであろう。第四に、将来負担が大きい団体では、将来の三セク債務の膨張リスクを減らすため、三セク債の発行が加速されるであろう。また、同様に、実質公債費比率が高くなってきている団体でも、さらなる借金は困難であるため、実質公債費比率も影響を与えるであろう。

最後に、問題を抱える第三セクター等は、これまで、政治的に処理が先送りされてきたものも多い。改革には、首長のリーダーシップが大きく影響すると

考えられる。政治効果も考慮する必要がある。

#### 4.2 要因仮説

そこで、本節では、前小節の議論を踏まえ、各自治体の三セク債発行要因としての検証仮説を以下のように立てることにする。

1. 三セク債を発行する際、その利率が高いほど、三セク債発行を減少させる。
2. 償還期間が長いほど、負担が平準化されるため発行額を大きくすることができる。
3. 基金があるほど、三セク債の発行は抑制される。
4. 三セク債の発行により三セクの債務を処理した場合には、将来負担比率は影響を受けないものの、将来負担比率が高い場合には、将来の三セク債務の膨張を防ぐため、三セク債発行を必要とする面があるであろう。
5. 実質公債費比率が既に高い団体ほど、三セク債発行による実質公債費比率の上昇と財政健全化団体への移行を避けるため、三セク債の発行が抑制される。
6. (政治要因) 首長と議会が同じ政党に支持・推薦されている場合、改革に着手しやすく、三セク債の発行が大きくなることが考えられる。しかし逆を言えば、首長の政治的立場が安定的ともいえるため、問題先送りのインセンティブが働くかもしれない。符号は不定である。

#### 4.3 実証モデル

本節では、市別のクロスセクションモデルを用いて、最小二乗法により三セク債発行による将来負担の軽減努力の要因分析を行う。第三セクター等改革推進債の発行は、三セクや地方公営企業など自治体本体外の将来負担を明示的な地方債に付け替え、将来的な負担を圧縮しようとするものである。そこで、将来負担に対して、相対的な三セク債発行努力の大きさを議論するため、被説明変数には、三セク債許可額を自治体別の将来負担額で除した数値を用いる。さらに、自治体本体の地方債を将来負担から差し引き、処理すべき実質的な債務を用いて、三セク債を除いた変数も用いる。(4.4節を参照。)これにより、より

将来負担の軽減努力を明確に捉えることができる。本稿で用いる推計式は以下である。

$$Y_i = \alpha_0 + X\beta + \varepsilon_i$$

ここで、添え字  $i$  は、地域(市町)を表す。また、 $Y$  は自治体別の(将来負担額で測った)三セク債許可額であり、 $X$  は、各地域での制度外的外生要因と、制度的要因を表す変数のベクターである。最後に、 $\varepsilon_i$  は誤差項を表す変数であり i.i.d.を仮定する。 $\beta$  は本稿で想定する要因に関わる係数ベクターであり、 $\alpha_0$  は定数項の係数スカラーである。

#### 4.4 データ

本節の推計で用いるデータは、以下の通りである。(データの定義は図表9を、記述統計は図表10を参照。標本数は県・政令市・町を除き、金利の情報を入手出来た20市である。)

まず、被説明変数には、各市の第三セクター等改革推進債の団体別許可額を、将来負担率の算定の基礎となる将来負担額で除した値である、「許可額/将来負担額」と、地方債を除く将来負担額で除した値である「許可額/将来負担額(地方債を除く)」を用いる。

ただし、ここではサンプルサイズが小さいため、平成21年度、平成22年度をブールしている。データは、総務省「第三セクター等改革推進債に係る許可額」(平成21、22年度)より得た団体別許可額と、総務省「平成20年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率」元データより得た将来負担率の算定の基礎となる将来負担額とそれを構成する地方債額を用いた。<sup>3</sup>

説明変数としては、以下のデータを用いた。三セク債利率と償還期間については、各市町担当課より提供頂いた「第1号様式 第三セクター等改革推進債起債予定額一覧」に記載の各団体別の三セク債利率を使用した。<sup>4</sup>「基金/標準

<sup>3</sup>その具体的な定義については、本稿末の図表12「総括表④将来負担比率の状況 平成20年度」参照。

<sup>4</sup>この利率は、総務省に申請時の利率であり、実際の利率とは異なることに注

財政規模」は、総務省「平成20年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率」元データより、将来負担額の算定において将来負担額より差し引かれる基金額を、総務省HP「市町村別決算状況調平成20年度版」より入手した標準財政規模で除した値をもちいた。将来負担比率と実質公債費比率は平成20年度決算のものを用いた。65歳以上人口比率は、「住民基本台帳人口」を利用した。政治的要因の代理変数としては、多くの議会と与党である自民党比率を用いた変数「首長・議会の政党合致度(自民)」を作成した。データは『全国首長名簿2008年版』(地方自治総合研究所)より、首長の支持・推薦党に自民党がある場合の、議会の自民割合を用いた。最後に、公営企業ダミーは、三セク債の対象となったものが、病院事業会計等の公営事業である場合を1とするダミー変数である。

図表9 データの出所と定義

変数名	出所と定義
許可額/将来負担額	第3セクター等改革推進債の団体別許可額を、将来負担率の算定の基礎となる将来負担額で除した値。
許可額/将来負担額(地方債除く)	第3セクター等改革推進債の団体別許可額を、将来負担率の算定の基礎となる将来負担額(地方債を除く)で除した値。
三セク債利率(%)	各団体別の三セク債利率。様式第1号に記載のもの。
償還期間(年)	各団体別の三セク債償還期間。様式第1号に記載のもの。
基金/標準財政規模	将来負担額の算定において将来負担額より差し引かれる基金額を、標準財政規模で除した値
将来負担比率	将来負担比率(平成20年度決算)
実質公債費比率	実質公債費比率(平成20年度決算)
65歳以上人口比率	65歳以上人口比率(2007年3月31日時点)
首長・議会の政党合致度(自民)	首長の支持・推薦党に自民がある場合の、議会の自民党議席割合。『全国首長名簿2008年版』より作成
公営企業ダミー	公営企業(病院事業会計等)を1とするダミー変数。

意が必要である。総務省申請時よりも、実際の起債日は遅く、近年の利率低下のトレンドを受けて、実際の利率は、本稿で用いている利率よりも小さくなっている可能性が高い。

(出所) 筆者作成。

図表10 記述統計

変数名	サンプル	平均	標準偏差	最小値	最大値
許可額/将来負担額	20	0.144	0.182	0.005	0.785
許可額/将来負担額(地方債除く)	20	0.096	0.124	0.004	0.550
三セク債利率(%)	20	0.079	0.136	0.014	0.650
償還期間(年)	20	14.800	7.274	6.000	30.000
基金/標準財政規模	20	0.255	0.207	0.022	0.699
将来負担比率	20	178.345	102.257	32.200	393.500
実質公債費比率	20	21.015	2.135	18.600	26.200
65歳人口比率	20	2.825	9.468	0.000	39.800
首長・議会の政党合致度(自民)	20	13.630	4.194	6.900	20.200
公営企業ダミー	20	0.300	0.470	0.000	1.000

(出所) 筆者作成。

#### 4.5 推計結果と解釈

推計結果は図表11に示されている。推計より、以下の結果が観察される。各変数が及ぼすであろう効果は、仮説ですべてに述べているが、将来負担比率を除き、ほぼ仮説どおりの符号が有意に得られている。以下では、より三セク債発行による将来負担の処理を的確に捉えた変数を被説明変数としたモデル3と4を中心に、結果のみを紹介する事にしよう。<sup>5</sup>

<sup>5</sup>特別会計である公営企業と、地方公社・三セクの異質性を考慮するために、モデル1と3には公営企業ダミーを加えて推計を行ったが、有意な変数では無かったため、モデル2.4では除外した。

図表 11 推計結果

推計式	1		2		3		4	
	許可額/将来 負担額	許可額/将来 負担額	許可額/将来 負担額	許可額/将来 負担額	許可額/将来 負担額	許可額/将来 負担額	許可額/将来 負担額	許可額/将来 負担額
被説明変数								
三セク債利率 (%)	-0.1820446 *	-0.1267675	-0.1002991 **	-0.0891146 **				
	(0.075)	(0.105)	(0.044)	(0.045)				
償還期間(年)	0.0225364 ***	0.0197046 ***	0.0145644 ***	0.0133114 ***				
	(0.003)	(0.002)	(0.001)	(0.001)				
基金/標準財政規模	-0.0567166	-0.1381288	-0.125181	-0.1612039				
	(0.748)	(0.419)	(0.25)	(0.132)				
将来負担比率	-0.0011968 ***	-0.001139 ***	-0.0005659 ***	-0.0005402 ***				
	(0.001)	(0.001)	(0.005)	(0.002)				
実質公債費比率	-0.0032741	-0.0123375	-0.0045261	-0.0085364 *				
	(0.199)	(0.127)	(0.408)	(0.077)				
65歳人口比率	0.0222701	0.0237837	0.0209441 **	0.0216138 **				
	(0.199)	(0.148)	(0.041)	(0.029)				
首長・議会の政党合致度(自民)	-0.0003396	-0.0037823	-0.0027552	-0.0042785 ***				
	(0.916)	(0.223)	(0.101)	(0.009)				
公営企業タミ	-0.0991489		-0.0438709					
	(0.149)		(0.188)					
定数項	-0.3419113	-0.2198678	-0.336125 **	-0.2821238				
	(0.22)	(0.499)	(0.04)	(0.108)				
R <sup>2</sup>	0.816	0.7821	0.8388	0.8248				

各係数の下数値はP値(分散不均一性を考慮した標準誤差に基づく)であり、\*\*\*は1%、\*\*は5%、\*は10%水準で有意であることを示す。

三セク債利率は推計式1と3と4において、マイナスに有意な結果が得られている。被説明変数の地方債を除く将来負担額に占める三セク債許可額が大きいうことは、将来負担額の縮減努力のための取り組みが大きいことを示す。すなわち、三セク債の利率が低いほどこの取り組みが促進されていることを示している。三セク債の金利は、筆者が入手できた第1号様式に限っても「1.8%」から「10%以内」と自治体別の格差が大きい(図表13参照)。総務省には、三セク債の発行利率を下げられるような支援策(例えば、金融機関とのマッチング支援)が望まれる。

償還期間については、全ての推計式において、有意にプラスの符号が得られており、償還期間の長期化により、三セク債の発行が容易になっていることが推察される。現行の制度では、基本的に10年償還と決められているが、長期の償還期間を設けることで、負担の平準化が可能となり、改革の努力が促される可能性がある。

基金については、全ての推計式において、有意な結果が得られていない。本

推計では、将来負担比率を変数と用いており、すでにその推計において、基金が考慮されている点に影響している可能性がある。

将来負担比率については、仮説における予想に反して、全ての推計式において有意にマイナスの符号を得た。これは、将来負担額で基準化したことに起因していると思われる。すなわち、将来負担額が大きい自治体においては、他の自治体よりも三セク債の利用が加速されると思われるが、推計結果は、そもそも将来負担比率が大きいために、将来負担額で基準化された三セク許可額は、他の自治体と比較して、大きいものではないことを示している。

また、実質公債費比率についてはモデル4において有意にマイナスの符号を得た。これは、三セク債発行による実質公債費比率の上昇と財政健全化団体への移行を避けるため、三セク債の発行が抑制された可能性を示している。

外部環境の65歳以上人口比率は、モデル3と4において有意に正の符号を得た。これは、清算に伴う資金手当ての切迫度を示すといえ、地域の経済環境が悪化している自治体ほど、取り組みを進めているといえるだろう。

政治要因の代理変数である、首長・議会の政党合致度は、支持・推薦政党数は、負に有意な結果が得られた。これは、首長と議会与党の支持・推薦政党が一致している場合、そうでない場合と比べると、改革努力が十分に行われない可能性を示している。

## 5. 結論と今後の課題

本稿では、土地開発公社の不良資産問題など、放置すれば拡大していく一方の外郭団体の赤字問題に対して、その組織を抜本的に見直すその処理を促す仕組みとして整備された「第三セクター等改革推進債」が、どの様な自治体で、どの様な理由で発行されているのか(実態)、また、適切・効果的に発行されているのか(評価)についていくつかの事例研究と、自治体の状況や地域経済データなどを用いた実証研究により、三セク債の発行実態とその効果の分析を行った。

まず、第三セクター等改革推進債の、財政規模に占める許可額の実態を見

た結果、自治体間でばらつきがあることがわかった。地域の特長性が、発行につながっていることが推察された。現段階では土地開発公社や病院事業会社等、問題意識が高かった部分での発行が多いが、第三セクターである株式会社法人にも課題が多く、課題解決に向けた三セク債の活用が期待される。

次に、「効果」の検討として、データの制約から、三セク債発行により予想される効果を検討した。事例から、予想される効果としては、調達金利の低下による財政健全化(将来負担比率の低下)および、負担の平準化にあることが分かった。ただ、本来、三セク債の発行で期待された組織改革の効果は、十分議論されていないこともわかった。

最後に、本稿ではこの観点から、団体の将来負担を考慮した各市の第三セクター等改革推進債の団体別許可額を被説明変数とする要因分析を行った。その結果、三セク債の利率が低いほど三セク債の活用が促進されていること、償還期間の長期化により、三セク債の発行が可能となっていることがわかった。また、実質公債費比率が既に高い自治体において三セク債の活用が困難となっていることもわかった。また、高齢化率が高い、資金手当ての切迫度が高い自治体ほど改革を進めていること、首長と議会の関係など政治要因も改革努力に影響を与えている可能性があることも示せた。

本研究に残された課題は以下の通りである。まず、現時点では、データの蓄積が完全ではないため、今後、精緻な実証分析を行うためのサンプルづくりが必要となるだろう。また、本研究における実証分析は、既に発行している団体の中で、許可額および処理額の、将来債務に対する相対的規模に着目し、比較分析する方法をとった。今後、三セク債の活用が進み、発行団体数が増えれば、三セク債を発行した団体と、いまだ発行していない団体とを比較することで、その発行要因を分析することも可能となろう。さらに、三セク債の政策評価を行うために、組織改革の面も含めて、三セク債の発行によってどのようにサービスが変化し、社会にどのような効果を及ぼしたのかを検証することも重要であろう。これらは、今後の課題としたい。

## 参考資料

第三セクター等改革推進債の協議制度の詳細について：

- ・ 「平成 23 年度地方債同意基準 平成 23 年総務省 告示第 141 号」総務省
- ・ 「総財地第 91 号 総財公第 43 号 総財務第 88 号 平成 23 年 4 月 1 日 総務副大臣 鈴木克昌 平成 23 年度地方債同意等基準運用要綱等について」総務省
- ・ 「事務連絡 平成 23 年 4 月 4 日 各都道府県財政担当課 各都道府県市区町村担当課 各指定都市財政担当課 御中 総務省自治財政局公営企業課 平成 23 年度的一般事業(第三セクター等改革推進債)に係る許可申請の方法等について」総務省
- ・ 地方債制度研究会(2009)「地方財政講座(第6回)第三セクター等の抜本的改革の推進について(2)」地方債月報、(364) 2009、11、地方債協会。
- ・ 地方公営企業制度研究会(2010)「地方公営企業・第三セクター等のための抜本改革実務ハンドブック」ぎょうせい。
- 第三セクター等改革推進債のデータ：
  - ・ 「平成 23 年度 第三セクター等改革推進債に係る許可額」総務省
  - ・ 「平成 22 年度 第三セクター等改革推進債に係る許可額」総務省
  - ・ 「平成 21 年度 第三セクター等改革推進債に係る許可額」総務省
  - ・ 「第 1 号様式 第三セクター等改革推進債起債予定額一覧」各自治体担当課
  - ・ 「第 2 号様式 【第三セクター等改革推進債の許可に係る財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見直し等】」各自治体担当課

財政健全化指標：

- ・ 「平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率」総務省 財政規模データ：
- ・ 「都道府県別決算状況調」総務省
- ・ 「市町村別決算状況調」総務省 政治データ：
- ・ 「全国首長名簿」2008 年版((財) 地方自治総合研究所))

図表 12 将来負担比率の計算書式

総括表④ 将来負担比率の状況 (平成20年度)	Ver.1.0.1	団体名
-------------------------	-----------	-----

将来負担額 (単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合等負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	地方債の現在高			連結実質赤字額	組合等連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
0	0		0	0	0	0	0	0	0	0

(分母比)

充当可能財源等 (単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基債財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
0	0	0	

(分母比)

将来負担額 A	0	－	充当可能財源等 B	0	=	A - B	0	=	将来負担比率 (%)	-
標準財政規模 C	0	－	算入公債費等の額 D	0	=	C - D	0	=		

(出所) 総務省提供資料「平成20年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率」。

この「A - B」(将来負担額)を分母とする、被説明変数を作成。

図表 13 三セク債発行の借入条件(金利)など

団体名	対象法人、公営企業会計等名	処理	(単位:百万円、年)		第三セクター等の改革に係る所要額(a)	公営企業又は会社の資産の処分をもって充てることができると見込まれる金額(b)	(a) - (b)		借入条件				
			許可額	償還期間			左の財源内訳	借入先	年利率	償還期間	左のうち償還期間		
大阪市	株大阪ワールドトレードセンタービルディ	更正	16400.0	10	42,414.00	42,414.00	16,400.00	26,014.00	市場公募	2.20%	10年(満期一括償還)		
稚内市	稚内内シーホートプラザ	特別清算	1762.6	10	1762.6	1762.6	1762.6	1762.6	銀行縁故等	5.0%以内	10年以内	0年	
むつ市	用地造成事業会計	廃止	1367.9	10	1,367.90	1,367.90	1,367.90	1,367.90	(株)青森銀行	1.40%		10	
東金市	組合立国保成東病院	廃止(独法化)	365.4	10	365.4	365.4	365.4	365.4	銀行等	5%以内		10	
山武市	組合立国保成東病院	廃止(独法化)	678.6	10	678.6	678.6	678.6	678.6	銀行等	5%以内		10	
九十九里	組合立国保成東病院	廃止(独法化)	163.0	10	163	163	163	163	銀行等	4.5%以内		10	
大阪府松原市	病院事業会計	廃止	3216.4	15	3,403.3	10.4	3,392.9	3,216.4	176.5	銀行等	3%以内	15	0
大阪府泉佐野市	宅地造成事業会計	廃止	6575.0	30	6,575.0	0	6,575.0	6,575.0	0	地方公共団体金融機構	7%以内	30年以内	0
茨城県	茨城県住宅供給公社	破産	38077.4	15	38,000.5	0	38,000.5	38,000.5	0	民間	1.8	15	0
神奈川県	(社)かながわ森林づくり公社	清算計画	8499.0	10	9,448.90	393.9	9,055.00	8,499.00	556	銀行	5.0%以内	10年	なし
神奈川県	(財)神奈川産業物処理事業団	破産	1159.0	10	1,159.60	0	1,159.60	1,159.00	0.6	銀行	5.0%以内	10年	なし
富山県	土地開発公社	解散	2140.0	10	4,727.6	2,587.6	2,140	2,140	0	市中銀行	未定		10
岡山県	(社)農地開発公社	清算計画	1444.0	10	1,445.3	0	1,444	1,444	1.3	銀行等	5.5%以内		10
千葉市	土地開発公社	解散	12500.0	20	12,800.00	300	12,500.00	12,500.00	0	銀行等引受	交渉中		20
大阪市	土地開発公社	解散	15239.0	10	15,239.00	0	15,239.00	15,239.00	0	市場公募	2.20%	10年(満期一括償還)	0
釧路市	土地開発公社	解散	1933.0	15	1,933	0	1,933	1,933	0	銀行等引受資金	5.0%以内		15
江別市	土地開発公社	解散	2700.0	15	4,634.2	30.7	4,603.5	2,700	1,903.5	銀行等引受資金	7.0%以内		15
余市町	土地開発公社	解散	77.4	10	144.2	40.2	104	104	0	銀行等引受資金	2.0%以内		10
白老町	土地開発公社・工業団地造成事業会計	解散	263.4	10	2,070.5	20.2	2,050.3	2,048.1	2.2	銀行等引受資金	2.0%以内		10
美里町	土地開発公社	解散	615.1	10	626	10.7	615.3	615.1	0.2	みどりの農協	3.9	1.80%	7
古河市	(財)住宅公社	破産	4907.0	15	4,907.00	0	4,907.00	4,907.00	0	銀行等引受	5.0%以内	15年以内	
高萩市	(財)住宅公社	破産	4678.2	20	4,678.20	0	4,678.20	4,678.20	0	銀行等引受	5.0%以内	20年以内	0
三浦市	土地開発公社	解散	10850.0	30	10,850.00	0.0	10,850.00	10,850.00	0.0	銀行等引受	5.0%以内	30	1
白山市	(株)セイモア内尾	特別清算	228.6	6	228.7	0.0	228.7	228.6	0.1	銀行等引受	5.0%以内	6年	0年
貝塚市	土地開発公社	解散	2100.0	15	2,100.00	0	2,100.00	2,100.00	0.0	銀行等引受	6.5%以内	15年	0
泉佐野市	市立泉佐野病院事業会計	廃止(独法化)	4350.0	30	4,200.00	0	4,200.00	4,200.00	0.0	地方公共団体金融機構	7%以内	30年	0
可内長野市	土地開発公社	解散	1902.3	10	1,902.3	0.0	1,902.3	1,902.3	0.0	銀行等引受	5.0%以内	10	0
飯南市	土地開発公社	解散	878.8	10	878.8	0.0	878.8	878.8	0.0	銀行等引受	10%以内	10年	0

(出所) 各自治体担当課より提供資料(第1号様式)より筆者作成。



# 臨時財政対策債の構造と膨張の実態

## — 基準財政需要額算定額と返済額から見た自治体歳出の実証分析 —

2012.7.20

赤井伸郎

(大阪大学大学院国際公共政策研究科, [akai@osipp.osaka-u.ac.jp](mailto:akai@osipp.osaka-u.ac.jp))

(ベースとなる論文は、石川達哉氏(学習院大学経済学部)との共著である。)

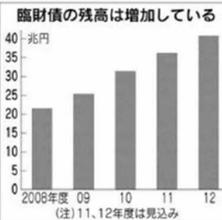
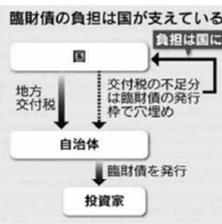


# 赤字地方債急増 国の財政圧迫

12年度末、40兆円突破見込み

赤字地方債は「臨時財政対策債」(臨時財政対策債)と呼ばれる。当初は01/03年度の臨時的な財政措置だったが、延長を重ねて常態化した。ただ大手格付け会社ムーディーズの丹羽由夏シニアアナリストは「予算を赤字債に依存している自治体は多いが、国の交付税財源も不足しており、将来も国が支えてくれる保証はない」と指摘する。

## 交付税抑制のツケ回し



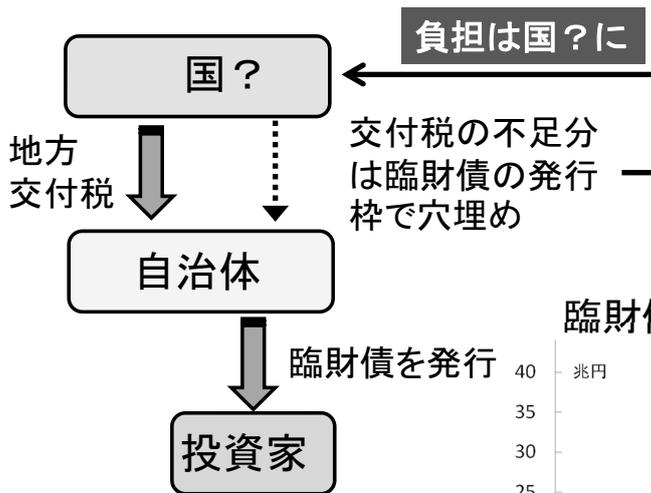
地方自治体が発行する赤字地方債が急増している。2012年度末には残高が初めて40兆円を超える見通しだ。赤字債は国から将来受け取る地方交付税を見込んで発行する。国は交付税の財源が不足する場合に赤字債での穴埋めを認めており、結果として交付税抑制しても、赤字債が将来の国の財政の圧迫要因になるといった構造が強まっている。

位置づけだが、国からみたら積み重なる格好だ。すると、実質的に借金を先国から地方への税源移譲を進めつつ、自治体に12年度末で過去最高の約450兆円に上る国の赤字国債残高に、地方の赤字債による財政負担がさ指摘も出ている。

府の担当者は「現在の仕組みでは、行政サービスを送り続けるために赤字債を発行せざるを得ない」と漏らす。一部には発行抑制に取り組む自治体もある。浜松市は11年度に認められた約200億円の発行枠に対して約160億円の赤字債発行枠が最大(899億円)の愛知県は3月末までに発行枠をほぼ使い切った。大阪府は3月末までに発行枠の上限まで発行する予定

自治体からみれば、赤字債は交付税とほぼ同じ

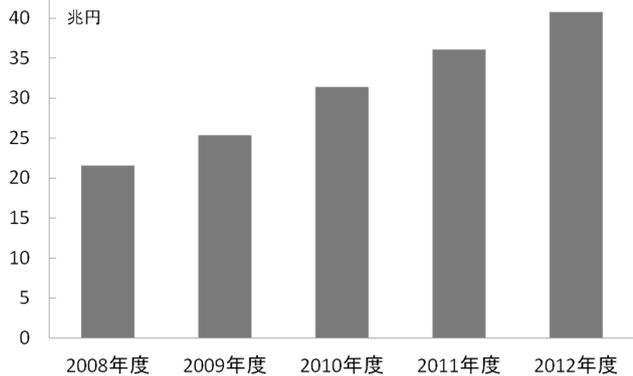
## 臨財債の負担は国？が支えている



(出所)2012年4月5日付  
日本経済新聞朝刊4面

## 赤字地方債急増 国？の財政圧迫

臨財債の残高は増加している



3

## 20120519日経

### 地方債返済用の交付税

### 23道府県別目的に使用

大阪府や福岡県など23道府県が、臨時財政対策債(臨財債)と呼ばれる赤字地方債の返済用に配られた地方交付税を、他の目的に使っていたことが大阪大学大学院の赤井伸郎教授らの調査・分析で判明した。2001～10年度の累計は2800億円で、交付税算定に

大阪府や福岡県など23道府県が、臨時財政対策債(臨財債)と呼ばれる赤字地方債の返済用に配られた地方交付税を、他の目的に使っていたことが大阪大学大学院の赤井伸郎教授らの調査・分析で判明した。2001～10年度の累計は2800億円で、交付税算定に

10年間で2800億円  
阪大教授ら分析

使われる基準財政需要額を比較した。分析結果は京都市で開く日本地方財政学会で20日発表する。23道府県は受け取った交付税の一部を償還に充てておらず、借金返済用の減債基金も積んでいなかった。交付税は使途に制限はないが、赤井教授は「今後の財政運営に支障を来す可能性がある」と指摘する。

4

## 本発表で伝えたいこと

- 財源不足を補う臨時財政対策債の制度は、様々な制約の中で、近視眼的に生まれたもの。この制度は、持続可能なもの？
- この制度の中身、特殊性、将来性、扱い方を、自治体は十分理解して行動できているの？
- 実は、全額自己負担になっているという実態は理解されているの？
- **起債時のお金は、確かに、交付税の代替物かもしれない=>使途自由！今はうれしい！**
- しかし、その後、**交付税で手当てされた償還費**は、(起債時に交付税の代わりとみなしたからこそ、手当てされたものであり、) **その使途は、自由ではない？**その財源は、しっかりと償還に向けなければならない。使い込んではいくのでは？
- そうだとすると、「将来の財源は制約を受けることに。**将来は苦しい。**」つまり、「起債せずに**今、節約すれば、**将来に制約を受けず、**お得。**」=>自治体はこれを十分認識しているの？**使わなければ、将来の貯蓄に。**
- 実態は？そのように促す仕組みは？そのPOWERは十分なの？

5

## 報告内容

はじめに

2. 臨時財政対策債制度の概観

2.1 臨時財政対策債膨張の構造

2.2 元利償還金の基準財政需要額算入の仕組み

2.3 基準財政需要額算入額と現実の償還額との乖離の背景

3. 臨時財政対策債の各種積立ルールと積立不足の実態

3.1 臨時財政対策債の積立ルール

3.2 臨時財政対策債理論償還費の計算ルールと推奨積立ルール

3.3 臨時財政対策債の償還・積立の実態

3.4 自治体の起債方式の選択とガバナンスの効果(実質公債費比率)

4. 行動分析(選択行動の計量分析)

4.1 データと推定モデル

4.2 主要な推定結果

5. 総括

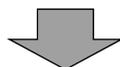
6

## 問題意識(1): 臨時財政対策債の特殊性

- 臨時財政対策債が、
  - 交付税の補完的財源であるという側面
  - 地方自治体固有の起債であるという側面
  - 交付税でありながら地方全体の財源から返済しなければならないという側面

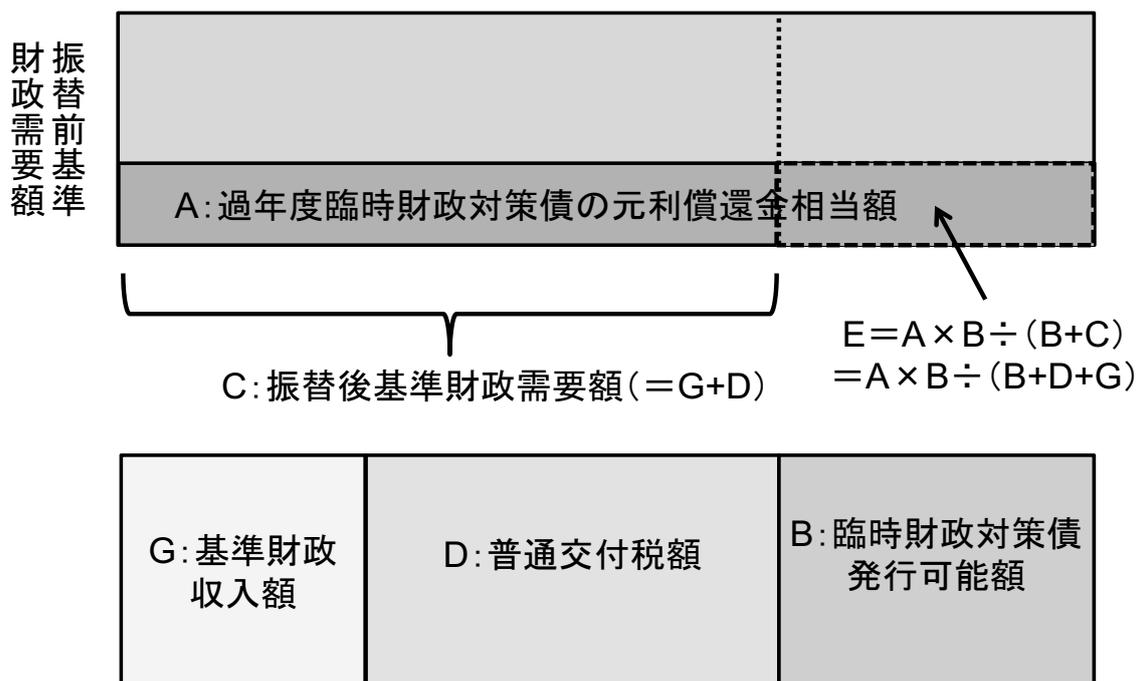
の板挟みの中で、地方自治体の規律を働かせる形で効果的に運営されているのか？

- 国のガバナンス機能が、自治体行動を規律付ける効果を発揮しているのか、否か？



7

## 臨時財政対策債膨張の構造



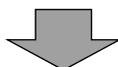
(注)Eは、基準財政需要額に算入される過年度臨時財政対策債の元利償還金のうち、新たに割り当てられる臨時財政対策債発行可能額によって賄われる部分

(資料)筆者作成

8

## 問題意識(2): 臨時財政対策債の特殊性

- 交付税算定過程での償還費措置額は起債額からは独立  
⇒ 発行可能額に基づいて措置額されるため、起債するだけ将来の償還負担は増す
- 20年間、ないしは30年間にわたる償還費の算入  
⇒ 財源補填と実際の償還の乖離の長期化
- 自己増殖性: 償還費の算入によって基準財政需要額が膨張するため、臨時財政対策債発行可能額への振替額も増大



- 将来の償還のために国から措置を受けた財源は積み立てられているか、先食いされていないか?
- 積み立てを促進、積立不足を解消する仕組みが制度やルールに内在しているか?

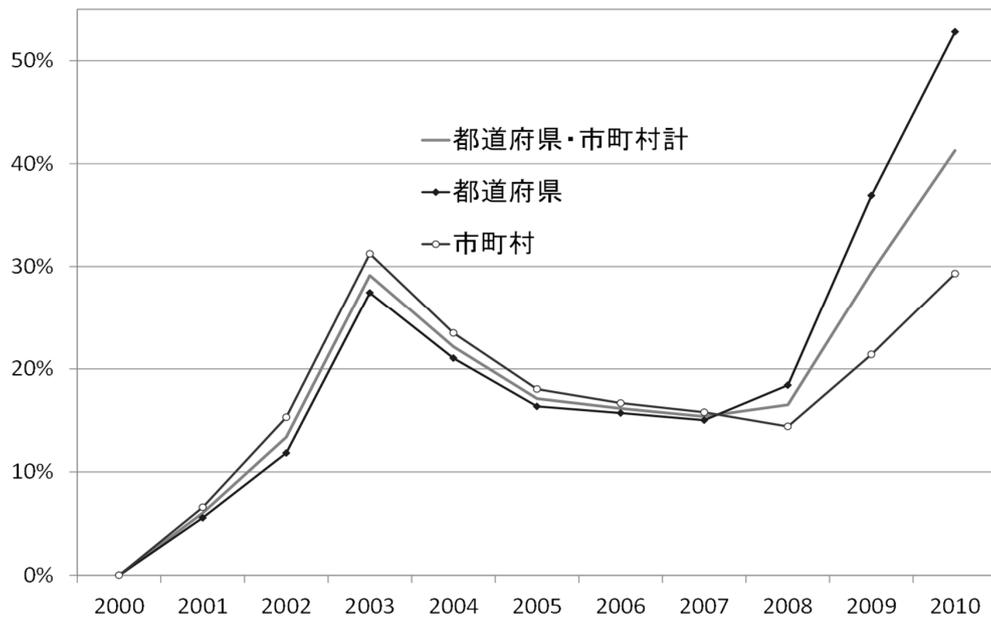
9

## 問題意識(3): 満期一括償還方式地方債

- 満期一括償還方式地方債には実質公債費比率算定上、特別な取扱いが適用される
- 満期一括償還方式地方債は市場公募債と一部の縁故債
- 臨時財政対策債のうち満期一括償還方式分というようなデータは開示されていない
- ◆ 満期一括償還用減債基金への積立ては、決算統計上、基金積立額ではなく、公債費の一部として扱われる
- ◆ 公債費(償還費)の内訳数値としては開示されていない
- ◆ 満期一括償還方式分は減債基金残高には全く含まれていない=普通会計決算統計上は存在しない
- ◆ 同決算統計上は、積立不足額という概念も存在しない

10

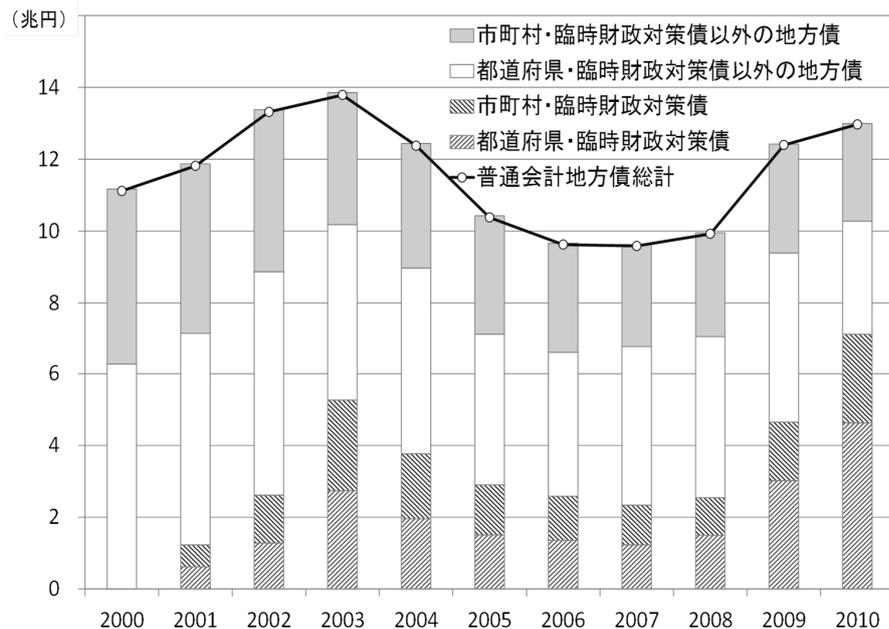
## 地方交付税に占める臨時財政対策債の割合



出所) 総務省「都道府県決算状況調」「市町村決算状況調」  
「地方財政統計年報」(各年度版)をもとに筆者作成

11

## 臨時財政対策債と他の地方債の発行額(各年度フロー)



出所) 総務省「都道府県決算状況調」「市町村決算状況調」  
「地方財政統計年報」(各年度版)をもとに筆者作成

12

## 臨時財政対策債発行可能額の 市町村から都道府県へのシフト

		2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度
発行可能額 集計値 (億円)	(A)都道府県	29,348	20,952	16,116	14,536	13,150	16,016	32,355	48,218	38,235
	(B)市町村	29,348	20,953	16,121	14,536	13,150	12,316	19,132	28,852	23,359
	(C)=(A)/(B)	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.30	1.69	1.67	1.64
人口当たり 割当額(円)	(A)都道府県	24,858	17,746	13,725	12,400	11,173	13,608	27,491	21,992	9,063
	(B)市町村	17,308	12,801	10,001	9,108	8,116	7,624	11,844	18,444	5,660
	(C)=(A)/(B)	1.44	1.39	1.37	1.36	1.38	1.78	2.32	1.19	1.60

(注)2010年度以降は、人口に基づく算式のほかに、財源不足額に基づく算式も適用されているが、上表には掲載していない

(資料)地方交付税法および総務省「地方交付税等関係計数資料」等に基づいて筆者作成

13

## 臨時財政対策債元利償還金の 基準財政需要額算入の仕組み

- 実際の起債額ではなく、発行可能額に基づいて算定
- 実際の償還費ではなく、理論償還費を算入
  - 都道府県、政令市、他の市町村の3区分で理論額を算定
  - 共通の標準的な償還年限・償還方法と表面利率を想定
- [都道府県]
- ◆ 2001～2004年度債：据置期間3年の20年債、定時償還
- ◆ 2005年度債以降：据置期間3年の20年債、定時償還（政府資金）及び据置期間3年の30年債、定時償還（民間資金）
- 千円当たりの金額を経過年度に応じて設定：単位費用×発行年度毎の補正係数

14

## 理論償還費算定の前提となる 臨時財政対策債の償還年限

	都道府県		市場公募都市		市場公募都市以外の市町村	
	政府資金	民間資金	政府資金	民間資金	政府資金	民間資金
2001年度	20	20	20	20	20	15
2002年度	20	20	20	20	20	15
2003年度	20	20	20	20	20	15
2004年度	20	20	20	20	20	15
2005年度	20	30	20	30	20	15
2006年度	20	30	20	30	20	15
2007年度	20	30	20	30	20	15
2008年度	20	30	20	30	20	20
2009年度	20	30	20	30	20	20
2010年度	不明	不明	不明	不明	不明	不明

(資料)地方財務協会「地方交付税制度解説・補正係数編」

15

## 種基準財政需要額に算入される臨時 財政対策債償還費の推移(都道府県)

	2001年 度債	2002年 度債	2003年 度債	2004年 度債	2005年 度債	2006年 度債	2007年 度債	2008年 度債	2009年 度債	2010年 度債
2001年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2002年度	14.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2003年度	14.0	8.4	-	-	-	-	-	-	-	-
2004年度	14.0	8.4	15.5	-	-	-	-	-	-	-
2005年度	72.0	8.4	14.8	15.0	-	-	-	-	-	-
2006年度	71.0	66.5	14.8	15.0	17.9	-	-	-	-	-
2007年度	71.0	66.0	71.9	15.0	17.9	19.1	-	-	-	-
2008年度	70.0	65.6	71.2	73.6	17.9	19.1	18.0	-	-	-
2009年度	69.0	65.2	70.5	72.7	63.7	19.1	18.0	16.0	-	-
2010年度	68.0	64.8	69.8	71.8	63.0	66.1	18.0	16.0	13.9	-
2011年度	68.0	64.4	69.2	70.9	62.3	65.2	64.2	16.0	13.9	12.5

(注)単位:過年度発行債千円当たり。網掛け部分が、利子に対応

(資料)各年の地方交付税法及び普通交付税に関する省令に基づいて筆者作成

16

# 臨時財政対策債償還費の基準財政需要額算入の方法(2011年度愛知県のケース)

[発行可能年度]	①測定単位(円): 臨時財政対策債 発行可能額	×	②単位費用 (円、測定単位 千円当たり)	×	③種別補正 係数(2011年 度債基準)	389億円 <b>④基準財政需要 算入額</b> $= \sum ① \times ② \times ③$  ②は「地方交付税法」 第13条に根拠、数値は 別表第1に記載  ③は「普通交付税に関 する省令」第6条に根拠、 数値は別表第1
2001年度	244億		68		1.000	
2002年度	458億		"		0.947	
2003年度	1225億		"		1.018	
2004年度	876億	×	"	×	1.043	
2005年度	676億		"		0.916	
2006年度	619億		"		0.959	
2007年度	560億		"		0.944	
2008年度	682億		"		0.235	
2009年度	1378億		"		0.204	
2010年度	3826億		"		0.184	

(資料)各年の地方交付税法及び普通交付税に関する省令、総務省「地方交付税等関係計数資料」に基づいて筆者作成

17

## 臨時財政対策債の発行可能額と起債額の関係

### ■ 2001年度を除き、46道府県は発行可能額のほぼ全額を起債

現実の起債額が発行可能額の95%未満だった事例

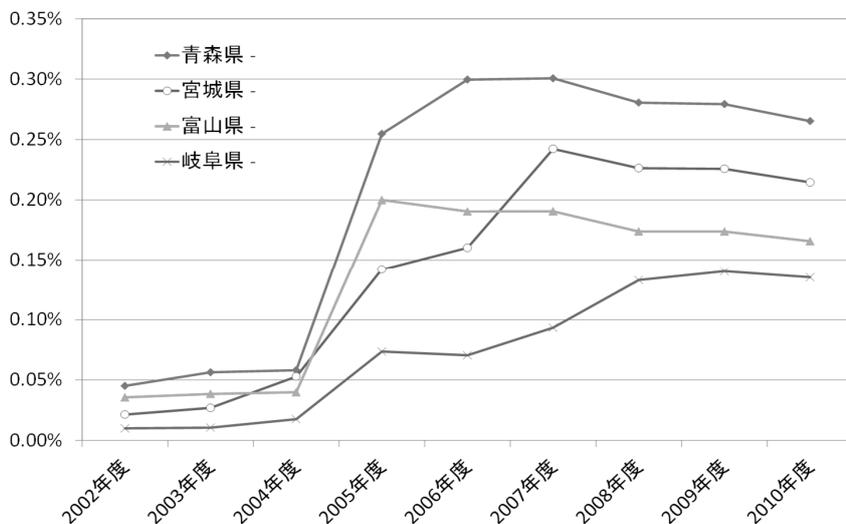
	発行せず	30%台	40%台	70%台	80%台	90%台
2001年度	青森県 0.0%	富山県 30.4%	宮城県 49.2%	岐阜県 74.5%	-	長野県 94.6%
2002年度	-	-	-	-	青森県 85.8%	宮城県 92.3%
2003年度	-	-	-	-	宮城県 87.7%	岐阜県 96.5%
2004年度	-	-	-	-	岐阜県 89.4%	-
2006年度	-	-	-	-	島根県 84.9%	-
2010年度	-	-	-	-	岐阜県 85.4%	島根県 92.6%

(注)臨時財政対策債起債額÷臨時財政対策債発行可能額

(資料)総務省「都道府県決算状況調」「地方交付税等関係計数資料」に基づいて筆者作成

## 臨時財政対策債の節約は将来への貯蓄

臨時財政対策債を起債しなかったことによる後年度資金余剰効果(対標準財政規模費)



(注)国が発行可能額に基づいて算定した理論償還費の再現試算をすべての年度について行い、次に、実際の起債額に対応する理論償還費を算出し、両者の差を標準財政規模で除したもの

(資料)総務省「都道府県決算状況調」「地方交付税等関係計数資料」に基づいて筆者作成

19

## 算入償還費と現実の積立・償還額の乖離の背景

- 臨時財政対策債の算入償還費(単価)は、全国統一の理論額
  - 個々の自治体が実際に発行する臨時財政対策債の償還年限・償還方式は様々
- ⇒ 理論償還費と現実の積立・償還額は乖離
- 満期一括償還方式で起債し、積立を全く行わないケース
  - 定時償還でも国の想定とは異なる償還年限・据置期間

[統計値としての積立・償還額の注意事項]

- ◆ 満期一括償還方式地方債減債基金への積立が、普通会計決算上は「積立」ではなく、「償還(公債費)」として扱われる
- ◆ 通常の「償還(公債費)」との合計値しか把握できない

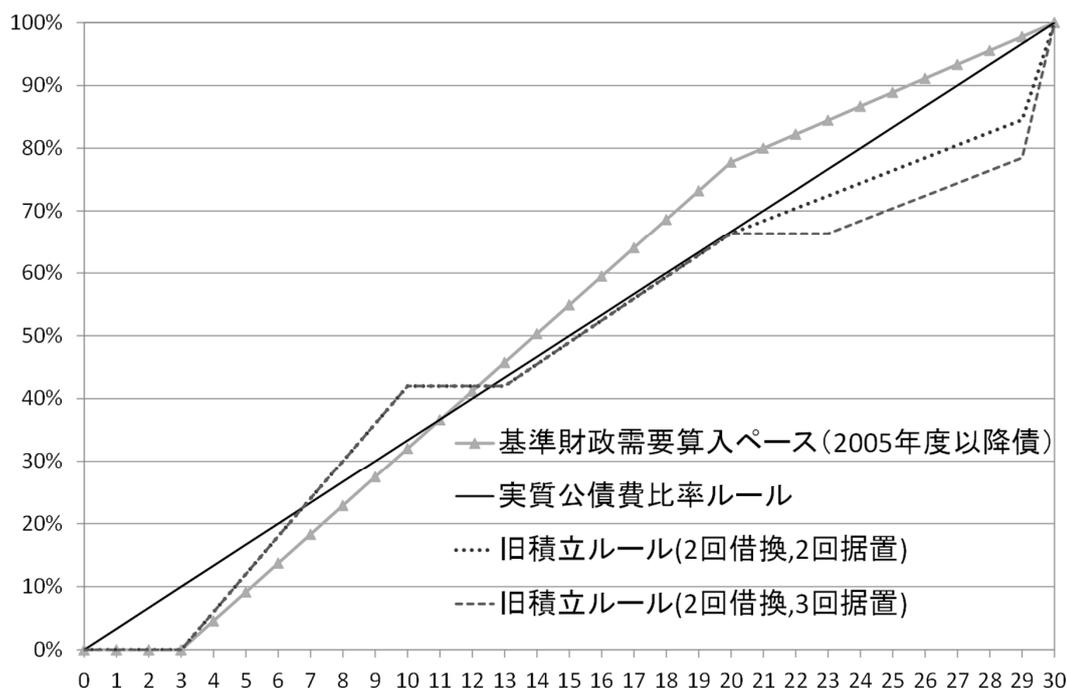
20

## 臨時財政対策債の各種積立ルール (積立進捗ペース)

- 臨時財政対策債の理論償還費算入ルール
  - 実際の償還方式が満期一括、定時償還かを問わず適用
  - 償還資金確保の進捗は基金への積立進捗に置換可能
- 旧ルール：
  - 据置期間3年後に毎年発行額の6%を積立て
  - 借換えは1回ないし2回、借換え後の据置は0,1,2回が選択可能
  - 強制力なし
- 新ルール(実質公債費比率算定上の積立ルール): 2006年度以降
  - 発行額の1/30が標準積立ペース

21

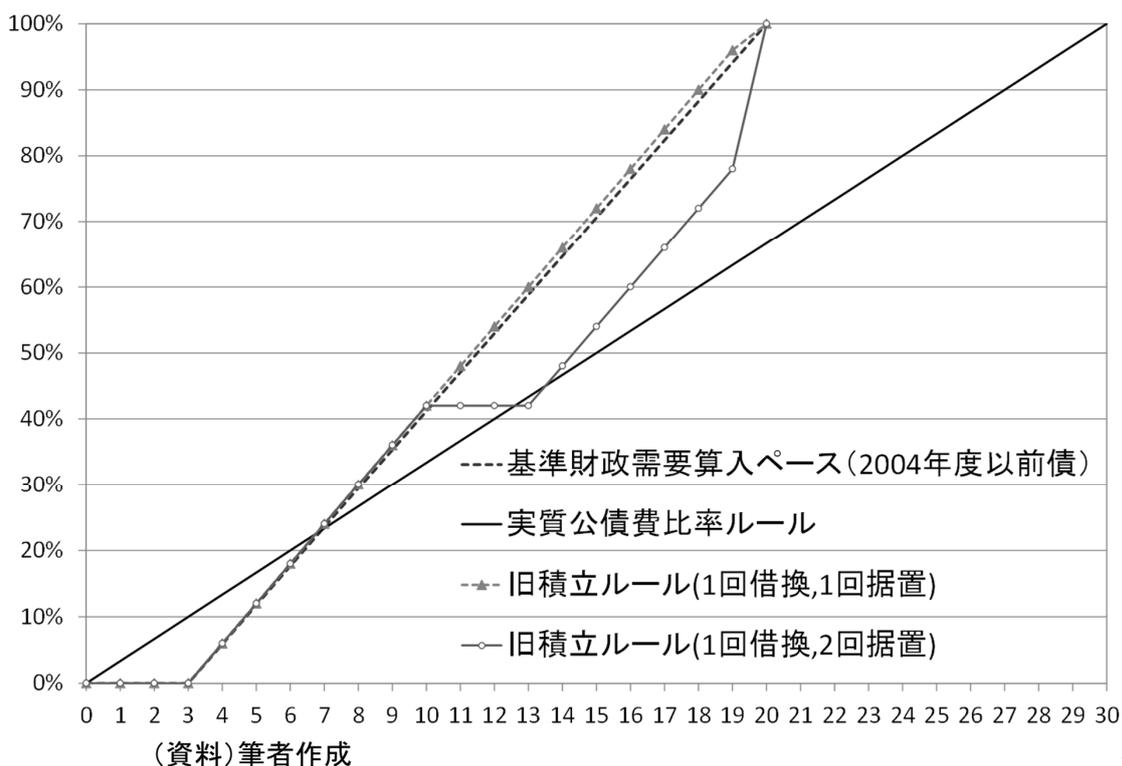
### (20年と30年が組み合わせられた理論償還費 基準財政需要算入と、30年債)



(資料)筆者作成

22

## (20年の理論償還費基準財政需要算入と20年債)



23

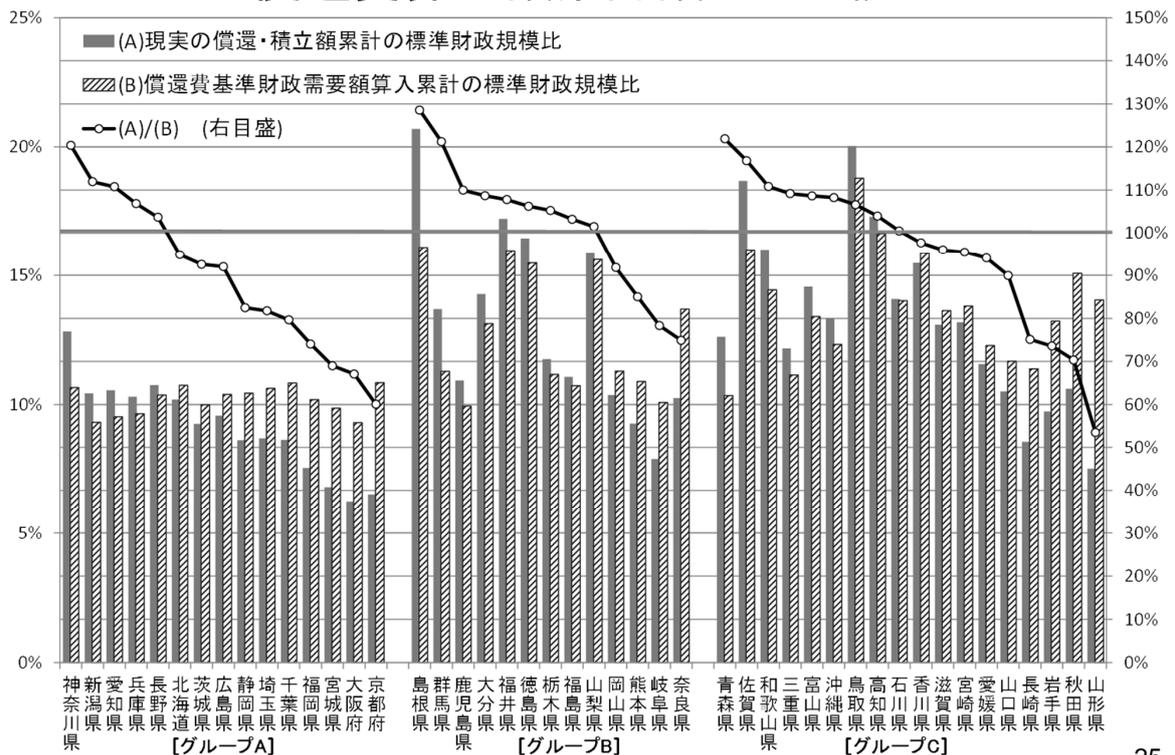
## 市場公募地方債発行団体化の時期で分類した 46道府県

A:2000年度以前から 市場公募債発行団体	北海道,宮城県,茨城県,埼玉県,千葉県,神奈川県, 新潟県,長野県,静岡県,愛知県,京都府,大阪府,兵 庫県,広島県,福岡県
B:2001~2009年度に 公募団体化	福島県,栃木県,群馬県,福井県,山梨県,岐阜県,奈 良県,島根県,岡山県,徳島県,熊本県,大分県,鹿児 島県
C:2009年度末時点で 非公募団体	青森県,岩手県,秋田県,山形県,富山県,石川県,三 重県,滋賀県,和歌山県,鳥取県,山口県,香川県,愛 媛県,高知県,佐賀県,長崎県,宮崎県,沖縄県

(資料)筆者作成

24

## 2010年度末における償還・積立累計額と 償還費算入額累計額との比較

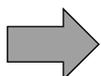


(資料)筆者作成

25

## 国のガバナンス機能：実質公債費比率の 算定ルールと積立インセンティブ

- 満期一括償還方式地方債に対する特別な取扱い
- 早期積立てのインセンティブを阻害しない仕組み：年度割相当額
  - 実際の発行額ではなく、発行額の1/30という理論額を計上
- 積立不足に対するペナルティー（積立不足を解消するインセンティブ）の存在：積立不足を考慮して算定した額
  - 積立不足分は加算計上され、実質公債費比率押し上げ
  - 積立不足解消のための積増しは、実質公債費比率引き下げ



満期一括償還方式地方債の積立を促進

## 計量分析の枠組み(1)

- 国のガバナンス効果を検証するため、積立不足比率を制度やその他の財政要因で説明するモデルを推定
- 満期一括償還方式主体の場合、実質公債費比率が早期健全化基準である25%に近づくとつれて、積立不足等を解消して実質公債費比率を押し下げようと、現実の積立額を増やす行動をとる
- 観察対象は2000年度以前に市場公募債発行団体化した15道府県、観察年次は2006～2010年度(標本75のbalanced panel)
- 推定モデルは、
$$Y_{it} = X_{it}\beta + u_{it}$$

Y：被説明変数、X：説明変数

iは都道府県、tは時間、 $u_{it}$ は誤差項、

$\mu_i$ は都道府県間に存在する観察できない効果

$u_{it} = \mu_i + v_{it}$ 、 $v_{it}$ は  $v_{it} \sim iid(0, \sigma_v^2)$  および  $\mu_i \sim iid(0, \sigma_\mu^2)$

27

## 計量分析の枠組み(2)

### ■ 被説明変数

- (1) (現実の償還・積立額－基準財政要算入額)/標準財政規模
- (2) 現実の償還・積立額/標準財政規模の2タイプ

### ■ 説明変数

<当該自治体の財政指標>

- 前年度修正実質収支比率:(実質収支＋財政調整基金残高)/標準財政規模(+)もしくは(-)
- 単年度の財政力指数:基準財政需要額/(振替後基準財政需要額＋臨時財政対策債発行可能額)(+)
- 前年度までの満期一括償還方式臨財債起債累計額/標準財政規模(+)
- ✓ (2)のみ追加:理論償還費の基準財政需要算入額/標準財政規模(+)

<国(総務省)によるガバナンス変数>

- (25－前年度実質公債費率比率)の逆数(+)

28

## 主要な推定結果

推計式(推計方法: Panel EGLS)	1	2	3	4
被説明変数:	(現実の元利金積立・償還額-元利金理論償還費の基準財政要算入額)/標準財政規模	現実の元利金積立・償還額/標準財政規模	(現実の元金積立・償還額-元金理論償還費の基準財政要算入額)/標準財政規模	現実の元金積立・償還額/標準財政規模
理論償還費の基準財政要算入額/標準財政規模		-1.179 0.008 **		-2.055 0.000 **
前年度修正実質収支比率	-0.196 0.000 **	-0.216 0.000 **	-0.194 0.000 **	-0.210 0.000 **
(25-前年度実質公債費率比率)の逆数	2.663 0.001 **	2.969 0.000 **	2.461 0.002 **	2.783 0.000 **
当年度単年度財政力指数	0.272 0.793	-0.747 0.448	0.339 0.742	-0.349 0.706
前年度までの満期一括償還方式臨時債起債額/標準財政規模	0.144 0.872	2.133 0.022 *	-0.060 0.938	2.371 0.002 **
2007年度ダミー	-0.167 0.003 **	1.352 0.000 **	-0.134 0.009 **	1.678 0.000 **
2008年度ダミー				
2009年度ダミー				
2010年度ダミー				
定数項				
obs	75	75	75	75
R <sup>2</sup>	0.817	0.948	0.787	0.928

係数の下枠はp値(分散不均一性を考慮した標準誤差に基づく)であり、\*\*は1%、\*は5%水準で有意であることを示す。

クリティカルな値(25%)に近づくほど、理論償還費に近い積立てが実現されている。巻末図表4の2010年度の北海道が、その事例。安定的な財政運営に支障。

29

## 総括

- 国から補填された償還財源の一部は積立・償還に充てられず、積立・償還不足が生じている道府県が広範に観察される
- 自治体行動を規律付ける国のガバナンス機能に着目すると、満期一括償還方式を主体に臨時財政対策債を発行していると考えられる15道府県において、一定の機能を果たしているとの実証結果
- しかし、積立不足の大きな団体は存在する
- 一層の積立促進機能を持つパワフルなガバナンス制度が必要
  - 臨時財政対策債などの特殊な地方債に関しては、会計を分離して、その返済度を計測する
  - 積立不足率も数値目標化する
  - 一層のデータ公表

30

## 参考文献

- 自治省財政局財政課長・地方債課長(1978)「減債基金等の設置について」(1978年9月5日付各都道府県総務部長・各指定都市財政局長宛自治省財政局財政課長・地方債課長内かん)
- 自治省地方債課長(1986)「地方債の管理について」(1986年6月19日付各都道府県総務部長・各指定都市財政局長宛自治省地方債課長内かん)
- 自治省地方債課長(1992)「市場公募地方債に係る満期一括償還方式の導入について」(1992年1月20日付市場公募地方債発行都道府県総務部長・市場公募地方債発行指定都市財政局長あて自治省地方債課長内かん)
- 総務省自治財政局地方債課長(2006)「地方債の総合的な管理について」(2006年3月31日付各都道府県総務部長・各指定都市財政担当局長宛通知、総財地第107号)
- 総務省自治財政局地方債課長(2006)「実質公債費比率等について」(2006年5月1日付、総財地第151号)
- 地方交付税制度研究会編「地方交付税制度解説(単位費用篇)」財団法人地方財務協会
- 地方交付税制度研究会編「地方交付税制度解説(補正係数・基準財政収入額篇)」財団法人地方財務協会
- 地方債制度研究会(2006)「地方債講座第5回 実質公債費比率の算定方法等について②」『地方債月報』2006年8月号
- 平嶋彰英・植田浩(2001)『地方債(地方自治総合講座 9)』ぎょうせい
- 平嶋彰英(2006)「地方債協議制度への移行と平成18年度地方債同意等基準について」『地方財政』2006年6月号

## 臨時財政対策債の構造と膨張の実態 一 基準財政需要額と積立・償還額から見た自治体行動の実証分析一

石川達哉（学習院大学経済学部経済学科）<sup>1</sup>

赤井伸郎（大阪大学大学院国際公共政策研究科）<sup>2</sup>

### 1. はじめに

地方財政制度において、国が用意する交付税財源と地方ニーズから計算される交付税必要額との間に恒常的に財源不足が発生しており、以前はその財源を捻出するために、交付税及び譲与税配付金特別会計において借入れがなされていたが、2001年度から臨時財政対策債への移行が始まった。借入れる地方自治体に財政責任を負わせ、規律を高める狙いがあったと思われるが、元利償還金の全額を後年度に実質的に補てんする仕組みがあり、自治体が本来に責任感を持って発行と償還を行っているかどうかが問われなければならない。臨時財政対策債が交付税の代替財源だと言えるのは、起債を通じて調達された資金に対しては交付税同様に使途制限が課されることなく、また、元利償還金の100%が後年度の地方交付税算定プロセスで国によって措置されるからである。しかし、一旦起債されれば、負債となることは、臨時財政対策債も他の地方債と変わりがない。調達資金を歳出に充てた時点で、交付税代替財源としての本来の役割は果たしており、後年度の地方交付税算定プロセスでの措置と本来の償還とのタイミングが異なる場合は、負債としての側面に目を向け、措置される償還資金を確実に積立てておくことが必要である。

本稿では、2001～2010年度における46道府県決算データをを用いて、措置額と現実の積立・償還額とを比較し、多くの都道府県で両者の間に大きな乖離が見られること、大きな積立不足が存在することを確認する。この積立不足は、

<sup>1</sup> E-mail:tatsuya.ishikawa@gakushuin.ac.jp

<sup>2</sup> E-mail:takai@osipp.osaka-u.ac.jp

本稿は日本地方財政学会第20回大会における報告論文に加筆修正したものである。討論者として有益なコメントを下された平嶋彰英氏(総務省)をはじめ、分析過程で照会に応じて下さった総務省交付税課、同省地方債課、大阪府財政課、山形県財政課の方々には心より御礼申し上げます。ただし、本稿に残り得べき過剰は筆者の責に帰するものである。

国によって補填された償還財源が「先食いされた状態」にあることを意味し、今後の財政運営に支障をきたす可能性がある。制度に求められるのは、こうした積立不足を解消し、将来の確実な償還を行えるように自治体の行動を誘導する仕組みを内包していることである。その積立不足の実態を明らかにするとともに、国のガバナンス効果が積立促進に有効に働いているかどうかを実証的に検討する。

本稿の構成は、以下のとおりである。第2節では、臨時財政対策債にかかわる制度を概観する。特に、焦点を当てるのは、元利償還金が基準財政需要額に算入される仕組みと、その結果として、臨時財政対策債が自己増殖的に膨張する構造を持つていることである。第3節では、積立にかかわる各種のルールを踏まえたくうえで、各都道府県の基準財政需要額に実際に算入された臨時財政対策債の元利償還費と、現実の積立・償還額とを比較し、積立不足の状況を報告する。第4節では、これらの不足がどのような自治体行動から生じるのか、財政運営の規律を促すガバナンス制度（地方公共団体財政健全化法によって設定された早期健全化基準と、実質公債費比率算定上のルールなど）が積立を促進させる効果を持っているのかどうか、実証分析を行う。具体的には、積立不足比率を制度やその他の財政要因で説明するモデルを推定する。その結果、自治体の財政状況は積立に影響を及ぼすこと、国による一定のガバナンス効果は働いていることを立証する。第5節では、分析結果を総括し、今後に向けた政策提言を行う。

## 2. 臨時財政対策債制度の概観

### 2.1 臨時財政対策債膨張の構造

臨時財政対策債が地方交付税を代替するものと言われる理由のひとつは、全地方公共団体の発行可能総額が地方交付税の算定過程において基準財政需要額の一部を振り替える形で決定されるからであり、もうひとつは、元利償還金の100%が、翌年度以降20年間ないしは30年間にわたって、各年度の基準財政需要額に算入され措置されるからである。もちろん、地方債の元利償還金が後年度の基準財政需要額に算入されることを通じて、恒常的な交付団体に対して後

年度の地方交付税を増額させる効果があることは、臨時財政対策債にとどまら  
ない。しかし、図表1が示すように、元利償還金の算入によって基準財政需要  
額が拡大・膨張し、新たに設定される臨時財政対策債発行可能額の水準を押し  
上げるという意味で、自己増殖的なメカニズムが内在するのは臨時財政対策債  
だけである。

図表1 臨時財政対策債膨張の構造



(注) Eは、基準財政需要額に算入される過年度臨時財政対策債の元利償還金のうち、  
新たに割り当てられる臨時財政対策債発行可能額によって賄われる部分  
(資料)筆者作成

この効果によって、他の方法で財源保障が行われた場合と比べて歳入総額と  
歳出総額は長期にわたって増加する。国から交付される償還額は膨張した歳  
入総額に含まれており、これを別の使途に用いてしまえば、実際の償還の局面  
では自主財源を調達しなければならぬ。したがって、個々の自治体において、  
元利償還額として基準財政需要額に算入された金額は現実の償還や減債基金へ  
の積立に充当することが重要である。地方交付税が、制度上、積算の過程にか  
かわらず使途を限定せずに使い得るものとしても、他の財源と併せた歳入総  
額の範囲内に歳出総額が収まる関係が長期的に満たされる必要があり、財源確  
保の裏づけがないまま積立や償還を先送りして、現在の歳出を増やすことは許

3 マクロの財源不足額解消のための「地方財政対策」の手段として発行される地方債には、臨時財  
政対策債のほか財源対策債がある。しかし、地方財政計画上の投資的経費に基づき建設地方債と  
して発行されるのであって、過年度償還の元利償還金が振替対象となっていないことは、近年  
の発行規模は小さいこと、新築債の元利償還金が後年度の基準財政需要額に算入される割合が  
50%であることなど、臨時財政対策債とは性格を異にする。

地方財政計画においては、臨時財政対策債には、折半前財源不足額見合いで発行可能額が割り当  
てられる分と折半対象財源不足額に応じて発行可能額が割り当てられる分があり、既往臨時財政  
対策債の元利償還金の全額が折半前財源不足額に計上されている。このように、地方財政計画上の説  
明は、赤字国債と同様に、文字通り借金を借金で返す関係を示しているものだが、図表1はこれに  
は拘らず、既往臨時財政対策債の元利償還負担は基準財政収入、地方交付税、新築臨時財政対策債  
の金額に比例配分する形とした。それでも自己増殖性を帯びてしまうことを本稿は問題視している。

されなはずである。基準財政需要額への算入額と現実の積立・償還額が大き  
く乖離する状況が一定期間続くことは、危険な兆候である。

2.2 元利償還金の基準財政需要額算入の仕組み

臨時財政対策債の元利償還金の基準財政需要額への算定は、各団体の実際の  
償還年限・償還方法に対応した元利償還金を集計する方式ではなく、都道府県、  
政令市、他の市町村という区分で発行（可能）年度毎に共通の標準的な償還年  
限・償還方法と表面利率を想定し、その経過年度に応じて算定される「理論償  
還費」を積算する方式が採られている。

理論償還費は、過去に発行可能として割り当てられた臨時財政対策債に対し  
て、千円当たり「単位費用×発行年度毎の補正係数」という算式に基づいて、  
発行年度毎に決められておらず、この単位費用と補正係数が毎年改正される。こ  
の算式は、起債額に対してではなく、発行可能額に対して適用されるため、理  
論的には、起債額の選択に際して、この措置が歳出におけるモラルハザードを  
増やすメカニズムは存在していない。

図表2 過年度臨時財政対策債元利償還金の基準財政需要額への算入方法

(2011年度額算定の事例：愛知県)

〔発行可能年度〕	①測定単位(円): 臨時財政対策債 千円当たり	②単位費用 (円、測定単位 千円当たり)	③補正係数(2001年 係数基準)	④基準財政 需要額 =①×② ×③=889
2004年度	244	68	1,000	
2002年度	458	〃	0,947	
2003年度	1225	〃	1,018	
2004年度	876	〃	1,043	
2005年度	676	〃	0,916	×
2006年度	619	〃	0,959	×
2007年度	560	〃	0,944	〃
2008年度	682	〃	0,235	〃
2009年度	1378	〃	0,204	〃
2010年度	3826	〃	0,184	〃

(注)①④の単位は億円。②は「地方交付税法」第13条別表第1に、  
③は「普通交付税に関する省令」別表第1に記載。  
(資料)筆者作成

4 ただし、制度を正しく理解して行動している場合の話である。また、年度によって、交付団体に  
も不交付団体にもなる可能性が自治体は、交付団体に成れば実質的財源補填を受けられること  
を見込んで、国に交付団体として算定されるような結果が得られる歳入・歳出を選択する可能性が  
ある。

償還満了までの理論償還費の総額は元利償還金の全額をカバーするように算定されるが、発行年度毎の臨時財政対策債について、償還満了までの各年の理論償還費が予め示されることはなく、形式的には、決定年度のみ適用される金額が毎年洗い替えされている。また、元金部分と利子部分の内訳も公式に存在するわけではない。しかし、2004年度以前の発行可能額に対しては、据置期間3年の20年債に対する定時償還(元金均等償還)が、2005年度以降の発行可能額に対しては、据置期間3年の20年債と30年債に対する定時償還(元金均等償還)が仮想されたいえで、理論償還費が算定されているため、元金部分と利子部分に分解する試算を行うことは十分に可能である。

図表 3 基準財政需要額に算入される臨時財政対策理論償還費の推移(都道府県)

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
	度債									
2001年度	14.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2002年度	14.0	6.4	-	-	-	-	-	-	-	-
2003年度	14.0	8.4	15.5	-	-	-	-	-	-	-
2004年度	72.0	8.4	14.8	15.0	-	-	-	-	-	-
2005年度	71.0	66.5	74.8	15.0	17.9	-	-	-	-	-
2006年度	70.0	66.0	71.9	15.0	17.9	19.1	-	-	-	-
2007年度	69.0	65.2	70.5	72.7	63.7	19.1	18.0	-	-	-
2008年度	68.0	64.8	69.8	71.8	63.0	66.1	18.0	16.0	13.9	-
2010年度	68.0	64.4	69.2	70.9	62.3	65.2	64.2	16.0	13.9	12.5

(注)単位：過年度発行債千円当たり。網掛け部分が、利子に対応

(資料)各年の地方交付税法及び地方交付税に関する省令に基づいて筆者作成

図表 3 に示すとおり、発行翌年度から 3 年間は据置期間に対応する利子部分のみの償還費、4 年度目以降は均等に償還される元金部分と通減する元本残額に対応する利払い部分から成る償還費であることが理解できる。利子部分を控除することにより元金部分を計算すると、発行年度・算定年度によって微調整がなされているものの、17 年間(据置期間 3 年の 20 年償還)の元金均等償還ベース、ないしは 17 年間(据置期間 3 年の 20 年償還)と 27 年間(据置期間 3 年の 30 年償還)の元金均等償還の加重平均ベースにはほぼ一致している。

## 2.3 基準財政需要額への償還費算入額と現実の積立・償還額の乖離の背景

「理論」という言葉に明示されるように、国の償還費の算定が全国統一の方式で行われている一方で、個々の自治体が実際に発行する臨時財政対策債の償還年限・償還方式は様々である。そのため、単年度で見れば、個々団体における現実の償還額と基準財政需要額への算入額との間には乖離が生じ得る。ズータとして捉えようとする際の最大の注意点は、1992 年の「自治省地方債課長内かん」によって、普通会計決算上は、満期一括償還方式地方債の当核減債基金への積立が「積立」ではなく、「償還(公債費)」として扱われているが、通常の償還と合算された数値しか把握できないことである。一方、定時償還方式の地方債に対する償還充当資金を平準化する目的で積立てられる減債基金への積立額は、決算統計上も文字通りの積立として扱われ、公債費に計上されることはない。そこで、本稿においては、「積立・償還」と表記した場合の「積立」とは満期一括償還用減債基金への積立額のみを指し、広義の「償還」として扱うこととする。

満期一括償還方式地方債に係るこうした意味での「償還」、すなわち、減債基金への積立に対しては、究極的な選択として、積立を全く行わないことも可能であり、その場合に記録される「償還額」はゼロとなつて、基準財政需要に算入された理論償還費との間には大きな乖離が生ずる。

また、すべて定時償還方式で起債している団体であっても、2005 年度債の理論償還費のように、30 年債 6 割、20 年債 4 割のウエイトで起債しているとは限らない。すべてが 30 年債、あるいは、2 回借換えする 10 年債であれば、現実の償還額は理論償還費を大きく下回ることになる。3 年を超える据置期間を設定した場合も同様である。当然ながら、起債時に設定される償還年限、据置期間、表面利率などの条件が国の想定とは異なる限り、乖離は少額にとどまるはずである。逆に言えば、起債の条件を意図的に国の想定と連えることで、乖離額を大きくすることも可能である。

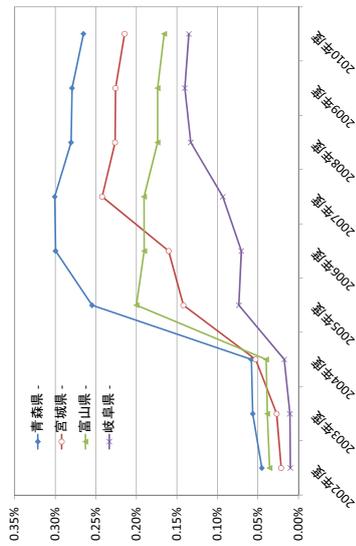
## 3. 臨時財政対策債の各種積立ルールと積立不足の実態

### 3.1 臨時財政対策債の積立ルール

2001年度には、制度上の対応の問題もあり、各都道府県に割り当てられた臨時財政対策債発行可能額に対する実際の起債額の割合には、若干のばらつきがあったものの、その後は、恒常的な不交付団体である東京都を除く46道府県が臨時財政対策債発行可能額のほぼ全額を起債している。発行可能額の全額を起債しないで枠を残すことは、実際の返済をする必要がない分について、将来、理論償還費の基準財政需要額算入によって増額される交付税の活用の局面で資金余剰が生まれる。償還費の基準財政需要額と現実の積立・償還を比較し、両者の乖離を積立不足額として捉える場合、「起債しないで枠を残した分」に対応する理論償還費を試算し、これを算入額から控除しなければならぬ。そうしないと、積立不足額を過大評価してしまう点、注意が必要である。

図表4には、臨時財政対策債を、発行可能額いっぱいまで発行していない4団体（青森県、宮城県、富山県、岐阜県）において、臨時財政対策債を起債しなかったことが後年度にもたらず資金余剰効果を示したものである。臨時財政対策債発行可能額の全額を起債しないで枠を残すことは、起債時点での痛みを伴うものの、将来の実際の返済をする必要がないだけでなく、将来、交付税の活用において資金余剰が生まれてくることにつながる。逆に言えば、ここで明らかのように、臨時財政対策債発行は、将来の政策の幅を制約することになるのである。

図表4 臨時財政対策債を起債しなかったことによる後年度資金余剰効果



(資料)筆者作成

起債額を決定した後も、その起債をどのような償還年限および借換え回数で行うのか、さらに、起債後の積立・償還をどのように行うのかには選択の余地がある。積立・償還を考えるうえでは、満期一括償還方式か定時償還方式かという償還方式の違いが重要な意味を持っているが、残念なことに、満期一括償還方式と定時償還方式の内訳データは公表されていない。

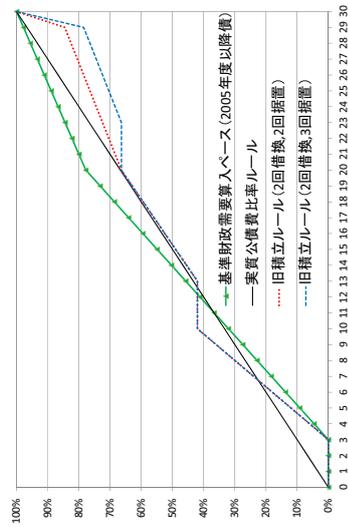
前述のとおり、基準財政需要額へ算入される臨時財政対策債の理論償還額は、据置期間3年の20年債、ないしは30年債を元金均等償還するという定時償還方式を想定したうえで算定されている。ここで重要なのは、現実の償還方式が満期一括償還方式であっても、この方法に基づく算定額が適用される点であり、償還財源が確保される進捗度合いという意味では、基準財政需要額への算入ルールに基づいて減価基金への積立を行うことと同義だという点である。

### 3.2 理論償還費の計算ルールと推奨積立ルール

上で述べた償還完了までの基準財政需要額への算入ルールも積立ルールとして読み替えると、図表5で示すように、現実の積立ルールには様々なものがある。このうち、基準財政需要額算定に用いられるルールは、2005年度以降の臨時財政対策債に対して20年債と30年債の組み合わせが想定されているため、20年債が理論上償還される20年後からは、その傾きは小さくなる。

図表5 各種積立方式の比較

(20年と30年を組み合わせた理論償還費基準財政需要額算入と、30年債)



(資料)筆者作成

一方、1986年および1992年の「自治省地方債課長内かん」によって奨励された定期的な積立ルール(旧ルール)は、3年据置き後、元金の6%相当額の積立を毎年度行っていくものであるが、その傾きは、借換え回数と据置の回数で異なる。借換え後に据置期間がない場合には、借換の年度(積立最終年度)での支払いは小さいが、借換え後も据置期間がある場合には、実質的な積立期間が短縮されることから、積立最終年度でかなりの積立額が必要(傾きが急)となる。据置きの回数次第で求められる積立ペース自体も変わる仕組みながら、このルールは実質公債費比率が導入された2006年度(決算対象年度は2005年度)までの標準ルールとされていた。

2006年度以降は、実質公債費比率の算定上、満期一括償還方式地方債については発行額の1/30が毎年度の積立額として設定され、基金管理上も新しい積立ルールとして勧奨された。しかし、旧来のルールを現実の基金管理上のルールとして、そのまま維持してきた自治体もみられる。

各種ルールにおける積立・償還ペース(累積値)を比較すると、起償後の最初の6年間は、据置期間のない実質公債費比率算定上のルール(新ルール)に基づく積立ペースが最も高い進捗度を示す。しかし、7年度経過後から12年度経過時点までは、2回借換・2回据置と2回借換・3回据置に適用される旧積立ルールによる積立が実質公債費比率算定ルールのペースを凌駕する。そして、経過13年度目以降は30年に達するまで、基準財政需要額算入ペースが最速となる。

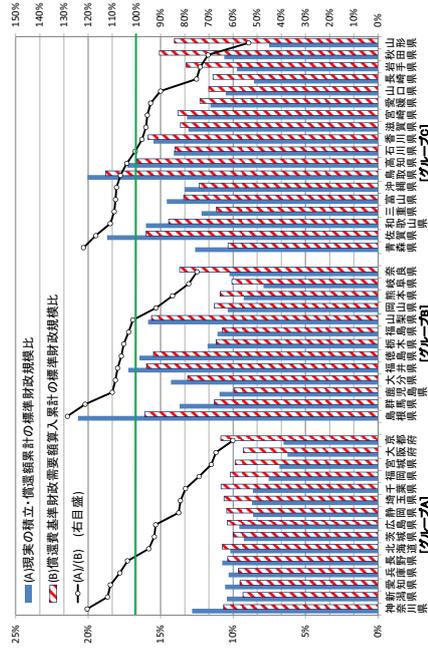
このように、複数の異なった積立ルールが存在し、実質償還年限によっても、起償後の経過年数によっても、各種ルールに基づく積立進捗ペースの大小関係が異なる。それでも、実質公債費比率算定ルールと基準財政需要額算入ルールの関係に限定すれば、経過年数が浅い間は前者、経過年数が深まると後者の積立ペースが勝るようになる。

### 3.3 臨時財政対策債の積立・償還と積立不足の実態

図表6は、中心とする償還方式で区分した3つの道府県グループ別に、2010年度末時点での積立・償還累計額と理論償還費算入額累計額との比較を例示し

ている<sup>5</sup>。その3グループとは、「2000年度以前から市場公募債発行団体だった15道府県」のグループA、「臨時財政対策債が初めて発行された2001年度～2009年度に市場公募債発行団体化した13県」のグループB、「観察対象最終年度前年の2009年度においても市場公募債発行団体にはなっていない18県」のグループCである。グループAは満期一括償還方式のウエイトが大きいと考えられるグループ、グループBは両者の中間に位置すると考えられるグループである。グループCは両者の中間に位置すると考えられるグループである。

図表6 2010年度末における積立・償還累計額と償還費算入額累計額との比較



図表5から明らかかとおり、すべてのグループにおいて、積立不足のある道府県が存在する。現実の積立・償還額の理論償還費累積額に対する割合を見ると、グループAにおいては、100%超の団体は15団体中の5団体に過ぎない。定時償還方式主体のグループCにおいても、100%超の団体数はちょうど1/2の9団体にとどまっている。グループBにおいては、13団体中の9団体である。

このように、満期一括償還方式の割合が高いと推測されるグループAにおい

<sup>5</sup> 2001～2010年度の起償額実績に基づいてフローの値を計測した後、その合計値をストックベースの系列として図表に用いた。後述の計量分析パートでは、フローベースの系列を用いた。

目するのは、国(総務省)が、地方自治体の財政運営を規律付けるための制度として、実質公債費比率を算定し、その数値で積立・償還の健全度を計測する仕組みを導入している点である。この比率には、以下の二つのインセンティブが埋め込まれている。

第一は、早期積立てのインセンティブを阻害しない仕組みである。

第二は、積立不足に対するペナルティ(積立不足を解消するインセンティブ)の存在である<sup>6</sup>。

実質公債費比率が25%に達した場合、地方財政健全化法施行前は起債可能な地方債の範囲が制限され、施行後は「早期健全化団体」に移行し、議会の関与を必要とする形、すなわち拘束力を伴う形で「財政健全化計画」を策定し、実施する過程で財政運営に実質的な制約が課せられる。そうした事態を回避するには、自治体は実質公債費比率を25%未満に保たなければならない。

ここで重要なのは、実質公債費比率の計算方法である。実質公債費比率が導入される前の起債管理指標であった起債制限比率においては、満期一括償還用減債基金への積極積立を行えば、普通会計決算統計上、公債費に計上される額が増え、その結果、高い起債制限比率の値が算定されるという欠点があった。<sup>7</sup>

実質公債費比率概念が導入された後も、「満期一括償還方式地方債に係る減債基金への積立額」を普通会計決算上の公債費に計上する扱いは継続されているが、実質公債費比率算定に際しては、その「償還額」は計上しない方法に変更された。代わりに、「年度割相当額」という標準的な積立ペースを守った時の理論額を計上し、積極的な積立を行ったことで、満期一括償還用減債基金への積立額がその理論額を上回っても、理論額しか計上しないというものである。すなわち、早期積立てのインセンティブを阻害しない仕組みが埋め込まれている。

<sup>6</sup> 実質公債費比率の計算式においては、満期一括償還方式の積立不足を考慮したインセンティブ設計がなされている反面、定時償還方式には積立不足概念は適用されない。したがって、実質公債費比率がすでに警戒すべき水準まで上昇している定時償還方式地方債主体自治体においては、今後の起債額を減らすインセンティブが生じることになる。実質公債費比率を上昇させないで将来の償還額を減らす手段として、他に考えられる方策は繰り上げ償還である。<sup>7</sup> 将来の償還確率性を高めるために積立額を増やす。あるいは、実質的な債務残高を減らす効果のある減債基金残高を増やすという行動をとれば、皮肉にも、指標値が上昇してしまうため、それを避ければ、結局、基金積立を進められないシナリオに陥る。このシナリオは、「満期一括償還方式地方債に係る減債基金への積立額」を通常の基金積立額としては扱わず、「償還額」とみなして、公債費に計上するという取扱いに起因している。

ては、十分な積立のある団体は少なく、積立不足のある団体の割合が高いという傾向がはっきりと出ている。しかし、そのグループAにおいても、神奈川県のように、算入額を20%以上上回る積立・償還を続けてきた団体があることも確かである。また、市場公募債未発行のグループCにおいても、大幅な乖離、すなわち、償還不足がかなりの規模で存在する団体がみられる。これらの道府県では、国から財源補填された額の一部は本来の積立・償還に充てられず、先食いされた状態にある。したがって、満期一括償還方式主体か、定時償還方式主体かという償還方式の違いは重要な要素ではあるが、積立状況の違いをもたらしめているのは基本的には各団体による選択行動の結果であると言えよう。

### 3.4 国のガバナンス機能：実質公債費比率の算定ルールと積立インセンティブ

各種ルールによる積立の進捗ペースについては、すでに説明した通りだが、もうひとつ重要な論点がある。それは、ルールが遵守されるかどうかという意味での実効性である。旧積立推奨ルールは、自治体が据置の回数を任意に選択することを容認しており、その結果が満期直前の最終年度における必要積立ペースをはじめ、積立ペースに大きな違いをもたらす。しかも、ルールを守らなかった時のペナルティは明示されていない。

これに対して、実質公債費比率算定上の積立ルール(新積立推奨ルール)においては、自治体の選択によって適用ルールが変質するというようなことはない。現実の償還年限、満期の長短にかかわらず、30年償還を前提にして、発行額の1/30が標準的な積立ペースとされている。この標準ペースが守られなかった時に課されるペナルティも用意された。それは、「発行額×1/30×経過年数と現実の積立残高とを比較して、前者が後者を上回っていれば、その差額を積立不足額と定義し、この積立不足解消に必要な金額に基づいて、実質公債費比率算定値に加算計上する」というものである。

満期一括償還方式地方債の場合は、健全な積立・償還に関する行動を促す仕組みが何も課されなければ、短期的視野から、「事前積立は一切行わずに、満期時に何らかの資金を確保して元金償還に充当する」選択がなされることは十分にあり得る。償還確率性や将来の資金繰りの観点からは、こうした選択が出来る限りなされないように誘導するガバナンス制度の設計が望まれる。本稿が注

逆に、その積立額が理論額を下回った場合は、積立不足額が生ずることになって、その割合に応じて、実質公債費比率がかさ上げされる仕組み、すなわち、積立不足に対するペナルティ（積立不足を解消するインセンティブ）の仕組みが埋め込まれた。積極積立に対して、「アメ」が与えられることはないが、少なくとも、「ムチ」が与えられることのないような仕組みに改められたのである。また、減債基金の一部が実質収支黒字を維持するために一般会計に貸付けされれば、その分は積立残高から控除したうえで積立不足が算定される。これも、実質的な積立残高を正確に反映する工夫である。

工夫は、他の面にもみられる。例えば、標準的な積立をしないで満期を迎えた場合、標準積立ベースを反映した適正な借換割合を超過して借換債が発行される可能性がある。そのような場合は、適正な割合で借換えを行った場合と比べて、借換債発行後の年度割相当額が、その後長期にわたって、高い値に算定されることになる<sup>8</sup>。

つまり、年度割相当額の計算においても、過剰な借換えに対するペナルティが課せられ、実質公債費比率を構成する項目のうち、「積立不足を考慮して算定した額」だけでなく、「年度割相当額」も含めた総合的な実質公債費比率の水準に注意が払われることになる。

#### 4. 行動分析(選択行動の計量分析)

##### 4.1 分析内容

前節で述べたように、積立不足が拡大すれば、実質公債費比率の算定値は押し上げられる<sup>9</sup>。したがって、実質公債費比率を下げたい自治体は、積立不足を

解消するインセンティブを持つことになる。ただし、積立不足だけが指標として明示されて問題視される仕組みではないため、たとえ積立不足が大幅に発生していても、全体としての実質公債費比率が危険域に達していない場合には、問題視されないう可能性が高い。満期一括償還方式主体自治体の場合、実質公債費比率が早期健全化基準である25%に近づくと、到達回避のため、積立不足を解消して実質公債費比率を押し下げようと、現実の積立額を増やす行動をとるはずである。本稿では、これらの行動を計量的に計測する。

具体的には、現実の1年間に於ける積立・償還額と理論償還額の基準財政需要算入額との差額という意味で毎年度生じ得る積立不足に注目する。以下では、データと推定モデルの詳細を説明したのち、推定結果を報告する。

##### 4.2 データと推定モデル

本稿で用いるデータは、前年度の実質公債費比率を説明変数とする関係上、2006～2010年度の都道府県別パネルデータである。対象は、満期一括償還方式を主体に臨時財政対策債を発行していると考えられるグループAの道府県、具体的に2000年度以前に市場公募地方債発行団体化した15道府県である<sup>10</sup>。推定するモデルは、以下の通りであり、パネル分析を用いる。

$$Y_{it} = \mathbf{X}_{it}\beta + u_{it}$$

ここで、 $i$ は道府県、 $t$ は時間を表し、誤差項を  $u_{it} = \mu_i + v_{it}$  とする。 $\mu_i$ は道府県間に存在する観察できない効果で、 $v_{it}$ は  $v_{it} \sim \text{iid}(0, \sigma_v^2)$  および  $\mu_i \sim \text{iid}(0, \sigma_\mu^2)$  であるとする。年度固有の要因が存在する可能性を考慮して年度ダミー変数も採用するため、実質的に二元配置固定効果モデルとして推定することと同じである。また、横断面の不均一分散を修正した一般化最小二乗法で推定を行う。

まず、積立行動を表す被説明変数には、(1) (現実の元利金積立・償還額 - 元

測した積立不足とはカバレッジに違いがある。

10 北海道、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県である。なお、計量分析の対象を満期一括償還方式主体自治体に限定したのは、臨時財政対策債の積立不足に対する実質公債費比率のガバナンス効果が当該積立不足の解消という経路を通じて発現すると考えられるためである。定時償還方式臨時財政対策債については、償還不足に対して実質公債費比率のガバナンス効果が発現するとすれば、当該不足額の解消という形ではなく、他の地方債も含めた繰り上げ償還の促進や新規の地方債、特に、建設地方債の発行抑制という経路を通じて発現すると考えられる。このため、グループB、Cは、計量分析の対象から除外した。

利金理論償還費の基準財政要算入額)/標準財政規模と、(2)現実の元利金積立・償還額/標準財政規模の2タイプを採用する。また、元利金ベースの積立不足額と積立額に関するモデル(1)と(2)を元金ベースの積立不足額と積立に関する推定モデルに替えた(3)と(4)も併せて推定する。

また、説明変数には、各自治体の選択行動の道府県間格差をもたすと考えられる変数、特に財政状況・財政構造を表す変数を採用する。概要は以下に示すとおりである。

第一に、当該自治体の財政指標として、「前年度の修正実質収支比率：(実質収支+財政調整基金残高)/標準財政規模」、「単年度の振替前財政力指数：基準財政需要額/(振替後基準財政需要額+臨時財政対策債発行可能額)<sup>11</sup>および「前年度までの満期一括償還方式臨時財政対策債起債累計額/標準財政規模」を用いる。財政状況が良くなれば、積立行動は促進されると思われ、また、起債額が大きくなる場合にも、積立行動は促進されると思われるため、プラスの符号が予想される。

第二に、「国(総務省)によるガバナンス」を表す変数として、「(25-前年度実質公債費率比率)の逆数」を用いる。逆数を用いた理由は、25(%)という数値に近づくにつれ、積立への促進効果が強くなる傾向をとらえるためであり、本変数の係数は、プラスの符号が予想される。さらに、「(2)現実の元利金償還・積立額/標準財政規模」を被説明変数とする場合には、「元利金理論償還費の基準財政要算入額/標準財政規模」の変数も加えることとする。

採用した変数の記述統計量は、図表7に示すとおりである。

図表7：記述統計量

	(当年度)の現実元利金償還額-当年度元金償還額/標準財政規模×100	(当年度)の現実元利金償還額-当年度元金償還額/標準財政規模×100	当年度の現実元金償還額-当年度元金償還額/標準財政規模×100	当年度の理論償還額-当年度元金償還額/標準財政規模×100	当年度(前年度)の振替前財政力指数	1-(25-前年度実質公債費率比率)	前年度までの満期一括償還方式臨時財政対策債累計額/標準財政規模
平均値	-0.23	-0.17	1.70	1.93	1.28	1.17	0.33
中位値	-0.19	-0.11	1.64	2.05	1.43	1.02	0.34
最大値	1.68	1.72	4.55	2.92	1.98	5.83	1.00
最小値	-1.56	-1.50	0.60	0.75	0.33	-1.36	0.10
標準偏差	0.59	0.57	0.79	0.66	0.52	1.19	0.10

#### 4.3 主要な推定結果

図表7には、(1)～(4)の推定結果を示している。すべて、横断面の不均一分散を修正した一般化最小二乗法で推定し、Whiteの修正を施した漸近的な統計的検定量を示している。また、団体毎の固定効果については、縦幅の関係で表していない。

図表7 積立行動の要因分析

被説明変数:	1 (現実の元利金積立-償還額-元金償還額)/標準財政規模	2 (現実の元利金積立-償還額-元金償還額)/標準財政規模	3 (現実の元金積立-償還額-元金償還額)の基準財政要算入額/標準財政規模	4 (現実の元金積立-償還額-元金償還額)の基準財政要算入額/標準財政規模
理論償還額の基準財政要算入額/標準財政規模		-1.179		
前年度修正実質収支比率	-0.196	0.008	**	-2.055
(25-前年度実質公債費率比率)の逆数	0.006	0.216	**	0.000
当年度単年度財政力指数	2.863	2.989	**	-0.700
前年度までの満期一括償還方式臨時財政対策債累計額/標準財政規模	0.001	0.001	**	2.783
2007年度ダミー	0.272	-0.747	**	0.000
2008年度ダミー	0.793	0.448	**	-0.349
2009年度ダミー	0.144	2.133	*	0.708
2010年度ダミー	0.872	0.022	*	-0.060
定数項	0.003	1.352	**	2.371
obs	-0.167	1.986	**	1.678
R <sup>2</sup>	0.000	0.000	**	0.000
F	-0.290	2.721	**	2.497
調整R <sup>2</sup>	0.004	0.000	**	0.000
定数項	-0.212	3.289	**	3.254
調整R <sup>2</sup>	0.212	0.000	**	3.702
調整R <sup>2</sup>	0.679	0.001	**	0.000
調整R <sup>2</sup>	0.679	0.001	**	0.171
調整R <sup>2</sup>	0.817	0.948	0.197	0.928

係数の下付はt値(分岐不偏t検定を考慮した標準誤差に基づき)であり、\*\*は1%、\*は5%水準で有意であることを示す。

まず、(1)に関しては、国からのガバナンスを表す「(25-実質公債費比率)の逆数」は有意に正となり、25%に近づくほど大きな積立促進効果があり、制度は積立を促進するガバナンス効果を備えていることがわかる。一方、前年度修正実質収支比率は、有意であるものの負の効果を示した。この結果から、自治体においては、必ずしも、収支が良い場合に積立が促進されるという傾向はみられないことになる。収支が良い場合には、歳出圧力が高まり、積立に負の効果があるとも解釈できよう。その他の変数は、年度ダミーの一部を除いて、有意にはならなかった。

(2)については、「元利金理論償還費の基準財政需要算入額/標準財政規模」が有意に負である一方、前年度までの満期一括償還方式臨時財政対策債起債累計額/標準財政規模は有意に正である。ただし、後者の係数値は 2.1(%)と、実質公債費比率算定上の標準積立ベースである 3.3(%)を下回っている。このことから、自治体は、過去に発行した満期一括償還方式臨時財政対策債に基づいて積立を行っているものの、実質公債費比率ルールに照らせば不足するベースであるうえ、眼前の基準財政需要算入額が増えると、むしろ積立を減らしてしまう傾向があることがわかる。次に、国からのガバナンスを表す「(25-実質公債費比率)の逆数」は、(1)と同様に、有意に正となり、ガバナンス効果が働いていることがわかる。一方、前年度修正実質収支比率も、(1)と同様に、有意に負であり、収支が良い場合に積立が促進されるという傾向はみられないことになる。振替前財政力指数は、有意ではなかった。

元金ベースでの積立・償還と元金ベースの理論償還費基準財政需要算入額の関係を推定した(3)の結果は(1)とほぼ同じであった。同様に、(4)の推定結果も(2)とほとんど異ならなかった。

#### 4.4 推定結果の総括

積立不足額の大きな団体は、他の地方債の繰り上げ償還資金に用いていない限り、理論償還費の基準財政需要額算入で膨張した歳入の一部を積立以外の歳出に充てていることになる。これに対して、国は、ガバナンス機能として、実質公債費比率の数値をもとに自治体に財政健全化を促す仕組みを取り入れていく。推定結果からは、このガバナンス機能が働き、積立を促す一定の役割を果

たしていることが明らかとなった。実質公債費比率の規定は普通会計の全地方債を対象としたものであるが、臨時財政対策債に積立不足があった場合に、臨時財政対策債に係る積立を促進させるという点が特筆される。

#### 5. まとめ

本稿は、現在の財源不足を補足的に補う形で導入された臨時財政対策債が、国の交付税の代替的財源であるという側面、交付税でありながら地方全体の財源から返済しなければならぬという側面、さらには、地方自治体固有の起債であるという側面の板挟みの中で、地方の規律を働かせる形で効果的に運営されているのかを見極めるため、まず、臨時財政対策債にかかわる制度を概観し、その後、発行・積立・償還の実態とその背景を考察した。その結果、国から実質的に補填された償還財源を積立・償還に充てていないという積立不足が、定時償還主体の道府県を含めて広範に観察された。

国のガバナンス機能に着目し、自治体行動を規律付ける効果を検証したところ、満期一括償還方式を主体に臨時財政対策債を発行していると考えられる道府県(2000年度以前に市場公募地方債発行団体化した15道府県)において、積立を促す一定の機能を果たしているとの実証結果を得た。

しかしながら、積立不足の大きな団体は存在しており、より一層の積立促進機能を持つ、パワフルなガバナンス制度が必要であろう。臨時財政対策債の積立不足は臨時財政対策債に対する積立促進によって解消されることが確認された反面、他種類の地方債の積立との関係は、現行制度下では把握することができない。また、臨時財政対策債の他にも、元利償還金の全額が後年度の基準財政需要額に算入される特殊な「赤字地方債」としては、減税補填債、臨時税収補填債などもあり<sup>12</sup>、これらに関しても、理論償還費の基準財政需要算入額は将来の償還に備えて積立することが強く求められる。そのためには、会計を分離して、その返済度を計測すること、また、積立不足率も数値目標化すること

<sup>12</sup> 地方税減収補填債に関しては、後年度の基準財政需要額に算入される元利償還金の割合は75%だが、これは留保財源25%を考慮したものであり、ここで言及した他の赤字地方債と同様に、実質的な補填率は100%だとと言える。

が有効であると思われる。(本稿で推定値を用いた)満期一括償還方式地方債の発行額や当該減債基金への積立額、積立残高、積立不足額などのデータは普通会計決算統計上には存在しないため、外部者が容易に財政運営の評価を行える状態とはなっていない。データの制約から、本稿では精緻な分析ができていない部分も残されている。情報公開は、ガバナンスの面でも重要であり、今後一層のデータ公表が望まれる。

#### 参考文献:

- 財団法人地方債協会「地方債統計年報」(各年版)
- 佐藤健(2006)「地方債協議制度についてー地方財政法施行令の改正内容の解説を中心に」『地方財政』2006年2月号
- 自治省財政局財政課長・地方債課長(1978)「減債基金等の設置について」(1978年9月5日付け各都道府県総務部長・各指定都市財政局長宛自治省財政局財政課長・地方債課長内かん)
- 自治省地方債課長(1986)「地方債の管理について」(1986年6月19日付け各都道府県総務部長・各指定都市財政局長宛自治省地方債課長内かん)
- 自治省地方債課長(1992)「市場公募地方債に係る満期一括償還方式の導入について」(1992年1月20日付け市場公募地方債発行都道府県総務部長・市場公募地方債発行指定都市財政局長宛自治省地方債課長内かん)
- 総務省「地方交付税等関係計数資料」(各年度版)
- 総務省「都道府県決算状況調」(各年度版)
- 総務省自治省財政局地方債課長(2006)「地方債の総合的な管理について」(2006年3月31日付け各都道府県総務部長・各指定都市財政担当局長宛通知、総財地第107号)
- 総務省自治省財政局地方債課長(2006)「実質公債費比率等について」(2006年5月1日付け、総財地第151号)
- 地方交付税制度研究会編「地方交付税制度解説(単位費用篇)」財団法人地方財務協会(各年度版)
- 地方交付税制度研究会編「地方交付税制度解説(補正係数・基準財政収入額篇)」財団法人地方財務協会(各年度版)

地方債制度研究会(2006)「地方債講座第5回 実質公債費比率の算定方法等について②」『地方債月報』2006年8月号, pp. 28-32

平嶋彰英・植田浩(2001)『地方債(地方自治総合講座9)』ぎょうせい

平嶋彰英(2006)「地方債協議制度への移行と平成18年度地方債同意等基準について」『地方財政』2006年6月号

< 未定稿 >

卷末図表 1 臨時財政対策債発行可能額

Table with columns for years from 2001 to 2010 and rows for various prefectures including Hokkaido, Tohoku, Kanto, etc.

(注)単位:百万円

(資料)「地方交付税等関係計数資料」

< 無断転載はご遠慮下さい >

巻末図表 2 臨時財政対策債起債額(実績値)

Table with columns for years from 2001 to 2010 and rows for various prefectures including Hokkaido, Tohoku, Kanto, etc.

(注)単位:百万円

(資料)総務省「都道府県決算状況調」

巻末図表 4 臨時財政対策債発行額に占める市場公募地方債の割合  
(許可・発行予定額ベース)

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
北海道	0%	0%	14%	82%	100%	100%	100%	0%	36%	73%
青森県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
岩手県	0%	28%	17%	54%	81%	95%	96%	64%	32%	36%
宮城県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
秋田県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
山形県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
福島県	0%	0%	0%	55%	72%	81%	83%	73%	40%	48%
茨城県	0%	18%	8%	22%	25%	44%	53%	37%	29%	16%
栃木県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	5%	16%	11%
群馬県	0%	0%	0%	30%	78%	87%	97%	79%	39%	50%
埼玉県	22%	66%	54%	67%	90%	99%	91%	97%	53%	75%
千葉県	—	—	—	—	100%	100%	100%	100%	96%	88%
東京都	35%	33%	60%	79%	96%	97%	100%	44%	75%	81%
神奈川県	49%	25%	22%	99%	99%	98%	85%	0%	100%	91%
新潟県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
富山県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
石川県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
福井県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	23%	38%
山梨県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	56%	46%	45%	37%
長野県	0%	15%	69%	87%	71%	79%	87%	54%	27%	30%
岐阜県	0%	0%	0%	6%	33%	44%	85%	93%	52%	29%
静岡県	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
愛知県	0%	87%	33%	66%	100%	65%	84%	82%	36%	73%
三重県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	23%
滋賀県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
京都府	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
大阪府	0%	100%	97%	100%	100%	100%	100%	100%	56%	87%
兵庫県	0%	73%	97%	100%	97%	89%	67%	65%	29%	33%
奈良県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	4%	22%	34%
和歌山県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
鳥取県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
島根県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
岡山県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	81%	25%	34%
広島県	0%	0%	57%	100%	98%	100%	100%	100%	37%	62%
山口県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
徳島県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	23%	36%	66%
香川県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
愛媛県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
高知県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
福岡県	0%	0%	0%	0%	64%	69%	95%	72%	12%	26%
佐賀県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
長崎県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
熊本県	0%	0%	0%	31%	98%	82%	76%	62%	31%	22%
大分県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	54%	44%	44%	44%
宮崎県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
鹿児島県	0%	0%	0%	0%	0%	100%	98%	39%	37%	38%
沖縄県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

(資料)財団法人地方債協会「地方債統計年報」に基づいて筆者作成

巻末図表 3 臨時財政対策債発行可能額に対する実際の起債額の割合(実績値)

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
北海道	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
青森県	0.0%	85.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
岩手県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
宮城県	49.2%	92.3%	87.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
秋田県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
山形県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
福島県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
茨城県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
栃木県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
群馬県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
埼玉県	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
千葉県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
東京都	30.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
神奈川県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
新潟県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
富山県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
石川県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
福井県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
山梨県	94.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
長野県	74.5%	100.0%	96.5%	89.4%	99.2%	100.0%	100.0%	95.2%	100.0%	85.4%
岐阜県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
静岡県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
愛知県	100.0%	100.0%	99.4%	99.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
三重県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	95.9%
滋賀県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
京都府	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
大阪府	100.0%	100.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
兵庫県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
奈良県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
和歌山県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
鳥取県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
島根県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	84.9%	100.0%	100.0%	95.9%	92.6%
岡山県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
広島県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
山口県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
徳島県	100.0%	100.0%	98.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
香川県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%	96.6%
愛媛県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
高知県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
福岡県	100.0%	100.0%	100.0%	100.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
佐賀県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
長崎県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
熊本県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
大分県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
宮崎県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
鹿児島県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
沖縄県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(資料)総務省「都道府県決算状況」地方交付税等関係計数資料」に基づいて筆者作成

巻末図表 5 臨時財政対策債発行額に占める銀行等引受債の割合  
(許可・発行予定額ベース)

	2011年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
北海道	100%	86%	0%	0%	0%	19%	100%	64%	0%	0%
青森県	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	83%	61%
岩手県	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	56%	62%
宮城県	100%	72%	63%	46%	19%	5%	36%	28%	19%	100%
秋田県	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
山形県	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	71%	52%	100%
福島県	0%	100%	0%	45%	28%	19%	11%	27%	18%	16%
茨城県	100%	82%	61%	77%	75%	56%	47%	62%	63%	74%
栃木県	100%	100%	0%	100%	100%	100%	100%	92%	45%	38%
群馬県	100%	100%	100%	70%	22%	13%	3%	21%	26%	25%
埼玉県	100%	34%	46%	10%	10%	1%	9%	3%	0%	15%
千葉県	78%	30%	2%	21%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川県	0%	17%	18%	21%	4%	3%	0%	56%	18%	16%
新潟県	51%	75%	78%	1%	1%	2%	15%	100%	0%	9%
富山県	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	74%	65%
石川県	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	69%	80%
福井県	100%	100%	0%	0%	9%	99%	100%	100%	23%	0%
山梨県	100%	0%	10%	100%	0%	100%	44%	54%	42%	45%
長野県	100%	9%	12%	13%	29%	21%	13%	46%	73%	70%
岐阜県	100%	100%	94%	67%	56%	15%	14%	7%	21%	47%
静岡県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
愛知県	100%	13%	67%	32%	0%	35%	16%	0%	27%	10%
三重県	100%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	100%	52%	34%
滋賀県	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	73%	68%
京都府	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
大阪府	100%	0%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	34%	5%
兵庫県	100%	27%	3%	0%	3%	11%	33%	35%	33%	37%
奈良県	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	96%	41%	60%
和歌山県	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	81%	73%
鳥取県	100%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	100%	52%	65%
島根県	0%	0%	0%	100%	100%	46%	50%	58%	0%	0%
岡山県	100%	9%	54%	100%	100%	100%	100%	19%	0%	42%
広島県	0%	0%	12%	0%	1%	0%	0%	0%	1%	8%
山口県	0%	0%	0%	100%	100%	100%	100%	100%	68%	62%
徳島県	0%	0%	0%	100%	100%	100%	100%	77%	0%	6%
香川県	100%	100%	100%	100%	45%	100%	100%	100%	100%	70%
愛媛県	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	72%	80%
高知県	100%	100%	22%	100%	0%	100%	100%	100%	62%	n.a.
福岡県	0%	100%	100%	100%	36%	31%	5%	28%	49%	48%
佐賀県	0%	100%	0%	100%	41%	100%	100%	100%	43%	48%
長門県	100%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	100%	100%	66%
熊本県	100%	0%	15%	69%	2%	18%	24%	38%	3%	40%
大分県	100%	100%	100%	100%	66%	100%	46%	56%	12%	29%
宮崎県	0%	0%	12%	100%	0%	100%	100%	100%	50%	41%
鹿児島県	100%	0%	0%	100%	0%	0%	2%	0%	0%	0%
沖縄県	0%	0%	9%	100%	0%	100%	100%	100%	54%	43%

(資料)財団法人地方債協会「地方債統計年報」に基づいて筆者作成

巻末図表 6 臨時財政対策債発行額に占める政府資金債及び  
地方公共団体等金融機構債の割合(許可・発行予定額ベース)

	2011年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
北海道	-	0%	0%	18%	0%	0%	0%	0%	0%	27%
青森県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	17%	39%
岩手県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	44%	38%
宮城県	0%	0%	20%	0%	0%	0%	0%	0%	40%	45%
秋田県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
山形県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	29%	48%
福島県	100%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	42%	36%
茨城県	0%	0%	31%	0%	0%	0%	0%	0%	8%	11%
栃木県	0%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	39%	50%
群馬県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	35%	25%
埼玉県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	47%	10%
千葉県	0%	47%	31%	0%	0%	0%	0%	0%	4%	12%
東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川県	65%	50%	22%	0%	0%	0%	0%	0%	7%	3%
新潟県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
富山県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	26%	35%
石川県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	31%	20%
福井県	0%	0%	100%	0%	91%	0%	0%	0%	55%	62%
山梨県	0%	100%	90%	0%	100%	0%	0%	0%	12%	18%
長野県	0%	76%	19%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
岐阜県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	27%	25%
静岡県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
愛知県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	18%	36%	17%
三重県	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	48%	43%
滋賀県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	27%	32%
京都府	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
大阪府	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	11%	8%
兵庫県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	37%	30%
奈良県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	19%	6%
和歌山県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	27%
鳥取県	100%	100%	100%	0%	100%	0%	0%	0%	48%	35%
島根県	100%	100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	83%	81%
岡山県	100%	100%	91%	46%	0%	0%	0%	0%	75%	25%
広島県	100%	100%	31%	0%	0%	0%	0%	0%	62%	29%
山口県	100%	100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	32%	38%
徳島県	100%	100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	63%	28%
香川県	0%	0%	0%	0%	55%	0%	0%	0%	0%	30%
愛媛県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	28%	40%
高知県	0%	0%	78%	0%	100%	0%	0%	0%	38%	n.a.
福岡県	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	39%	26%
佐賀県	100%	0%	100%	0%	59%	0%	0%	0%	57%	52%
長門県	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	34%
熊本県	0%	100%	85%	0%	0%	0%	0%	0%	67%	37%
大分県	0%	0%	0%	0%	34%	0%	0%	0%	44%	27%
宮崎県	100%	100%	88%	0%	100%	0%	0%	0%	50%	59%
鹿児島県	100%	100%	100%	0%	0%	0%	0%	61%	63%	62%
沖縄県	100%	100%	91%	0%	100%	0%	0%	0%	46%	57%

(資料)財団法人地方債協会「地方債統計年報」に基づいて筆者作成

巻末図表 8 臨時財政対策債発行額に占める定時償還方式の割合(推定値)

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
北海道	66%	86%	18%	0%	0%	19%	0%	97%	64%	27%
青森県	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	52%	94%
岩手県	100%	100%	100%	100%	100%	66%	66%	75%	85%	93%
宮城県	100%	72%	83%	35%	18%	5%	4%	26%	62%	64%
秋田県	100%	100%	100%	83%	94%	100%	100%	56%	66%	82%
山形県	100%	100%	35%	66%	74%	75%	81%	74%	91%	98%
福島県	100%	100%	100%	45%	26%	18%	18%	26%	60%	82%
茨城県	98%	58%	75%	69%	58%	34%	35%	39%	70%	84%
栃木県	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	92%	84%	89%
群馬県	100%	100%	100%	70%	22%	13%	3%	21%	61%	50%
埼玉県	13%	9%	9%	2%	3%	0%	4%	1%	47%	17%
千葉県	7%	51%	32%	10%	0%	0%	0%	0%	4%	12%
東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川県	65%	50%	22%	5%	0%	0%	0%	32%	22%	18%
新潟県	51%	75%	78%	1%	1%	2%	15%	81%	0%	9%
富山県	100%	100%	90%	81%	91%	82%	79%	65%	82%	99%
石川県	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
福井県	100%	100%	100%	100%	100%	99%	100%	90%	77%	62%
山梨県	100%	100%	100%	100%	100%	100%	44%	54%	55%	63%
長野県	8%	77%	19%	1%	9%	5%	7%	23%	58%	64%
岐阜県	90%	69%	48%	39%	56%	12%	11%	4%	42%	60%
静岡県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
愛知県	60%	9%	46%	16%	0%	31%	15%	18%	62%	27%
三重県	100%	80%	68%	72%	100%	66%	71%	78%	83%	69%
滋賀県	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
京都府	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
大阪府	31%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	42%	12%
兵庫県	15%	15%	0%	0%	2%	10%	33%	32%	56%	60%
奈良県	100%	100%	100%	100%	100%	60%	52%	68%	62%	50%
和歌山県	100%	100%	100%	100%	100%	100%	68%	57%	65%	81%
徳島県	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
香川県	100%	100%	100%	87%	55%	46%	50%	54%	63%	81%
愛媛県	100%	100%	100%	92%	92%	100%	100%	19%	75%	65%
高知県	100%	100%	32%	0%	0%	0%	0%	0%	63%	38%
山口県	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
徳島県	100%	100%	100%	100%	100%	65%	38%	23%	63%	32%
香川県	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	80%	86%
愛媛県	100%	100%	100%	40%	38%	56%	49%	57%	64%	71%
高知県	77%	81%	81%	96%	100%	70%	64%	65%	82%	n.a.
福岡県	100%	46%	16%	66%	16%	11%	5%	28%	85%	71%
佐賀県	100%	100%	100%	79%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
長崎県	98%	50%	62%	63%	68%	63%	63%	62%	69%	70%
熊本県	100%	100%	100%	69%	2%	18%	24%	26%	69%	78%
大分県	100%	100%	100%	100%	100%	46%	46%	56%	56%	56%
宮崎県	100%	100%	97%	81%	100%	89%	88%	88%	93%	100%
鹿児島県	87%	100%	100%	100%	100%	0%	2%	61%	63%	62%
沖縄県	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
合計	73%	71%	57%	48%	42%	39%	36%	45%	60%	49%

(注) (臨時財債総額 - 臨時財債かつ公募債 + 臨時財債かつ繰上償還債) ÷ 全繰上償還債 × 100% (一括方式) ÷ 臨時財債総額 × 100% (一括方式)  
割合) ÷ 臨時財債総額により算出

(資料) 財団法人地方債協会「地方債統計年報」に基づいて筆者作成

巻末図表 7 臨時財政対策債発行額に占める満期一括償還方式の割合(推定値)

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
北海道	34%	14%	82%	100%	100%	81%	100%	3%	36%	73%
青森県	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%	48%	6%	2%
岩手県	0%	0%	0%	0%	34%	25%	34%	15%	15%	7%
宮城県	0%	28%	17%	65%	81%	95%	96%	74%	38%	36%
秋田県	0%	0%	0%	8%	8%	34%	100%	44%	34%	18%
山形県	0%	0%	65%	34%	28%	25%	39%	74%	9%	2%
福島県	0%	0%	0%	55%	74%	81%	92%	40%	40%	48%
茨城県	10%	42%	25%	31%	42%	66%	65%	41%	30%	16%
栃木県	0%	0%	0%	0%	0%	8%	0%	16%	11%	11%
群馬県	0%	0%	0%	30%	78%	87%	97%	79%	39%	50%
埼玉県	87%	91%	91%	95%	97%	100%	96%	99%	53%	83%
千葉県	95%	49%	68%	100%	100%	100%	100%	96%	93%	88%
東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川県	35%	50%	78%	95%	100%	100%	100%	68%	78%	82%
新潟県	49%	25%	22%	99%	98%	85%	19%	100%	100%	91%
富山県	0%	0%	10%	19%	9%	18%	21%	35%	18%	1%
石川県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
福井県	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	10%	23%	38%
山梨県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	56%	46%	45%	37%
長野県	92%	23%	81%	99%	91%	95%	93%	75%	42%	36%
岐阜県	10%	31%	52%	61%	44%	88%	89%	95%	58%	40%
静岡県	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
愛知県	40%	91%	54%	84%	100%	69%	85%	82%	38%	73%
三重県	0%	20%	32%	28%	0%	34%	29%	22%	17%	31%
滋賀県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
京都府	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
大阪府	69%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	58%	88%	88%
兵庫県	85%	85%	100%	100%	98%	90%	67%	68%	44%	40%
奈良県	0%	0%	0%	0%	0%	40%	48%	32%	38%	50%
和歌山県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	32%	43%	35%	19%
徳島県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
香川県	0%	0%	0%	13%	45%	54%	50%	48%	17%	19%
愛媛県	0%	0%	0%	8%	0%	81%	0%	25%	35%	35%
高知県	0%	0%	68%	100%	100%	100%	100%	37%	62%	62%
山口県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
徳島県	0%	0%	0%	0%	35%	62%	74%	77%	37%	68%
香川県	0%	0%	0%	0%	0%	21%	20%	14%	14%	14%
愛媛県	0%	0%	0%	60%	62%	44%	51%	43%	36%	29%
高知県	23%	19%	4%	11%	0%	30%	36%	35%	18%	n.a.
福岡県	0%	54%	99%	34%	84%	89%	95%	72%	15%	29%
佐賀県	0%	0%	0%	21%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
長崎県	2%	50%	38%	37%	0%	32%	37%	38%	31%	30%
熊本県	0%	0%	0%	31%	98%	82%	76%	74%	31%	22%
大分県	0%	0%	0%	0%	0%	44%	44%	44%	44%	44%
宮崎県	0%	0%	3%	19%	0%	12%	12%	12%	7%	0%
鹿児島県	13%	0%	0%	0%	100%	100%	98%	39%	37%	38%
沖縄県	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合計	27%	29%	43%	52%	58%	61%	64%	55%	40%	51%

(注) (臨時財債総額 - 臨時財債かつ公募債 + 臨時財債かつ繰上償還債) ÷ 全繰上償還債 × 100% (一括方式) ÷ 臨時財債総額 × 100% (一括方式)  
割合) ÷ 臨時財債総額により算出

(資料) 財団法人地方債協会「地方債統計年報」に基づいて筆者作成

卷末図表 10 臨時財政対策債の現実の元金償還金(公表実績値)

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
北海道	0	0	0	0	2133	6334	15385	5043	10235	92785
青森県	0	0	0	0	1035	2941	5953	7147	8560	10406
岩手県	0	0	0	0	729	2367	2618	2929	5728	6552
宮城県	0	0	0	0	195	897	2760	3886	4238	5092
秋田県	0	0	0	0	160	768	2358	3752	4385	5369
山形県	0	0	0	0	481	2050	2950	2050	2050	3001
福島県	0	0	0	0	683	1463	4866	8609	10988	12004
茨城県	0	0	0	0	839	2777	5429	7294	9142	10879
栃木県	0	0	0	0	659	3014	4424	6353	8094	9508
群馬県	0	0	0	0	831	3705	7075	8708	9557	10394
埼玉県	0	0	0	0	1486	4400	8064	7309	13378	20342
千葉県	0	0	0	0	1486	4400	8064	10888	12806	14863
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0	300	1974	6359	13202	18242	21463
新潟県	0	0	0	0	636	1385	10780	5740	8996	16716
富山県	0	0	0	0	93	1421	4047	4022	5416	7115
石川県	0	0	0	0	269	1866	4306	6131	7492	8093
福井県	0	0	0	0	294	1217	2860	3955	5698	6864
山梨県	0	0	0	0	592	1744	3668	5948	7359	8790
長野県	0	0	0	0	193	1224	3344	6204	8718	10661
岐阜県	0	0	0	0	266	636	3043	5102	5923	7318
静岡県	0	0	0	0	16	1917	2622	5157	6465	8249
愛知県	0	0	0	0	1331	20906	11984	19309	10427	22030
三重県	0	0	0	0	39	445	6735	7216	9540	11026
滋賀県	0	0	0	0	289	1807	3941	5163	6735	8037
京都府	0	0	0	0	756	2228	601	786	3755	4641
大阪府	0	0	0	0	2300	3746	9068	12862	15949	25977
兵庫県	0	0	0	0	1468	5541	11673	14468	16211	21310
奈良県	0	0	0	0	385	584	1392	2275	3548	4606
和歌山県	0	0	0	0	310	962	3459	4828	6408	7597
鳥取県	0	0	0	0	399	1269	3078	5111	7047	12700
島根県	0	0	0	0	611	4068	5594	5975	10327	20546
岡山県	0	0	0	0	354	1956	3732	6211	7653	8987
広島県	0	0	0	0	745	2302	5224	8146	8221	8260
山口県	0	0	0	0	564	1785	3983	4911	5535	7908
徳島県	0	0	0	0	1087	2331	3733	6079	7269	8514
香川県	0	0	0	0	278	1136	2912	4106	4681	6266
愛媛県	0	0	0	0	659	1989	4478	5588	6451	7224
高知県	0	0	0	0	1031	3131	4083	6468	9001	9673
福岡県	0	0	0	0	1031	2482	5815	7111	11134	11989
佐賀県	0	0	0	0	504	4741	5164	6932	8339	10546
長崎県	0	0	0	0	657	668	3009	3290	4442	5321
熊本県	0	0	0	0	733	2110	3980	5199	6201	7094
大分県	0	0	0	0	471	2778	5338	6966	8597	10250
宮崎県	0	0	0	0	616	1986	4135	7449	6795	8282
鹿児島県	0	0	0	0	774	3020	6023	8571	8925	9565
沖縄県	0	0	0	0	592	1872	4063	5877	8680	12762

(注)単位:百万円

(出所)総務省「都道府県決算状況調」

卷末図表 9 臨時財政対策債の現実の元利償還金(公表実績値)

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
北海道	331	541	2,007	3,280	6,437	12,211	22,688	13,398	20,469	65,007
青森県	0	5	134	586	2,376	4,639	8,007	9,497	11,101	13,357
岩手県	0	195	440	1,055	2,418	4,521	5,143	5,829	9,094	10,472
宮城県	46	124	286	906	1,721	2,897	4,952	6,366	7,090	8,493
秋田県	15	129	211	693	1,726	3,651	5,420	6,384	8,123	9,673
山形県	0	92	326	608	1,307	3,079	3,446	3,809	4,910	7,790
福島県	0	171	531	1,241	2,085	3,102	6,828	10,976	13,951	15,657
茨城県	110	219	501	1,241	2,583	5,036	8,182	10,428	12,766	15,065
栃木県	0	165	553	1,298	2,232	3,074	6,673	8,890	11,004	13,395
群馬県	0	115	396	1,184	2,408	6,653	9,421	11,351	12,553	13,970
埼玉県	0	610	2,173	3,607	4,789	9,171	9,023	14,093	21,229	30,179
千葉県	84	399	1,198	2,077	4,116	7,432	11,953	15,439	18,521	22,531
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	120	538	1,848	3,834	6,785	12,593	21,016	27,508	32,327	58,558
新潟県	56	149	396	1,264	2,505	3,416	13,203	8,536	12,360	20,908
富山県	0	20	197	793	2,540	5,499	5,756	7,366	9,354	10,638
石川県	49	179	401	1,299	2,083	3,625	6,229	8,358	9,869	10,629
福井県	0	172	326	1,153	2,351	4,397	5,813	7,831	9,509	12,737
山梨県	41	118	244	907	1,696	3,279	5,779	8,113	9,780	11,796
長野県	0	65	615	1,396	2,322	4,292	8,329	11,275	12,418	14,532
岐阜県	0	129	174	527	1,159	2,021	4,796	7,379	8,701	11,019
静岡県	0	529	1,145	1,786	3,925	5,291	8,509	10,340	12,998	15,351
愛知県	139	493	1,285	2,294	5,196	25,777	17,689	26,330	18,492	32,672
三重県	0	145	167	1,015	1,287	2,169	8,864	9,600	12,229	14,303
滋賀県	75	202	406	932	1,439	3,453	5,902	7,426	9,272	11,216
京都府	6	311	639	1,419	2,584	4,330	3,058	3,845	7,568	9,360
大阪府	116	761	1,437	2,848	6,035	8,409	14,817	20,211	24,701	14,182
兵庫県	31	621	557	2,229	4,615	9,092	16,511	20,026	22,975	30,063
奈良県	0	74	482	999	1,669	2,900	4,180	5,814	7,107	8,516
和歌山県	5	228	393	1,261	2,264	3,038	6,722	8,564	10,157	11,866
鳥取県	0	99	266	607	1,518	3,007	5,183	7,503	9,519	15,897
島根県	0	148	386	871	1,771	5,569	7,389	7,926	12,503	23,078
岡山県	0	61	192	703	1,680	3,557	5,843	8,620	10,426	12,190
広島県	0	186	694	1,598	2,938	4,973	8,228	11,484	12,076	12,893
山口県	0	125	262	776	1,804	3,306	5,928	7,065	8,967	10,700
徳島県	0	131	358	804	2,470	4,042	5,773	8,292	9,764	11,562
香川県	0	65	188	826	2,179	4,502	6,068	6,898	8,801	10,067
愛媛県	0	135	280	830	1,933	3,706	6,565	7,943	9,135	10,397
高知県	0	113	267	783	2,046	4,629	6,126	8,979	12,008	13,133
福岡県	0	234	409	1,365	2,796	5,221	9,440	11,961	17,221	19,423
佐賀県	0	116	258	741	1,542	6,052	6,767	8,749	10,558	13,070
長崎県	0	242	275	1,064	1,964	1,843	6,006	5,666	7,162	8,672
熊本県	0	64	199	753	2,000	3,842	6,092	7,623	8,930	10,331
大分県	0	87	222	579	1,395	4,057	6,993	8,946	11,026	13,171
宮崎県	0	137	286	1,002	1,666	3,602	6,008	9,617	9,554	11,652
鹿児島県	0	202	329	863	1,976	4,726	8,165	10,963	11,666	12,856
沖縄県	0	131	274	807	1,761	3,421	5,984	8,007	11,037	15,580

(注)単位:百万円

(出所)総務省「都道府県決算状況調」

巻末図表 11 臨時財政対策債償還費の基準財政需要算入額(公表値)

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
北海道	0	498	1,086	3,477	7,113	12,656	22,855	30,438	35,377	40,801
青森県	0	168	375	1,085	2,236	4,093	7,127	9,324	10,174	12,947
岩手県	0	183	404	1,213	2,485	4,503	7,955	10,453	12,085	13,946
宮城県	0	183	404	1,222	2,508	4,516	8,005	10,526	12,184	14,046
秋田県	0	179	402	1,173	2,400	4,399	7,687	10,042	11,593	13,346
山形県	0	162	362	1,080	2,208	4,023	7,090	9,307	10,769	12,419
福島県	0	182	398	1,196	2,480	4,433	7,897	10,302	11,922	13,731
茨城県	0	166	425	1,371	2,782	4,957	8,999	11,958	13,905	16,085
栃木県	0	154	337	1,058	2,161	3,869	6,954	9,214	10,704	12,380
群馬県	0	155	341	1,063	2,172	3,899	6,991	9,257	10,751	12,428
埼玉県	0	331	713	2,590	5,177	8,987	17,044	22,972	26,904	31,353
千葉県	0	313	674	2,348	4,732	8,268	15,462	20,769	24,290	28,296
東京都	0	1,075	2,323	5,250	11,593	21,995	34,546	43,707	49,767	56,755
神奈川県	0	401	863	3,063	6,149	10,702	20,159	27,107	31,717	37,001
新潟県	0	199	433	1,287	2,648	4,778	8,408	11,011	12,720	14,622
富山県	0	143	321	957	1,959	3,580	6,305	8,298	9,619	11,102
石川県	0	144	323	963	1,971	3,601	6,342	8,344	9,671	11,162
福井県	0	137	308	929	1,899	3,461	6,121	8,071	9,362	10,813
山梨県	0	138	311	927	1,902	3,479	6,123	8,075	9,368	10,823
長野県	0	165	406	1,225	2,510	4,527	8,018	10,534	12,185	14,039
岐阜県	0	166	364	1,107	2,274	4,097	7,272	9,592	11,119	12,836
静岡県	0	227	491	1,634	3,314	5,842	10,734	14,324	16,686	19,352
愛知県	0	341	726	2,624	5,269	9,108	17,266	23,271	27,267	31,819
三重県	0	158	347	1,033	2,132	3,862	6,800	8,964	10,392	12,001
滋賀県	0	140	309	946	1,941	3,507	6,242	8,263	9,600	11,109
京都府	0	177	383	1,253	2,544	4,501	8,225	10,942	12,732	14,745
大阪府	0	407	861	3,119	6,266	10,805	20,483	27,589	32,299	37,601
兵庫県	0	304	647	2,238	4,528	7,882	14,708	19,730	23,051	26,807
奈良県	0	139	311	953	1,951	3,537	6,292	8,331	9,679	11,197
和歌山県	0	145	327	946	1,932	3,596	6,293	8,221	9,523	10,991
鳥取県	0	139	316	930	1,908	3,515	6,147	8,097	9,386	10,637
島根県	0	163	373	1,061	2,184	4,059	7,005	9,172	10,602	12,211
岡山県	0	165	361	1,068	2,210	3,997	7,022	9,242	10,705	12,350
広島県	0	199	432	1,354	2,771	4,949	8,888	11,770	13,664	15,790
山口県	0	150	332	977	2,021	3,679	6,441	8,484	9,635	11,352
徳島県	0	138	312	919	1,888	3,473	6,079	8,014	9,295	10,739
香川県	0	130	292	909	1,852	3,362	6,010	7,973	9,275	10,739
愛媛県	0	154	340	983	2,040	3,728	6,483	8,520	9,868	11,382
高知県	0	159	360	1,045	2,149	3,967	6,901	9,069	10,498	12,109
福岡県	0	275	601	2,022	4,146	7,298	13,557	18,146	21,179	24,597
佐賀県	0	140	313	922	1,902	3,480	6,094	8,035	9,320	10,765
長門県	0	156	347	990	2,059	3,771	6,529	8,549	9,897	11,411
熊本県	0	171	377	1,064	2,219	4,069	7,006	9,167	10,593	12,188
大分県	0	150	333	965	1,999	3,659	6,370	8,371	9,706	11,203
宮崎県	0	164	368	1,026	2,138	3,959	6,780	8,873	10,257	11,815
鹿児島県	0	181	398	1,072	2,259	4,175	7,058	9,192	10,584	12,153
沖縄県	0	158	349	982	2,051	3,763	6,492	8,494	9,825	11,327

(注) 単位: 百万円

(出所) 総務省「地方交付税等関係計数資料」

巻末図表 12 臨時財政対策債元利金償還費の基準財政需要算入額(推定値、起債額ベース)

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
北海道	0	498	1,086	3,477	7,109	12,662	22,852	30,442	35,370	40,814
青森県	0	177	407	1,139	2,399	4,307	7,830	10,455	12,083	13,946
岩手県	0	183	404	1,213	2,484	4,504	7,954	10,455	12,083	13,946
宮城県	0	91	293	1,011	1,911	3,630	6,466	11,132	13,012	14,989
秋田県	0	179	402	1,173	2,398	4,401	7,686	10,043	11,591	13,349
山形県	0	162	362	1,080	2,206	4,024	7,089	9,308	10,766	12,423
福島県	0	182	398	1,196	2,459	4,434	7,836	10,303	11,919	13,735
茨城県	0	166	425	1,371	2,791	4,960	8,998	11,960	13,901	16,089
栃木県	0	154	337	1,058	2,159	3,871	6,953	9,215	10,701	12,384
群馬県	0	155	341	1,063	2,171	3,901	6,990	9,259	10,748	12,432
埼玉県	0	331	713	2,591	5,174	8,992	17,042	22,975	26,898	31,362
千葉県	0	313	674	2,348	4,729	8,272	15,460	20,771	24,285	28,305
東京都	0	1,075	2,323	5,250	11,593	21,995	34,546	43,707	49,767	56,755
神奈川県	0	401	863	3,063	6,145	10,708	20,157	27,111	31,710	37,012
新潟県	0	199	433	1,287	2,646	4,780	8,407	11,012	12,717	14,626
富山県	0	143	321	957	1,958	3,580	6,305	8,298	9,619	11,102
石川県	0	144	323	963	1,970	3,603	6,341	8,345	9,668	11,165
福井県	0	137	308	929	1,897	3,462	6,120	8,071	9,359	10,816
山梨県	0	138	311	928	1,901	3,481	6,122	8,076	9,366	10,826
長野県	0	179	396	1,215	2,457	4,478	7,966	10,485	12,132	13,994
岐阜県	0	124	322	1,038	1,976	3,601	6,876	8,991	10,494	12,224
静岡県	0	227	491	1,634	3,312	5,845	10,732	14,325	16,682	19,357
愛知県	0	341	726	2,624	5,266	9,113	17,264	23,280	27,261	31,829
三重県	0	158	347	1,029	2,127	3,860	6,781	8,945	10,271	11,885
滋賀県	0	140	309	947	1,940	3,509	6,241	8,264	9,598	11,112
京都府	0	176	383	1,254	2,543	4,503	8,224	10,943	12,729	14,750
大阪府	0	407	861	3,119	6,263	10,811	20,481	27,593	32,292	37,612
兵庫県	0	304	647	2,238	4,526	7,889	14,709	19,734	23,048	26,817
奈良県	0	139	311	953	1,950	3,539	6,291	8,332	9,677	11,200
和歌山県	0	145	327	946	1,951	3,597	6,292	8,222	9,523	10,994
鳥取県	0	139	316	930	1,907	3,516	6,146	8,098	9,384	10,840
島根県	0	163	373	1,061	2,183	4,060	6,941	9,110	10,536	12,354
岡山県	0	165	361	1,068	2,209	3,999	7,021	9,243	10,703	12,354
広島県	0	199	432	1,354	2,770	4,951	8,887	11,771	13,662	15,795
山口県	0	150	332	977	2,020	3,661	6,440	8,485	9,633	11,355
徳島県	0	138	312	910	1,879	3,465	6,036	7,973	9,252	10,701
香川県	0	130	292	910	1,851	3,363	6,009	7,974	9,273	10,741
愛媛県	0	154	340	983	2,039	3,729	6,482	8,521	9,866	11,385
高知県	0	159	360	1,045	2,148	3,969	6,900	9,070	10,496	12,112
福岡県	0	275	601	2,022	4,148	7,307	13,561	18,172	21,199	24,629
佐賀県	0	140	313	922	1,901	3,481	6,093	8,035	9,318	10,768
長門県	0	156	347	991	2,058	3,777	6,533	8,576	9,921	11,440
熊本県	0	171	377	1,064	2,218	4,071	7,005	9,168	10,591	12,191
大分県	0	150	333	965	1,998	3,660	6,369	8,378	9,704	11,206
宮崎県	0	164	368	1,026	2,137	3,961	6,780	8,875	10,255	11,819
鹿児島県	0	181	398	1,072	2,258	4,177	7,057	9,184	10,582	12,156
沖縄県	0	158	348	983	2,050	3,765	6,481	8,495	9,822	11,330

(注) 単位: 百万円。地方交付税法、地方交付税に関する法令および臨時財政対策債発行可能額に基づいて、理論償還算入額を再現した後、算定のベースを発行可能額から総務省「都道府県決算状況調」における臨時

財政対策債償還費に替えて、再算定

(資料) 総務省「都道府県決算状況調」地方交付税等関係計数資料」に基づいて筆者作成

巻末図表 14 臨時財政対策債の元利償還金実績÷償還費基準財政需要算入額  
(分母は起債額ベース、フロア推定値)

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
北海道	-	109%	185%	94%	91%	96%	99%	44%	58%	159%
青森県	-	-	76%	66%	177%	154%	133%	115%	114%	118%
岩手県	-	107%	109%	87%	97%	100%	65%	56%	75%	75%
宮城県	-	136%	97%	90%	90%	76%	71%	67%	64%	65%
秋田県	-	72%	52%	59%	72%	83%	71%	64%	70%	72%
山形県	-	57%	90%	56%	56%	77%	49%	41%	46%	63%
福島県	-	94%	77%	86%	85%	70%	87%	107%	117%	114%
茨城県	-	112%	125%	91%	93%	102%	91%	87%	92%	94%
栃木県	-	107%	164%	123%	108%	131%	96%	103%	103%	108%
群馬県	-	74%	116%	111%	111%	145%	135%	123%	117%	112%
千葉県	-	185%	305%	139%	93%	102%	53%	61%	79%	96%
埼玉県	-	128%	178%	88%	87%	90%	77%	74%	76%	80%
東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川県	-	134%	214%	125%	110%	118%	104%	101%	102%	156%
新潟県	-	75%	91%	96%	95%	71%	157%	78%	97%	143%
富山県	-	47%	89%	92%	176%	179%	99%	94%	102%	102%
石川県	-	124%	124%	135%	106%	101%	98%	100%	102%	95%
山梨県	-	125%	106%	124%	124%	127%	95%	97%	102%	118%
岐阜県	-	85%	79%	96%	89%	94%	94%	100%	104%	109%
長野県	-	37%	155%	115%	95%	96%	105%	108%	102%	104%
岐阜県	-	104%	54%	51%	59%	53%	70%	82%	83%	90%
静岡県	-	233%	233%	109%	119%	91%	79%	72%	78%	79%
愛知県	-	145%	177%	87%	87%	283%	102%	113%	68%	103%
三重県	-	92%	48%	99%	61%	56%	131%	107%	118%	119%
滋賀県	-	145%	131%	96%	74%	98%	95%	90%	97%	101%
大阪府	-	176%	219%	113%	102%	96%	37%	35%	59%	63%
奈良県	-	187%	167%	91%	96%	78%	72%	73%	76%	38%
京都府	-	205%	86%	100%	102%	115%	112%	101%	100%	112%
兵庫県	-	53%	155%	105%	86%	82%	66%	70%	73%	76%
和歌山県	-	158%	120%	133%	116%	140%	108%	104%	107%	108%
鳥取県	-	71%	84%	65%	80%	86%	84%	93%	105%	147%
島根県	-	91%	103%	82%	81%	137%	106%	87%	119%	193%
岡山県	-	37%	53%	66%	76%	89%	83%	93%	97%	99%
広島県	-	94%	161%	118%	106%	100%	93%	97%	88%	82%
山口県	-	83%	79%	79%	89%	90%	92%	85%	91%	94%
徳島県	-	95%	115%	88%	131%	117%	96%	104%	106%	108%
香川県	-	50%	64%	87%	118%	134%	101%	87%	95%	94%
愛媛県	-	88%	82%	84%	95%	99%	101%	93%	93%	91%
高知県	-	71%	74%	75%	95%	117%	89%	99%	114%	108%
福岡県	-	85%	68%	66%	67%	71%	70%	66%	81%	79%
佐賀県	-	83%	83%	79%	107%	95%	49%	92%	66%	72%
長門県	-	155%	73%	80%	81%	174%	111%	109%	113%	121%
熊本県	-	37%	53%	71%	90%	94%	87%	83%	84%	85%
大分県	-	58%	67%	60%	70%	111%	110%	107%	114%	118%
宮崎県	-	83%	78%	98%	78%	91%	89%	108%	91%	89%
鹿児島県	-	112%	83%	81%	88%	113%	116%	119%	110%	106%
沖縄県	-	83%	79%	82%	86%	91%	92%	94%	112%	138%

(資料)総務省「都道府県決算状況調」「地方交付税等関係計数資料」に基づいて筆者作成

巻末図表 13 臨時財政対策債元金償還費の基準財政需要算入額(推定値、起債額ベース)

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
北海道	0	0	0	0	2,062	5,094	14,868	21,250	24,870	28,024
青森県	0	0	0	0	1,224	3,831	5,680	6,746	7,709	7,709
岩手県	0	0	0	0	757	2,275	5,242	7,331	8,524	9,599
宮城県	0	0	0	0	377	1,771	4,402	6,523	7,741	8,835
秋田県	0	0	0	0	742	2,269	5,097	7,064	8,189	9,208
山形県	0	0	0	0	671	2,042	4,676	6,528	7,588	8,548
福島県	0	0	0	0	755	2,233	5,162	7,227	8,407	9,459
茨城県	0	0	0	0	811	2,385	5,854	8,351	9,749	11,017
栃木県	0	0	0	0	637	1,893	4,539	6,428	7,510	8,486
群馬県	0	0	0	0	641	1,915	4,567	6,462	7,548	8,524
千葉県	0	0	0	0	1,369	3,991	10,985	15,832	18,687	21,222
埼玉県	0	0	0	0	1,295	3,769	9,915	14,338	18,890	19,227
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0	1,663	4,829	12,905	18,688	22,020	25,103
新潟県	0	0	0	0	823	2,432	5,561	7,742	8,989	10,093
富山県	0	0	0	0	1,800	1,406	3,741	5,413	6,381	7,251
石川県	0	0	0	0	586	1,822	4,171	5,843	6,808	7,676
山梨県	0	0	0	0	568	1,737	4,017	5,645	6,584	7,428
山梨県	0	0	0	0	572	1,756	4,018	5,649	6,589	7,435
長野県	0	0	0	0	725	2,240	5,243	7,349	8,550	9,629
岐阜県	0	0	0	0	513	1,874	4,502	6,235	7,344	8,350
静岡県	0	0	0	0	1,414	4,049	11,018	16,026	18,916	21,571
愛知県	0	0	0	0	654	1,950	4,451	6,258	7,295	8,232
三重県	0	0	0	0	579	1,739	4,073	5,765	6,736	7,615
滋賀県	0	0	0	0	731	2,144	5,340	7,613	8,915	10,087
大阪府	0	0	0	0	1,687	4,809	13,090	19,027	22,453	25,544
兵庫県	0	0	0	0	1,258	3,609	9,452	13,645	16,957	18,246
奈良県	0	0	0	0	578	1,754	4,111	5,815	6,794	7,678
和歌山県	0	0	0	0	600	1,847	4,119	5,763	6,712	7,564
鳥取県	0	0	0	0	576	1,791	4,042	5,671	6,608	7,452
島根県	0	0	0	0	675	2,115	4,639	6,450	7,489	8,268
岡山県	0	0	0	0	684	2,026	4,619	6,475	7,538	8,495
広島県	0	0	0	0	823	2,425	5,806	8,217	9,596	10,833
山口県	0	0	0	0	570	1,870	4,234	5,941	6,924	7,806
徳島県	0	0	0	0	570	1,765	3,959	5,575	6,507	7,347
香川県	0	0	0	0	538	1,653	3,917	5,557	6,504	7,356
愛媛県	0	0	0	0	637	1,914	4,272	5,975	6,954	7,835
高知県	0	0	0	0	657	2,041	4,552	6,363	7,401	8,338
福岡県	0	0	0	0	1,140	3,373	8,737	12,590	14,795	16,787
佐賀県	0	0	0	0	579	1,767	4,002	5,623	6,557	7,396
長門県	0	0	0	0	647	1,954	4,314	6,020	7,001	7,881
熊本県	0	0	0	0	708	2,124	4,641	6,449	7,487	8,414
大分県	0	0	0	0	620	1,876	4,194	5,870	6,836	7,706
宮崎県	0	0	0	0	680	2,080	4,492	6,240	7,245	8,151
鹿児島県	0	0	0	0	748	2,236	4,706	6,483	7,503	8,414
沖縄県	0	0	0	0	654	1,961	4,286	5,965	6,931	7,804

(注)単位:百万円

(資料)総務省「都道府県決算状況調」「地方交付税等関係計数資料」に基づいて筆者作成

卷末図表 15 臨時財政対策債の元金償還金実績÷償還費元金基準財政需要算入額  
(分母は起債額ベース、フロー推定値)

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
北海道	-	-	-	-	103%	104%	103%	24%	41%	188%
青森県	-	-	-	-	240%	155%	126%	127%	135%	68%
岩手県	-	-	-	-	96%	104%	50%	40%	67%	68%
宮城県	-	-	-	-	52%	51%	63%	60%	35%	38%
秋田県	-	-	-	-	103%	104%	74%	62%	66%	71%
山形県	-	-	-	-	73%	100%	44%	31%	27%	44%
福島県	-	-	-	-	90%	65%	94%	119%	131%	127%
茨城県	-	-	-	-	103%	116%	93%	88%	94%	99%
栃木県	-	-	-	-	103%	159%	108%	99%	117%	117%
群馬県	-	-	-	-	130%	194%	155%	135%	127%	122%
埼玉県	-	-	-	-	0%	100%	28%	46%	72%	96%
千葉県	-	-	-	-	115%	113%	81%	75%	76%	78%
東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川県	-	-	-	-	119%	132%	102%	98%	97%	178%
新潟県	-	-	-	-	77%	57%	194%	74%	100%	166%
富山県	-	-	-	-	791%	288%	103%	100%	112%	110%
石川県	-	-	-	-	130%	103%	103%	105%	110%	105%
福井県	-	-	-	-	214%	165%	98%	101%	104%	129%
山梨県	-	-	-	-	103%	99%	96%	105%	111%	118%
長野県	-	-	-	-	169%	149%	118%	119%	110%	111%
岐阜県	-	-	-	-	52%	34%	68%	82%	81%	88%
静岡県	-	-	-	-	204%	95%	74%	6%	71%	69%
愛知県	-	-	-	-	94%	516%	109%	120%	55%	102%
三重県	-	-	-	-	6%	23%	151%	115%	131%	134%
滋賀県	-	-	-	-	52%	104%	90%	100%	100%	106%
京都府	-	-	-	-	103%	104%	91%	10%	42%	46%
大阪府	-	-	-	-	136%	78%	69%	68%	71%	12%
兵庫県	-	-	-	-	117%	154%	123%	106%	101%	117%
奈良県	-	-	-	-	101%	79%	55%	61%	68%	71%
和歌山県	-	-	-	-	160%	187%	117%	111%	113%	116%
鳥取県	-	-	-	-	69%	71%	76%	90%	107%	170%
島根県	-	-	-	-	90%	192%	121%	93%	138%	249%
岡山県	-	-	-	-	52%	97%	81%	96%	102%	106%
広島県	-	-	-	-	90%	95%	90%	90%	86%	76%
山口県	-	-	-	-	90%	95%	94%	83%	94%	101%
徳島県	-	-	-	-	191%	132%	94%	109%	112%	116%
香川県	-	-	-	-	211%	176%	105%	84%	96%	96%
愛媛県	-	-	-	-	103%	104%	105%	94%	93%	92%
高知県	-	-	-	-	157%	153%	90%	102%	122%	116%
福岡県	-	-	-	-	90%	74%	67%	56%	75%	71%
佐賀県	-	-	-	-	90%	268%	129%	123%	127%	143%
長門県	-	-	-	-	102%	34%	91%	55%	63%	68%
熊本県	-	-	-	-	103%	99%	83%	81%	83%	84%
大分県	-	-	-	-	76%	148%	127%	119%	126%	133%
宮崎県	-	-	-	-	90%	95%	92%	119%	94%	102%
鹿児島県	-	-	-	-	103%	135%	128%	132%	119%	114%
沖縄県	-	-	-	-	90%	95%	95%	99%	125%	164%

(資料)総務省「都道府県決算状況調」「地方交付税等関係計数資料」に基づいて筆者作成

卷末図表 16 臨時財政対策債の元金実績累積額÷償還費基準財政需要算入累積額  
(分母は起債額ベース、ストック推定値)

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
北海道	-	175%	182%	122%	104%	100%	100%	78%	72%	95%
青森県	-	-	79%	68%	129%	143%	138%	128%	124%	122%
岩手県	-	107%	108%	94%	96%	98%	98%	72%	73%	74%
宮城県	-	186%	118%	98%	93%	84%	78%	74%	70%	69%
秋田県	-	81%	61%	60%	67%	75%	73%	69%	70%	70%
山形県	-	57%	80%	64%	61%	69%	59%	52%	50%	53%
福島県	-	94%	82%	86%	85%	77%	82%	91%	98%	103%
茨城県	-	188%	138%	108%	98%	100%	96%	92%	92%	93%
栃木県	-	107%	146%	130%	110%	123%	110%	105%	104%	105%
群馬県	-	74%	103%	109%	110%	128%	131%	128%	124%	121%
埼玉県	-	185%	267%	176%	127%	114%	84%	75%	76%	82%
千葉県	-	155%	170%	113%	98%	94%	86%	81%	80%	80%
東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川県	-	164%	198%	147%	125%	121%	113%	108%	106%	120%
新潟県	-	103%	95%	97%	96%	83%	118%	103%	101%	112%
富山県	-	47%	82%	90%	138%	160%	129%	115%	111%	109%
石川県	-	158%	135%	135%	118%	109%	104%	102%	102%	100%
福井県	-	125%	112%	120%	122%	125%	111%	105%	104%	108%
山梨県	-	115%	90%	95%	92%	93%	94%	96%	99%	101%
長野県	-	104%	68%	56%	57%	55%	62%	70%	74%	78%
岐阜県	-	233%	233%	147%	130%	110%	95%	86%	84%	82%
静岡県	-	185%	180%	114%	105%	195%	150%	135%	114%	111%
愛知県	-	92%	62%	87%	71%	64%	95%	100%	106%	108%
三重県	-	198%	152%	116%	92%	95%	93%	94%	96%	96%
滋賀県	-	180%	207%	142%	118%	107%	73%	58%	59%	60%
京都府	-	215%	182%	118%	105%	91%	82%	78%	78%	67%
兵庫県	-	215%	127%	108%	104%	110%	111%	107%	105%	107%
奈良県	-	53%	123%	111%	96%	89%	78%	75%	74%	75%
和歌山県	-	161%	133%	133%	123%	132%	120%	114%	112%	111%
鳥取県	-	80%	70%	76%	84%	81%	82%	86%	92%	107%
島根県	-	91%	100%	88%	84%	112%	109%	101%	106%	129%
岡山県	-	37%	48%	60%	69%	79%	81%	86%	89%	92%
広島県	-	94%	140%	125%	114%	107%	100%	98%	96%	92%
山口県	-	83%	80%	80%	85%	88%	90%	87%	88%	80%
徳島県	-	95%	109%	95%	116%	116%	116%	106%	106%	106%
香川県	-	50%	60%	81%	102%	119%	110%	101%	99%	98%
愛媛県	-	88%	84%	84%	90%	95%	96%	96%	95%	94%
高知県	-	71%	73%	74%	86%	102%	96%	97%	102%	104%
福岡県	-	85%	73%	68%	68%	70%	70%	68%	72%	74%
佐賀県	-	83%	83%	81%	81%	81%	126%	116%	115%	117%
長門県	-	155%	103%	106%	100%	74%	82%	76%	75%	75%
熊本県	-	37%	48%	63%	79%	87%	87%	85%	85%	85%
大分県	-	58%	64%	64%	61%	66%	89%	102%	106%	109%
宮崎県	-	83%	79%	91%	87%	88%	88%	96%	94%	95%
鹿児島県	-	112%	92%	84%	86%	100%	107%	112%	111%	110%
沖縄県	-	83%	80%	81%	84%	88%	90%	91%	98%	108%

(資料)総務省「都道府県決算状況調」「地方交付税等関係計数資料」に基づいて筆者作成

巻末図表 17 臨時財政対策債の元金実績累積額・償還費元金基準財政需要算入累積額  
(分母は起債額ベース、ストック推定値)

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
北海道	-	-	-	-	103%	104%	104%	65%	57%	95%
青森県	-	-	-	-	-	325%	196%	159%	147%	143%
岩手県	-	-	-	-	96%	102%	69%	55%	60%	62%
宮城県	-	-	-	-	52%	51%	59%	58%	58%	58%
秋田県	-	-	-	-	125%	109%	87%	75%	72%	72%
山形県	-	-	-	-	73%	94%	62%	48%	40%	42%
福島県	-	-	-	-	90%	72%	86%	102%	112%	116%
茨城県	-	-	-	-	103%	113%	100%	94%	94%	95%
栃木県	-	-	-	-	103%	145%	115%	107%	107%	110%
群馬県	-	-	-	-	130%	177%	163%	150%	141%	136%
埼玉県	-	-	-	-	0%	75%	43%	45%	55%	67%
千葉県	-	-	-	-	115%	113%	92%	83%	81%	80%
東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川県	-	-	-	-	137%	133%	113%	105%	102%	125%
新潟県	-	-	-	-	77%	62%	145%	112%	108%	124%
富山県	-	-	-	-	843%	351%	180%	140%	129%	124%
石川県	-	-	-	-	176%	121%	110%	108%	108%	108%
福井県	-	-	-	-	266%	190%	132%	117%	113%	117%
山梨県	-	-	-	-	103%	100%	98%	101%	105%	109%
長野県	-	-	-	-	196%	161%	134%	127%	121%	118%
岐阜県	-	-	-	-	52%	38%	57%	69%	73%	77%
静岡県	-	-	-	-	205%	123%	91%	79%	76%	74%
愛知県	-	-	-	-	94%	407%	208%	165%	124%	118%
三重県	-	-	-	-	6%	19%	102%	108%	116%	121%
滋賀県	-	-	-	-	52%	91%	95%	92%	95%	98%
京都府	-	-	-	-	103%	104%	44%	28%	33%	37%
大阪府	-	-	-	-	136%	93%	77%	73%	72%	54%
兵庫県	-	-	-	-	117%	144%	130%	119%	112%	113%
奈良県	-	-	-	-	201%	110%	75%	68%	68%	69%
和歌山県	-	-	-	-	212%	193%	146%	130%	124%	122%
鳥取県	-	-	-	-	69%	71%	74%	82%	90%	113%
島根県	-	-	-	-	90%	168%	138%	117%	124%	159%
岡山県	-	-	-	-	52%	85%	82%	89%	93%	97%
広島県	-	-	-	-	90%	94%	91%	95%	92%	87%
山口県	-	-	-	-	90%	94%	94%	89%	91%	94%
徳島県	-	-	-	-	191%	146%	114%	111%	112%	113%
香川県	-	-	-	-	263%	198%	138%	112%	107%	104%
愛媛県	-	-	-	-	103%	104%	104%	99%	97%	96%
高知県	-	-	-	-	157%	154%	114%	108%	113%	114%
福岡県	-	-	-	-	90%	78%	70%	64%	68%	69%
佐賀県	-	-	-	-	90%	224%	164%	145%	139%	140%
長門県	-	-	-	-	102%	51%	76%	66%	65%	66%
熊本県	-	-	-	-	103%	100%	91%	86%	85%	85%
大分県	-	-	-	-	76%	130%	128%	124%	125%	127%
宮崎県	-	-	-	-	90%	94%	93%	105%	101%	101%
鹿児島県	-	-	-	-	103%	127%	128%	130%	126%	123%
沖縄県	-	-	-	-	90%	94%	95%	96%	107%	123%

(資料)総務省「都道府県決算状況調」「地方交付税等関係計数資料」に基づいて筆者作成

# 地方債の信用力とリスクシェアリング

中里透  
(上智大学)

---

## 本報告の概要

- 本報告では政府間(国-地方あるいは自治体間)のリスクシェアリングという観点から、地方債の発行とその信用力を補完している国の関与のあり方について検討を行う。
- 地方債に係る政府間リスクシェアリング
  - ・国と地方の(垂直的な)リスクシェアリング:  
地方債の発行・償還に対する国の信用補完(暗黙の保証)
  - ・自治体間の(水平的な)リスクシェアリング:  
地方債の共同発行(共同発行債・地方金融機構)
- 併せて、政府間のリスクシェアリングと市場による規律付けの関係についても考察する。

# 地方債の「信用力」(1)

## 信用力の決定要因

○「信用力」とは？（ここでの暫定的な定義）

ある発行体が発行した債券の元本と利子の支払いを、当初の約定通りに履行する能力の高さを表す指標

○地方債の「信用力」の決定要因

- ・各自治体の財政状況
- ・国による信用補完の程度

3

---

# 地方債の「信用力」(2)

## 地方債のデフォルトは生じないか？

○現行制度のもとでも地方債のデフォルトが生じる可能性は完全には排除されない。

- ・地方財政法第5条の4において、地方債の発行に総務大臣または都道府県知事の許可を要する団体として  
地方債の元利償還金の支払を遅延している・支払いを遅延したことがある地方公共団体があげられている。
- ・現在発行されている地方債には明示的な債務保証が付されていない(財政援助制限法第3条)\*<sup>1</sup>

\*<sup>1</sup> 政令で定める一部の地方債(外貨債)については政府保証を付することができる。  
(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律  
第2条第2項)

4

## 地方債の「信用力」(2)

### 地方債のデフォルトは生じないか？(続き)

#### ○参照条文

地方財政法(昭和23年法律第109号)(抄)

第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議をすることを要しない。

(略)

三 地方債の元利償還金の支払を遅延している地方公共団体

四 過去において地方債の元利償還金の支払を遅延したことがある地方公共団体のうち、将来において地方債の元利償還金の支払を遅延するおそれのあるものとして政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

5

---

## 地方債の「信用力」(2)

### 地方債のデフォルトは生じないか？(続き)

#### ○参照条文(続き)

法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律

(昭和21年法律第24号)(抄)

第三条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣(地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣)の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

6

## 地方債の「信用力」(2)

### 地方債のデフォルトは生じないか？(続き)

#### ○参照条文(続き)

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和28年法律第51号)(抄)

- 2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行する債券又は地方債証券のうち外貨で支払われるもの(地方債証券については、政令で定めるものに限る。以下「外貨債」という。)に係る債務について、予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることができる。

(中略)

#### 四 地方公共団体

7

---

## 地方債の「信用力」(3)

### 信用力の格差は存在しないか？

○通常の地方債は「政府保証債」ではない。

⇒地方債の信用力は

- ・各自治体の財政状況
  - ・国による信用補完の程度
- に依存。

⇒後者の要因がどの程度強固なものであるかについての認識の違いを反映する形で、地方債の信用力についてさまざまな見方が存在

○「自治体間で信用力に格差はない(したがって地方債のスプレッドに格差は生じない)」

という見方は、単なる事実認識の表明というより、自治体間で信用力に格差が生じないようにすべきという政策判断を伴うものと理解することが適切

8

## 地方債の「信用力」(4)

### 地方債の発行・償還に係る国の関与

- 従来のスキーム
  - ・地方債発行の許可制
  - ・元利償還金に対する交付税措置と地方財政計画への算入
  - ・統一条件決定方式による市場公募債の発行
  - ・地方財政再建促進特別措置法に基づく財政再建
- 2006年以降の制度改革
  - ・許可制から協議制への移行
  - ・市場公募債の発行が個別条件決定方式に移行
  - ・新たな自治体再生法制(地方財政健全化法)の整備
- このような制度変更のもとでも、地方債に対する財源保障と信用補完のスキームは従来通り維持されている。

9

---

## 地方債の「信用力」(5)

### 国による信用補完と自治体格付け

- 自治体格付け(2012年8月末現在)
  - 26団体が31の格付けを取得 \*1
  - 格付投資情報センター(R&I) 10団体(AA+~ A)
  - 日本格付研究所(JCR) 1団体(AAA)
  - スタンダード・プアーズ(S&P) 8団体(AA-~ A+)
  - ムーディーズジャパン(MDY) 12団体(Aa3)
- 国による信用補完(システムサポート)の強固さに対する認識の違いを反映する形で格付機関ごとに一定の差が存在。

\*1 市場公募債を発行していない宮崎市が取得した格付けを含む。

10

# 地方債の「信用力」(6)

## 地方債の信用力とスプレッドの関係

	対象期間	年次・月次 日次の別	対象団体
足立(2006)	2003年4月 ～2005年6月	月次	322銘柄
大山・坂本 塚本(2006)	1999年1月4日 ～2006年9月22日	日次	4団体
石川(2007a) (2007b)	2002年度 ～2006年度	年次	
中里(2008)	2003年 ～2006年	年次	24団体

2006年を対象期間として含む実証分析(大山・坂本・塚本(2006)、石川(2007a)(2007b)、中里(2008))では各自治体の格付けや財政指標とスプレッドの間に有意な相関があることが確認される。

11

## 自治体の財政運営に対する規律付け(1)

### 地方分権の進展と財政規律の確保

○国から地方への財政移転が地方政府の財政運営に与える影響

- ・地方政府の資金調達に対する国の統制が弱い場合には、国から地方への財政移転が大きいほど、財政収支が悪化する(Rodden(2002))。
- ・(ドイツとカナダの州政府について)地域間の財政調整は、財政力の弱い自治体の資金調達コストの低下に寄与している(Schuknecht, von Hagen and Wolswijk(2008))。

⇒財政規律の確保と安定的な資金調達の間  
トレードオフの関係が存在する可能性

12

## 自治体の財政運営に対する規律付け(2) 規律付けを確保するための2つのチャネル

- 地方分権が進展する中で自治体の財政運営に対する適切な規律付けを確保していくためには、
  - ・国による信用補完のあり方を見直して、各自治体の財政状況の違いが資金調達コストに適切に反映されるスキームを確立する(市場規律の活用)
  - ・上位政府(国)の統制に代わる新たな制度的措置によって財政の健全性が確保されるスキームを確立する

のいずれかの対応が必要に。

13

---

## 自治体の財政運営に対する規律付け(2) 規律付けを確保するための2つのチャネル

- 自治体の財政運営を規律付けるための手段として市場規律を活用することについては、
  - ・市場が効率的に機能するとは限らない
  - ・資金調達コストの上昇が生じるおそれがあるという点から慎重であるべきとの意見も存在。  
⇒それでは、制度的措置による規律付けは有効に機能するか？

14

## 自治体の財政運営に対する規律付け(3) 制度的措置による規律付け

### ○制度的措置による規律付け

住民による直接請求・監査請求  
議会による予算の決定・決算の認定に係る議決  
監査委員及び外部監査人による監査  
自治体の長による健全化判断比率等の公表・  
財政健全化計画の策定等  
国による起債制限

15

---

## 自治体の財政運営に対する規律付け(3) 制度的措置による規律付け(続き)

### ○夕張市のケース

- ・観光事業への過大投資とリストラの遅れ
- ・ヤミ起債と一時借入金による会計操作
- ・機能しなかった議会・監査委員による規律付け  
一時借入金は議会の議決事項  
監査委員による監査も有効に機能せず
- ・金融機関の迂回融資による資金調達  
(「暗黙の保証」のもとでcreditor moral hazardが発生)

16

## 自治体の財政運営に対する規律付け(3) 制度的措置による規律付け(続き)

○2007年3月20日 参・財金委 大門実紀史議員(共産党)の質問  
地方自治体に貸すお金というのは、不良債権を取り扱ってきたこの委員会では委員会ではよく分かることだと思いますけれども、リスクはゼロ、優良債権、相手がどんなに赤字の自治体であっても、そこに貸す金は優良債権として扱われます。したがって、悪く考えれば、幾らでも貸して、仮に破綻

しても取りっぱぐれはないと、しかも区分は優良債権というふうなことがございますので、そうはいつでも地元の銀行は貸さなかったわけですけれども、  
と はどんどん貸したと。そういう点では、私は確信犯ではないか  
と 思っているところでございます。

しかも、こういう大銀行は今現在一時借入金を北海道に肩代わりしてもらうとか、あるいは土地開発公社が一番の元凶になったわけですが、そこに貸していたお金を前倒して返してもらおうとかなってありまして、利息が、どれぐらいもうけるんだということを聞きましたら一切答えませんが、仮に二%という地方債で一番多い分布の利息を掛けましても、この と の二つの銀行だけで九年間で二十六億円ももうけたことになるということでございます。こんな大銀行が貸し込んで立ち去っていく、逃げていくと、市民には 17  
過酷な負担が押し付けられると、こんなことが許されていいのか(中略)。

## 自治体の財政運営に対する規律付け(3) 制度的措置による規律付け(続き)

○2007年3月20日 参・財金委 大門実紀史議員(共産党)の質問(続き)

夕張はそんな難しいまともな話じゃなくて、もう赤字と、赤字で採算取れないのを分かっている貸したという点なんですね。だから、サラ金で言えばもう過剰与信でございます。そういうことを大銀行がやったという点ですので、そういう一般的な話じゃないというふうに金融庁も認識をしていただきたいと思えます。こういうことがほかの自治体でも行われている可能性があるという点を指摘したいと思えますけれども。

総務省にお聞きいたします。

竹中大臣のときに、自治体が破綻したら銀行も債権放棄をするというようなことも議論をされておりましたけれども、竹中さんは、金融機関の今申し上げたような姿勢に大変疑問を持っておられました。ところが、安倍内閣になってそういう話がとんと消えてしまったんですが、これはどういうことでしょうか。

## 自治体の財政運営に対する規律付け(3) 制度的措置による規律付け(続き)

### ○地方財政健全化法

- ・健全化判断比率の公表
- ・財政健全化計画・財政再生計画の策定

⇒夕張市で起きたのと同様の問題が生じるリスクを低減。ただし、そのためには議会や監査委員によるモニタリングが有効に機能することが前提。  
⇒これらの制度的措置による規律付けと併せて市場による規律付けを活用することも。

19

## 自治体の財政運営に対する規律付け(4) 市場による規律付け

○制度的措置による規律付けを補完するための措置として市場による規律付けを活用するためには、地方債の発行・償還に係る国の関与のあり方を見直すことも検討されるべき。

⇒このアイデアの究極の(極端な?)形は、  
地方債市場の完全自由化と交付税措置の廃止  
(総務省「地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書」  
大阪府「地域主権」確立のための改革提案)

○現実的な対応としては、発行される地方債の種類・性質によって取り扱いを変えることも一案としてあるのでは?  
(金融監督における、劣後債発行の義務付けと同様のアイデア)

20

# 自治体間のリスクシェアリングと 地方債の共同発行

- 地方債の共同発行の現状
  - ・共同発行市場公募地方債
  - ・地方公共団体金融機構
- 地方債の共同発行のメリット
  - ・ジョイント・サポート
  - ・発行ロットの拡大
  - ・資産変換機能による長期資金の供給
- 共同資金調達機関の現状と今後の課題
  - ・信用力の確保
  - ・地方公共団体健全化基金の動向
  - ・地方金融機構のクレジット市場における位置づけ

# 国民健康保険財政

## 2000年代の保険者データを用いた分析

林正義  
東京大学

1

---

DATA  
データ

2

# 国民健康保険事業報告書

歳出項目			H13	H14-H17	H18-H19	H20-22
総務費			○	○	○	○
保険給付費	一般被保険者	療養給付費	○	○	○	○
		療養費	○	○	○	○
		高額療養費	○	○	○	○
		高額介護合算療養費	×	×	×	○
		移送費	○	○	○	○
		出産育児諸費	○	○	○	○
		葬祭諸費	○	○	○	○
		育児諸費	○	○	○	○
		その他	○	○	○	○
		退職被保険者等	療養給付費療養費	○	○	○
	高額療養費		○	○	○	○
	高額介護合算療養費		×	×	×	○
	移送費		○	○	○	○
	審査支払手数料		○	○	○	○

3

歳出項目(つづき)		H13	H14-H17	H18-H19	H20-22
後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金	×	×	×	○
	事務費拠出金	×	×	×	○
前期高齢者支援金等	前期高齢者支援金	×	×	×	○
	事務費拠出金	×	×	×	○
老人保健拠出金	医療費拠出金	○	○	○	○
	事務費拠出金	○	○	○	○
介護納付金		○	○	○	○
共同事業拠出金	共同事業拠出金	○	○	×	×
	高額医療費共同事業拠出金	○	○	○	○
	保険財政共同安定化事業拠出金	×	×	○	○
	その他	×	×	○	○
特定健康診査等事業費		×	×	×	○
保健事業費		○	○	○	○
健康管理センター事業費		×	×	×	○
直診勘定繰出金		○	○	○	○
基金等積立金		×	○	○	○
公債費		○	○	○	○
その他の支出		○	○	○	○
前年度繰上充用金		○	○	○	○

4

歳入項目		H13	H14-H17	H18-19	H21-H22	
保険料(税)	一般被保険者	医療給付費分	○	○	○	○
		後期高齢者支援金分	×	×	×	○
		介護納付金分	○	○	○	○
	退職被保険者等	医療給付費分	○	○	○	○
		後期高齢者支援金分	×	×	×	○
		介護納付金分	○	○	○	○
国庫支出金	事務費負担金		○	○	○	○
	療養給付費等負担金		○	○	○	○
	高額医療費共同事業負担金		×	○	○	○
	特定健康診査等負担金		×	×	×	○
	普通調整交付金		○	○	○	○
	特別調整交付金		○	○	○	○
	出産育児一時金等補助金		○	○	○	○
	特別対策費補助金		○	○	○	○
療養給付費交付金		○	○	○	○	
前期高齢者交付金		×	×	×	○	
都道府県支出金	都道府県支出金		○	×	×	×
	高額医療費共同事業負担金		×	○	○	○
	特定健康診査等負担金		×	×	×	○
	第一号都道府県調整交付金		×	×	○	○
	第二号都道府県調整交付金		×	×	○	○
	広域化等支援基金支出金		×	×	×	○
	その他		×	○	○	○
連合会支出金		○	○	○	○	
共同事業交付金	共同事業交付金		○	○	×	×
	高額医療費共同事業交付金		×	×	○	○
	保険財政共同安定化事業交付金		×	×	○	○

5

歳入項目(つづき)		H13	H14-H17	H18-19	H21-H22	
繰入金	一般会計市町村補助	保険基盤安定	×	○	○	○
		保険財政共同安定化事業交付金	×	○	○	○
		基準超過費用	○	○	○	○
		職員給与費等	○	○	○	○
		出産育児一時金等	○	○	○	○
		財政安定化支援事業	○	○	○	○
		その他	○	○	○	○
	基金等	○	○	○	○	
	直診勘定	○	○	○	○	
	繰越金		○	○	○	○
その他の収入		○	○	○	○	
収支差引残(収入決算額-支出決算額)		○	○	○	○	
市町村債(組合債)		○	○	○	○	

6

# 考察する変数(加入者1人当たり)

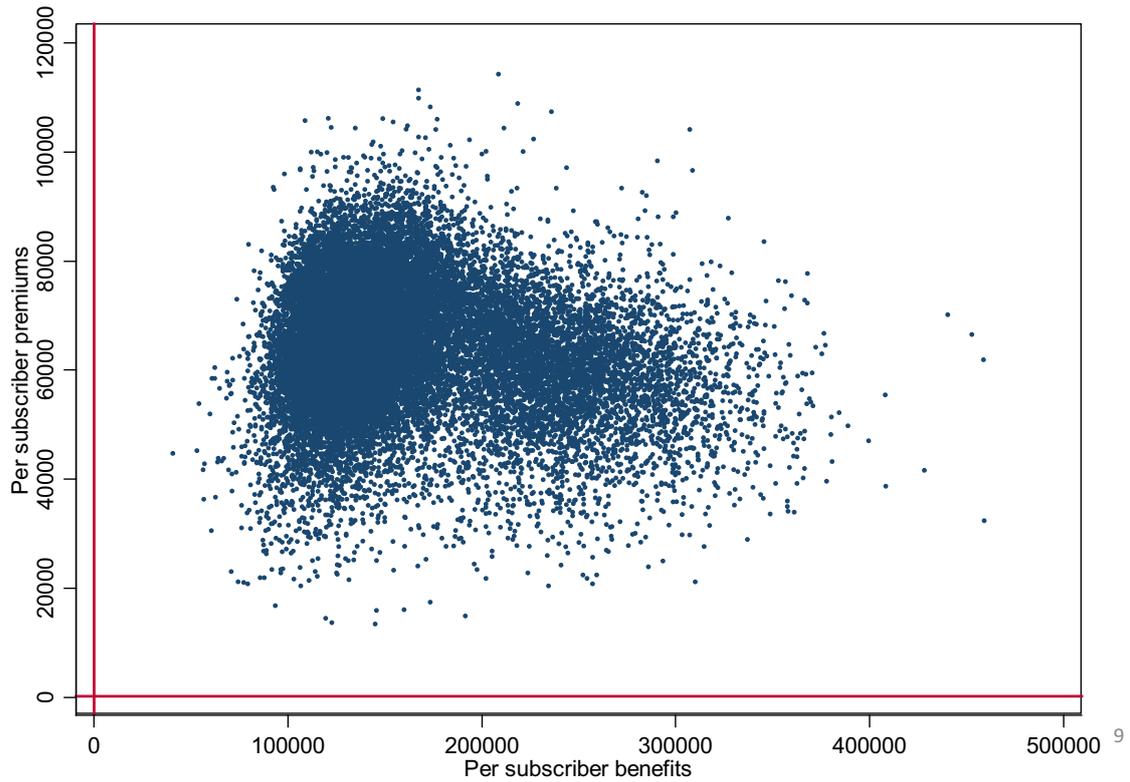
- 歳出
  - 保険給付額(審査支払い手数料除く):
- 歳入
  - 保険料:一般被保険者分+退職被保険者分-介護納付金分-後期高齢者支援金分
  - 国庫支出金
  - 都道府県内移転:都道府県支出金+共同事業交付金-共同事業拠出金
  - 制度間純移転:[療養給付費等交付金-老人保健拠出金]+[保険料後期高齢者支援金分(2008~)-後期高齢者支援金等(2008~)]+[前期高齢者交付金(2008~)-前期高齢者支援金等(2008~)]+[保険料介護納付金分-介護納付金]
  - 一般会計繰入金(法定)
  - 一般会計繰入金(法定外)
  - 通時的財政調整:基金等繰入金-基金等積立+繰越金-前年度繰上充当金+公債発行額-公債費+収支差引残(赤字)
- 調整項目←その他純歳入(その他歳入-その他歳出)

7

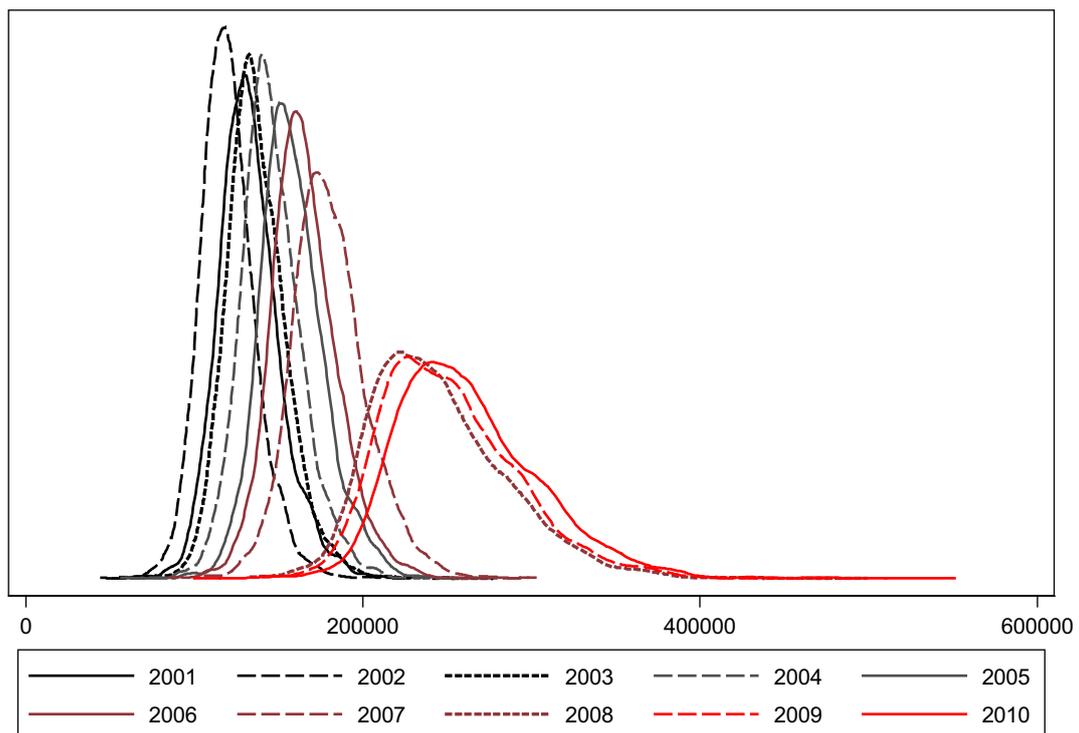
## EQUALIZATION EFFECTS 平衡化効果

8

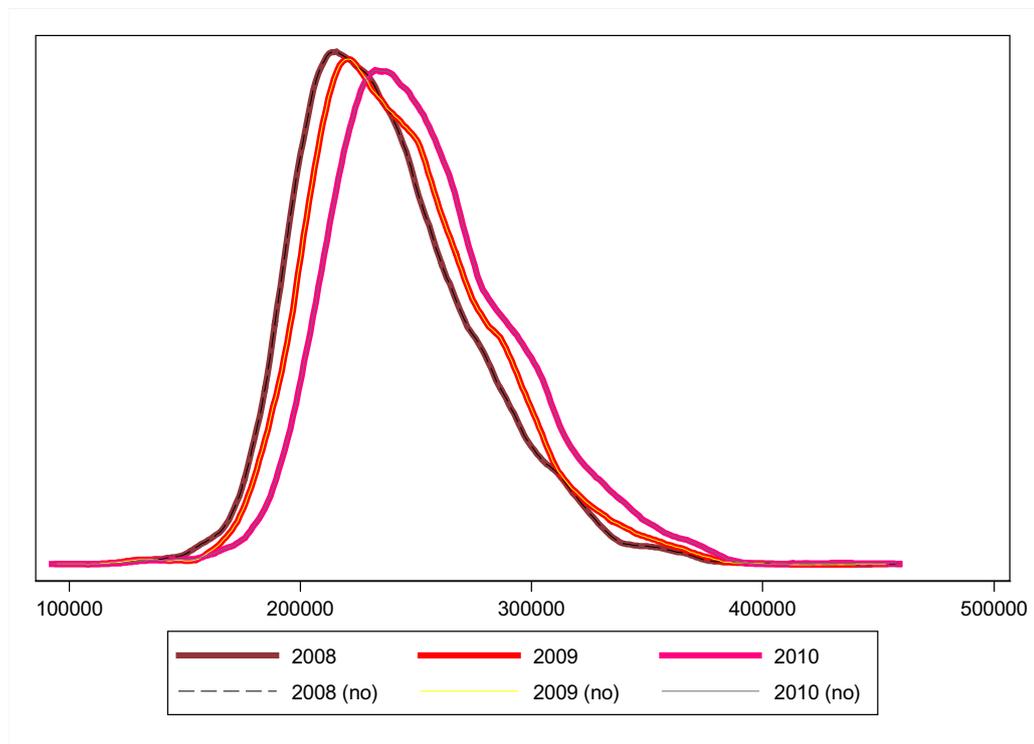
# 水準(1人当り)の相関



# 1人当り給付額の分布(1)



# 高額介護合算給付の影響 (2008年以降)



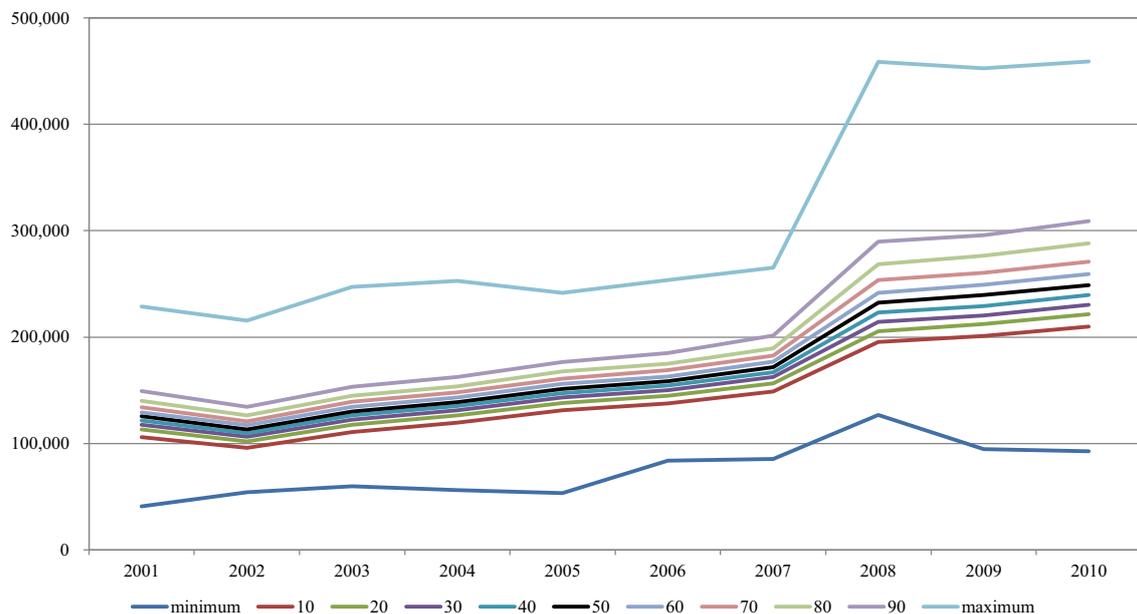
11

## 高額介護合算療養費のシェア(パーセント) [対保険給付費(高額介護合算療養費除く)]

year	N	Mean	Min.	Max.	s.d.
2008	1,788	0	0	0	0
2009	1,723	.0023	0	.0908	.0057
2010	1,722	.0041	0	.1348	.0079
Total	5,233	.0021	0	.1348	.0058

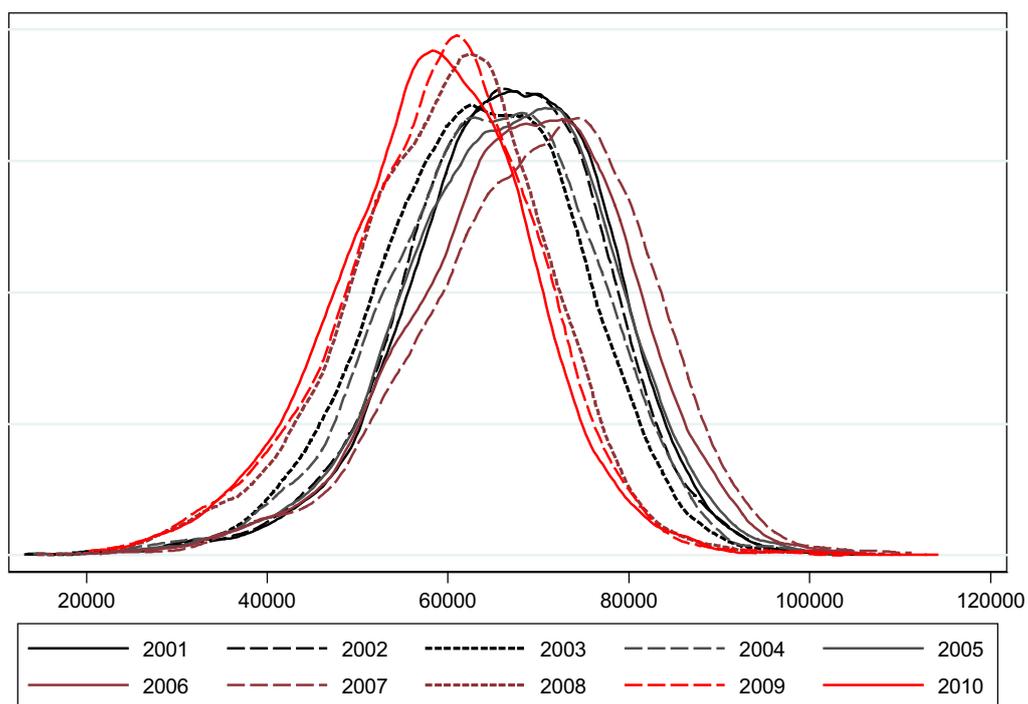
12

# 1人当り給付額の分布(2) [十分位]



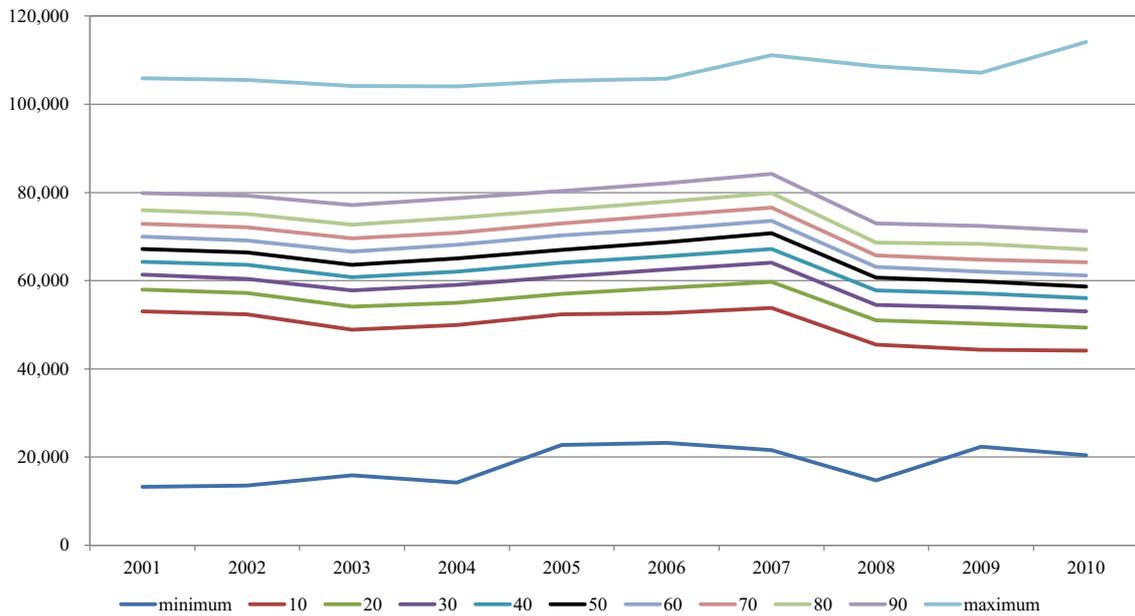
13

# 1人当り保険料(税)の分布 (1)

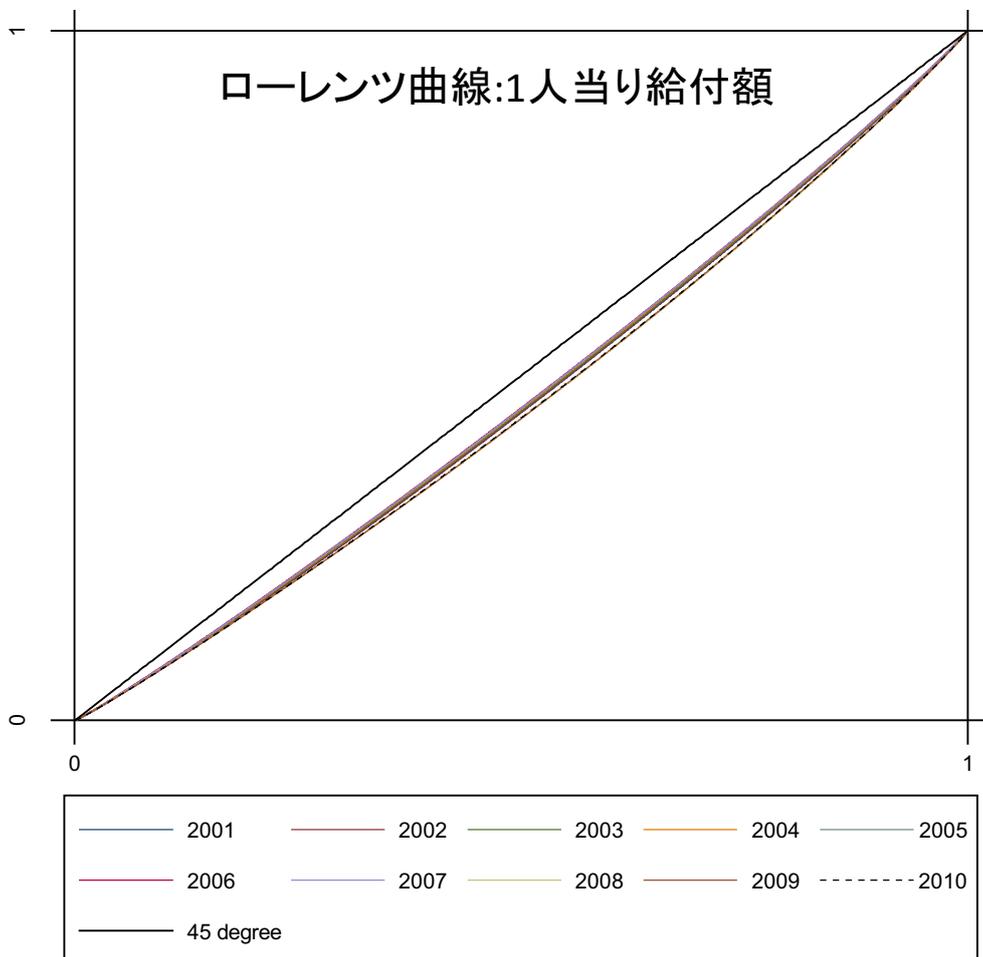


14

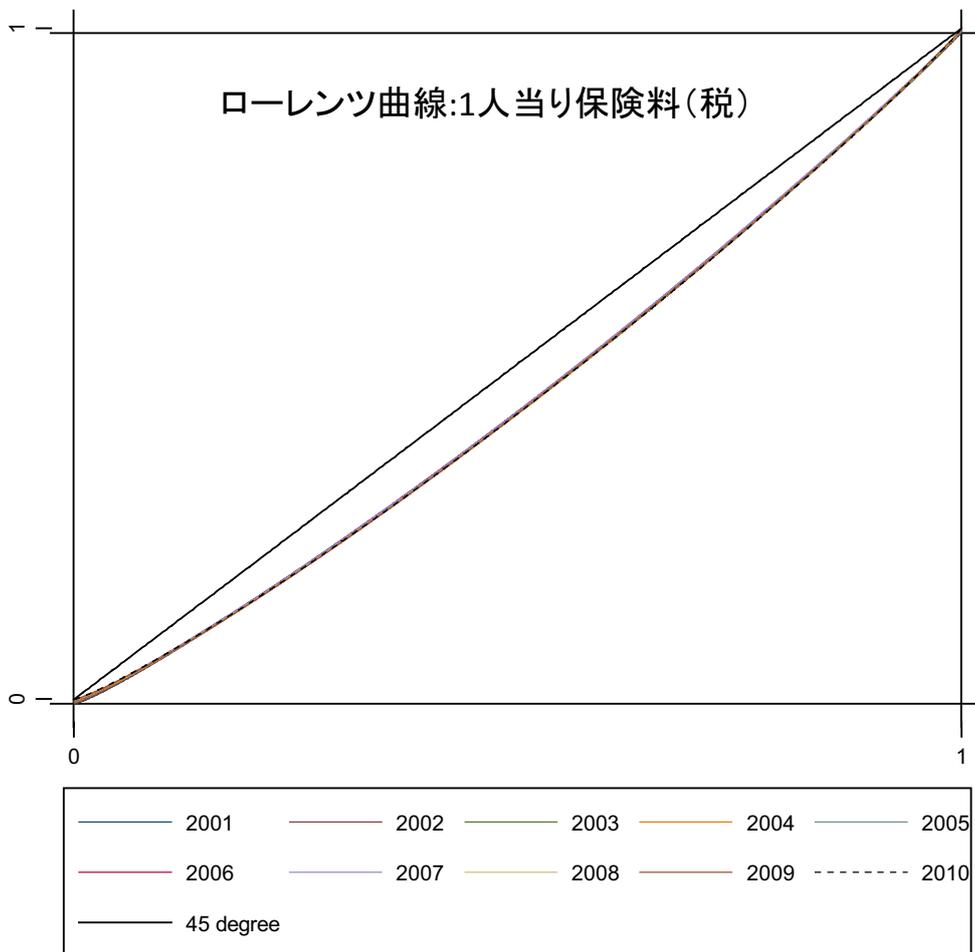
# 1人当り保険料(税)の分布 (2)



15

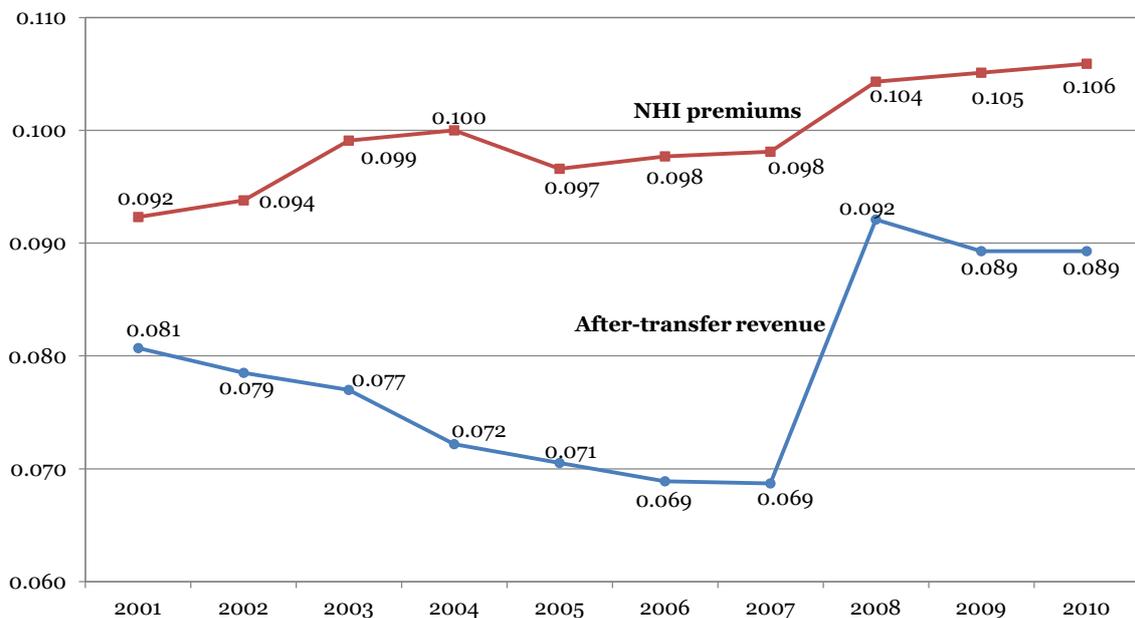


16



17

## ジニ係数: 保険料(税)と移転後収入 [ともに加入者1人当り]



18

# Lerman-Yitzhaki decomposition

Gini coefficient for total income inequality,  $G$ , can be represented as

$$G = \sum_{k=1}^K S_k G_k R_k$$

where  $S_k$  represents the share of source  $k$  in total income,  $G_k$  is the source Gini corresponding to the distribution of income from source  $k$ , and  $R_k$  is the Gini correlation of income from source  $k$  with the distribution of total income ( $R_k = \text{Cov}\{y_k, F(y)\} / \text{Cov}\{y_k, F(y_k)\}$ , where  $F(y)$  and  $F(y_k)$  are the cumulative distributions of total income and of income from source  $k$ ).

a small change in income from source  $k$  equal to  $ey_k$

$e$  is close to 1       $y_k$  represents income from source  $k$ .

$$\frac{\partial G}{\partial e} = S_k(G_k R_k - G) \qquad \frac{\partial G / \partial e}{G} = \frac{S_k G_k R_k}{G} - S_k$$

19

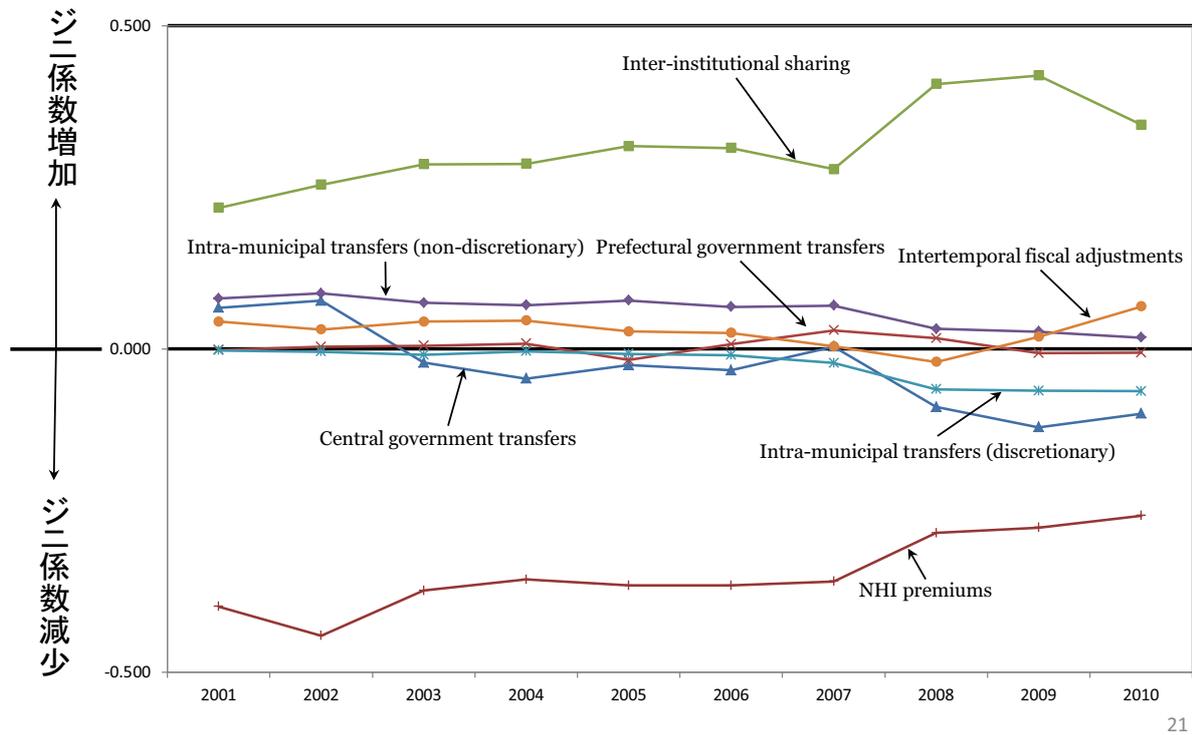
## 不平等(ジニ係数)への効果

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
Central government transfers	0.064	0.075	-0.021	-0.046	-0.025	-0.033	0.004	-0.090	-0.121	-0.100
Prefectural government transfers	-0.002	0.003	0.005	0.008	-0.017	0.007	0.029	0.017	-0.007	-0.006
Inter-institutional sharing	0.218	0.254	0.286	0.286	0.314	0.311	0.278	0.410	0.423	0.347
Intra-municipal transfers (non-discretionary)	0.078	0.086	0.071	0.068	0.075	0.065	0.067	0.031	0.027	0.017
Intra-municipal transfers (discretionary)	-0.002	-0.004	-0.009	-0.004	-0.008	-0.010	-0.022	-0.063	-0.065	-0.066
Intertemporal fiscal adjustments	0.042	0.030	0.042	0.044	0.027	0.025	0.004	-0.020	0.019	0.066
NHI Premiums	-0.399	-0.444	-0.374	-0.357	-0.366	-0.366	-0.360	-0.285	-0.276	-0.258

$$\frac{\partial G / \partial e}{G} = \frac{S_k G_k R_k}{G} - S_k$$

20

# 不平等(ジニ係数)への効果

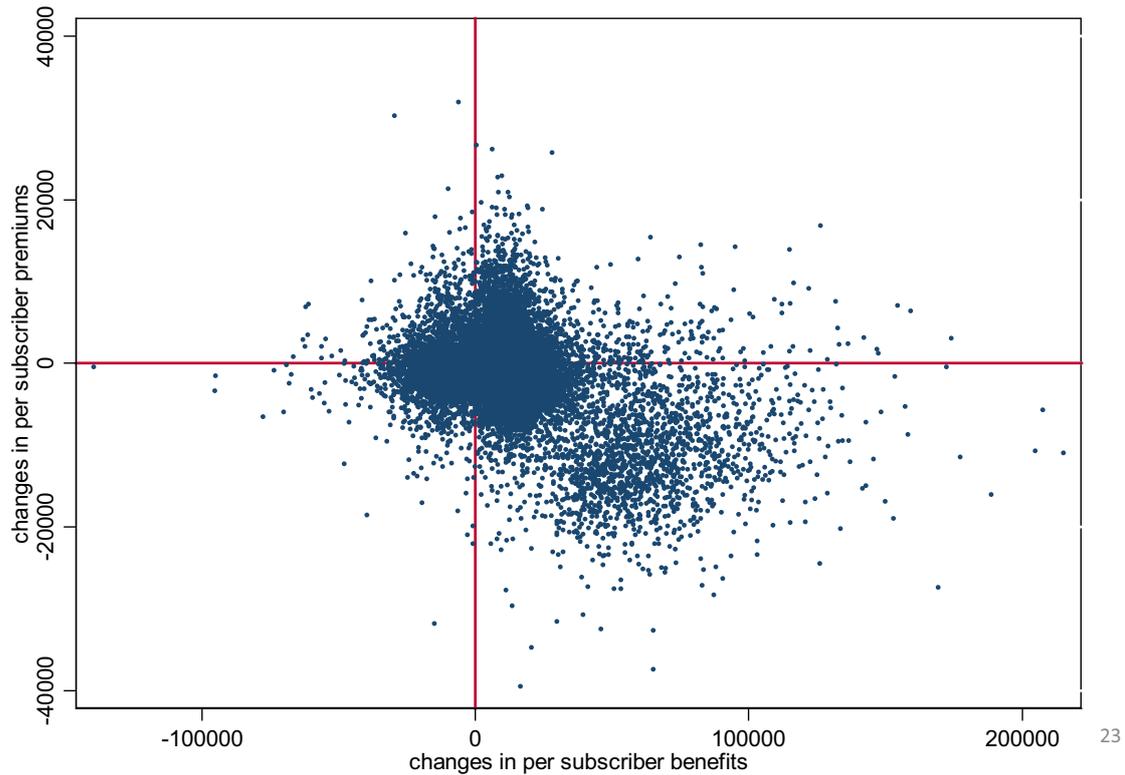


21

## STABILIZATION EFFECTS 安定化効果

22

# 変化額(1人当り)の相関



## 要因分解

- 会計上の恒等式

$$x_{it} \equiv \sum_{j=1}^{J-1} y_{j,it} + y_{J,it}$$

- $x_{it}$ : リスク変数 (リスクが発生する変数)
- $y_{j \neq J, it}$ : 調整変数 (リスクを調整する変数)
- $y_{J, it}$ : ターゲット変数 (安定化の対象となる変数)

## Asdrubali et al (1996)の方法(1)

- 次の恒等式を利用

$$x_{it} \equiv \frac{x_{it}}{x_{it} - y_{1,it}} \cdot \frac{x_{it} - y_{1,it}}{x_{it} - \sum_{j=1}^2 y_{j,it}} \cdot \frac{x_{it} - \sum_{j=1}^2 y_{j,it}}{x_{it} - \sum_{j=1}^3 y_{j,it}} \cdots \frac{x_{it} - \sum_{j=1}^{J-2} y_{j,it}}{x_{it} - \sum_{j=1}^{J-1} y_{j,it}} \cdot y_{J,it}$$

- 対数化し, 階差取をとる.

$$\begin{aligned} \Delta \ln x_{it} &= \Delta \ln \left[ x_{it} / (x_{it} - y_{1,it}) \right] \\ &+ \sum_{k=1}^{J-2} \Delta \ln \left[ \left( x_{it} - \sum_{j=1}^k y_{j,it} \right) / \left( x_{it} - \sum_{j=1}^{k+1} y_{j,it} \right) \right] + \Delta \ln y_{J,it}. \end{aligned}$$

25

## Asdrubali et al (1996)の方法(2)

- 各項の期待値を引き, 両辺に $\Delta \ln x - E(\Delta \ln x)$ を掛け, さらに両辺を $\text{var}(\Delta \ln x)$ で割る.

$$\begin{aligned} 1 &= \frac{\text{cov} \left\{ \Delta \ln x_{it}, \Delta \ln \left[ x_{it} / (x_{it} - y_{1,it}) \right] \right\}}{\text{var}(\Delta \ln x_{it})} \\ &+ \sum_{k=1}^{J-2} \frac{\text{cov} \left\{ \Delta \ln x_{it}, \Delta \ln \left[ \left( x_{it} - \sum_{j=1}^k y_{j,it} \right) / \left( x_{it} - \sum_{j=1}^{k+1} y_{j,it} \right) \right] \right\}}{\text{var}(\Delta \ln x_{it})} \\ &+ \frac{\text{cov}(\Delta \ln x_{it}, \Delta \ln y_{J,it})}{\text{var}(\Delta \ln x_{it})}. \end{aligned}$$

26

## Asdrubali et al (1996)の方法(3)

- 安定化効果は以下の様に定義:

$$1-\gamma = \frac{\text{cov}\left\{\Delta \ln x_{it}, \Delta \ln \left[ x_{it} / (x_{it} - y_{1,it}) \right]\right\}}{\text{var}(\Delta \ln x_{it})} + \sum_{k=1}^{J-2} \frac{\text{cov}\left\{\Delta \ln x_{it}, \Delta \ln \left[ \left( x_{it} - \sum_{j=1}^k y_{j,it} \right) / \left( x_{it} - \sum_{j=1}^{k+1} y_{j,it} \right) \right]\right\}}{\text{var}(\Delta \ln x_{it})}$$

- where  $\gamma = \text{cov}(\Delta \ln x_{it}, \Delta \ln y_{J,it}) / \text{var}(\Delta \ln x_{it})$

---

## 調整変数の順番が「自明」な場合 (1)

- $x$ : 個人所得 (リスク変数)
  - $x - y_1$ : 可処分所得
  - $x - y_1 - y_2$ : 消費 (ターゲット変数)
  - $y$ 's: 調整変数
    - $-y_1$ : 純課税
    - $-y_2$ : 純貯蓄
- 調整変数の順序は「自明」: 課税された後の所得水準をみて貯蓄量を決める.

## 調整変数の順番が「自明」な場合 (2)

- 調整項目 $j$ の安定化効果は次の3つの回帰式からのOLS推定値となる.

$$\Delta \ln(x - y_1) = \alpha_1 + \beta_1 \Delta \ln(x) + u^1$$

$$\Delta \ln(x - y_1 - y_2) - \Delta \ln(x - y_1) = \alpha_2 + \beta_2 \Delta \ln(x) + u^2$$

$$\Delta \ln(y_j) - \Delta \ln(x - y_1 - y_2) = \beta_j + \beta_j \Delta \ln(x) + u^3$$

- $\beta_1$ のOLS推定量:  $y_1$ の安定化効果への貢献度合い
- $\beta_2$ のOLS推定量:  $y_2$ の安定化効果の貢献度合い
- $\beta_3$ のOLS推定量:  $\rightarrow 1 - \beta_3$ : 安定化効果

29

## 調整変数の順番が「自明」でない場合

- $x$ : 保険給付額 (リスク変数)
- $x - y_1$ : 可処分所得
- $x - y_1 - y_2 - y_3$ : 保険料 (ターゲット変数)
- $y$ 's: 調整変数
  - $y_1$ : 都道府県交付金
  - $y_2$ : 通時的財政調整 (積立, 公債, 基金取崩 *etc.*)
  - $y_3$ : 上記および保険料以外のその他の純収入 $\rightarrow$  調整変数の順序は「自明」: 課税された後の所得水準をみて貯蓄量を決める.

## 順番が未定の場合

- Asdrubali et al (1996)に従うと、以下の2つの回帰式からの係数のペア $(\phi_1, \theta_2)$ は共に $y_1$ の安定化効果への貢献度、 $(\phi_2, \theta_1)$ は共に $y_2$ の貢献度と解釈される。

$$\Delta \ln(x - y_1) = \delta_1 + \phi_1 \Delta \ln(x) + e^1$$

$$\Delta \ln(x - y_1 - y_2) - \Delta \ln(x - y_1) = \delta_2 + \phi_2 \Delta \ln(x) + e^2$$

$$\Delta \ln(x - y_1 - y_2 - y_3) - \Delta \ln(x - y_1 - y_2) = \delta_3 + \phi_3 \Delta \ln(x) + e^3$$

$$\Delta \ln(y_J) - \Delta \ln(x - y_1 - y_2 - y_3) = \delta_J + \phi_J \Delta \ln(x) + e^J$$

$$\Delta \ln(x - y_2) = \eta_1 + \theta_1 \Delta \ln(x) + \varepsilon^1$$

$$\Delta \ln(x - y_1 - y_2) - \Delta \ln(x - y_2) = \eta_2 + \theta_2 \Delta \ln(x) + \varepsilon^2$$

$$\Delta \ln(x - y_1 - y_2 - y_3) - \Delta \ln(x - y_1 - y_2) = \eta_3 + \theta_3 \Delta \ln(x) + \varepsilon^3$$

$$\Delta \ln(y_J) - \Delta \ln(x - y_1 - y_2 - y_3) = \eta_J + \theta_J \Delta \ln(x) + \varepsilon^J$$

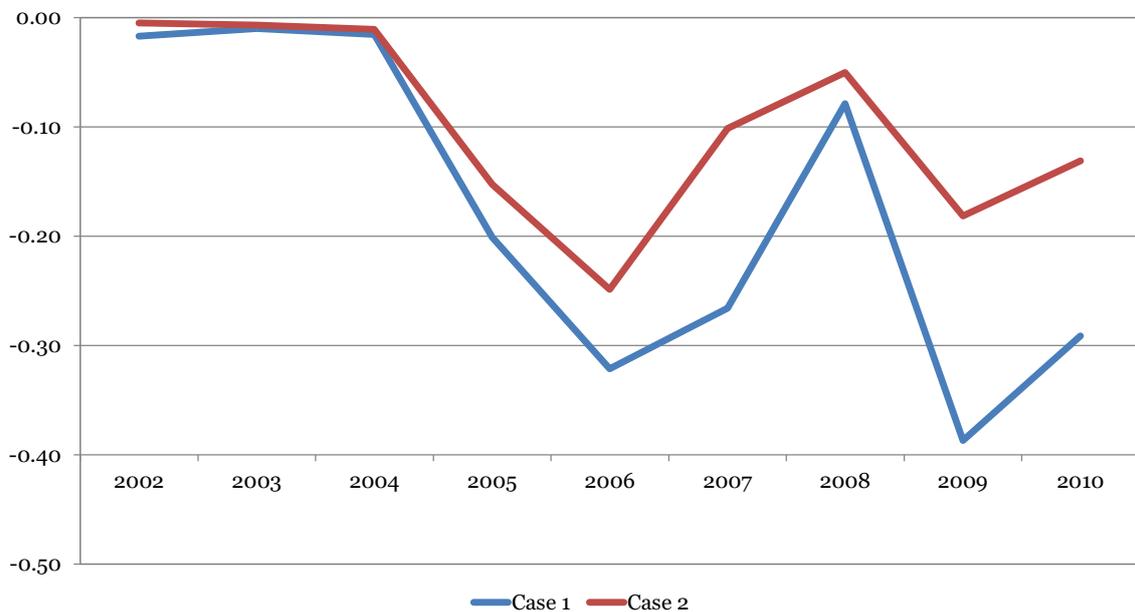
31

## 実際に試してみた

- 留意点
  - 各ペア内の一般的に係数は異なった値をとる。
  - 但し、 $\phi_J = \theta_J \rightarrow$ 安定化効果の算定は変わらない。
- 実際に試してみた
  - 2001-2002, 2002-2003, ..., 2009-2010の9期間のうち各期間の横断面データを使う。
  - 各期間毎に $\phi$ と $\theta$ を推定(9つ係数ペア)
- 結果
  - 符号は同じであるが、効果の規模は期間により大きく異なる(倍以上の期間あり)。

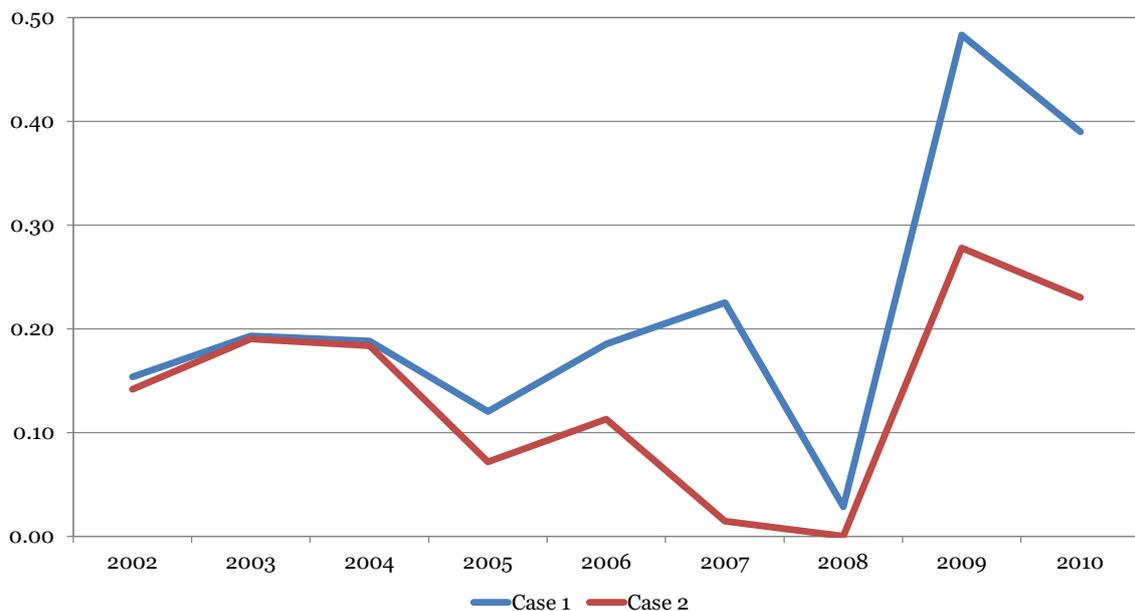
32

## $y_1$ : 都道府県交付金の効果



33

## $y_2$ : 通時的財政調整の効果



34

## 順序に依存しない分解法 (1)

- レベルでの恒等式を利用:  $x_{it} \equiv \sum_{j=1}^{J-1} y_{j,it} + y_{J,it}$
- 差分をとる:  $\Delta x_{it} \equiv \sum_{j=1}^{J-1} \Delta y_{j,it} + \Delta y_{J,it}$
- 期待値を引く:  $\Delta x_{it} - E(\Delta x_{it}) \equiv \sum_{j=1}^{J-1} [\Delta y_{j,it} - E(\Delta y_{j,it})] + [\Delta y_{J,it} - E(\Delta y_{J,it})]$

- $[\Delta x - E(\Delta x)]$  を両辺に掛け, 期待値をとる:

$$\text{var}(\Delta x_{it}) = \sum_{j=1}^{J-1} \text{cov}(\Delta x_{it}, \Delta y_{j,it}) + \text{cov}(\Delta x_{it}, \Delta y_{J,it})$$

- ここから:  $1 = \sum_{j=1}^{J-1} \frac{\text{cov}(\Delta x_{it}, \Delta y_{j,it})}{\text{var}(\Delta x_{it})} + \frac{\text{cov}(\Delta x_{it}, \Delta y_{J,it})}{\text{var}(\Delta x_{it})}$

## 順序に依存しない分解法 (2)

- 安定化効果:

$$1 - \beta_J = \sum_{j=1}^{J-1} \frac{\text{cov}(\Delta x_{it}, \Delta y_{j,it})}{\text{var}(\Delta x_{it})} = \sum_{j=1}^{J-1} \beta_j$$

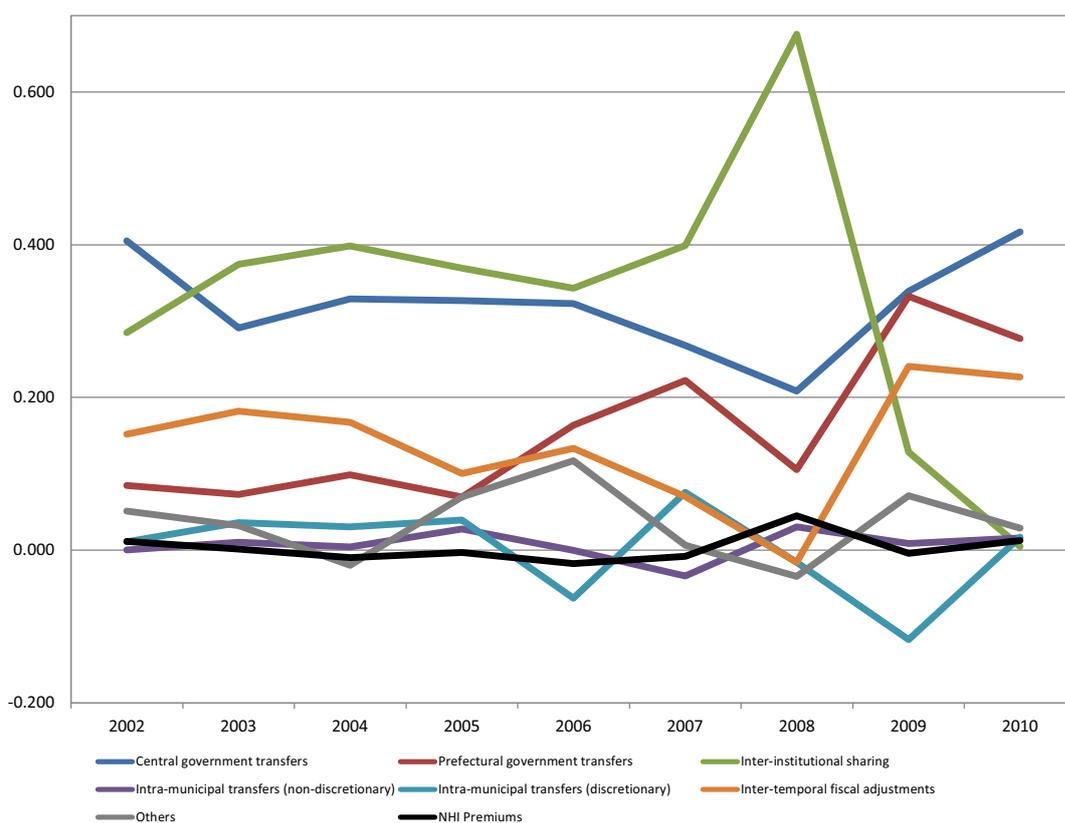
- $\beta_J$  は  $\Delta y_J$  を定数と共に,  $\Delta x$  に回帰させたときのOLS係数
- $\beta_j$  は  $\Delta y_j$  を定数と共に,  $\Delta x$  に回帰させたときのOLS係数
- 「変化率」(Asdrubali et al, 1996)ではなく「変化幅」を用いて変動を分析. 政府予算の変動をみる場合は, 変化率より変化幅のほうが妥当?

# 安定化効果

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
Central government transfers	0.405	0.291	0.329	0.327	0.323	0.268	0.208	0.339	0.417
Prefectural government transfers	0.085	0.073	0.099	0.069	0.164	0.222	0.106	0.333	0.277
Inter-institutional sharing	0.285	0.374	0.398	0.369	0.343	0.399	0.676	0.128	0.005
Intra-municipal transfers (non-discretionary)	0.000	0.010	0.004	0.028	0.000	-0.034	0.031	0.009	0.016
Intra-municipal transfers (discretionary)	0.011	0.036	0.031	0.040	-0.063	0.076	-0.016	-0.117	0.017
Inter-temporal fiscal adjustments	0.152	0.182	0.168	0.101	0.134	0.070	-0.016	0.241	0.227
Others	0.051	0.032	-0.020	0.069	0.117	0.006	-0.034	0.071	0.029
NHI Premiums	0.011	0.001	-0.010	-0.003	-0.017	-0.008	0.045	-0.004	0.013
<b>Stabilization effects</b>	<b>0.989</b>	<b>0.999</b>	<b>1.010</b>	<b>1.003</b>	<b>1.017</b>	<b>1.008</b>	<b>0.955</b>	<b>1.004</b>	<b>0.987</b>

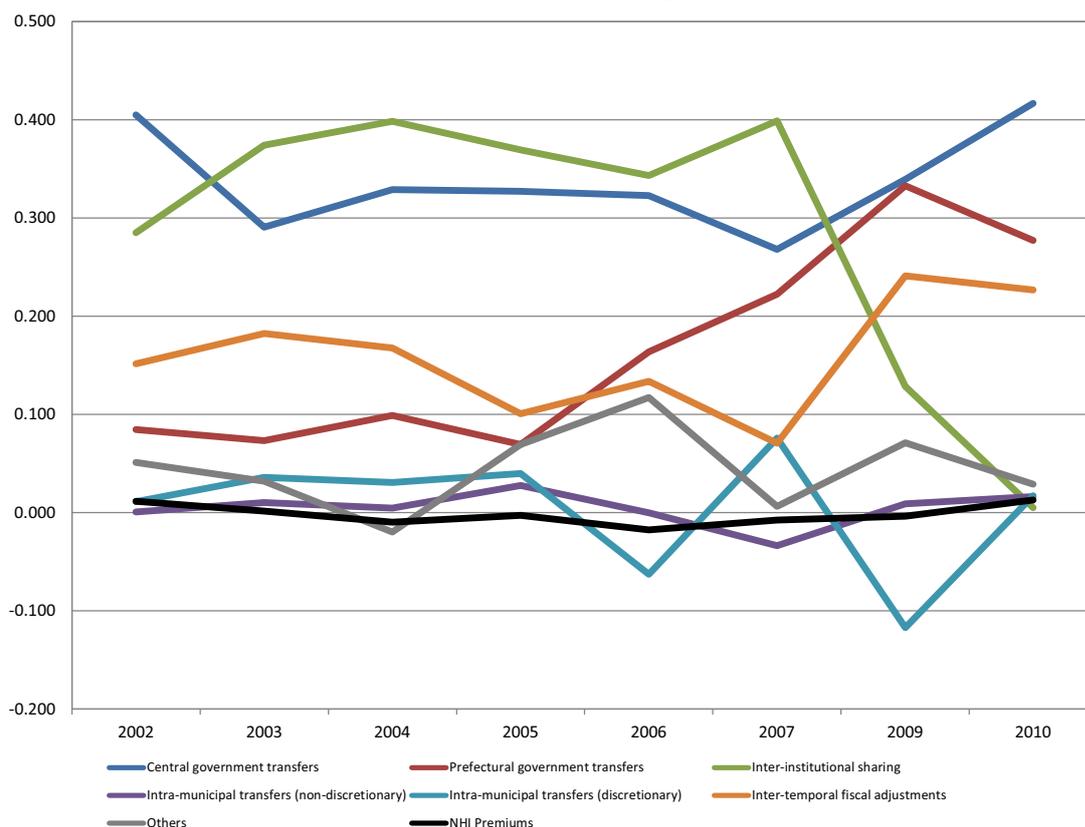
37

# 安定化効果



38

# 安定化効果



39

## 結果

- 安定化効果はほぼ完璧
- どの調整要因に関しても、後期高齢者制度の導入の際（2008年度）に大きな変化。
- 2008年度を除くと、2000年代の傾向がはっきりする。
  - 国庫補助の効果は比較的大きく、終盤で増加傾向
  - 都道府県補助の効果は初期では小さかったが次第に増加し、国庫補助と同等ぐらいになる。
  - 制度間移転は最も高い値を示していたが、終盤で急降下。
  - 通時的財政調整の効果も小さくはなく、また終盤で増加しているが、都道府県補助の効果よりは終盤で小さくなっている。
  - 一般会計からの法定外繰入金の貢献度は概して小さい。大きい場合でも負の値（給付増と正の相関が無い）
- その他の要因の効果は無視できる。

40

# カナダ州間財政調整制度 －「補完的」制度論アプローチ－

2013年2月22日(金)

中井英雄(近畿大学)  
齊藤慎(大阪学院大学)

1

## I . 「補完的」制度論アプローチ

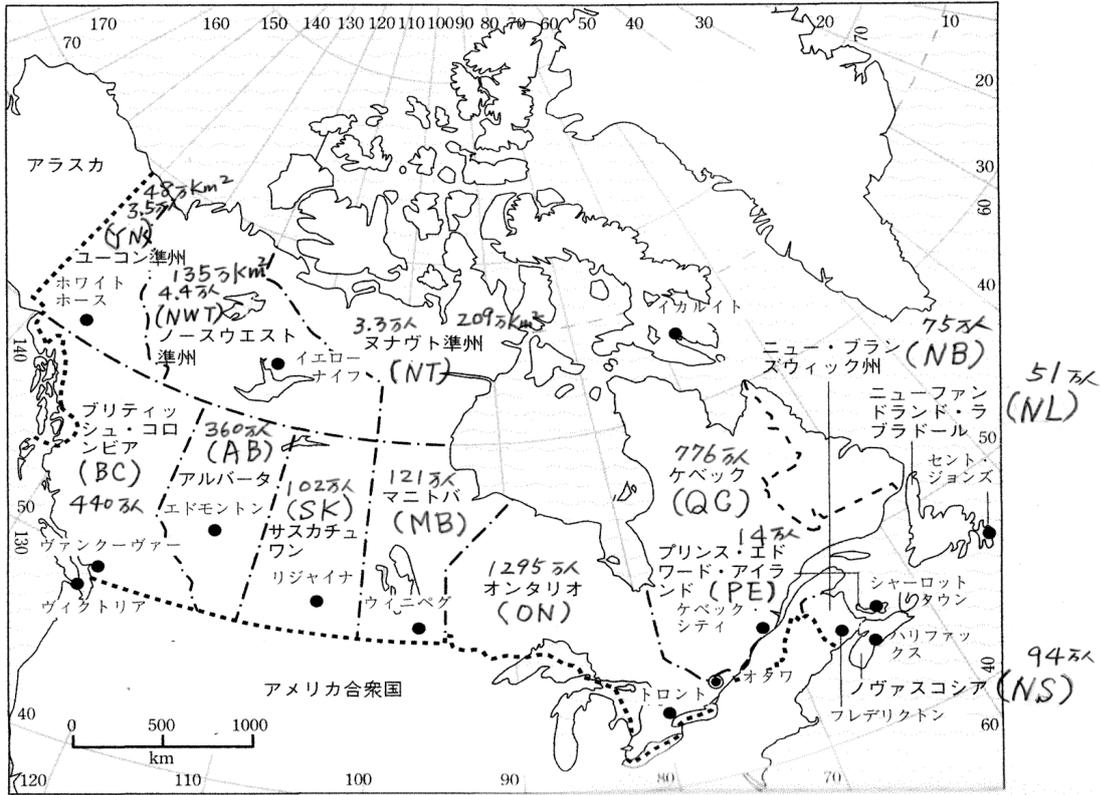
### I . (1)「補完的」制度論アプローチ

1. 「本格的」制度論アプローチ(議事録v.s. ●言語の壁): 自治体国際化協会
  - ①国際比較: Bird(1986)スイス、ドイツ・オーストリア、豪州、USA
  - ②各国(議事録): 世利(2001)、伊東(1989)とレンチュ(1991)、大浦(1987)
  - ③カナダ: Perry(1997)、大川(1982)、石(1985)、岩崎(1985等)、池上(1995等)
2. 「補完的」制度論アプローチ(HPの ●法・数値データ)
  - ①HP: 財務総合研究所(2006)、連邦4カ国、欧州3カ国、北欧4カ国
  - ②法(ドイツ): 中井・伊東・齊藤(2009)1950～09年度の「白抜き」期間区分
  - ③算定資料(ドイツ): 伊藤廉(1976)第1次「施行令」による解明
3. 本報告の目的: ①法(HP)、②算定資料(PDF)、③算定方式の図解
  - (1)準州交付金の収支差方式(1985年度～): 中井・齊藤(2012)
  - (2)平衡交付金の税源調整方式(1957年度～)の3期間区分
    - ①Boadway=Hayashi(2004)の数値データ(1967年度～)
    - ②Boadway=Hobson(1993)の算定資料: 第2次推計(10月)
    - ③中井・齊藤(2011:2004～11年度)に追加: ●最終算定(1957年度～)
  - (3)豪州(中井・花井・齊藤,2010:1988年度～)・ドイツとの国際比較

2

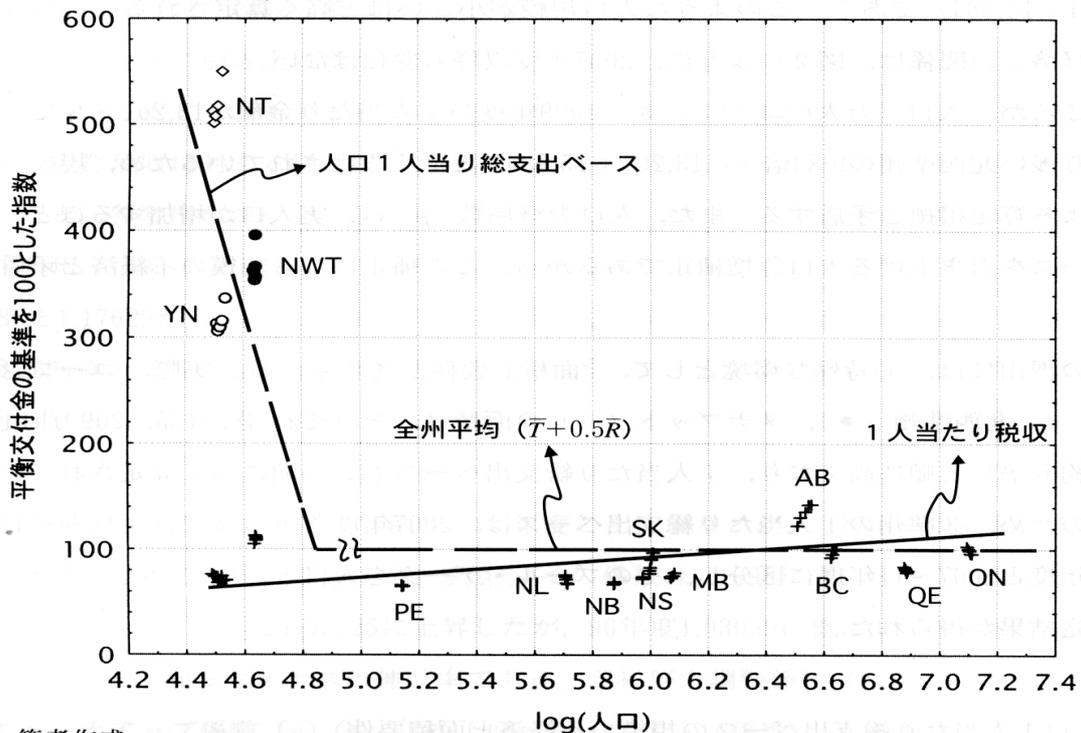
# I.(2) 3準州と10州の地図

地図1 カナダの10州と3準州



3

# I.(3) 準州交付金と平衡交付金の分離



出所) 筆者作成。

図2 平衡交付金と準州交付金の構造

4

## Ⅱ. (1) 準州交付金の収支差方式

表4 準州交付金の制度変化と算定式のモデル化

年度	誕生期 (1985～89)	発展期 (1990～2006)	成熟期 (2007～)
[配分方式] 総額決定	[旧定式配分85] OE	[旧定式配分90, 95, 99] OE:CE (2004～06)	[新定式配分07] OE
需要額	総支出ベース (82年度基準)	総支出ベース (87, 92年度基準)	総支出ベース (06年度収入面の積上げ)
[前年度倍率]	min (州・地方支出倍率, GDP シーリング倍率)	min (州・地方支出倍率, GDP シーリング倍率) 人口調整支出倍率	州・地方支出倍率 —
[加算と減算]	移転プログラム	移転プログラム 経済開発インセンティブ	人口調整支出倍率 維持補修費 —
収入額	現金移転 所得税・法人税	現金移転 自主財源 (単年度)	— 7 税目 (3 年平均) と 収入ブロック
[課税努力の ムチとアメ]		キャッチアップ係数 キープアップ係数 経済開発インセンティブ: 20%	— — 経済開発インセンティブ: 30%
[算定式]	$G_{85} = (A \times E_{-1} + S_E) - (S_T + T)$	$G_{95} = (\min(A, g) \times p \times E_{-1} + S_E - c \times k \times T \times 0.2) - (S_T + c \times k \times T \times 0.8)$	$G_{11} = (A \times p \times E_{-1} + S_{U11}) - (T^{7_{07-09}} + T^{11_{-1}} \times 1.02) \times 0.7$

注1) CE と OE は財政調整のクローズド・エンド型とオープン・エンド型。2004～06年度は移行期間で、それぞれ19, 20, 20.7億ドルの交付金シェアによる総額配分である。  
 注2)  $G_{85}$ ,  $G_{95}$ ,  $G_{11}$ : 1985, 95, 2011年度の準州交付金,  $A$ : 州・地方支出の前年度倍率,  $E_{-1}$ : 前年度の総支出ベース,  $S_E$ : 移転プログラム,  $S_T$ : 現金移転,  $T$ : 自主財源,  $p$ : 人口調整係数,  $c$ : キャッチアップ係数,  $k$ : キープアップ係数,  $S_{U11}$ : 2011年度の維持補修費,  $T^{7_{07-09}}$ : 2007-09年度7税目の3年平均,  $T^{11_{-1}}$ : 前年度11税目の収入ブロック。  
 注3) なお, The Department of Finance, Nunavut, the Northwest Territories, Yukon (2005)の補論A.5が, 2004年度までの制度変化の年表を作成している。  
 出所) 筆者作成。

5

## Ⅱ. (2) 準州交付金の構造とトレンド

1) 1人当たり税収(税収平均比率)の「都市化による増加傾向」

$$(4 \text{ 税収} / \text{人口}) = 18.69 + 10.13 * \log(\text{人口}) + 46.62 \text{Dum}(\text{AB}, \text{NWT}) \quad R^2 = 0.832$$

$$N = 65 \quad (2.6) \quad (8.5) \quad (16.6) \quad [3 \text{ 準州} \cdot 10 \text{ 州} : 07 \sim 11 \text{ 年度}]$$

2) 1人当たり総支出ベース( $E_{it}$ )の規模の不経済と面積要件

$$(\text{総支出ベース} / \text{人口}) = 26,687 - 0.359(\text{人口}) + 83.4(\text{面積}) + 1,533(t: 07 \sim 11)$$

$$N = 15 \quad (27.6) \quad (-14.3) \quad (41.7) \quad (16.4) \quad R^2 = 0.994$$

3) 総支出ベース( $E_{it}$ )のトレンドと初期値( $E_{i0}$ )のスイッチ

$$E_{it} = A \times E_{-1} = A^t \times E_{i0} \text{、ただし } A \text{ は前年度倍率で } 1.045 (= 10^{0.019}) \text{ と推定。}$$

$$\log(E_{it}) = (\log A) \times t + \log E_{i0}$$

$$\log(E_{it}) = 0.019 * t + 3.94 + 0.145 \text{Dum}(\text{GNWT}, \text{NT}) - 0.068 \text{Dum}(\text{YN} : 99-11)$$

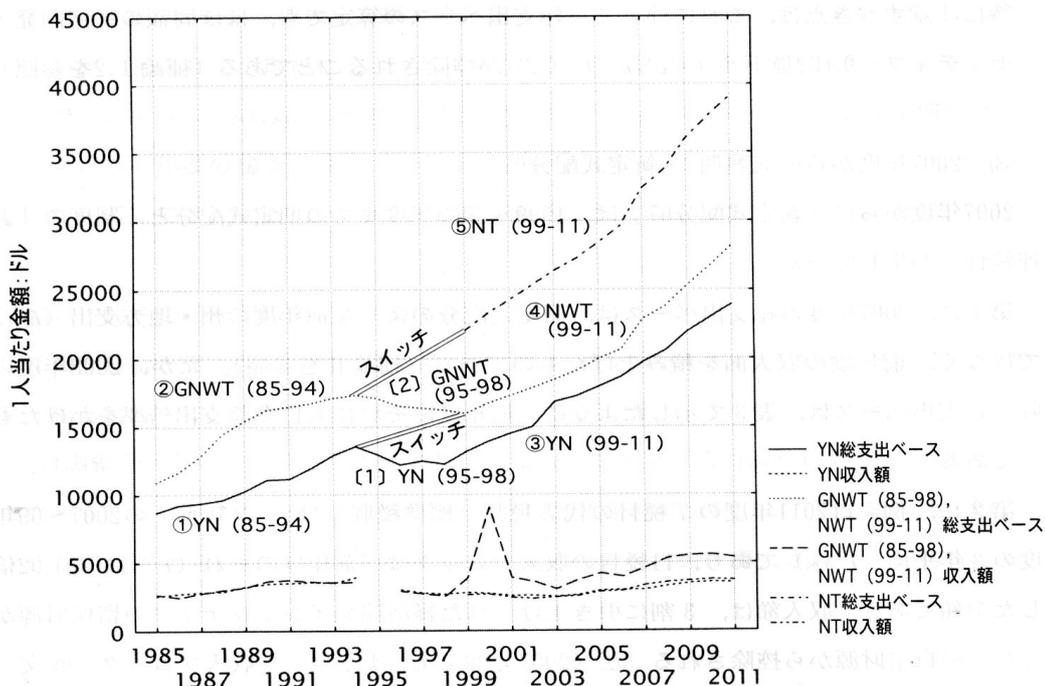
$$N = 59 \quad (73.9) \quad (837.3) \quad (32.3) \quad (-12.2) \quad R^2 = 0.991$$

なお,  $\text{Dum}(\text{GNWT}, \text{NT})$  はそれぞれ85-94年度、99-11年度を1,

$\text{Dum}(\text{YN} : 99-11)$  は99-11年度を1, それ以外は0。

6

## Ⅱ.(3) ヌナブット分割と総支出ベースのスイッチ問題



注) 1995年度の収入額は算定されていない。  
出所) 『算定資料』(各年度版) より作成。

図1 人口1人当たり総支出ベースと収入額の推移

7

## Ⅲ(1) 平衡交付金の制度変化: 3期間区分

表5 平衡交付金の制度変化と構造変化

年度	誕生期(10年) 1957~61 [1962~66]	発展期(15年) 1967~81	抑制期(22年) 1982~2003	移行期(3年) 2004~06	安定期(現行制度) 2007~08 2009~12
	〈税制委員会 66〉		〈作業部会 81〉		〈専門家委員会 05〉
I.方式	標準税方式	代表的税制方式	旧定式配分	総額配分	新定式配分07 新定式配分09
II.総額	OE [OE]	OE	OE(上限・下限)	CE	OE CE(成長率)
III.基準	単年度 [選択 A,B,C]	単年度(8回推計)	単年度(8回)	3年平均(一本算定)	3年加重平均(一本算定)
1.対象	3税目(所得・法人・遺産税)	16から29税目へ	33税目	交付金シェア(1/2)	5税目に統合
2.税率	標準税 10,13% [21%]	全国平均税率	全国平均税率	財政力方式(1/2)	全国平均税率
3.平均	上位2州平均[全州平均]	全州平均	中位5州平均	交付8州	全州平均
IV.特例	安定化交付金	(ON州不足額)	(移行措置)	(\$100,109,113億)	沖合相殺交付金
V.天然資源	- [50%算入]	(77年度50%算入)	(産油州除く100%算入)	〈算定式略〉	(50%,ゼロ算入選択)
[算定式]	$G_{'85} = \max \{ [(\bar{T}_1 + 0.5\bar{R}_1) - (T^{21\%} + 0.5R)], [(\bar{T}_2 - T^{13\%}) + S_{'58} - 0.5(R - \bar{R}_1)] \}$	$G_{'67-73} = (\bar{T}_{10} + \bar{R}_{10}) - (T^n + R^m)$	$G_{'82-98} = (\bar{T}_3 + \bar{R}_3) - (T^n + R^m)$ $G_{'82-84} = G_{'81} + \alpha \sum (\Delta G_{'77-81}) / 4$	$G_{'07} = \max \{ [(\bar{T} + 0.5\bar{R}) - (T + 0.5R)], (\bar{T} - T) \}$	$G_{'11} = \max \{ [(\bar{T} + 0.5\bar{R}) - (T + 0.5R)], (\bar{T} - T) \}$ $-(T + R + G^{max})$ $-(\bar{T}_6 + \bar{R}_6 + G^{max}) - 122$

注) CEとOEは財政調整のクローズド・エンド型とオープン・エンド型。 $G_{'58}$ : 1958年度の人口1人当たり平衡交付金、 $\bar{T}_2$ : 上位2州の平均税収、 $T^{13\%}$ : 3税目の税率13%による標準税、 $S_{'58}$ : 1958年度の安定化交付金、 $\bar{T}_{10}(\bar{T}_5)$ : 全10州(中位5州)の平均税収、 $\bar{R}_{10}(\bar{R}_5)$ : 天然資源の全10州(中位5州)の平均収入、 $T^n$ : n税目の標準税収、 $R^m$ : 天然資源のm項目の収入、 $\alpha$ と $\beta$ : 移行措置の係数、 $\bar{T}$ と $\bar{R}$ : 3年加重平均の4税と天然資源の全10州平均収入、 $T$ と $R$ : 3年加重平均の各州4税と天然資源の収入、 $T_{ON}$ と $R_{ON}$ : オンタリオ州の4税と天然資源、 $\bar{T}_6 + \bar{R}_6$ : 交付6州の4税と天然資源の平均収入。

(出所) 筆者作成。

8

# Ⅲ(2)財政調整法の推移:加除式・V字型

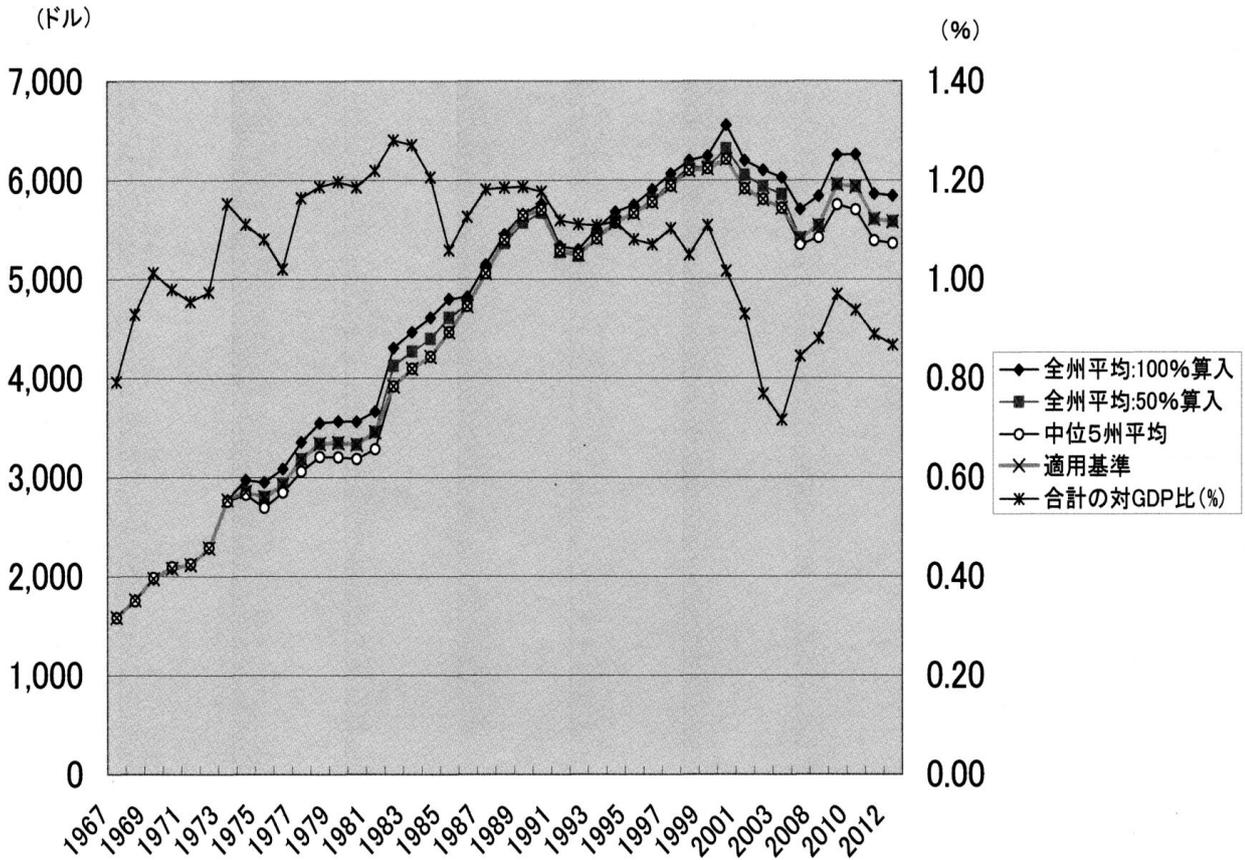
年度	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																																																																																									
歳入	11,823	12,631	13,300	14,600	15,100	16,000	17,100	18,300	19,100	20,000	21,000	22,000	23,000	24,000	25,000	26,000	27,000	28,000	29,000	30,000	31,000	32,000	33,000	34,000	35,000	36,000	37,000	38,000	39,000	40,000	41,000	42,000	43,000	44,000	45,000	46,000	47,000	48,000	49,000	50,000	51,000	52,000	53,000	54,000	55,000	56,000	57,000	58,000	59,000	60,000	61,000	62,000	63,000	64,000	65,000	66,000	67,000	68,000	69,000	70,000																																																																																																																					
歳出	12,000	12,500	13,000	13,500	14,000	14,500	15,000	15,500	16,000	16,500	17,000	17,500	18,000	18,500	19,000	19,500	20,000	20,500	21,000	21,500	22,000	22,500	23,000	23,500	24,000	24,500	25,000	25,500	26,000	26,500	27,000	27,500	28,000	28,500	29,000	29,500	30,000	30,500	31,000	31,500	32,000	32,500	33,000	33,500	34,000	34,500	35,000	35,500	36,000	36,500	37,000	37,500	38,000	38,500	39,000	39,500	40,000	40,500	41,000	41,500	42,000	42,500	43,000	43,500	44,000	44,500	45,000	45,500	46,000	46,500	47,000	47,500	48,000	48,500	49,000	49,500	50,000	50,500	51,000	51,500	52,000	52,500	53,000	53,500	54,000	54,500	55,000	55,500	56,000	56,500	57,000	57,500	58,000	58,500	59,000	59,500	60,000	60,500	61,000	61,500	62,000	62,500	63,000	63,500	64,000	64,500	65,000	65,500	66,000	66,500	67,000	67,500	68,000	68,500	69,000	69,500	70,000	70,500	71,000	71,500	72,000	72,500	73,000	73,500	74,000	74,500	75,000	75,500	76,000	76,500	77,000	77,500	78,000	78,500	79,000	79,500	80,000	80,500	81,000	81,500	82,000	82,500	83,000	83,500	84,000	84,500	85,000	85,500	86,000	86,500	87,000	87,500	88,000	88,500	89,000	89,500	90,000	90,500	91,000	91,500	92,000	92,500	93,000	93,500	94,000	94,500	95,000	95,500	96,000	96,500	97,000	97,500	98,000	98,500	99,000	99,500	100,000

# Ⅲ(3)決算・基準の推移:特例措置と制度の潜在能力

年度	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																																																																																									
歳入	11,823	12,631	13,300	14,600	15,100	16,000	17,100	18,300	19,100	20,000	21,000	22,000	23,000	24,000	25,000	26,000	27,000	28,000	29,000	30,000	31,000	32,000	33,000	34,000	35,000	36,000	37,000	38,000	39,000	40,000	41,000	42,000	43,000	44,000	45,000	46,000	47,000	48,000	49,000	50,000	51,000	52,000	53,000	54,000	55,000	56,000	57,000	58,000	59,000	60,000	61,000	62,000	63,000	64,000	65,000	66,000	67,000	68,000	69,000	70,000	71,000	72,000	73,000	74,000	75,000	76,000	77,000	78,000	79,000	80,000	81,000	82,000	83,000	84,000	85,000	86,000	87,000	88,000	89,000	90,000	91,000	92,000	93,000	94,000	95,000	96,000	97,000	98,000	99,000	100,000																																																																																							
歳出	12,000	12,500	13,000	13,500	14,000	14,500	15,000	15,500	16,000	16,500	17,000	17,500	18,000	18,500	19,000	19,500	20,000	20,500	21,000	21,500	22,000	22,500	23,000	23,500	24,000	24,500	25,000	25,500	26,000	26,500	27,000	27,500	28,000	28,500	29,000	29,500	30,000	30,500	31,000	31,500	32,000	32,500	33,000	33,500	34,000	34,500	35,000	35,500	36,000	36,500	37,000	37,500	38,000	38,500	39,000	39,500	40,000	40,500	41,000	41,500	42,000	42,500	43,000	43,500	44,000	44,500	45,000	45,500	46,000	46,500	47,000	47,500	48,000	48,500	49,000	49,500	50,000	50,500	51,000	51,500	52,000	52,500	53,000	53,500	54,000	54,500	55,000	55,500	56,000	56,500	57,000	57,500	58,000	58,500	59,000	59,500	60,000	60,500	61,000	61,500	62,000	62,500	63,000	63,500	64,000	64,500	65,000	65,500	66,000	66,500	67,000	67,500	68,000	68,500	69,000	69,500	70,000	70,500	71,000	71,500	72,000	72,500	73,000	73,500	74,000	74,500	75,000	75,500	76,000	76,500	77,000	77,500	78,000	78,500	79,000	79,500	80,000	80,500	81,000	81,500	82,000	82,500	83,000	83,500	84,000	84,500	85,000	85,500	86,000	86,500	87,000	87,500	88,000	88,500	89,000	89,500	90,000	90,500	91,000	91,500	92,000	92,500	93,000	93,500	94,000	94,500	95,000	95,500	96,000	96,500	97,000	97,500	98,000	98,500	99,000	99,500	100,000

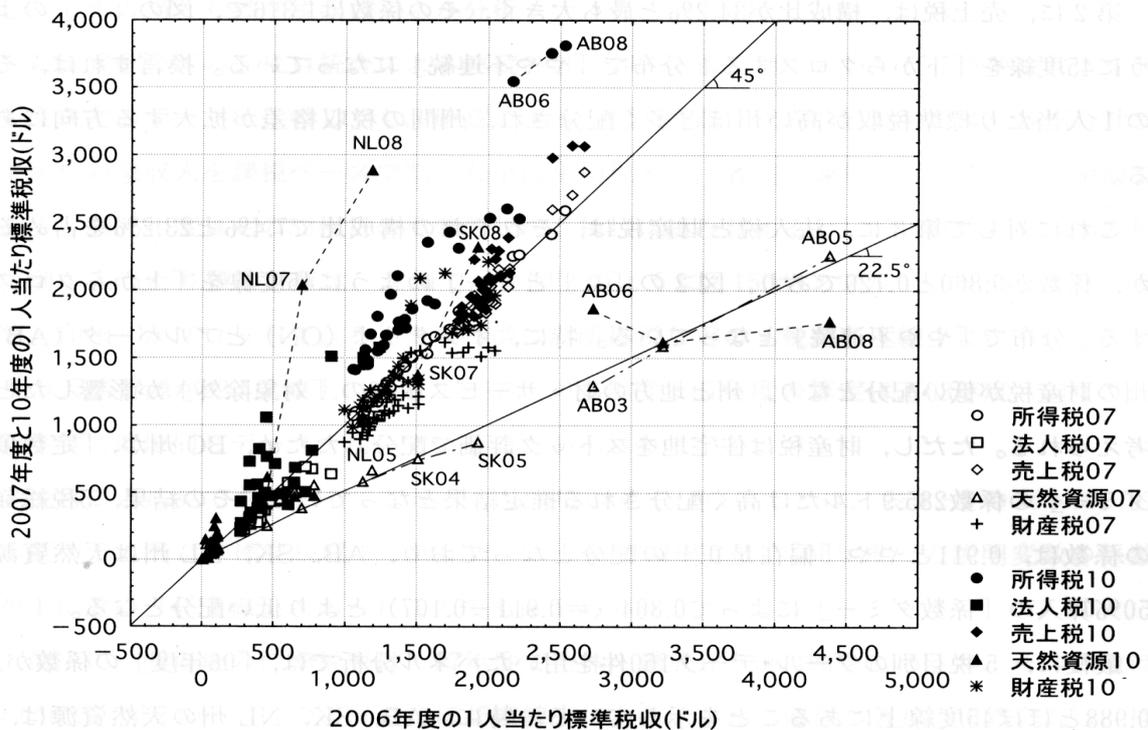
### Ⅲ(4)交付金総額の対GDP比と基準のスイッチ

図1 GDPデフレーター調整後の平均基準と交付金合計の対GDP比



11

### Ⅲ(5)07年度改革の税目統合(O)と50%算入の政策誘導効果(●)

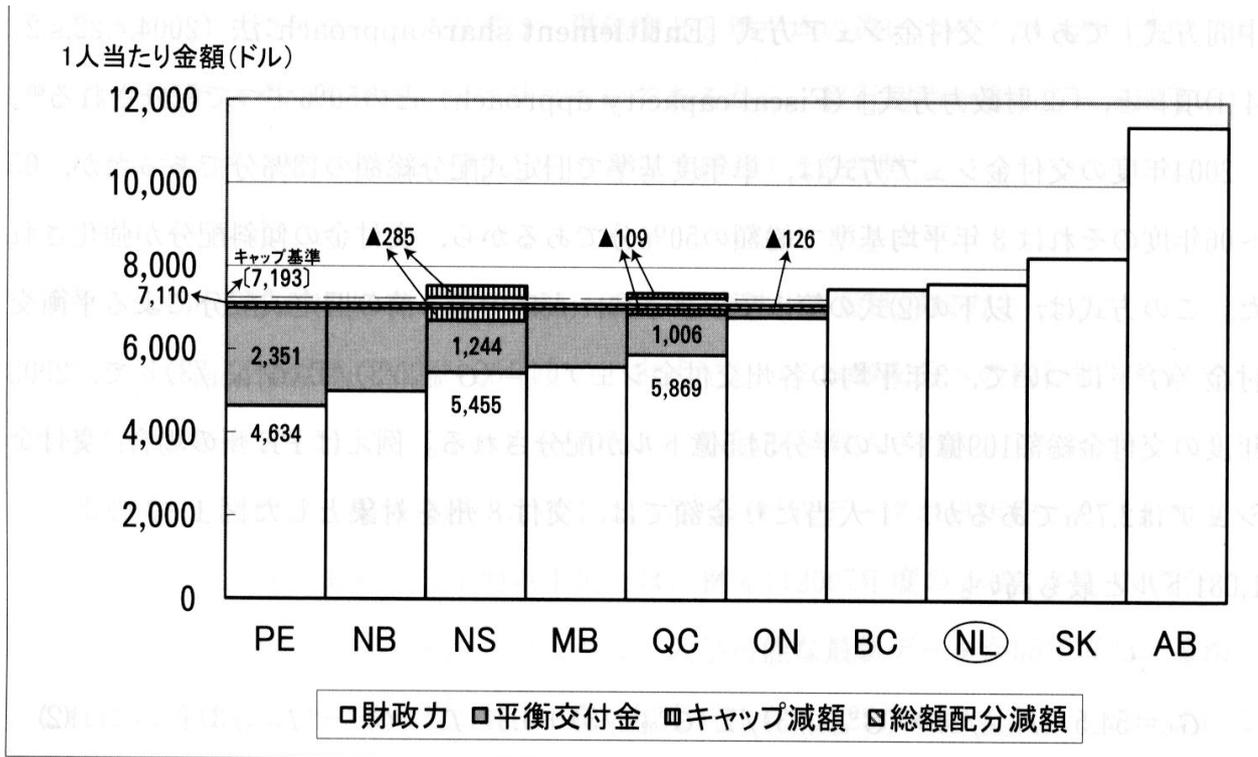


出所) 筆者作成。

図2 2006年度に対する07年度と10年度の標準税収の相関

12

### Ⅲ(6)平衡交付金と天然資源収入の影響：NL,ON州



出所)『算定資料』より筆者作成。

図1-4 2011年度の平衡交付金

13

## Ⅳ. 暫定的結論：制度の潜在能力による安定性

### 1. 準州交付金の収支差方式

- (1) 規模の不経済と面積要件
- (2) 前年度倍率(1.045)による「簡素」な需要額算定
- (3) ヌナプット分割による85年度初期値のスイッチ  
[GNWT<sub>85</sub> → NT<sub>99</sub>、YN<sub>85</sub> → NWT<sub>99</sub>、YN<sub>99</sub>↓]

### 2. 平衡交付金の税源調整方式

- (1) 誕生期(57-66年度)「標準税」:3税目上位2州平均
- (2) 発展・抑制期(67-03年度)の「代表的税制」(8回算定)
  - ① 全州平均:1973年石油ショックの天然資源(77年度:●基準引下げの50%算入)
  - ② 82年度中位5州平均(85,86,97,98,03年度以外は、上限・下限、移行措置)
  - ③ 交付金総額は、GDP1%前後で、総額の半分はケベック州へ。
- (3) 安定期(07年度～)一本算定:50%算入の●政策誘導効果
  - ① 5税目統合の3年加重平均:10年度からオンタリオが交付州
  - ② 天然資源50%算入の選択制:NL州が沖合油田で不交付
  - ③ 交付金総額の対GDP比が0.9%前後で安定的。

### 3. 暫定的結論：制度の潜在能力による安定性

- (1) 長期間の継続が、制度の潜在能力による「安定性」の証明:ドイツ(1970～)
- (2) ドイツ(95年)・豪州(88年)の統合方式とカナダ(85年)の分離方式の「安定性」
- (3) 法の推移(V字型)「制度の潜在能力で処理できないとき、特例措置の増加し、抜本改革が必要になる」(カナダ2007年度改革)

14



論評

# 州間財政調整制度の国際比較

## ～大らかな基準による 限界責任の発揮～



近畿大学経済学部教授  
中井 英雄

### 1. 国際比較による共通点の導出

国際比較による制度分析の目的の一つは、各国の相違点に配慮しながらも、共通する特質を導出することである。以下で述べるように、本稿の対象とする州間財政調整制度の国際比較では、人口規模に対してフラットで「大らかな基準」による配分と、州税の「都市化による増進傾向」を共通点としている。基準を大らかにすれば、実際支出と小さな差額（限界部分）が避けられない。この差額の調整に関しては、ドイツでは連邦と州の共同決定であるが、オーストラリアやカナダは各州が税率操作の行使で限界責任を発揮している。

各国制度（財政制度・法制度）の相違は、主に人口・面積や気候・風土、民族などの国民性に起因するが、本稿では以下の3つの主要な論点に関して議論する。まず、戦後の経緯のような①時系列的な制度変化が重要である。州間財政調整は、多くの場合、終戦直後の出発点が異なり、その国の特性と政治・経済情勢の変化に対応して制度改正を繰り返してきた。したがって、実施された期間が長い制度は、それら

にマッチしているという意味で「制度の頑健性」の証明になり、これらを比較することで本質的な相違点を導出することができる。

他方、本質的な共通点を導出するには、「頑健な制度」の期間で各国ごとに②州間クロス・セクション分析が必要になる。この手続きがなければ、州間財政調整の構造や算定方法を明らかにできないため、③国際比較で共通点を導出することもできないのである。

国際比較の先行研究では、Bird [1986] や持田 [2006, 2007]、中井他 [2010a] が、各国の相違点を明らかにしているが、本稿では上述の①～③の手続きにしたがって、オーストラリアやカナダ、ドイツの州間財政調整制度を「図解」し、3カ国の共通点を探ってみよう。

### 2. 戦後の経緯と頑健な制度の期間

(1) オーストラリア：不足額の相対係数に収斂  
人口2,000万人のオーストラリアは、6州と2特別地域（以下、準州）からなっている。第1に、州間財政調整は、第2次大戦中の1942年度に導入された税還付交付金（実施期間：1942-58年度）を起源とする。これは、連邦政

府が所得税を独占的に課税する見返りに、その財源の一部を「定式交付金」として州に還付するので、税収とリンクしたクロズド・エンド（CE）型の総額決定である。この定式交付金は、児童数が多く、人口密度の低い州に傾斜配分されるが、租税分与（tax sharing）の税源調整にすぎない。これに対し、連邦交付金委員会が算定する「特別交付金」は、人口規模の大きなニュー・サウス・ウェールズ、ビクトリア、タスマニア州の支出を基準に、南オーストラリア、西オーストラリア、タスマニア州に交付されていた（大浦 [1987] 67-84頁）。

第2に、それを引き継いだ財政援助交付金（1959-75）や所得分与制度（1976-80）は、それぞれ交付金総額を税収とリンクさせないオープン・エンド（OE）型と、所得税の一定割合（33.6%）とするCE型の違いがある。ただし、両者の算定方法は同じで、連邦交付金委員会が算定する特別交付金を含む一般交付金の「相対的比率」で各州に配分された（大浦 [1987] 40頁）。

第3に、租税分与交付金（1981-85）は、交付金総額を所得税の代わりに連邦税収入の一定割合（20.72%）と結びつけたので、CE型のままであるが、一般交付金と特別交付金は一つに統合された（大浦 [1987] 52頁、Bird [1986] 135-38頁）。その結果、連邦交付金委員会が勧告する租税分与交付金は、6州の需要額（標準支出）に対する収入額（標準税収）の不足額を「相対係数」(Relativities) とした比率で配分される。

また、これに続く財政援助交付金（1986-99）の総額は、再びOE型となり、毎年、州首相会議で決められるが、不足額の相対係数で配分する方式に変更はない。「地球のへそ」で有名な

エアズロックがある北部準州（NT：人口20万人）は、人口密度が極端に低いが、需要額の嵩上げで1988年度に財政調整に参加でき、人口密度が最も高い首都キャンベラ（ACT準州、人口32万人）も、93年度に参加して全州的財政調整になった。

2000年度からは、財・サービス税（GST: Goods and Service Tax）を導入すると同時にGST交付金が創設された。GSTは日本の消費税と同様の税であり、その税収のすべてが交付金の財源となるから、CE型に転換した。このように、総額決定の方法は、CEとOE型で二転三転し、交付金の名称も変更している。だが、配分方法は1981年度以降、不足額の相対係数に取次し、頑健な制度として30年以上も継続している。

### (2) カナダ：平衡交付金と準州交付金の分離

人口3,000万人のカナダは、ロシアに次いで世界第2位の広大な面積で10州と3準州からなる。州の所得税と法人税は、第2次大戦中の戦時租税協定（1941-46）で連邦政府に移譲したが、オーストラリアと異なり、戦後は「州」が課税権を徐々に取り戻している。租税レンタル協定（1947-56）では、それらに相続税を加えた3つの州税を連邦に貸付た形で、そのレンタル料が各州に「人口」配分され、その後の租税分与協定（1957-61）では「税源ベース」による配分に変更された。1962年度以降の租税徴収協定では、ケベック州は州所得税を自ら徴収しているが、その他の州は連邦所得税に「所得税制」を課し、徴収費用をかけないで税収と税率操作権を確保している（岩崎 [1985]）。

各州が課税権を取り戻すと、州間の著しい税収格差に直面する。このため、10州を対象にした平衡交付金（1957-61）では、上記3税の人

論評

口1人当たり税収でオンタリオとブリティッシュ・コロンビアの「上位2州平均」を基準に、各州の税収との差額が交付された。その基準は、対象税目を徐々に増やしながら、1人当たり税収の「全州平均」に変更された。平衡交付金が1982年に憲法で規定された後の基準は、33税目を対象としてケベックやマニトバ、サスカチュワンを加えた「中位5州平均」であったが、2007年度改革では5税目に統合され、再び「全州平均」となっている。平衡交付金は5年ごとに見直し、その基準は上位2州や中位5州、全州のように平均の取り方に変更はある。だが、2004～06年度の「改革」移行期間を除くと、一貫して総額決定がオープン・エンド（OE）型であり、税源調整にとどまっている（中井他 [2011]）。

他方、カナダの3準州は人口3～4万人程度で、10州を対象とした平衡交付金には参加できず、1985年度に準州交付金を導入した。これは、日本の交付金と同様に財源保障型であり、需要額（E：総支出ベース）と収入額との差額が交付される。ただし、総支出ベースは、行政項目別の費用を積み上げたものではなく、前年度のそれ（E<sub>-1</sub>）に州・地方支出の「前年度倍率」(A)：3準州共通で2年前の3年単純平均)をかけた「大らかな基準」である。例えば、この前年度倍率が毎年、等しいと仮定すれば、t年度の総支出ベース（E<sub>t</sub>）は、以下のように、1985年度の初期値（E<sub>0</sub>）に前年度倍率のt乗をかけた金額になる。

$$G_t = E_t - 0.87t = A \times E_{t-1} - 0.87t = A^t \times E_0 - 0.87t$$

ここで収入額（0.87）は1995年度以降、税収に80%（2007年度以降、70%）をかけた金額で、留保財源20%の「アメ」が掛けられている。ただし、準州は、税源移譲されても特定の税目を

課税しなかったり、極端に低い税率をかけた。このため、収入額は1990年度から、全国平均税率へ近づけるキャッチアップ係数と、州税収の前年度伸び率を努力目標とするキープアップ係数を準州の税収にかけて、算定上、引き上げられた。これらの係数は、課税努力しない交付金が減少する「ムチ」として導入されたが、2007年度改革では、その役割を終えたので廃止されている。

### (3) ドイツ：単段階と多段階の財政調整

人口8,000万人のドイツでは終戦直後、占領軍が所得税・法人税をすべて州税としたから、戦後はカナダと反対に「連邦政府」が、徐々にそれらの課税権を取り戻している。そのきっかけは、第1に北部のシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州が、戦争難民の受け入れで、財政危機に陥ったことにある。この戦後負債は、本来ならば、連邦政府が負うべきであるが、基幹税を失って負担能力がないうえ、各州の財政援助で賄われた。これが戦後最初の「水平的」財政調整である。その後、連邦政府が所得税・法人税の一部を要求するようになった。残りの州税分は、事業税の分割法人のような収支分割で平準化したうえで、財政力の強弱が弱体化を支援する「多段階」の水平的な財政調整制度を確立した（1950-54）。

第2に所得税・法人税は、1955年度に連邦と州の共通税とすることが憲法で規定され、連邦の配分率は33.3%から64年度39%と徐々に引き上げられた。同時に、収支分割による平準化を廃止したから、州間財政調整は「単段階」の水平的調整になった（1955-69）。ところが、1966年度の戦後最大の不況をきっかけに、提出する州だけでなく、交付を受ける州も、不満が水平的な財政調整の一点に集中した。その不満は

1967年度からの連邦補充交付金を復活させても、焼け石に水で、69年度の憲法改正を余儀なくさせた。

### 第3にこの憲法改正で、所得税・法人税は連邦と州が折半するようになった。その代わりに

州は、連邦から先上税（消費税）の配分（垂直的調整）を受けるようになり、州分は1970年度の30%から近年では折半ルールに近づいている。「連邦・州間財政調整」の仕組みは、財政力の強弱州には所得税・法人税の(i)税収分割、財政力の弱体化州には(ii)先上税の傾斜配分で1人当たり財政力を平準化している。そのうえで強弱州から弱体化州への(iii)水平的調整を行い、それでも財政力が平準化している。そのうえで強弱州から弱体化州への(ii)水平的調整を行い、それでも財政力が平準化している。そのうえで強弱州から弱体化州への(iii)水平的調整を行い、それでも財政力が平準化している。そのうえで強弱州から弱体化州への(ii)水平的調整を行い、それでも財政力が平準化している。そのうえで強弱州から弱体化州への(iii)水平的調整を行い、それでも財政力が平準化している。

以上のように、オーストラリアは不足額の相対係数、カナダは平衡交付金と準州交付金の分

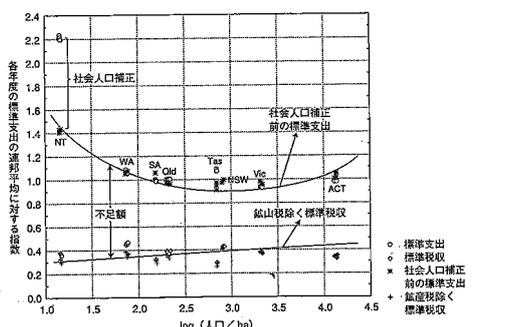
離、ドイツは多段階調整が「頑健な制度」の特徴と言える。

### 3. 頑健な制度の州間クロス・セクション分析

#### (1) オーストラリア：U字型需要額による北部準州の参加 [図1参照]

オーストラリアの州間財政調整は1981年度以降、不足額の相対係数で配分されてきた。第1にGST交付金（2004年度改訂）では、1998-2002年度の人口1人当たり需要額が、対象変換した人口密度との関係でみると、図1の(O)のように表される。連邦平均を1とした値ではタスマニア（Tas）州が1.1倍と最も大きく、最も小さいビクトリア（Vic）州が0.92倍で、最大と最小の格差は1.2倍にすぎない。このため、6州と首都キャンベラ（ACT準州）の需要額（E）は、行政項目別に積算されるが、ほぼフラットな基準である。だが、先住民に配慮した社会人口補正の影響を除くと、需要額は、図の

図1 オーストラリアGST交付金の構造：2004（1998～2002）年度



(\*)のように規模の不経済(段階補正)を反映した「顕底U字型」の構造を確認できる。1978年度に自治政府に認定された北部準州(NY)は、その1人当たり需要額が、段階補正で連邦平均の1.4倍、これに1.6倍の社会人口補正をかけて2.2倍と突出して高く算定されたので、88年度に財政援助交付金(1986-99)に参加できた。

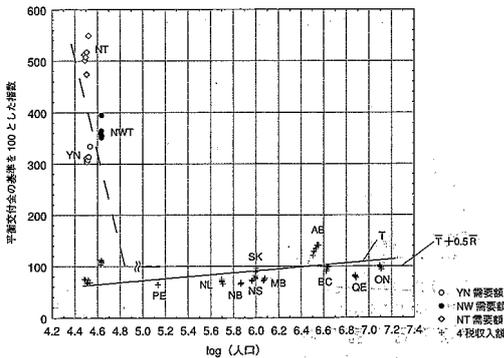
第2に人口1人当たり収入額も、図1の(+)のように天然資源の鉱産税を除くと、人口密度が高くなるほど増加する「都市化による進増傾向」を確認できる。ただし、州には所得税や法人税がないため、税源の偏在は、それほど著しくない。だが、鉱産税を加えると、西オーストラリア(WA)とタスマニア(Tas)州の収入額は、図1の(○)のように連邦平均の2倍近くに及ぶ。ただし、財政力指数は、所得税等がないので、各州とも0.5前後で不交付州

はない。

第3にGST交付金(G)は、段階補正などの需要要素を含む財源保障型の財政調整制度である。だが、それは不足額(E-T)自体を財源保障するのではなく、1人当たり不足額の連邦平均を1とした相対係数(2年前の5年平均、2010年度から3年平均)でGST税収を配分する。このため、各州の交付金額と不足額は、相対係数という「大らかな基準」によって、正確には一致しない[G≠E-T]。収入額(T)は、留保財源の適用がなく、全国平均税率で実際税収を換算した標準税収が用いられる。この実際税収と標準税収の差額は、各州が税率操作権行使して賄ってきた(中井他[2010b])。

(2) カナダ: フラットな全州平均と準州間の需要額スイッチ [図2参照]  
カナダの平衡交付金は、2007年度改革で第1に、2年前の税収を0.5のウエイトで、その前

図2 カナダ平衡交付金と準州交付金の構造: 2007-11年度



を0.25で「3年加重平均」した決算数値が用いられるようになった。それまでは、「単年度」の数値を用いて年2回、4年後の8回目の最終算定で各州の平衡交付金を確定してきた。だが、この改革では、1回だけの算定になって簡素化された。第2に中位5州から全州平均になると、石油の産出で財源が豊かなアルバータ(AB)州が加わるため、1人当たり税収の平均基準は引き上げられている。その結果、フランス系住民が多く住む人口750万人のケベック(QB)州は、交付金が2倍近く増加した。第3に平衡化の対象となる33税目が所得税、法人税、消費税、財産税の4税収入(T)に統合され、天然資源(R)は50%算入で、残りが留保財源になる。平衡交付金(G)は、各州の1人当たり税収(T+0.5R)と全州平均(̄T+0.5̄R)との差額が交付される[G=(̄T+0.5̄R)-(T+0.5R)]。

平衡交付金の構造は、図2のように、横軸に対数変換した人口規模をとれば、需要要素を含まないフラットな全州平均の「大らかな基準」である。1人当たり4税収入(T)は「都市化による進増傾向」を示している。これに州間で偏在する天然資源の50%算入が加わるから、平衡交付金は、アルバータ(AB)やプリティッシュ・コロンビア(BC)の大規模州だけでなく、人口50万人のニューファンドランド・ラブラドル(NL)や100万人のサスカチュワン(SK)のような小規模州でも不交付となる。また、大規模州でも、常に不交付であった人口1,300万人のオンタリオ(ON)州が、リーマン・ショックの影響などで、交付州に転落している(図の○)。

他方、準州交付金は、第1に収入額が2007年度改革で2年前の「3年単純平均」を用いて、

所得税等の7税目と、州・地方財産税等の微細な11税目合計を毎年1.02倍した「取上ブロック」の総額の7割(06年度まで8割)となり、残り3割が留保財源とされた。ユーコン(YN)とヌナブタ(NY)準州の1人当たり収入額は、図2の(+)のように、人口が3万人程度にすぎないから、人口14万人のプリンス・エドワード・アイランド(PE)州と同様に全州平均の75%程度の水準にとどまっている。ただし、北西準州(NWT)のそれは、天然資源に関係する企業立地が、他の準州に比べて所得税や給与と税で約2倍、法人税では約5倍に引き上げられるため、全州平均をやや上回っている。

第2に人口1人当たりの需要額(総支出ベース)は、オーストラリアの北部準州と同様に、規模の不経済を反映して、全州平均の3~5倍に算定されている。ただし、それがユーコン(図2の○)、北西準州(●)、ヌナブタ(◇)の順に高いのは、それぞれ48,135,209万km<sup>2</sup>(日本の約6倍)という面積要件に起因している。

第3に準州の需要額は、州・地方支出の前年度倍率で算定されるため、1985年度の初期値に依存する「大らかな基準」である。ヌナブタは1999年度に総北西準州(GNWT)から分離・独立した。その1人当たり需要額は85年度初期値(E<sub>0</sub>)があったとすれば、分離後の総北西準州を引き継いで、26年後の2011年度(図2の◇)は、約1.05の前年度倍率で伸ばしたE<sub>26</sub>(1.05)<sup>26</sup>とほぼ一致する。これに対し、分離後の北西準州(NWT)の85年度初期値は現在、1995-99年度の行革による歳出削減で、ユーコンのそれにスイッチするように引き下げられ、ユーコンのそれと、2割削減した金額に引き下げられている。

(3) ドイツ: 水平と垂直の多段階調整

[図3参照]

ドイツの連邦・州間財政調整は1970年度以降、水平と垂直の多段階調整であるから、図3のように一見、複雑であるが、算定方法は、最も簡素な調整制度である。第1に税収分割前の人口1人当たり州税(C)は、図3の実線(1)のように横軸を対数変換した人口密度をとれば、オーストラリアやカナダと同様に「都市化による進増傾向」を示している。この税収の偏在は、税収分割によって、税収分割後(+)の実線(2)のように時計回りに回転(図の網掛部分)するが、主に強力州の財政力を引き下げるように格差是正する。

第2に売上税を含む州税(△)の破線(4)は、フラットな部分を示すように、売上税の傾斜配分(図の↑)によって弱体州の財政力を連邦平均の92%(05年度以降、95%最低保障)に引き上げている。これに市町村税の50%(05年度以降64%で残りが留保財源)を加えた財政力測定

値(●)の点線(5)は、人口密度に対して右上がりの直線を示される。

第3に調整額測定値(̄T)は、州税と市町村税に売上税配分を加えた財政力測定値(T)の人口1人当たり連邦平均である。このため、連邦・州間財政調整の基準は、図3の(■)のように連邦平均指数100のフラットな点線(6)で表される。ただし、ベルリン(BE)やプレンメン(HB)、ハンブルク(HH)の都市州のそれは、大都市の消費費用を考慮して、35倍されるから、点線(6)のように階段状の「大らかな基準」になっている。

財政力測定値が調整額測定値を下回る財政力の弱体州は、その不足額[T-̄T<0]の一定割合が、基準を上回る強力州の余剰額[T-̄T>0]からの提出によって賄われる。この州間の水平的財政調整は、弱体州への交付金の各州合計が、強力州の提出金のそれに等しいため、[Σ(T-̄T)=0]のように表される。調整後財政力測定値(7)は、図3のように、再び時計

回りに回転(図の網掛部分)している。

最後に連邦政府は、各州の需要要素を連邦補充交付金で補填する。この補充交付金の財政力測定値(▲)は、人口密度が小さい旧東ドイツのメクレンブルク・フォアポンメルン(MV)、ブランデンブルク(BB)、ザクセン・アンハルト(ST)を中心に、嵩上げされている(図の↑)。このように連邦・州間財政調整は1970年度から、税収分割と強力州が弱体州を支える水平的調整のほか、連邦が売上税の傾斜配分や補充交付金の垂直的調整の多段階調整になったが、旧東ドイツが参加した1995年度以降は「西から東」への全州的財政調整になった(伊東[1995]、中井他[2009])。

4. 大らかな基準による限界責任の発揮

上記3カ国を国際比較すると、現行制度は、州税という自主財源の比率が高くなるにしたがって、州間財政調整の形態を変える傾向がうかがわれる。自主財源比率が最も低いオーストラリアは、財源保障型GST交付金[G≠E-T]であり、これに高いカナダは、垂直的税源調整型の平衡交付金[G=(̄T+0.5̄R)-(T+0.5R)]と財源保障型の準州交付金[G=E-E<sub>0</sub>-0.7T]に分離され、それが最も高いドイツは、水平的税源調整型の連邦・州間財政調整[Σ(T-̄T)=0]のように、順に並べることができる。日本における都道府県の交付税[G=E-0.75T]は、需要額の嵩上げ算定による財源保障型と、東京都が不交付という自主財源比率の高さから、オーストラリアとカナダの間に位置づけられる。

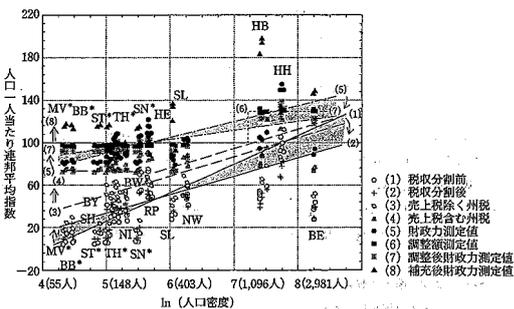
ただし、各国の自主財源比率は、戦後の経緯が示したように、戦後処理の違いを起点とし、

それぞれの連邦主義にあった州間財政調整との組合せに収斂している。このため、各国のいずれが最適な組合せかは、一義的に決めることはできない。実際、カナダのBird[1986]129-31頁)は5カ国の州間財政調整制度を比較して、連邦主義の将来が「単一国家へのステップにすぎない」オーストラリアに対し、カナダやドイツの「連邦主義はかなり安定的」とする対立軸を示した。この対立軸は、四半世紀後の現在も変わっていない。

3カ国の州間財政調整の共通点は、第1に人口1人当たり州税収が、天然資源を除くと、人口規模が大きくなるほど高くなる「都市化による進増傾向」を示していることである。第2に、準州や旧東ドイツ各州のような条件不利地域には、需要額の嵩上げや連邦補充交付金で財源保障している。この財源保障は、どの地域に住んでも、等しい負担をすれば等しいサービスが受けられる「財政的公平」を根拠としている。第3に、この条件不利地域を除くと、調整すべき1人当たり金額は、基礎自治体と小さな規模の不経済を考慮する必要がないので、州間で人口規模の違いがあっても、3カ国とも、ほぼフラットで「大らかな基準」となっている。基準を大らかにすれば、実際支出と小さな差額(限界部分)が避けられない。基礎税の税率操作権の行使は、ドイツでは連邦と州の共同決定であるが、オーストラリアやカナダは、各州が限界責任を発揮して差額の財源を確保し、効率性と財政的公平のバランスを図っている。

日本における47都道府県の需要額は、規模別に平均値をとるような標準化原理に基づく「階級な基準」である。地方圏のそれは、条件不利地域に対する段階補正で嵩上げされ、政令市等を多く抱える大都市圏では、県から市への権限

図3 ドイツ連邦・州間財政調整の構造: 70/94/95/00/05年度



移譲による権能差で割落される。このため、その1人当たり金額は、人口規模に対して「右下がりの直線」のように通減し、3倍以上の最高・最低倍率になっている(中井 [2007] 170-78頁、中井他 [2010a] 236頁)。

都道府県が、10前後の道州という広い行政単位の移行すれば、標準化原理による基準設定が困難になる。また、道州制の広い行政単位が規模の経済を發揮しても、即座に条件不利地域の解消につながるとは限らないので、州間財政調整のようなフラットな基準までには至らないであろう。しかし、それが「限りなく連邦制に近い道州制を目指す」ならば、3カ国の州間財政調整では「大らかな基準」が設定され、実際支出との小さな差額に対して、各州が税率操作権の行使で限界責任を發揮していることは、大いに参考になる<sup>10)</sup>。

(注1) カナダの保健移転や社会移転の包括的補助金は、人口1人当たり均一な金額が各州に交付されるが、不交付州に対しては「関連平衡交付金」の減額で割落されている。

(注2) オーストラリアの算定方法は、2004年度改訂の算定資料が3,000頁に及ぶように複雑であったが、10年度改訂では微細な項目を統合して13税目を7税目、経費の37項目を12項目に簡素化した。それでも1,000頁に及ぶ算定方法は、日本の交付税と同様に複雑である。なお、相対係数の5年平均を3年平均に改訂したのは、鉱産税の税率格差が年々、拡大しているので、直近のウェイトを高めるためである。これに対し、カナダ平衡交付金の算定ステップは、

エクセルファイルで39行と簡素であるが、13頁の補足資料と26頁の基礎資料3年分が加わる。他方、準州交付金のそれは、需要額が前年度倍率で算定されるため、19行で24頁の資料である。最後に、ドイツ連邦・州間財政調整のそれは、2005年度に126行から62行に削減され、14頁の最も簡素な算定方法である。

<参考文献>

Bird, R. M. [1986], *Federal Finance in Comparative Perspective*, Canadian Tax Foundation.  
 伊東弘文 [1995] 『現代ドイツ地方財政論(増補版)』文眞堂。  
 岩崎美紀子 [1985] 『カナダ連邦制の政治分析—連邦補助金をめぐる諸問題』お茶の水書房。  
 大浦一郎 [1987] 『オーストラリア財政論』文眞堂。  
 中井英雄 [2007] 『地方財政学—公民連携の限界責任』有斐閣。  
 中井英雄・伊東弘文・齊藤慎 [2009] 『戦後50年間のドイツ連邦・州間財政調整の財政責任史—第3期内の基準法による算定の簡素化と税源涵養インセンティブ—』【大阪大学経済学】第59巻第3号、15-41。  
 中井英雄・齊藤慎・榎場勇夫・戸谷裕之 [2010a] 『新しい地方財政論』有斐閣。  
 中井英雄・花井清人・齊藤慎 [2010b] 『オーストラリア州間財政調整と先住民への全体責任—財源保障型の相対係数による協調的連邦主義』【生駒経済論叢】(近畿大

学) 第7巻第2・3号、1-37。

中井英雄・齊藤慎 [2011] 『カナダ平衡交付金「改革」の政策誘導効果—2004—11年度の「補充的」制度論アプローチ』【生駒経済論叢】(近畿大学) 第9巻第1号、27-95。  
 持田信樹 [2006] 『地方分権と財政調整制度—改革の国際的潮流—』東京大学出版会。  
 持田信樹 [2007] 『地方財政調整制度の改革—6カ国のケース・スタディー—』【経済学論集】(東京大学) 第72巻第4号、2-23。

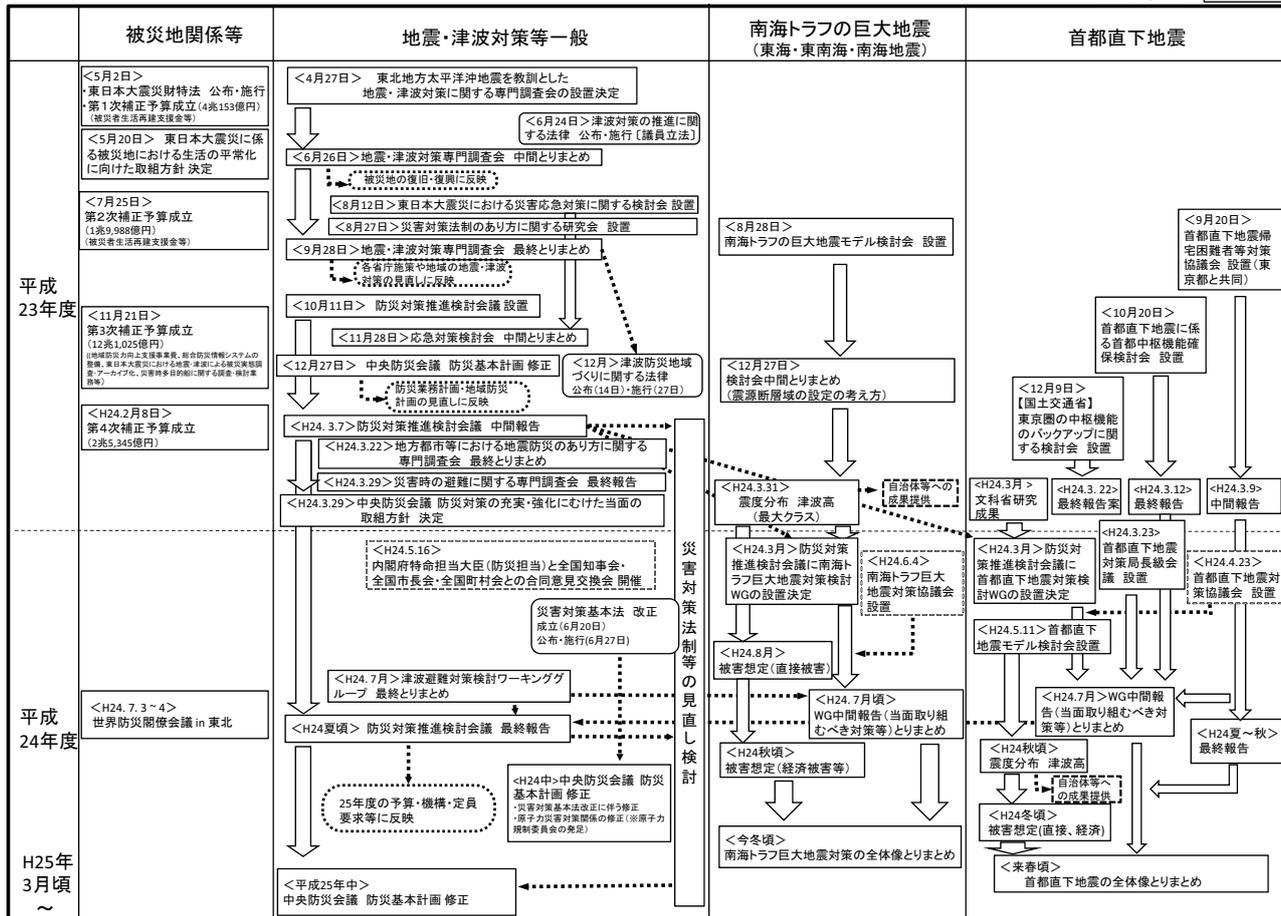
## 第2章

# 参 考 资 料



# 防災対策の見直しに係るスケジュール等

平成24年7月1日  
内閣府(防災) 資料1



## 防災対策推進検討会議 中間報告 ～東日本大震災の教訓を活かし、ゆるぎない日本の再構築を～ 要旨

資料2

### 第1章 日本の持続的な発展に不可欠な防災対策

- 日本は世界的にも地震・火山・水害等の災害を受けやすい国
- 近い将来懸念される巨大災害  
南海トラフの巨大地震(今後30年間に60～80%)、首都直下地震(今後30年間に70%)、火山災害、大規模水害等
- 日本列島は、3.11以降大きく変化  
東日本大震災によって日本列島の応力状態に大きな変化が生じ、他の大規模地震や火山噴火を誘発するおそれ。過去にも同様の事例

大規模災害時は「複合災害」を考慮  
・政府の体制や指揮命令系統の検討  
・優先順位、担当主体の決定等を考慮

- 国力の衰退が危惧されている中、大規模な災害に見舞われると、我が国の経済社会は立ち直りのきかないほどのダメージを受けるおそれ
- 日本の持続的な発展のために、災害の発生による被害を最小限にする「減災」を進め、早期回復を図ることが防災対策の使命

### 第2章 東日本大震災から学ぶもの ～貴重な教訓や課題～

#### まとめ

- 災害を完璧に予想することはできなくても、災害への対応に想定外はあってはならない。楽観的な想定ではなく、悲観的な想定を行うべき。
- 発災直後に十分な情報を得て対策を行うことはできない。不十分な情報をもとに対策を行うための備え、訓練が必要である。
- 災害対策に当たっては、ハード・ソフトの様々な対策により被害を最小化する「減災」に向け、行政のみならず、地域、市民、企業レベルの取組を組み合わせなければ、万全の対策がとれない。
- 甚大な被害が広範囲にわたったため、住民の避難や被災地方公共団体への支援等に関し、広域的な対応がより有効に行える制度の必要性が痛感された。
- 阪神・淡路大震災で多くの教訓を学んだつもりであったが、地震動による教訓であり、津波による教訓はなかった。東日本大震災においても、津波による教訓だけに着目するのではなく、被害が広域にわたったことや地震動による教訓等にも着目しなければならない。
- 災害対策に当たっては、地域性と歴史性を踏まえることが必要である。
- これらの教訓・課題については、今までのようにそのときだけの議論に終わらず、防災教育等を通じて後世にしっかりと受け継いでいく並々ならぬ努力が大切。

- ◇災害応急対応はうまく機能したのか  
警報の発表・伝達、発災直後の避難のあり方、情報発信・情報把握、医療、物資・輸送、海外からの支援受入れ、燃料、避難所の設置・運営、二次・広域避難、災害時要援護者への配慮、男女共同参画の視点、被災地方公共団体の体制、被災地を支える災害対応体制、防災ボランティア活動等
- ◇生活再建や復興はスムーズに進んでいないのか  
被災者支援全般、応急仮設住宅、医療・健康確保・心のケア、働く場の確保と産業復興、絆・コミュニティの重視、災害廃棄物処理、公共施設等の復旧、ライフラインの復旧、復興の制度、対応体制
- ◇事前の備えは十分であったのか  
被害想定、対策の基本的考え方、地震・津波に強い国づくり、まちづくり、教訓の活用・伝承、教育、訓練、各主体との協働

### 第3章 「ゆるぎない日本」の再構築を目指して ～大震災の教訓・課題を受け、行すべき防災対策の全般的見直し～

#### ◇災害から生命を守るために

- ・円滑な避難のための情報伝達システム、避難者の安否情報システムの高度化検討
- ・災害派遣医療チームの活動内容の見直し
- ・物資輸送は被災地の要請がなくても送り込む「プッシュ型」の構築、民間との連携に留意
- ◇被災地を支える体制づくり  
大規模災害時における都道府県や国の調整による地方公共団体間の支援の仕組みの強化や、そのための受援計画の明確化  
都道府県が広域避難に関する指示・調整を行うことができる仕組みの確立  
市町村機能が著しく低下した場合や災害緊急事態における都道府県や国の対応のあり方を検討

#### ◇ニーズに応じた避難所運営

- ・避難所の位置付けの明確化
- ◇スピード感、安心感がある被災者支援  
体系的な被災者支援制度への見直し検討  
心のケア、生活不活発対策の円滑化  
各段階での災害時要援護者への配慮  
各段階での男女共同参画の視点の重視
- ◇住まいの再建  
応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げる際の取扱いの整理
- ◇復旧・復興はスムーズに成し遂げるための仕組み  
復興の枠組み検討と震災時の特別対策で有効なものには直ちに発動できる方策の確立

#### ◇大災害を生き抜くための日頃からの備え

- ・最大クラスの地震・津波の想定
- ・ハード・ソフトが一体となった「減災」や、「自助」「共助」の明確化検討
- ・様々な組織、機会での防災教育、教訓の伝承・定着、訓練の推進
- ・多様な主体(国・地方・民間・ボランティア・自治組織等)の連携協働による社会の総力を挙げた対策強化
- ◇国境を越えた教訓の共有  
・諸外国の防災力の向上に向けた情報発信

#### 発生が危惧される大規模災害に向けた備え

- ◇南海トラフの巨大地震に向けた対応  
・被害シナリオを踏まえた対策の見直し
- ◇首都直下地震に向けた対応  
・関東大震災クラスの想定  
・首都中核機能の確保
- ◇火山災害に向けた対応  
・観測体制の充実等監視・観測のあり方  
・大規模火山噴火対策について
- ◇大規模水害に向けた対応  
・広域避難  
・地下空間の浸水への対応
- ◇複合災害への対応  
・複合災害に備える体制や対策等を検討

### 第4章 最終報告に向けて

- ・いつ起こるか分からない広域災害で必要と考えられる対応は、災害対応体制や法制度の改善を含め、具体的な内容を詰められるものから、最終報告を待たずに政策として実現
- ・徹底的な検証の継続  
・具体的な対応について引き続き議論し改善・拡充  
・実施状況の継続的な把握・点検

東日本大震災の教訓・課題を受け、行うべき防災対策の全般的見直し

※「防災対策推進検討会議」中間報告（H24.3.7決定）において今後の検討の方向性が示された主なもの。今後、最終報告（H24夏頃予定）に向けて、論点が追加される場合があり得る。

◇災害から生命を守るために

- ・物資輸送は被災地の要請がなくても送り込む「プッシュ型」の構築、民間との連携に留意

◇被災地を支える体制づくり

- ・大規模災害時における都道府県や国の調整による地方公共団体間の支援の仕組みの強化や、そのための受援計画の明確化
- ・都道府県が広域避難に関する指示・調整を行うことができる仕組みの確立
- ・市町村機能が著しく低下した場合や災害緊急事態における都道府県や国の対応のあり方を検討

◇ニーズに応じた避難所運営

- ・避難所の位置付けの明確化

◇スピード感、安心感がある被災者支援

- ・体系的な被災者支援制度への見直し検討

◇復旧・復興をスムーズに成し遂げるための仕組み

- ・復興の枠組み検討と震災時の特別対策で有効なものは直ちに発動できる方策の確立

◇大災害を生き抜くための日頃からの備え

- ・ハード・ソフトが一体となった「減災」や、「自助」「共助」等の明確化検討
- ・様々な組織・機会での防災教育、教訓の伝承・定着、訓練の推進
- ・多様な主体（国・地方・民間事業者・ボランティア・自治組織等）の連携共同による社会の総力を挙げた対策強化

今国会に提出

・右記以外で緊急に措置を要するもの

(1) 大規模広域な災害に対する即応力の強化

- ・国・地方公共団体による積極的な情報の収集・伝達・共有の強化
- ・地方公共団体間における応援業務に係る都道府県・国による調整規定の新設、対象業務の拡大
- ・地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの促進

(2) 大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- ・救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの創設
- ・市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する都道府県・国による調整規定の創設

(3) 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- ・教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識向上
- ・地域防災計画の策定への多様な主体の参画

(4) その他

- ・国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直し

次の国会以降

・国民の権利義務に関連するもの  
・費用負担も含めた国の役割のあり方 など

○減災等の理念の明確化と多様な主体の参画による防災意識の向上

○自然災害による国家的な緊急事態への対応のあり方

○被災者支援の充実

○復興の枠組みの整備

○避難の概念の明確化

○その他、災害対策法制全体の見直し

## 災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）のあらまし

（公布・施行：平成24年6月27日）

### 1 総則

- (一) 災害の定義の例示として、竜巻を追加することとした。（第2条第1項関係）
- (二) 住民が防災に寄与する取組例として、災害教訓の伝承を追加することとした。（第7条第2項関係）
- (三) 国及び地方公共団体は、特に広域一時滞在に関する協定の締結及び災害教訓の伝承活動の支援の実施に努めなければならないこととした。（第8条第2項関係）

### 2 防災に関する組織

- (一) 中央防災会議の所掌事務から、緊急措置に関する計画の作成等を削除することとした。（第11条第2項関係）
- (二) 都道府県防災会議の所掌事務に、防災に関する重要事項の審議を追加するとともに、委員に自主防災組織の構成者又は学識経験者を追加することとした。（第14条第2項及び第15条第5項関係）
- (三) 都道府県災害対策本部の所掌事務に、災害に関する情報収集、災害応急対策等のための方針の作成、及び当該方針に沿った災害応急対策等の実施、関係機関相互間の連絡調整を規定するとともに、本部長から関係者へ協力要求をできることとした。（第23条関係）
- (四) 市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関等との連携確保に努めなければならないこととした。（第23条の2関係）
- (五) 緊急災害対策本部等の所掌事務に、災害応急対策のための方針の作成、非常災害に際し必要な緊急措置の実施を追加するとともに、本部長から関係者へ協力要求をできることとした。（第26条、第28条、第28条の4及び第28条の6関係）

### 3 防災計画

都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画を定める際は、円滑な応援に関し配慮することとした。（第40条及び第42条関係）

### 4 災害予防

災害予防の内容に、防災教育及び相互応援の円滑な実施のためあらかじめ講ずべき措置を追加することとした。（第46条第1項関係）

### 5 災害応急対策

- (一) 通則
  - (1) 災害応急対策責任者の努力義務として、地理空間情報の活用、情報の共有等を追加することとした。（第51条第2項及び第3項関係）
  - (2) 市町村が報告ができなくなったときは、都道府県は、情報の収集に特に意を用いなければならないこととした。（第53条第6項関係）

### (二) 応急措置等

- (1) 応援の要求等の対象を、応急措置から災害応急対策に拡大することとした。（第67条、第68条及び第74条関係）
- (2) 都道府県知事は、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することとを求められることとした。（第72条第2項関係）
- (3) 都道府県知事は、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し災害発生都道府県知事等を応援することを求めるよう要求できることとした。また、内閣総理大臣は、要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで災害発生都道府県知事等を応援することを求められることとした。（第74条の2関係）

### (三) 広域一時滞在

- (1) 市町村長は、被災住民の居住場所の確保が困難であり、他の市町村における一時滞在の必要があるときは、当該他の市町村の市町村長に協議できることとし、協議を受けた市町村長は、正当な理由がない限り被災住民を受け入れなければならないこととした。（第86条の2関係）
- (2) 市町村長は、他の都道府県における一時滞在の必要があるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事との協議を求められることとし、協議を受けた関係市町村長は、正当な理由がない限り被災住民を受け入れなければならないこととした。（第86条の3関係）
- (3) 都道府県知事は、災害により市町村が全部又は大部分の事務をできなくなった場合、広域一時滞在中に関する措置の全部又は一部を代行しなければならないこととした。（第86条の4及び第86条の5関係）
- (4) 都道府県知事又は内閣総理大臣は、市町村長又は都道府県知事からの求めに応じ、広域一時滞在中に関する助言をしなければならないこととした。（第86条の6関係）

### (四) 物資等の供給及び運送

- (1) 都道府県知事は指定行政機関の長等に対し、市町村長は都道府県知事に対し、災害応急対策の実施に必要な物資等の供給につき必要な措置を要請等できるとしたほか、指定行政機関の長等又は都道府県知事は、緊急を要するときは、要請等を待たず、必要な措置を講じられることとした。（第86条の7関係）
- (2) 指定行政機関の長等は、運送事業者である指定公共機関等に対し、災害応急対策必要物資の運送を要請することができるとするとともに、指定公共機関等が正当な理由がないのに要請に応じないときは、運送を指示できることとした。（第86条の9関係）

## 6 附則

- (1) この法律は、公布の日から施行することとした。（附則第1条関係）
- (2) 政府は、東日本大震災に対する措置の実施状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報取り扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め防災に関する制度の在り方について全般的な検討を加え、速やかに必要な措置を講ずることとした。（附則第2条関係）

背景

東日本大震災の主な教訓

1. 住民の避難や被災地方公共団体への支援等に関し、広域的な対応がより有効に行える制度が必要。その際には、事前の備えも必要。
2. 教訓・課題を防災教育等を通じて後世にしっかり伝承していく努力が大切。
3. 災害対策に当たっては、「直ちに逃げることを重視し、ハード・ソフトの様々な対策により被害を最小化する「減災」に向け、行政のみならず、地域、市民、企業レベルの取組を組み合わせなければ、万全の対策がとれない。

概要

(1)大規模広域な災害に対する即応力の強化

▶発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化（第51条及び第53条関係）

市町村が被害状況の報告ができなくなった場合、都道府県が自ら情報収集等のための必要な措置を講ずべきこと、国・地方公共団体等が情報を共有し、連携して災害応急対策を実施すること等を改めて規定。

▶地方公共団体間の応援業務等に係る都道府県・国による調整規定の拡充・新設と対象業務の拡大（第67条、第72条、第74条及び第74条の2関係）

応急対策業務に係る地方公共団体間の応援規定について、都道府県による調整規定を拡充し、国による調整規定を新設するとともに、消防、救命・救難等の人命にかかわるような緊急性の極めて高い応急措置（応諾義務あり）に限定されている対象業務を、避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕のような応急対策一般に拡大する（市町村から都道府県への応援要求については応諾義務あり。その他は応諾義務なし）。

▶地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化（第8条、第40条及び第46条等関係）

他の主体との相互応援が円滑に行われるよう、国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関は、あらかじめ地域防災計画等において相互応援や広域での被災住民の受入れを想定する等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと等を規定。

概要（続き）

(2)大規模広域な災害時における被災者対応の改善

▶救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの新設（新設）

物資等が不足する場合、市町村は都道府県に対し、都道府県は国に対し物資等の供給を要請等できること、状況によっては、都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できること、都道府県・国は運送事業者である指定公共機関等に物資等の運送を要請等できること等を規定。

▶市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整規定の新設（新設）

広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう、市町村・都道府県の区域を越える地方公共団体間の被災住民の受入れ手続、都道府県・国による調整手続を規定。

(3)教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

▶教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識の向上（第7条及び第46条等関係）

国民の防災意識の向上を図るため、住民の責務として、災害教訓を伝承することを明記するとともに、国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨を規定。

▶地域防災計画の策定への多様な主体の参画（第15条関係）

地域防災計画に多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、現在充て職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加。

(4)その他

▶国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直しその他所要の規定の見直し（第11条及び第14条等関係）

◆[附則]東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災への対応を引き続き検証し、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずる。

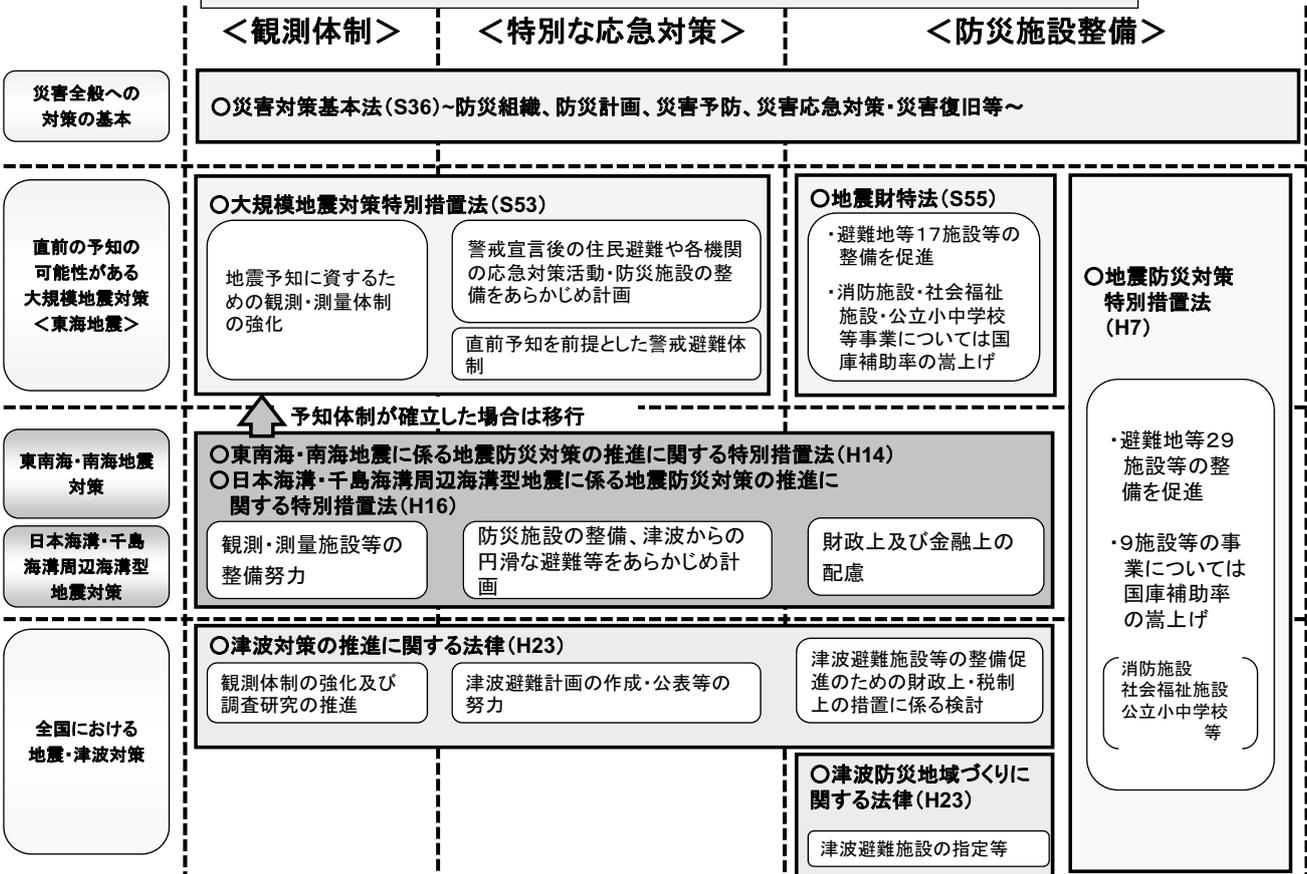
# 主な災害対策関係法律の類型別整理表

資料6

類型	予防	応急	復旧・復興
	災害対策基本法		
地震 津波	大規模地震対策特別措置法 津波対策の推進に関する法律 ・地震財特法 ・地震防災対策特別措置法 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ・東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・津波防災地域づくりに関する法律	・災害救助法 ・消防法 ・警察法 ・自衛隊法	激甚災害法 <被災者への救済援助措置> ・中小企業信用保険法 ・天災融資法 ・小規模企業者等設備導入資金助成法 ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 ・株式会社日本政策金融公庫法 <災害廃棄物の処理> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <災害復旧事業> ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・被災市街地復興特別措置法 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 <保険共済制度> ・森林国営保険法 ・農業災害補償法 ・地震保険に関する法律 <災害税制関係> 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 <その他> ・特定非常災害法 ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
火山	活動火山対策特別措置法		
風水害	河川法 特定都市河川浸水被害対策法	水防法	
地滑り 崖崩れ 土石流	・砂防法 ・森林法 ・特殊土壌地帯災害防除及び復興臨時措置法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		
豪雪	豪雪地帯対策特別措置法 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法		
原子力	原子力災害対策特別措置法		

# 我が国の地震防災に関する法律体系

資料7



## 資料 8

防災対策推進検討会議最終報告（素案）  
～ゆるぎない日本の再構築を目指して～  
（骨子）

### はじめに

- ・ 東日本大震災が遺した教訓
- ・ 本最終報告の位置付け

### 第1章 災害対策に取り組み基本姿勢～災害に強くしなやかな社会の構築のために～

- ・ 東日本大震災を踏まえ、「災害に強くしなやかな社会」を構築するため、今後、災害対策に取り組みに当たったつての基本姿勢

### 第2章 防災政策の基本原則～災害対策のあらゆる分野で「減災」の徹底を～

- ・ 災害の発生を防ぎきることとは不可能であるとの基本認識に立ち、災害対策のあらゆる分野で、被害の最小化を図る「減災」の考え方を徹底し、防災政策を推進するに当たつての基本原則

### 第3章 今後重点的に取り組むべき事項

#### 第1節 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え・再生する取組

(1) 災害から生命を守るための初動対応

- ① 基本的な考え方
- ② 情報の収集・伝達
- ③ 安全で確実な避難
- ④ 救助・消火活動
- ⑤ 救命・医療活動
- ⑥ 水・食糧等緊急物資の提供

(2) 被災者に対するきめ細かな支援

- ① 基本的な考え方
- ② 避難所等における生活
- ③ 被災地への物資の円滑な供給
- ④ 広域避難
- ⑤ 住まいの確保

- ⑥ 被災者の暮らしの再生・産業復興
- ⑦ 災害時要援護者対策
- ⑧ 男女共同参画の視点
- ⑨ 被災者を支える基盤づくり

(3) ライフライン等の被害からの早期回復

- ① ライフライン、公共施設等の復旧
- ② 災害廃棄物対策

#### 第2節 災害時の体制の充実・強化

(1) 災害即応体制の充実・強化

- ① 基本的な考え方
- ② 各主体が連携した体制整備
- ③ 国における体制整備
- ④ 地方公共団体における体制整備
- ⑤ 情報の収集・伝達のための体制・基盤の整備
- ⑥ 誘発事象への対応

(2) 自然災害による国家的な「緊急事態」への対応のあり方

- ① 基本的な考え方
- ② 自然災害による国家的な「緊急事態」での国家としての緊急措置の範囲等
- ③ 自然災害による国家的な「緊急事態」での国と地方のあり方

#### 第3節 災害を予防するための多面的な取組

(1) 防災の基本理念の明確化と多様な主体の協働

- ① 防災の基本理念の明確化
- ② 「自助・共助」と多様な主体の協働

(2) 防災文化の継承・発展

- ① 防災教育、教訓の伝承
- ② 防災訓練の充実・強化

(3) 災害に強い国土・地域・まちの構築

(4) 最新の科学的知見を反映した防災対策

- ① 防災に関する調査・研究・観測の推進
- ② 対策の立案の考え方

第4節 迅速かつ円滑な復興への取組

第5節 国の総力を挙げた取組体制の確立

第4章 今後の防災対策の充実に向けて

# 中央防災会議 防災対策推進検討会議について

## 防災対策推進検討会議

### ＜ 主な検討内容 ＞

- ✓ 東日本大震災への政府各機関の対応に係る検証及び得られた教訓の総括
- ✓ 災害対策法制のあり方の見直し
- ✓ 自然災害対応に関する体制のあり方
- ✓ 想定される大規模災害への対応のあり方

### ＜ 委員（敬称略） ＞

■ 閣僚（中央防災会議委員） ※ 必要に応じ、他の閣僚にも参加を求める。

藤村 修 内閣官房長官 [座長]  
中川 正春 内閣府特命担当大臣(防災) [座長代理]  
平野 達男 東日本大震災総括担当大臣 [座長代理]  
川端 達夫 総務大臣  
小宮山 洋子 厚生労働大臣  
羽田 雄一郎 国土交通大臣  
森本 敏 防衛大臣  
松原 仁 国家公安委員会委員長

■ 学識経験者

阿部 勝征 東京大学名誉教授  
泉田 裕彦 新潟県知事  
河田 恵昭 関西大学教授  
清原 桂子 公益財団法人 ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長、  
兵庫県参与  
志方 俊之 危機管理・安全保障アナリスト、帝京大学教授  
田中 淳 東京大学教授  
田村 圭子 新潟大学教授  
林 春男 京都大学教授  
原中 勝征 前日本医師会会長、医療法人杏仁会大圃病院理事長  
平野 啓子 語り部・キャスター  
増田 寛也 (株)野村総合研究所顧問、元総務大臣、前岩手県知事  
宗片 恵美子 NPO法人イコールネット仙台代表理事

### ＜ 開催状況等 ＞

H23.10.11 中央防災会議決定により設置

10.28 第1回 開催

(テーマ: 会議の趣旨、今後の進め方等)

11.28 第2回 開催

(テーマ: 東日本大震災への応急対策等の総括、防災基本計画の見直しについて)

12. 7 第3回 開催

(テーマ: 全国防災対策費についての考え方、災害対策法制のあり方)

H24. 2. 1 第4回 開催

(テーマ: 大規模災害対策について、自然災害の対応体制について)

2.16 第5回 開催

(テーマ: 中間報告に向けた審議)

3. 7 第6回 開催 → 中間報告 決定・公表

4.18 第7回 開催

(テーマ: 各府省における防災対策の取組について(厚労省・国交省))

4.26 第8回 開催

(テーマ: 各府省における防災対策の取組について(総務省・防衛省・警察庁))

5.17 第9回 開催

(テーマ: 各府省における防災対策の取組について(文科省・農水省・経産省・環境省))

6. 7 第10回 開催

(テーマ: 自然災害における「緊急事態」への対応の在り方について)

6.28 第11回 開催

(テーマ: 防災対策の理念と多様な主体による防災活動について、被災者支援に係る課題について)

夏頃 最終報告(予定)

政策への反映

災害対策基本法をはじめ災害対策関連法制の改正、  
大規模地震・津波対策の具体的見直し など

# 地方公営企業会計制度の見直し

(「地方分権に関する基本問題についての調査研究会」資料)

平成24年9月

総務省自治財政局公営企業課

理事官 大塚 大輔

## 企業会計と官庁会計の相違点

企業会計(=複式簿記・発生主義)	官庁会計(=単式簿記・現金主義)
損益計算書を作成 ※損益計算書: 一会計期間における経営成績(利益や損失の額、費用と収益の状況)を表す財務諸表	損益計算書を作成せず →減価償却費・引当金といった、非現金情報が計上されず、正確なコストが把握できない。
貸借対照表を作成 ※貸借対照表: ある期日における財政状態(資産、負債、純資産の額)を表す財務諸表	貸借対照表を作成せず →現金以外の資産や負債の情報が蓄積されず、財産状況が見えない。
※現金の収入・支出に関する情報も、キャッシュ・フロー計算書で捕捉している。	

⇒ **単式簿記・現金主義の官庁会計は、企業的経営(投資計画の策定や適正な料金設定)が求められる地方公営企業が、議会・住民に対する説明責任を果たす上で、限界あり。**

### 【参考】

- 単式簿記...1つの取引について、現金の収支の面のみを捉え、記録する方法
- 複式簿記...1つの取引について、その原因と結果の両方を捉え、二面的に記録する方法

(例) 自動車を100万円で購入した場合

単式簿記の場合→100万円の現金の支出のみを把握

複式簿記の場合→100万円の現金の支出と、100万円の自動車(資産)の取得の両方を把握

- 現金主義...現金の収支に基づいて記録すること
- 発生主義...現金の収支ではなく、資産の移動や、収益・費用の発生事実に基づいて記録すること

(例) 6月1日に自動車が納車され、6月30日に代金100万円を現金で支払う契約を締結した場合

現金主義の場合→6月30日の100万円の支出のみを把握

発生主義の場合→①6月1日に、100万円の自動車(資産)の取得と、100万円の未払金(債務)の発生を記録

②6月30日に、100万円の現金の支出と、100万円の未払金の解消を記録

# 地方公営企業会計制度見直しの概要と意義

## 【見直しの趣旨】

- 民間の企業会計基準が大幅に変わるとともに、他の公的部門(地方独法、地方公会計等)も企業会計原則を基本とした考え方を取り入れる中において、できる限り企業会計基準との整合を図るための改正を行った。
- 併せて、地域主権改革の観点から、住民等への情報開示の拡大や経営の自由度の向上を図るための改正を行った。

## 【主な見直し内容】

- ① 従来は「資本」に計上されていた建設改良に要する企業債・借入金(=借入資本金)を「負債」に計上。
- ② 資産価値の実態を適切に反映できず、その適用が地方公営企業の任意とされていた「みなし償却制度」を廃止。
- ③ 従来は計上が任意とされていた引当金(退職給付引当金、貸倒引当金等)の計上を義務化。

⇒ **地方公営企業の経営実態がよりの確に把握できるようになるとともに、他の公営企業や他のセクターと比較しやすく、住民等にも分かりやすいものとなる。**

【(参考)新会計基準適用前後の貸借対照表のイメージ】

<table border="1"> <tr> <td>固定資産</td> <td>92,000</td> </tr> <tr> <td>流動資産</td> <td>8,000</td> </tr> </table>	固定資産	92,000	流動資産	8,000	<table border="1"> <tr> <td>固定負債</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>20,000</td> </tr> </table>	固定負債	5,000	流動負債	20,000	⇒	<table border="1"> <tr> <td>固定負債</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>30,000</td> </tr> </table>	固定負債	50,000	流動負債	30,000	<p>【変化の主な要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借入資本金を負債に計上</li> <li>・退職給付引当金を負債に計上</li> <li>・みなし償却制度の廃止により、固定資産が減少</li> </ul>
	固定資産	92,000														
流動資産	8,000															
固定負債	5,000															
流動負債	20,000															
固定負債	50,000															
流動負債	30,000															
<table border="1"> <tr> <td>資本金</td> <td>65,000</td> </tr> <tr> <td>利益剰余金</td> <td>10,000</td> </tr> </table>	資本金	65,000	利益剰余金	10,000	<table border="1"> <tr> <td>固定資産</td> <td>82,000</td> </tr> <tr> <td>流動資産</td> <td>8,000</td> </tr> </table>	固定資産	82,000	流動資産	8,000	<table border="1"> <tr> <td>資本金</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>利益剰余金</td> <td>5,000</td> </tr> </table>	資本金	5,000	利益剰余金	5,000		
資本金	65,000															
利益剰余金	10,000															
固定資産	82,000															
流動資産	8,000															
資本金	5,000															
利益剰余金	5,000															

2

# 地方公営企業において企業会計方式を拡大させる必要性

## 【現状】

地方公営企業の約2/3は官庁会計方式で計理が行われており(法非適用)、経営状況の把握・分析が難しい。

## 【課題】

- ① 大量更新時代を迎える公営企業施設の維持管理や更新には多額の費用を要する一方で、国・地方の財政が厳しさを増す現在、地方公営企業に対する一般会計負担の更なる拡大には限界がある。
- ② こうした中、住民向けサービスの安定的供給に支障が生じないように施設の更新投資を着実に進めていくためには、そのための費用把握・財源確保を適時適切に行うことが重要。
- ③ 更新投資のための費用把握・財源確保のためには、その前提として、現在保有している資産の価値、及び当該資産に対応する財源を把握し、適正な料金水準を設定することが必要。

⇒ **資産価値や事業毎の損益が明確にならない単式簿記・現金主義の官庁会計方式には限界がある。地方公営企業法に基づく企業会計方式の活用を一層促す必要がある。**

## 【下水道事業で想定される損益構造】

費用	収益
一般費用	料金収入
減価償却費	一般会計繰入(基準内)
	基準外繰入または損失

- ◆ 下水道事業は地方公営企業法・任意適用事業であり、約9割を占める法非適用企業の計理は官庁会計方式で行われている。
- ◆ 企業会計方式で下水道事業の財務諸表を作成した場合、以下のような経営の実態が明らかになる可能性あり。
  - ・従来の建設投資に係る減価償却費が膨大。
  - ・費用を賄うだけの料金収入が確保できていない。
  - ・損失を埋めるために多額の基準外繰入が行われている。

⇒ **企業会計方式は、公営企業の経営実態を住民等に知ってもらうためのツール**

3

(参考資料①)

# 地方公営企業会計制度の 見直しについて【概要版】

平成24年9月

総務省自治財政局公営企業課

## 地方公営企業会計制度の見直しの経緯

### 1 地方公営企業会計制度等研究会の開催

- 開催日程  
平成21年6月8日から平成22年3月19日
- 地方公営企業会計制度等研究会の報告書  
平成21年12月提言

### 2 資本制度の見直し

- 第1次一括法による地方公営企業法の一部改正  
成立:平成23年4月28日 公布:平成23年5月2日 施行:平成24年4月1日
- 関係政省令の改正  
政令閣議決定:平成23年8月26日 公布:平成23年8月30日 施行:平成24年4月1日

### 3 会計基準の見直し

- 地方公共団体に対する説明会の開催  
開催日:平成23年10月13日(見直し案を提示)
- 関係政省令の改正、告示の制定  
政令閣議決定:平成24年1月24日 公布:平成24年1月27日 施行:平成24年2月1日  
適用:平成26年度予算及び決算から適用(早期適用も可能)

## 地方公営企業会計制度等の見直しの背景

### 1 企業会計基準の見直しの進展

- 企業会計基準が国際基準を踏まえて見直されている一方、地方公営企業会計制度は昭和41年以来大きな改正がなされておらず、相互の比較分析を容易にするためにも企業会計制度との整合を図る必要が生じている。

### 2 地方独法の会計制度の導入及び地方公会計改革の推進

- 地方独法化を選択する地方公営企業も増えており、同種事業の団体間比較のためにも、地方公営企業会計基準と企業会計原則に準じた地方独法会計基準との整合を図る必要が生じている。
- 地方公会計の整備における会計モデルも、企業会計原則に準じた会計制度が導入されている。

### 3 地域主権改革の推進

- 地方分権改革推進委員会の第2次勧告(平成20年12月8日)及び第3次勧告(平成21年10月7日)において、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」及び「地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大」が掲げられた。地方公営企業についても、地域主権改革に沿った見直しを進める必要がある。

### 4 公営企業の抜本改革の推進

- 「債務調整等に関する調査研究会報告書」(平成20年12月5日)において、「総務省においては、公営企業の経営状況等をより的確に把握できるよう、公営企業会計基準の見直し、各地方公共団体における経費負担区分の考え方の明確化等、所要の改革を行うべきである。」との提言がなされている。

2

## 見直しに当たっての基本的考え方

### 1 現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとする

- 地方公営企業の更なる経済性の発揮のため、地方公営企業会計の見直しに当たっては、最大限、現行の企業会計原則の考え方を取り入れることとする。
- 地方公営企業会計は、今後の企業会計原則の変更について、一定程度の定着を待って、地方公営企業の特性も踏まえ、適時適切に反映、見直しを行う。

### 2 地方公営企業の特性等を適切に勘案すべきこと

- 地方公営企業会計においては、負担区分原則に基づく一般会計等負担や国庫補助金等の存在に十分意を用いて、これらの公的負担の状況を明らかにする必要がある。公営企業型地方独法会計基準の考え方も必要に応じ参考とし、新地方公会計モデルにおける一般会計等との連結等にも留意する。
- 地方公営企業の特性等を踏まえ、必要に応じ、注記を行う。

### 3 地域主権改革に沿ったものとする

- 地方公共団体における地方公営企業経営の自由度の向上を図る観点から、資本制度等の見直しを行う。
- 地方財務会計について、ストック情報を含む財務状況の開示の拡大の要請が強いこと等も勘案し、現在、財務規定等が適用されていない公営企業等について、新たに地方公営企業法の財務規定等を適用する。

3

# 地方公営企業会計制度等の見直しの全体像

## I 資本制度の見直し

改正済  
(H24.4.1～)

## II 地方公営企業会計基準の見直し

今回改正  
(H26予決算～)

- 会計基準の見直し
  - 1 借入資本金
  - 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
  - 3 引当金
  - 4 繰延資産
  - 5 たな卸資産の価額
  - 6 減損会計
  - 7 リース取引に係る会計基準
  - 8 セグメント情報の開示
  - 9 キャッシュ・フロー計算書
  - 10 勘定科目等の見直し
  - 11 組入資本金制度の廃止(資本制度の見直しの積み残し)
- 会計変更に伴う経過措置等

## III 財務規定等の適用範囲の拡大等

今後対応

- 水道・交通等法定7事業及び病院事業以外の事業への財務規定等の適用拡大

4

## I. 資本制度の見直し

「地方公営企業会計制度等研究会報告書」(平成21年12月)の提言を踏まえ、及び「地方分権改革推進計画」(平成21年12月閣議決定)に基づき、地方公営企業の経営の自由度を高める等の観点から、公営企業における「資本制度」を見直すこととし、以下のとおり地方公営企業法を一部改正。

『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)』による地方公営企業法の一部改正の概要

成立:平成23年4月28日(公布:平成23年5月2日)

施行日:平成24年4月1日

- ①法定積立金(減債積立金、利益積立金)の積立義務を廃止。
- ②条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できることとする。
- ③経営判断により、資本金の額を減少させることができることとする。

### ○地方公営企業法第32条及び第32条の2(資本制度の改正関係)

	① 利益の処分	② 資本剰余金の処分	③ 資本金の額の減少
現行	①1/20を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積立 ②残額は議会の議決により処分可	①原則不可 ②補助金等により取得した資産が滅失等した場合は可 ③利益をもって繰越欠損金を補填しきれなかった場合は可	不可
改正	条例又は議決により可	条例又は議決により可	議決により可

⇒ 利益、資本剰余金の処分が、条例又は議決により可能となったことに伴い、政省令の関係規定を整備(削除)。

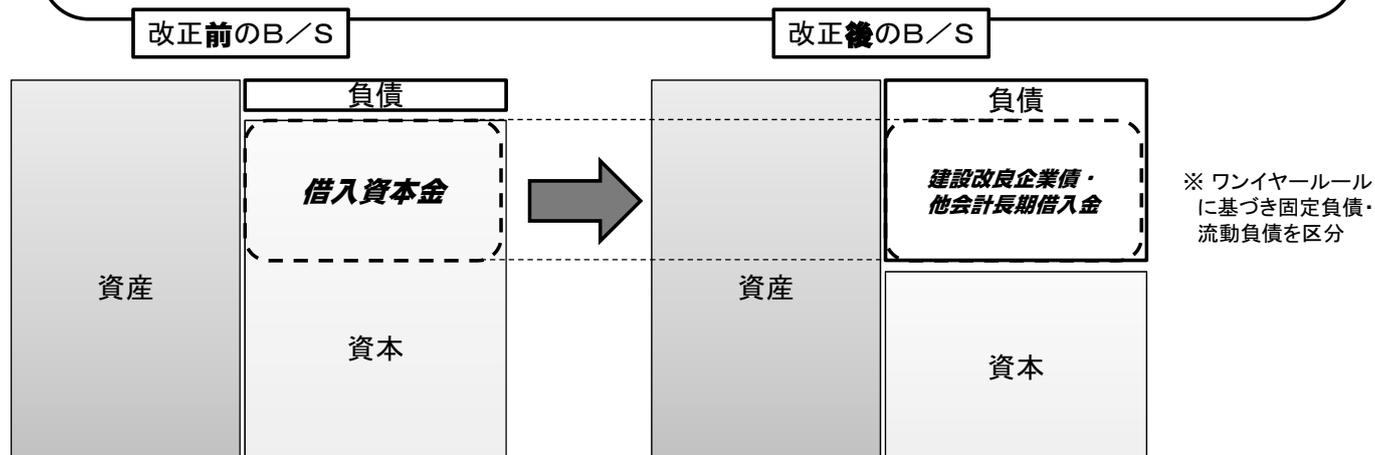
5

## II. 地方公営企業会計基準の見直し

### 1. 借入資本金

#### 【基本的な方針】

- ① 借入資本金を負債に計上(令 § 15②)。なお、1年以内に返済期限が到来する債務は、流動負債に分類(則 § 7③)。
- ② 負債計上に当たり、建設又は改良等に充てられた企業債及び他会計長期借入金については、他の借入金と区分(則 § 7②③)。
- ③ 負債のうち、後年度一般会計負担分については、その旨「注記」(則 § 39 II)。



6

### 2. 補助金等により取得した固定資産の償却制度等

#### 【基本的な方針】

- ① 任意適用が認められている「みなし償却制度」は廃止(旧則 § 8④、§ 9③)。
- ② 償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債(繰延収益)に計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化(令 § 26、則 § 21)。
- ③ 既取得資産に係る経過措置として、国庫補助事業等の単位毎に取得資産をグルーピングし、総合償却を行う等簡便な処理方法により移行処理できることとする。  
なお、簡便な処理方法によっても移行処理が困難と判断される場合には、従前どおりの取扱いによることができることとする(改正省令附則 § 6⑦⑧)。
- ④ 建設改良費に充てた企業債等に係る元金償還金に対する繰入金については、補助金等の例により「長期前受金」として計上した上で、減価償却に伴って収益化することとする。ただし、各事業年度における減価償却額と当該繰入金との差額が重要でない場合は繰り入れた年度に全額を収益として計上することができることとする(則 § 21③)。

7

## 補助金等により取得した固定資産の償却制度等（現行のみなし償却制度）

X年度期末に補助金（資本剰余金）50億円及び企業債（借入資本金）50億円をもとに100億円の資産Aを購入したと仮定（帳簿原価50億円とみなす。）。 ※耐用年数10年、残存価額0円、定額法により償却した場合

### 損益計算書（購入時）

（計上なし）

### 貸借対照表（購入時）

●資産	●資本
資産A 100億円	借入資本金 50億円 （企業債）
	資本剰余金 50億円

### 損益計算書（X+6年度）

（費用）  
減価償却費 5億円

### 貸借対照表（X+6年度）

●資産	●資本
（減価償却累計額 $\Delta$ 30億円）	（借入資本金償還 $\Delta$ 30億円） （企業債）
資産A 70億円	借入資本金 20億円 （企業債）
	資本剰余金 50億円

※除却時に資産Aに相当する額  
50億円を一時に償却できる。

### みなし償却制度のデメリット

- ①貸借対照表上、補助金充当部分は減価償却されないため、資産価値の実態を適切に表示できない。
- ②みなし償却制度の採用は、地方公営企業の任意とされており、その採用の有無により、財務諸表の構造が大きく異なるため、団体間比較を著しく阻害。地方公営企業決算状況調査等によるマクロ分析を行うに当たってもその信頼性を大きく損なう。

※定額法で、償却年数経過時点で残存価額0円となるように償却するとした場合の例であり、実際の処理では、実際に行っている減価償却方法に沿った処理が必要。

8

## 補助金等により取得した固定資産の償却制度等（新たな会計処理方式）

### 改正後

償却資産の取得に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化（改良の場合も同様）。

X年度期末に補助金（長期前受金）50億円及び企業債50億円をもとに100億円の資産Aを購入したと仮定。  
※耐用年数10年、残存価額0円、定額法により償却した場合

### 損益計算書（購入時）

（計上なし）

### 貸借対照表（購入時）

●資産	●負債
資産A 100億円	企業債 50億円
	長期前受金 50億円

### 損益計算書（X+6年度）

（費用） 減価償却費 10億円  
（収益） 長期前受金戻入 5億円

### 貸借対照表（X+6年度）

●資産	●負債
（減価償却累計額 $\Delta$ 60億円）	（企業債償還 $\Delta$ 30億円）
資産A 40億円	（長期前受金償却 $\Delta$ 30億円） ※収益に振替
	企業債 20億円
	長期前受金 20億円

※定額法で、償却年数経過時点で残存価額0円となるように償却するとした場合の例であり、実際の処理では、実際に行っている減価償却方法に沿った処理が必要。

9

### 3. 引当金

#### 【基本的な方針】

- ① 退職給付引当金の計上を義務化(則 § 22)。
- ② 退職給付引当金の算定方法は、期末要支給額によることができることとする。
- ③ 一般会計と地方公営企業会計の負担区分を明確にした上で、地方公営企業会計負担職員について引当てを義務付ける。
- ④ 計上不足額については、適用時点での一括計上を原則。ただし、その経営状況に応じ、当該地方公営企業職員の退職までの平均残余勤務年数の範囲内(ただし、最長15年以内とする。)での対応を可とする。なお、その内容は、「注記」(改正省令附則 § 5①)。
- ⑤ 退職給付引当金以外の引当金についても、引当金の要件を踏まえ、計上するものとする(例：賞与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、貸倒引当金)。
- ⑥ 従前の修繕引当金の概念は、修繕引当金と特別修繕引当金とに区分する。
- ⑦ 引当金の要件を満たさないものは、計上を認めないこととする。

#### 引当てを義務付ける意義

「将来の特定の費用又は損失(収益の控除を含む。)であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められる」場合には、その額を負債又は資産に計上するとともに、毎事業年度所要額の引当を行うことで、正確な期間損益計算及び財政状態の適正な表示を行うことができる。

10

### 4. その他会計基準の見直し

- ① 繰延資産  
事業法で個別に認められているものを除き、新たな繰延勘定への計上は不可。
  - ② たな卸資産の価額  
時価が帳簿価額より下落している場合には当該時価とする、低価法を義務付け。
  - ③ 減損会計
  - ④ リース取引に係る会計基準
  - ⑤ セグメント情報の開示
  - ⑥ キャッシュ・フロー計算書
  - ⑦ 勘定科目等の見直し
  - ⑧ 組入資本金制度の廃止 (資本制度の見直しの積み残し)
- } 導入

11

## 5. 経過措置等

### 1 施行期日等

- 施行期日：平成24年2月1日  
(平成26年度予算及び決算からの適用とし、それ以前からの適用も可能)
- 財政措置：会計基準改正に伴い必要となるシステム改修費について所要の財政措置を行う。  
(平成23年度から)

- ・ 経常収支に不足を生じている企業又は累積欠損金を保有している企業について、会計システムの改修に要する標準的な経費の1/2(ただし、経常収支の不足額又は累積欠損金のいずれか多い額を限度とする。)について一般会計から繰出す(一般会計繰出額の1/2を特別交付税措置)。
- ・ 会計システム改修費から一般会計繰出額を除いた部分の経費(公営企業会計負担分)については、公営企業債の対象とする(当該公営企業債の元利償還金に対する地方交付税措置は講じない。)

### 2 健全化判断比率等に関する措置

- 会計の見直しが財政健全化法の指標に影響することから、今回の見直しが指標に影響することがないよう、必要な調整を行う。(地方債の協議制等の取扱いについても同様。)

12

## ポイント 1 財務諸表への影響

	見直し項目	増加	減少
①	借入資本金を資本から負債に計上	固定負債、流動負債	資本金(借入資本金の廃止)
②	みなし償却制度を廃止、長期前受金を計上	繰延収益(長期前受金)	固定資産、資本剰余金
③	引当金を計上	固定負債、流動負債(負債性引当金<退手・修繕等>)	固定資産、流動資産(評価性引当金<貸倒引当金>)
④	繰延勘定を廃止(一部を繰延資産に計上)		繰延勘定(廃止)
⑤	たな卸資産の価額に低価法を義務づけ		流動資産(帳簿価額>時価の場合)
⑥	減損会計を導入		固定資産(減損した場合)
⑦	リース会計を導入	固定資産(リース資産)、 固定負債、流動負債(リース債務)	

【見直し前のBS】

固定資産	固定負債	資本金
	流動負債	
流動資産	資本剰余金	
	利益剰余金	

【見直し後のBS】

みなし償却資産の  
既償却相当分を減額等

➔

固定資産 ②↓③↓⑥↓⑦↑	固定負債 ①↑③↑⑦↑	繰延収益 ②
	流動負債 ①↑③↑⑦↑	
流動資産 ③↓⑤↓	資本剰余金 ①↓	
	資本剰余金 ②↓	
繰延勘定廃止 ④ (現在計上しているものは 償却終了まで計上可能)	利益剰余金 ⑤↓⑥↓	

13

## ポイント 2

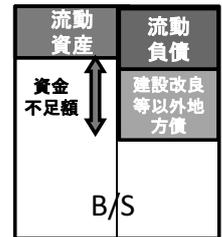
## 健全化指標等への影響

### (1) 資金不足比率

- 1 財政健全化法 「資金不足比率」20%以上 → 経営健全化計画の策定義務 等  
 2 地方財政法 「資金不足比率」10%以上 → 企業債の発行が協議制から「許可制」へ

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

↓  
 (流動負債＋建設改良等以外に充てた地方債現在高－流動資産)  
 －解消可能資金不足額(※解消可能資金不足額の控除は財政健全化法のみ)



### (2) 新しい会計基準による影響

	項目の変動	資金不足比率
A 翌年度償還の企業債・他会計からの借入金(建設改良)	流動負債 増	上昇しない (算入対象から除外)
B 翌年度償還の企業債・他会計からの借入金(準建設改良)	流動負債 増	
C 負債性引当金のうち、通常1年以内に使用される見込みのもの	流動負債 増	上昇する (3年間の算入猶予)
D 評価性引当金(貸倒引当金)のうち、流動資産が減耗するもの	流動資産 減	
E 翌年度支払いのファイナンス・リース債務	流動負債 増	
F たな卸資産の低価法義務付け	流動資産 減	上昇する

14

## III. 財務規定等の適用範囲の拡大等

### 【基本的な方針】

- ① スtock情報を含む財務状況の開示の拡大を図るためには、地方公営企業法の財務規定等を適用するメリットが大きいことから、原則として、法非適用企業(地方財政法第6条の公営企業のうち法適用企業以外の企業)に財務規定等を適用することが望ましい。
- ② 地方公共団体は、財務規定等の任意適用について、積極的に検討すべき。また、財務規定等の適用にとどまらず、地方公営企業法の全部適用についても併せて検討すべき。
- ③ 更に、地方公営企業法を適用しない事業であっても、公共事業をはじめ、投資規模の大きいもの、債権・債務を適切に管理していく必要のあるもの、長期にわたり収支を考慮する必要のあるもの等については、積極的に新たな地方公営企業会計基準の活用を検討し、費用対効果等を適切に検証していくべき。また、第三セクター等の経営分析においても同様に活用されることが期待される。

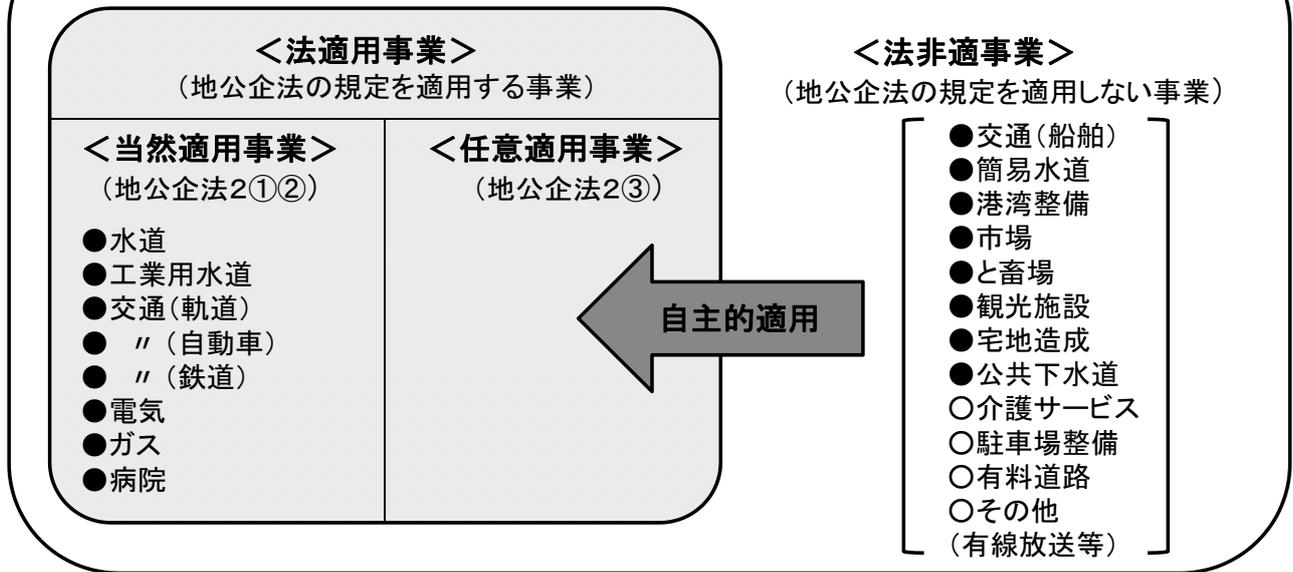


財務規定等の適用範囲の拡大については、引き続き更なる検討を進める。

15

# 地方公営企業会計の適用範囲

地財法第5条第1号に規定する公営企業



※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

※ 地方団体では、法非適事業に地方公営企業会計を自主的に任意適用することが望まれる。  
(簡易水道、下水道の任意適用には特別交付税措置)

(参考資料②)

# 地方公営企業会計制度見直し後の 財務諸表のとらえ方のポイント

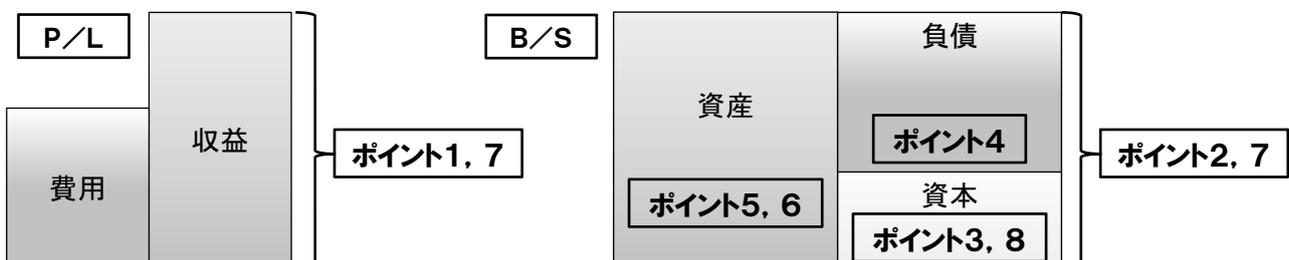
平成24年9月

総務省自治財政局公営企業課

## 財務諸表のとらえ方のポイント

- (ポイント1) 真の損益構造が明らかになる
- (ポイント2) 資本より負債が大きくなる
- (ポイント3) 移行処理時に利益剰余金が増加する
- (ポイント4) 公営企業の負担範囲(⇔公費負担範囲)が明らかになる
- (ポイント5) 真の資産状況が明らかになる
- (ポイント6) 料金徴収率が明らかになる
- (ポイント7) 部門別の経営状況が明らかになる
- (ポイント8) 剰余金や資本金の処分を自ら決定できるようになる

【各ポイントと変化が現れる財務諸表上の項目】



## (ポイント1) 真の損益構造が明らかになる

- 本来認識しなければならない収益・費用を、発生時点ですべて計上することにより、真の損益構造が明らかになる。
- 建設改良のための補助金等・一般会計繰入金を収益(長期前受金戻入)としてカウント → 収益の増加要因に。
- 退職給付引当金や賞与引当金、貸倒引当金、たな卸資産評価損、減損損失の計上により、短期的には費用が増加するが、これらは発生主義の徹底により前倒しで計上されるもので、長期的には損益に対して中立的。

改正前のP/L		改正後のP/L	
営業収益 ○○○		営業収益 ○○○	
営業費用 ○○○		営業費用 ○○○	
...		...	
減価償却費 ○○○		<u>減価償却費</u> ○○○	← これまで「みなし償却」を行っていた事業については、減価償却費が増加。
賞与(※当年度4-11月分) ○○○		賞与(※当年度4-11月分) ○○○	
賞与(※前年度12-3月分) ○○○		<u>賞与引当金繰入額(※当年度12-3月分)</u> ○○○	← 引当金はいずれも、将来発生する可能性が高い費用を現時点で計上するもの(これまでは支払や損失確定のタイミングでP/Lに費用計上)。
退職給与金 ○○○		<u>退職給付引当金繰入額(※通常分)</u> ○○○	
...		<u>貸倒引当金繰入額</u> ○○○	
営業利益 ○○○		営業利益 ○○○	
営業外収益 ○○○		営業外収益 ○○○	
...		...	
営業外費用 ○○○		<u>長期前受金戻入</u> ○○○	← 長期前受金戻入の計上により、収益が増加。
経常利益 ○○○		営業外費用 ○○○	← 一般会計繰入金 → 収益分が純増。
特別利益 ○○○		経常利益 ○○○	← 補助金等 → これまで「みなし償却」を行っていた事業については、減価償却費増加分と相殺。
特別損失 ○○○		特別利益 ○○○	
貸倒損失 ○○○		特別損失 ○○○	
...		...	
当年度純利益 ○○○		<u>たな卸資産評価損</u> ○○○	← 資産価値の減少により将来費用・損失が発生する可能性が高い場合に、現時点で費用・損失発生見込み分を計上するもの。
		<u>減損損失</u> ○○○	
		<u>退職給付引当金繰入額(※移行処理分)</u> ○○○	
		当年度純利益 ○○○	

※明らかになった真の損益構造をもとに、以下のポイント等を検証・検討することが重要。

- (1) 赤字構造か黒字構造か
- (2) どの程度公的支援に依存しているか
- (3) 費用縮減できる項目はないか
- (4) 適切な料金水準はどの程度か

## (今回廃止) 補助金等により取得した固定資産についての減価償却の特例 (いわゆる「みなし償却」制度)

- 補助金等により取得した固定資産の減価償却の際には、購入価額から補助金等充当額を控除した額を帳簿価額とみなし、補助金等未充当部分についてのみ減価償却を行う制度。
- この制度は、補助金等を充当して取得した固定資産の補助金等相当額は、減価償却を行って当該減価償却費を料金原価に算入することが適当でないことを踏まえ、創設されたものである。

### 【設例】

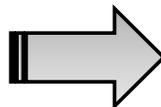
X年度末に補助金50億円及び企業債50億円をもとに100億円の資産A(耐用年数10年、残存価額0円)を購入した場合において、当該資産Aを定額法により償却するケース → 帳簿原価50億円(=100億円-50億円)とみなし、減価償却していく。

### 損益計算書(購入時)

(計上なし)

### 貸借対照表(購入時)

資産A 100億円	借入金 50億円
	補助金 50億円



### 損益計算書(X+6年度)

(費用)  
減価償却費 5億円

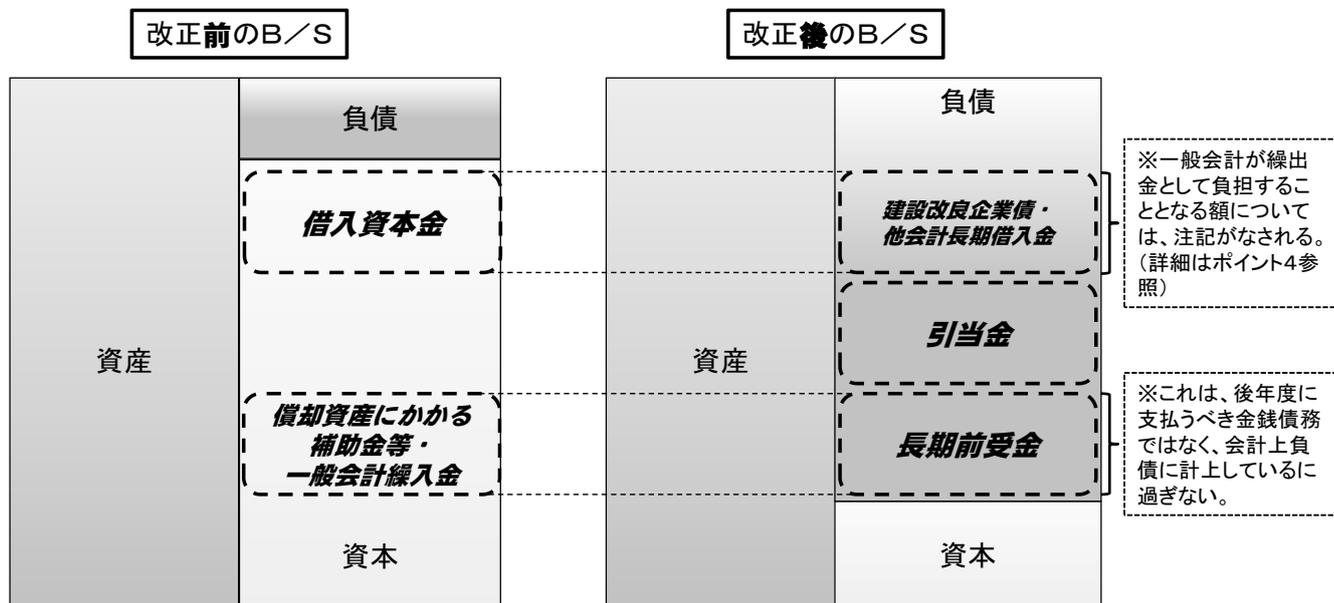
### 貸借対照表(X+6年度)

(減価償却累計額 △30億円) 資産A 70億円	(借入金償還 △30億円) 借入金 20億円
	補助金 50億円
※除却時に補助金充当部分 50億円を一時に減価。	

**減価償却せず**

## (ポイント2)資本より負債が大きくなる

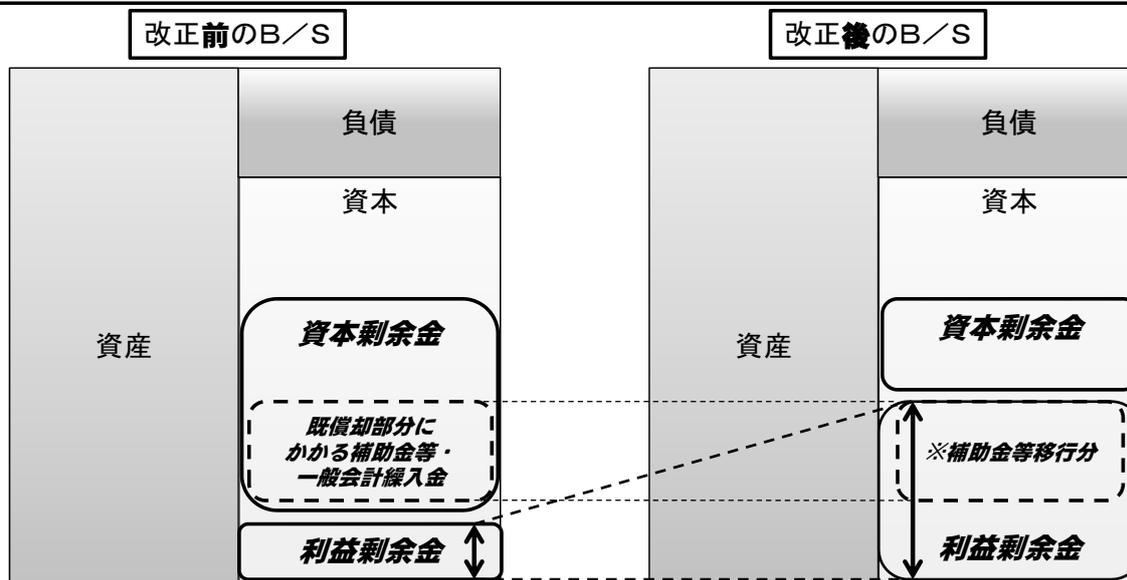
- 建設改良のための借入金(借入資本金)の計上区分を変更 資本金から負債へ
- 引当金の計上義務化(退職給付引当金、賞与引当金等) 負債が増加
- 償却資産に係る補助金等・一般会計繰入金の計上区分を変更 資本剰余金から負債(繰延収益)へ  
※ただし、負債のうち必ずしも全てが公営企業の実質的負担を意味するものではないことに注意する必要がある。



4

## (ポイント3)移行処理時に利益剰余金が増加する

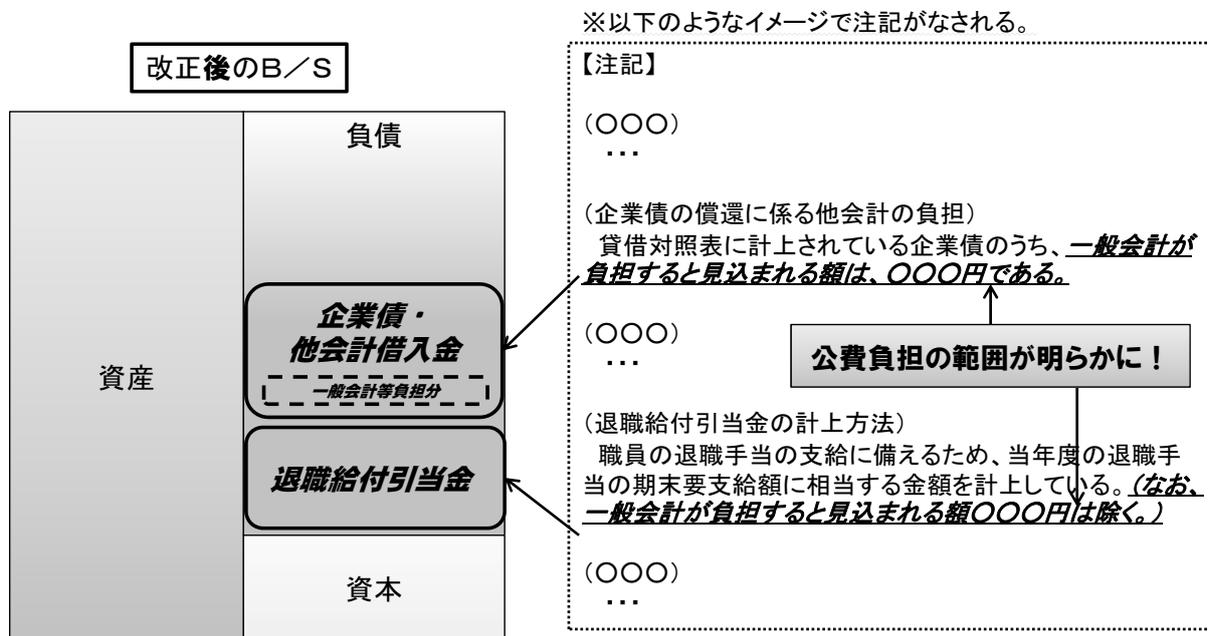
- 建設改良のための補助金等・一般会計繰入金を収益としてカウント  
→ 「みなし償却」を行っていない場合は、過去の減価償却に見合う補助金等分が移行処理時に利益剰余金に！  
※移行処理後も、減債積立金等の取崩し分の利益剰余金計上により、増加しやすくなる。(組入資本金制度の廃止)
- 増加した利益剰余金については、まず累積欠損金の処理に充て、その上で残余がある場合は、次のような取扱いが考えられる。
  - ・新会計基準の導入に伴い発生する費用(退職給付引当金、繰延勘定の解消、評価損の補填等)への充当
  - ・長期的な経営の視点を踏まえた取扱い ~ 積立金への積立て(更新投資の財源等)など



5

## (ポイント4) 公営企業の負担範囲(⇔公費負担範囲)が明らかになる

- 公営企業の負債について、料金で負担すべき部分と税金で負担する部分の区別が求められる。
  - その結果、公営企業の負担範囲(料金で負担すべき部分)が明らかになる。
- ※ この区別のためには、一般会計等の財政担当部局等との調整が必須



6

## (ポイント5) 真の資産状況が明らかになる

- 固定資産の価値を明らかに → 償却資産はすべて毎年度減価償却(「みなし償却」制度廃止)  
⇒ 帳簿価額に対する償却割合が明確になり、  
今後の更新投資等の検討材料になる  
→ 将来得られるであろう収入を算出し、適正な価額に(減損損失)
- 債権(料金<未収金>)の価値を明らかに → 貸倒実績率等を踏まえた価額に(貸倒引当金)
- たな卸資産(販売用土地等)の価値を明らかに → 時価<簿価のときは時価に(低価法)

改正前のB/S		改正後のB/S	
資産	負債	資産	負債
<p>固定資産 100,000</p> <p>減価償却累計額 Δ20,000</p>		<p>固定資産 95,000 (※減損損失計上による減少分 Δ5,000)</p> <p>減価償却累計額 Δ30,000</p>	
未収金 10,000		未収金 10,000	
たな卸資産 20,000		貸倒引当金 Δ500	
	資本	たな卸資産 19,000 (※低価法による1,000)	資本

この場合、実際の償却割合が30%(=30,000/100,000)であることが明らかになる。

7

## (ポイント6)料金徴収率が明らかになる

- 未収金については、将来において回収不能と見込まれる額について、その金額の表示が義務付けられることになる(貸倒引当金の計上義務化)。
- この額は、これまでに料金徴収できなかった実績(貸倒実績率)等に基づいて算定されるため、料金徴収が不可能となった額の実態や将来の見込みを示すことになる。
- このことにより、今後は債権管理のあり方が問われてくる。

### 改正後の流動資産のイメージ

<資産の部>	
流動資産	
...	○○○
...	○○○
未収金	10,000
貸倒引当金	△ 500
...	○○○
...	○○○

- ・将来料金徴収が不可能となりうる額=500
- ・過去においてどれほど料金徴収ができなかったかを示す率=5% (500/10,000)

8

## (ポイント7)部門別の経営状況が明らかになる

- 部門別の経営状況を明らかに → セグメント情報の開示
- これにより、公営企業全体のうち、どの部門が主力として利益を上げているか、どの部門にてこ入れが必要になるのか、といった情報が明らかになり、今後、より具体的な経営方針を立てる手助けとなる。

全事業		セグメント別
	【A部門】	【B部門】
<b>【損益計算書】</b> 営業収益 100,000 営業費用 90,000 営業利益 10,000 経常利益 5,000 当年度純利益 2,000 <b>【貸借対照表】</b> 資産 1,000,000 負債 800,000 資本 200,000	<b>【損益計算書】</b> 営業収益 80,000 営業費用 71,000 営業利益 9,000 経常利益 6,000 当年度純利益 4,000 <b>【貸借対照表】</b> 資産 800,000 負債 500,000 資本 300,000	<b>【損益計算書】</b> 営業収益 20,000 営業費用 19,000 営業利益 1,000 経常利益 △1,000 当年度純利益 △2,000 <b>【貸借対照表】</b> 資産 200,000 負債 300,000 資本 △100,000

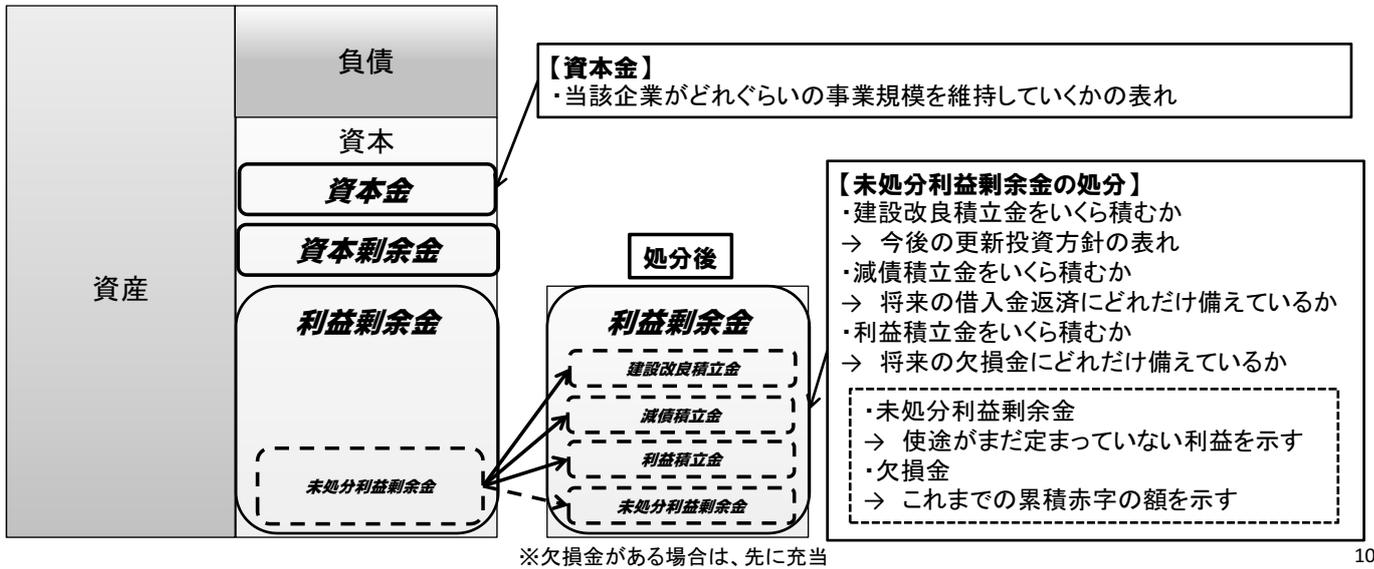
- 上記のようなケースの場合、収益、事業規模の観点から、A部門が当該公営企業の主力であることが分かる。
- B部門については経常赤字・債務超過となっており、強力な経営改善策の必要性が明らかになる。

9

## (ポイント8)剰余金や資本金の処分を自ら決定できるようになる

- 法律等により制約されていた剰余金や資本金の処分が、議会の関与の下でそれぞれの公営企業自らの経営判断により決定することが可能となった。
- 剰余金や資本金の取扱いは、将来に向けた経営方針を反映。事業継続・拡張→財務基盤の確保・拡充、事業縮小→減資も選択肢、のように経営方針に応じた検討・取扱いが可能となる。
- 資本金や資本剰余金を処分して欠損金を埋めることはできるが、経営方針との整合性に配慮が必要。

### 資本の部の構成



10

## 貸借対照表への影響のまとめ

ポイント	資産	負債・資本
① 真の損益構造が明らかになる	—	—
② 資本より負債が大きくなる	—	固定負債↑流動負債↑ (建設改良企業債・他会計長期借入金、引当金) 繰延収益↑(長期前受金) 資本金↓(借入資本金) 資本剰余金↓(補助金等・一般会計繰入金)
③ 移行処理時に利益剰余金が増加する	—	資本剰余金↓(補助金等・一般会計繰入金) 利益剰余金↑
④ 公営企業の負担範囲が明確になる	—	※公費負担の範囲について注記がなされる
⑤ 真の資産状況が明らかになる	固定資産↓(減損損失、減価償却(みなし償却の廃止)) 流動資産↓(貸倒引当金、たな卸資産評価損)	利益剰余金↓
⑥ 料金徴収率が明らかになる	流動資産↓(貸倒引当金)	利益剰余金↓
⑦ 部門別の経営状況が分かるようになる	※部門別の貸借対照表が作成される(セグメント情報)	
⑧ 剰余金や資本金の処分を自ら決定できるようになる	—	※各公営企業の経営方針により、資本の部の内訳が変化
⑨ ※その他見直し項目	固定資産↑(リース債権)、繰延勘定↓(廃止)	固定負債↑流動負債↑(リース債務)

### 【見直し前】

固定資産	固定負債
	流動負債
流動資産	資本金
	資本剰余金
繰延勘定	利益剰余金

みなし償却資産の  
既償却相当分を減額等



### 【見直し後】

固定資産 ⑤↓⑨↑	固定負債 ②↑⑨↑
流動資産 ⑤↓⑥↓	流動負債 ②↑⑨↑
※繰延勘定廃止⑨↓	繰延収益 ②↑
	資本金 ②↓
	資本剰余金 ②↓③↓
	利益剰余金 ③↑⑤↓⑥↓

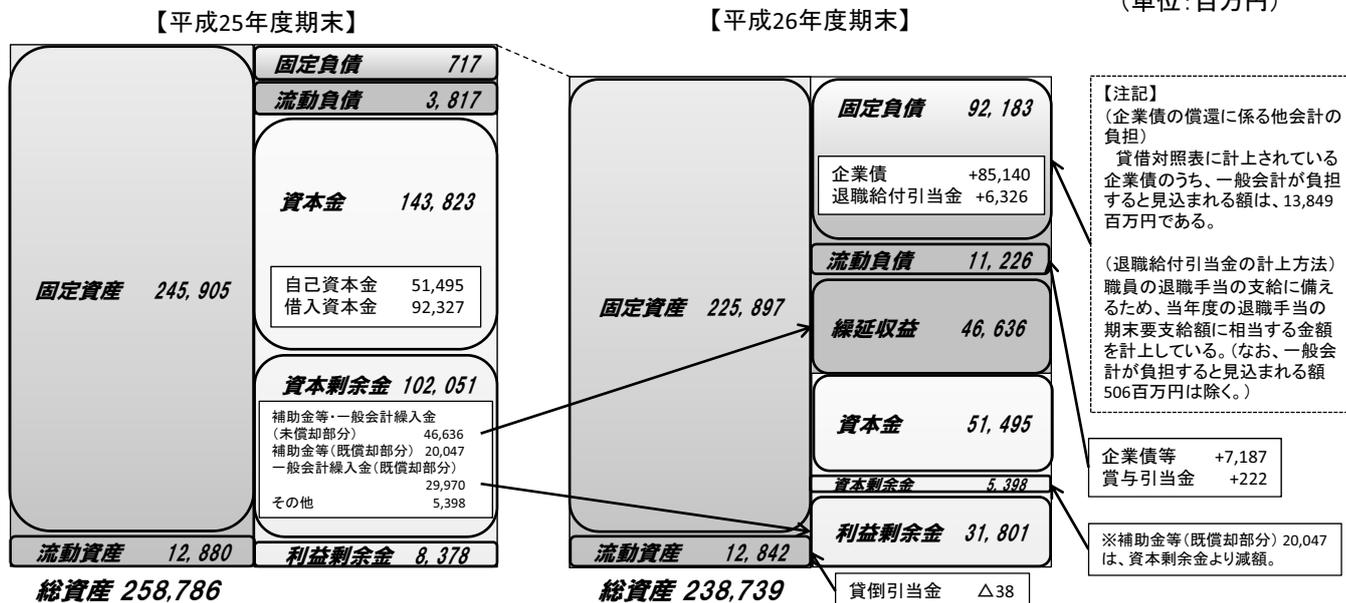
11

## 貸借対照表への影響は？（A市水道事業の場合）

- 「みなし償却」制度の廃止により固定資産が減少(△8.2%)
- 建設改良のための借金(借入資本金)の計上方法の変更等により、資本:負債の比率が激変!  
(資本:負債=98:2から37:63へ)
- ただし、実質的には負債とは言えない繰延収益が含まれ、企業債にも一部一般会計負担があることに留意する必要がある。

【設例】平成26年度から新会計基準を適用した場合(「みなし償却」適用事業)

(単位:百万円)



※病院事業等の場合は職員数が多いため、退職給付引当金の計上の影響が大きい(→資本に対する負債の比率がさらに上昇)。

## 損益計算書への影響のまとめ

見直し項目	損益計算書への影響					
	収益			費用		
	営業収益	営業外収益	特別利益	営業費用	営業外費用	特別損失
①		+		+		
	みなし償却制度の廃止、 長期前受金を計上	(長期前受金 戻入)		(減価償却費) ※みなし償却を 行っていた場合		
②	引当金を計上					
	(新)退職給付引当金		ほぼ同額か?	+	+	+
	(旧)退職給与金			-	(移行処理 ・6年以上)	(移行処理 ・5年以内)
	(新)賞与引当金		ほぼ同額か?	+		
	(旧)手当(賞与分)			-		
	貸倒引当金・修繕引 当金・その他引当金			+		
③	たな卸資産の価額に低価 法を義務づけ			+		
				(たな卸 資産評価損)		
④	減損会計導入					+(減損損失)

# 地方公共団体財政健全化法の 現状について

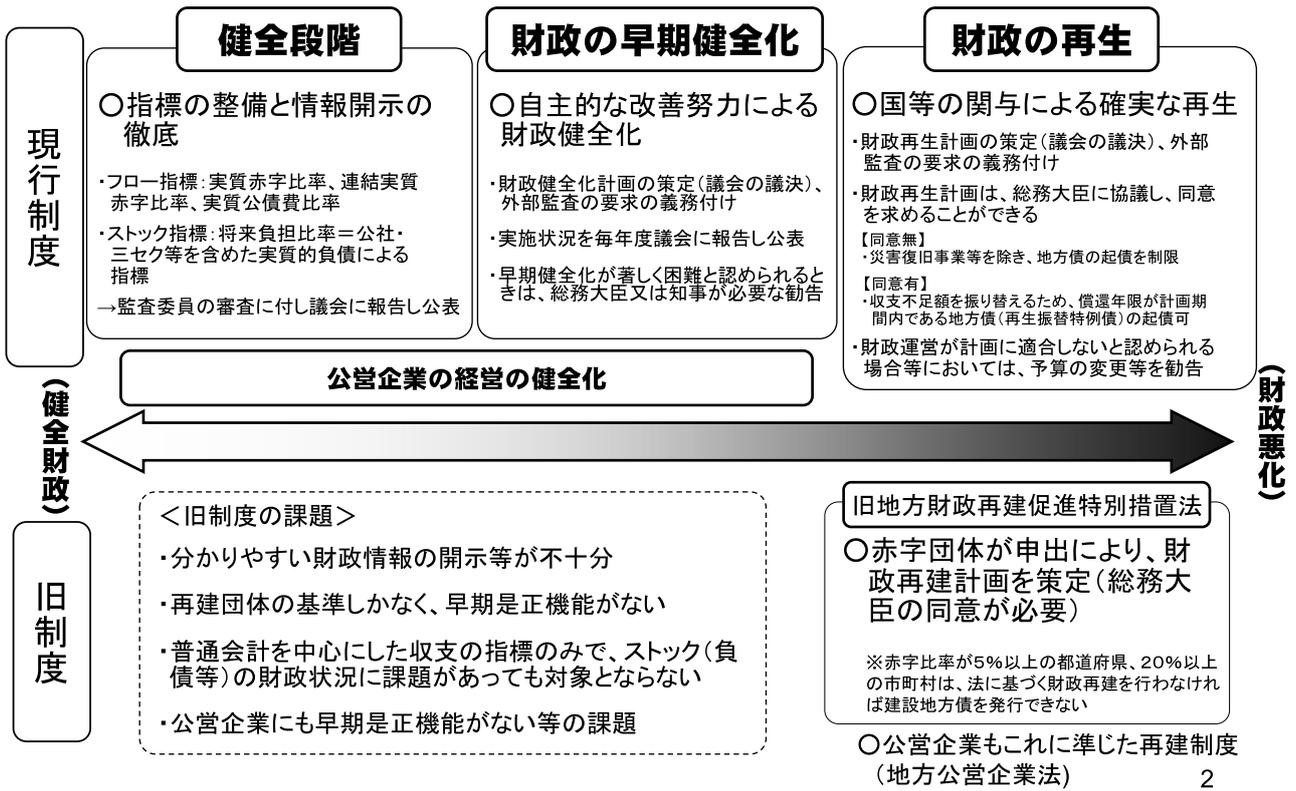
平成24年12月7日  
総務省自治財政局財務調査課  
理事官 勝目 康

## 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」制定・施行の経緯

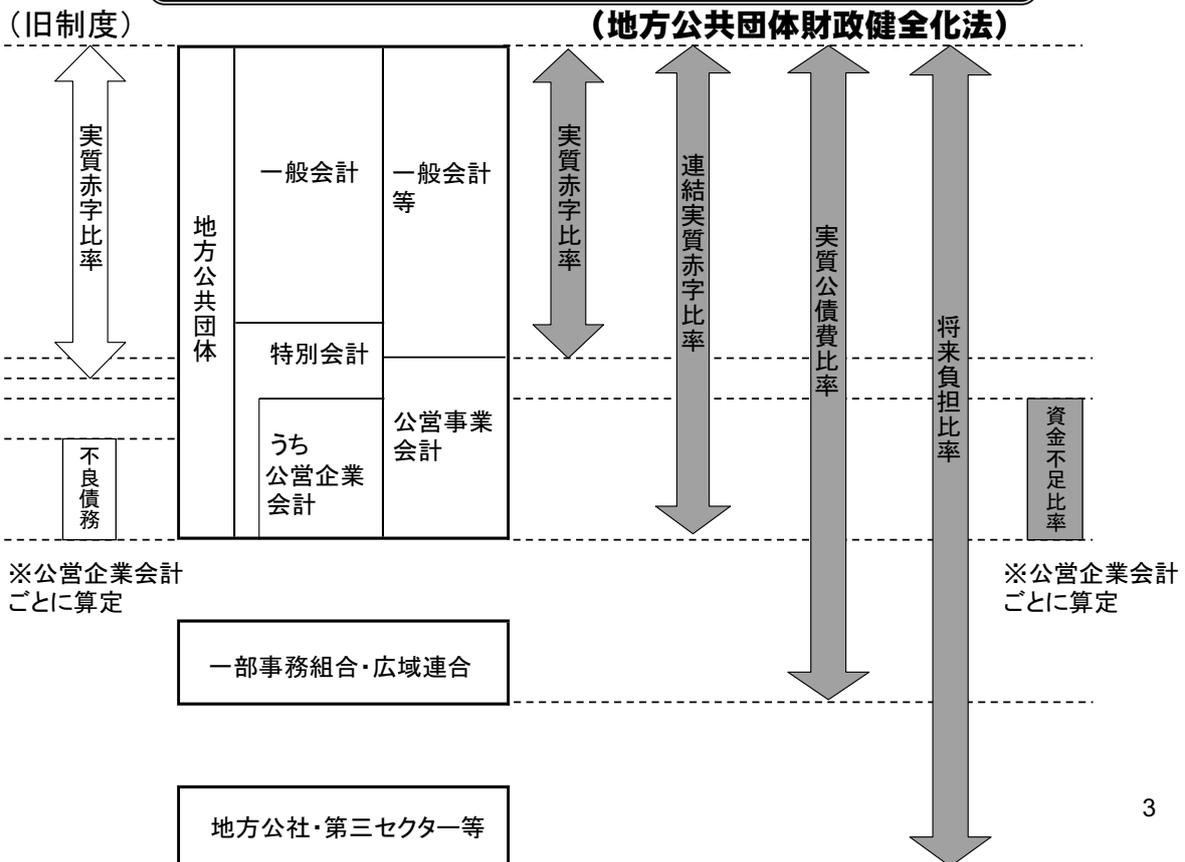
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
7/3 7/7 8/31 9/25 12/8 3/9	6/15 6/22 9/26 11/15 12/7 12/28 2/5 3/19	4/1 4/28 5/9 6/4 9/30 11/28	4/1 10/2 11/30 3月	5/25 9/28 11/30
<ul style="list-style-type: none"> <li>○研究会報告書</li> <li>・中間報告「方向性の提示」</li> <li>○新しい地方財政再生制度研究会 発足</li> <li>・骨太2006</li> <li>・地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法案閣議決定・国会提出</li> <li>○「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」公布</li> <li>・健全化法説明会（第1回）</li> <li>・健全化法説明会（第2回）</li> <li>○健全化法説明会（第3回）</li> <li>・省令公布</li> <li>・政令公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健全化法一部施行（財政指標の公表等に係る規定）</li> <li>○19年度決算に基づく財政指標の公表（速報）</li> <li>・健全化法説明会（監査委員事務局向け）</li> <li>・健全化法説明会（算定様式）</li> <li>・算定様式 地方団体に配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健全化法全面施行（計画策定義務等に係る規定）</li> <li>・20年度決算に基づく財政指標の公表（速報）</li> <li>・平成21年度内に策定</li> <li>・計画策定義務に該当する団体は、財政健全化計画等を</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成21年度の財政健全化計画等の実施状況報告及び完了報告の概要の公表</li> <li>・21年度決算に基づく財政指標の公表（速報）</li> <li>○平成21年度に策定された財政健全化計画の概要等の公表</li> </ul>
<p>再生型破綻法制の整備 現行再建法制の見直し</p> <p>新制度の本格的検討</p> <p>法案審議</p> <p>財政指標の算定方法に係る詳細の決定</p> <p>地方団体における財政指標の算定・議会報告・公表等</p> <p>法の円滑な施行のための制度周知等</p> <p>地方団体との意見交換、制度説明等</p>				

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



## 健全化判断比率等の対象について



# 健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
  - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ホ 一時借入金の利子

4

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

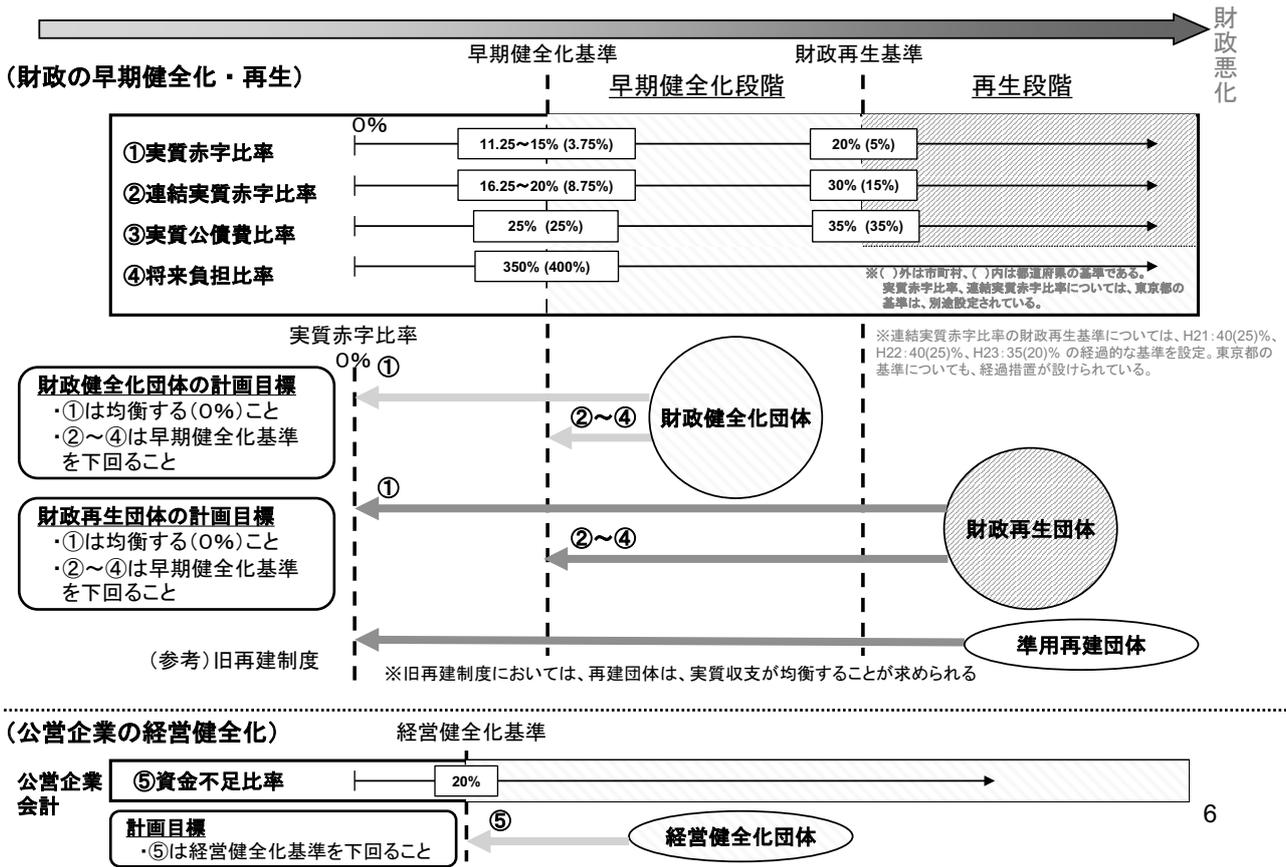
- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
  - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
  - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
  - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
  - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト 連結実質赤字額
  - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額  
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
  - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
  - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額  
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
  - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
  - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

5

# 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ

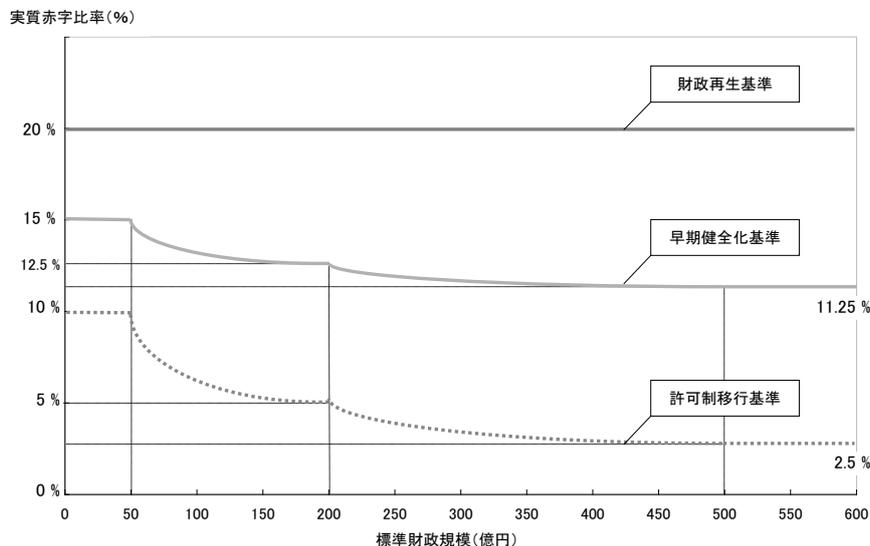


## 早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準の考え方(1/3)

### 1 実質赤字比率

- 早期健全化基準については、地方債協議・許可制度における許可制移行基準(市町村※2.5%~10%、道府県2.5%)と財政再生基準との中間の値をとり、市町村は財政規模に応じ11.25~15%、道府県は3.75%とする。※特別区を含む。以下同じ。
- 財政再生基準については、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着していた旧財政再建法の起債制限の基準を用い、市町村は20%、道府県は5%とする。

実質赤字比率に係る市町村の早期健全化基準と財政再生基準のイメージ



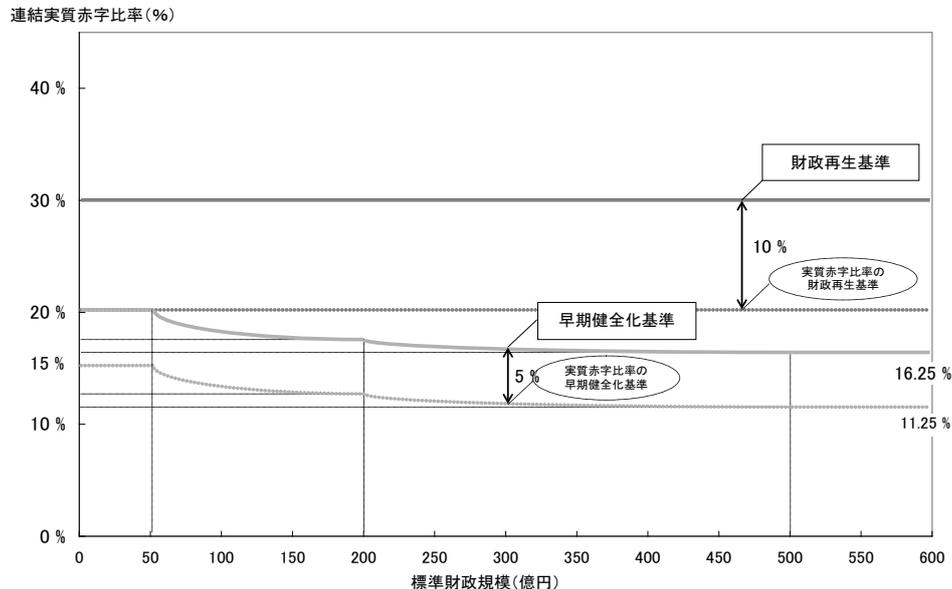
## 早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準の考え方(2/3)

### 2 連結実質赤字比率

- (1) 早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に、公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ5%加算し、市町村については財政規模に応じ16.25~20%、道府県については8.75%とする。
- (2) 財政再生基準は、実質赤字比率の財政再生基準に(1)と同様の観点から10%加算し、市町村は30%、道府県は15%とする。

※ 連結実質赤字比率は、法で導入された新しい指標であることに鑑み、財政運営に大きな制約を与える財政再生基準については、平成23年度までの3年間の経過的な基準(10~5%引上げ)を設ける。

連結実質赤字比率に係る市町村の早期健全化基準と財政再生基準のイメージ



8

## 早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準の考え方(3/3)

### 3 実質公債費比率

- (1) 早期健全化基準については、市町村・都道府県とも、法制定当時の地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準とされていた25%とする。
- (2) 財政再生基準は、市町村・都道府県とも、法制定当時の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限される基準とされていた35%とする。

### 4 将来負担比率

実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村は350%、都道府県及び政令市は400%とする。

### 5 公営企業ごとの資金不足比率

経営健全化基準(早期健全化基準に相当する基準)は、地方債協議・許可制度における許可制移行基準を勘案して20%とする。

(営業収益/年の5%程度の合理化努力×4年のイメージ)

注 財政健全化計画の内容は、地方公共団体の自主性に委ねられることを踏まえ、実質公債費比率に基づく地方債同意等基準における3(1)(2)の間の起債制限の事業区別は撤廃している。

9

## 健全化法に係る標準的なスケジュール（市区町村）

	総務省	都道府県	市区町村
4月	・算定様式等配布		→
5月			(月末出納閉鎖)
6月			↓ 算定作業 ↓
7月		・下旬 決算統計調査提出 ←	(会計管理者から長への決算提出)
8月	下旬 決算統計調査提出 ←	・下旬 決算統計調査とりまとめ	監査委員による審査
9月	↓ 指標提出 ← 月末 決算統計 速報値の公表 指標の概要公表(速報値)	↓ 指標提出 ← 指標とりまとめ (中旬以降)	審査期間
			議会への報告 住民への公表 都道府県知事への報告
10月	・総務大臣への報告のとりまとめ ←	(月末まで) 総務大臣への報告	↓ 計画策定作業 個別外部監査
11月	月末 決算統計 確報値の公表 指標の概要公表(確報値)	市区町村分指標の概要公表	↓ 議会の議決
12月			住民への公表
1月			都道府県知事への報告
2月			
3月	・計画の概要の報告 ←	・計画の報告 ←	

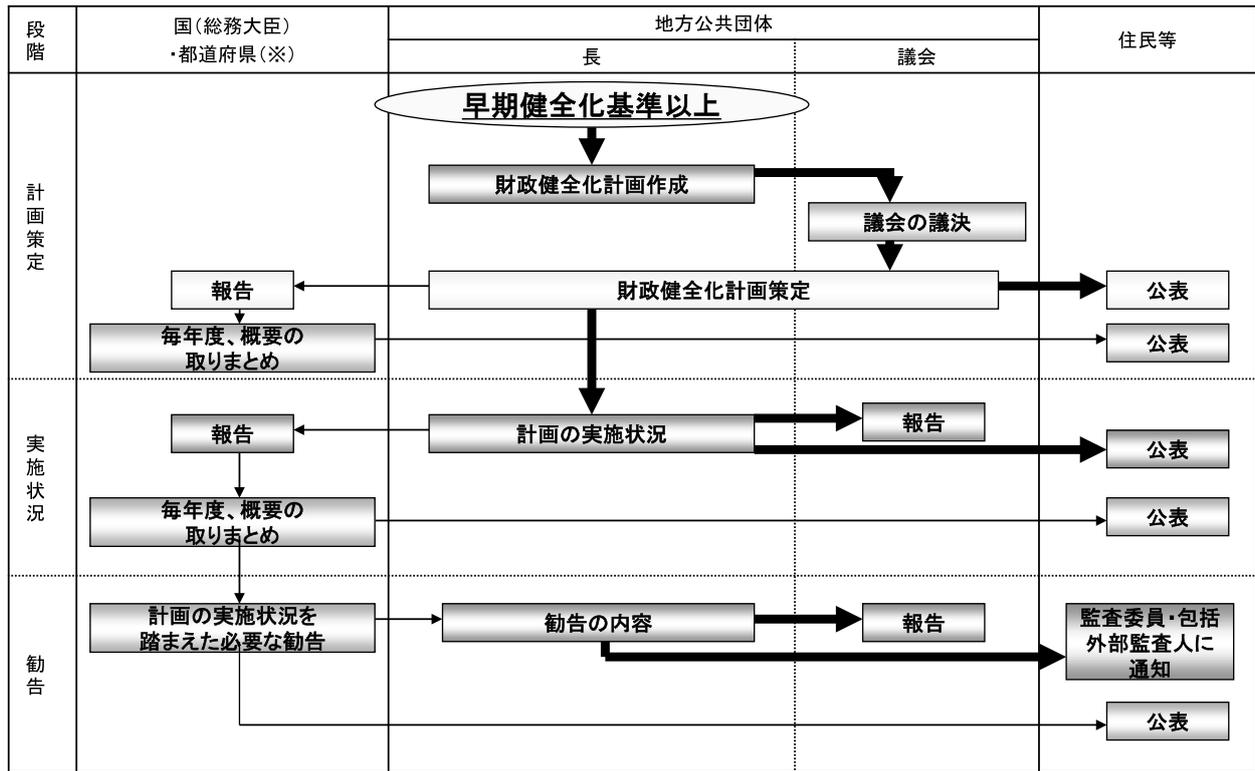
※ 計画策定団体は、計画の実施状況を毎年度9月30日までに国、都道府県に報告する義務がある。10

## 健全化法に係る標準的なスケジュール（都道府県・政令市）

	総務省	都道府県・政令市(財政担当課)	
4月	・算定様式等配布		→
5月			(月末出納閉鎖)
6月			↓ 算定作業 ↓
7月	・下旬 決算統計調査提出 ←		(会計管理者から長への決算提出)
8月			監査委員による審査
9月	↓ 指標提出 ← 月末 決算統計 速報値の公表 指標の概要公表(速報値)	↓ 指標提出 ← (中旬以降)	審査期間
			議会への報告 住民への公表 総務大臣への報告
10月			↓ 計画策定作業 個別外部監査
11月	月末 決算統計 確報値の公表 指標の概要公表(確報値)		↓ 議会の議決
12月			住民への公表
1月			総務大臣への報告
2月			
3月	・計画の報告 ←		

※ 計画策定団体は、計画の実施状況を毎年度9月30日までに国、都道府県に報告する義務がある。11

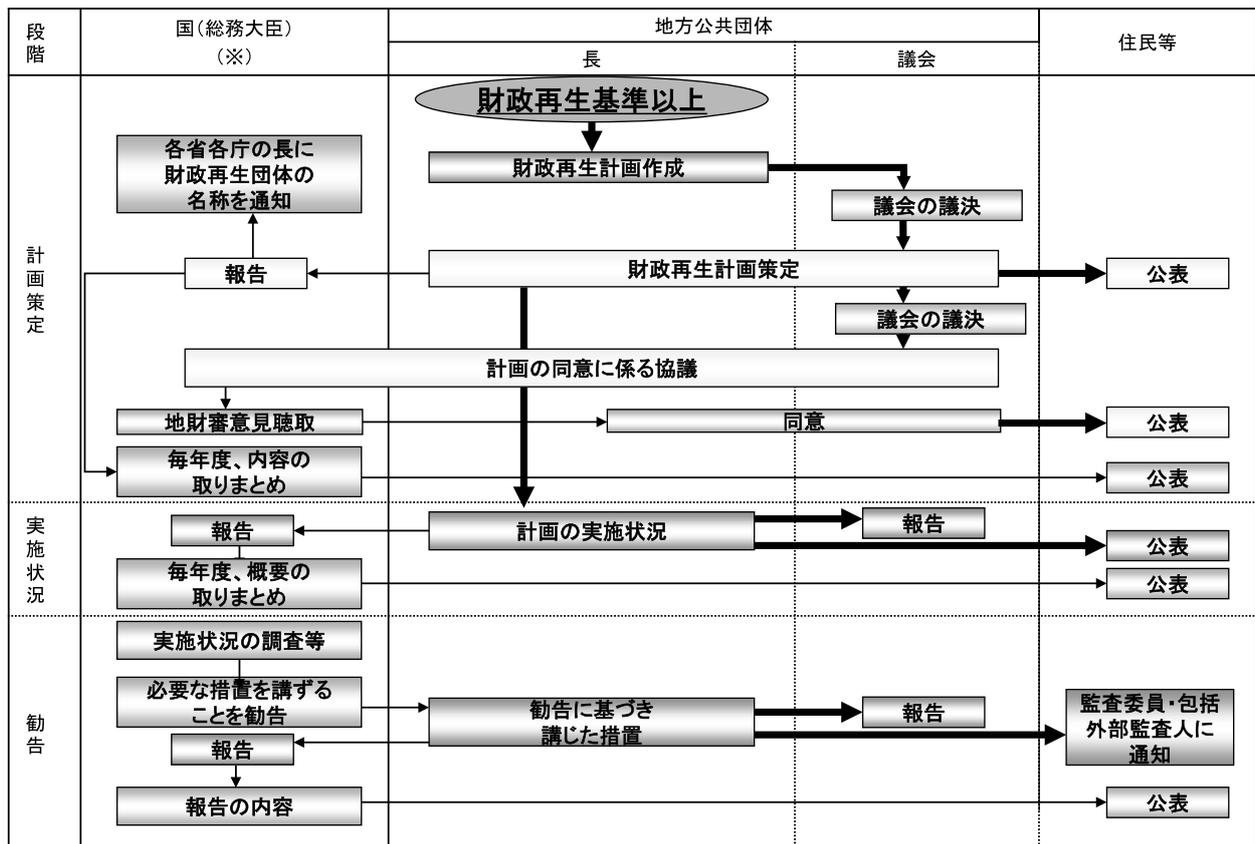
## 早期健全化の手続



※ 市町村(指定都市を除く)・特別区の財政の早期健全化の場合は、都道府県知事が行う。

12

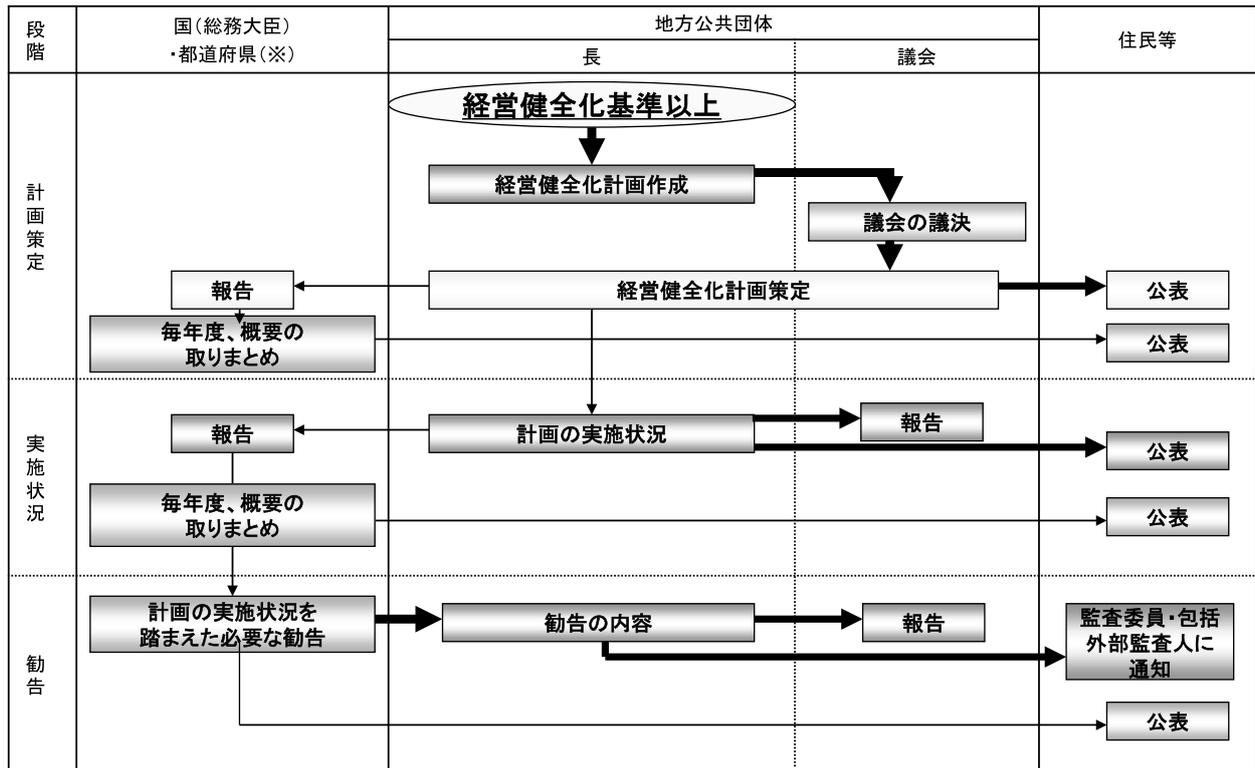
## 財政再生の手続



※ 市町村(指定都市を除く)・特別区の財政の再生の場合は、都道府県知事を経由。

13

## 公営企業の経営健全化の手続



※ 市町村(指定都市を除く)・特別区の経営健全化の場合は、都道府県知事が行う。

14

## 地方公共団体財政健全化法における監査委員の役割

### 1. 財政指標の審査

(健全化判断比率の公表等)

- 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。
    - ・ 意見の決定は、監査委員の合議。
    - ・ 算定基礎事項を記載した書類は事務所に備付け。
- (第3条)

(資金不足比率の公表等)

- 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。
- (第22条)

### 2. 国等から勧告を受けた場合の通知受理

(国等の勧告等)

- 総務大臣又は都道府県知事は、財政健全化計画の実施状況を踏まえ、当該財政健全化団体の財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、当該団体の長に対し、必要な勧告をすることができる。
  - 財政健全化団体の長は、総務大臣又は都道府県知事から勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該団体の議会に報告するとともに、監査委員(包括外部監査対象団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人)に通知しなければならない。
- (第7条)

(国の勧告等)

- 総務大臣は、財政再生団体の財政の運営がその財政再生計画に適合しないと認められる場合等においては、当該団体の長に対し、予算の変更、財政再生計画の変更等の措置を講ずることを勧告することができる。
  - 財政再生団体の長は、勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該団体の議会に報告するとともに、監査委員(包括外部監査対象団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人)に通知しなければならない。
- (第20条)

15

# 地方公共団体財政健全化法における外部監査に関する規定

## 1. 長による個別外部監査の要求の義務付け

(地方自治法の監査の特例)

- 財政健全化計画等を定めなければならない地方公共団体の長は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、当該団体の財政健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、監査委員に対し、地方自治法第百九十九条第六項の監査の要求をし、併せて、理由を付して監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めなければならない。  
(第26条第1項の規定に基づく読替後)

## 2. 財政指標(健全化判断比率等)の調査

(健全化判断比率の公表等)

- 包括外部監査対象団体においては、包括外部監査人は、その監査のため必要があると認めるときは、公表された比率とその算定基礎事項を記載した書類について調査することができる。  
(第3条)

## 3. 財政健全化団体等における包括外部監査人の留意事項

(地方自治法の監査の特例)

- 財政健全化団体等が包括外部監査対象団体である場合にあっては、当該団体等の包括外部監査人は、その監査をするに当たっては、同条第二項の規定によるほか、当該団体等の財務に関する事務の執行と経営に係る事業の管理が財政の早期健全化等を図る観点から適切であるかどうか、特に、意を用いなければならない。  
(第26条第2項)

## 4. 国等から勧告を受けた場合の通知受理

(国等の勧告等)

- 財政健全化団体の長は、総務大臣又は都道府県知事から勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該団体の議会に報告するとともに、監査委員(包括外部監査対象団体にあっては、監査委員及び包括外部監査人)に通知しなければならない。  
(第7条)

(国の勧告等)

- 財政再生団体の長は、勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該団体の議会に報告するとともに、監査委員(包括外部監査対象団体にあっては、監査委員及び包括外部監査人)に通知しなければならない。  
(第20条)

16

## 財政再生団体及び財政健全化団体の推移

	平成23年度決算	平成22年度決算	平成21年度決算	平成20年度決算
<b>財政再生団体</b>	< 1 団体 > 北海道 夕張市	< 1 団体 >	< 1 団体 >	< 1 団体 >
<b>財政健全化団体</b>	< 2 団体 > 青森県 大鰐町 大阪府 泉佐野市	< 6 団体 > 北海道 洞爺湖町 奈良県 御所市 沖縄県 座間味村 伊是名村	< 13 団体 > 北海道 江差町 由仁町 中頓別町 福島県 双葉町 奈良県 上牧町 鳥取県 日野町 沖縄県 伊平屋村	< 21 団体 > 北海道 歌志内市 浜頓別町 利尻町 山形県 新庄市 群馬県 嬬恋村 長野県 王滝村 兵庫県 香美町 高知県 安芸市 17

# 財政再生計画及び財政健全化計画策定団体の状況

都道府県	市区町村	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	計画年数	完了年度
北海道	夕張市	(●)	(●)	●	○	21	
	歌志内市			○		1	H21
	江差町			○		2	H22
	由仁町			○		4	H22
	浜頓別町			○		1	H21
	中頓別町			○		2	H22
	利尻町			○		1	H21
	洞爺湖町			○		4	H23
青森県	大鰐町				(○)	4(13)	
山形県	新庄市			○		1	H21
福島県	双葉町			○		2	H22
群馬県	嬭恋村			○		2	H21
長野県	王滝村			○		2	H21
大阪府	泉佐野市		(○)		○	19	
兵庫県	香美町			○		1	H21
奈良県	御所市	○		○		5	H23
	上牧町			○		2	H22
鳥取県	日野町			○		5	H22
高知県	安芸市			○		2	H21
沖縄県	座間味村			○		4	H23
	伊平屋村			○		2	H22
	伊是名村			○		3	H23

- は早期健全化基準以上となった指標 ●は財政再生基準以上となった指標。
- 網掛けは各年度決算に基づき完了報告を行った団体。
- 夕張市・大鰐町・泉佐野市における( )は平成23年度決算において早期健全化基準未達である指標。

18

## 平成23年度決算に基づく健全化判断比率等の概要①

### I. 健全化判断比率の状況

平成24年11月30日公表

- 早期健全化基準以上である団体 22年度決算:5団体 → 23年度決算:2団体  
(新規なし、基準を下回った団体3団体)
- うち財政再生基準以上である団体 22年度決算:1団体 → 23年度決算:1団体  
(新規なし、基準を下回った団体なし)

#### 1. 実質赤字比率

22年度決算、23年度決算:該当団体なし

- 実質赤字額があるのは、市区町村で2団体  
(※22年度決算:市区町村で8団体)

#### 2. 連結実質赤字比率

22年度決算、23年度決算:該当団体なし

- 連結実質赤字額があるのは、市区町村で9団体  
(※22年度決算:市区町村で17団体)

#### 3. 実質公債費比率

22年度決算:4団体 → 23年度決算:1団体

- 1団体は財政再生基準以上  
(※22年度決算:早期健全化基準以上は4団体、  
うち財政再生基準以上は1団体)
- 都道府県の平均値は13.9%、市区町村は9.9%

#### 4. 将来負担比率

22年度決算:2団体 → 23年度決算:2団体

- 都道府県の平均値は217.5%、市区町村は69.2%

#### ◆ 早期健全化基準以上である団体の将来負担比率 (単位:%)

団体名	将来負担比率	(参考)22年度
北海道 夕張市	891.3	922.5
大阪府 泉佐野市	364.9	383.0

- (注) 1. 将来負担比率の高い順に記載している。  
2. 将来負担比率の早期健全化基準は、都道府県・政令市が400%であり、市区町村が350%である。

#### ◆ 早期健全化基準以上である団体の実質公債費比率 (単位:%)

団体名	実質公債費比率	(参考)22年度
北海道 夕張市	40.9	42.8

- (注) 1. 実質公債費比率の早期健全化基準は、25%である。  
2. 夕張市の実質公債費比率は、財政再生基準(35%)以上である。

19

## 平成23年度決算に基づく健全化判断比率等の概要②

### II. 資金不足比率の状況

#### 資金不足比率

経営健全化基準以上である会計 → 22年度決算:38会計 → 23年度決算:36会計

- 全6,956公営企業会計(※22年度決算:全7,077公営企業会計)
- 資金の不足額がある公営企業会計は88会計(※22年度決算:119会計)

#### ◆ 経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	合計
水道事業	0 / 25	0 / 19	1 / 1,212	0 / 95	1 / 1,351
簡易水道事業	0 / 1	0 / 6	0 / 825	0 / 4	0 / 836
工業用水道事業	0 / 41	0 / 9	0 / 93	0 / 9	0 / 152
交通事業	0 / 3	4 / 21	3 / 66	0 / 3	7 / 93
電気事業	0 / 25	0 / 4	0 / 30	0 / 4	0 / 63
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 28	0 / 0	0 / 29
港湾整備事業	0 / 34	0 / 4	1 / 39	0 / 6	1 / 83
病院事業	0 / 39	0 / 16	5 / 493	2 / 76	7 / 624
市場事業	0 / 9	1 / 18	3 / 133	0 / 10	4 / 170
と畜場事業	0 / 1	0 / 7	1 / 40	0 / 10	1 / 58
宅地造成事業	0 / 52	0 / 22	2 / 382	2 / 8	4 / 464
下水道事業	0 / 45	0 / 31	3 / 2,513	0 / 20	3 / 2,609
観光施設事業	0 / 6	0 / 5	7 / 289	0 / 1	7 / 301
その他事業	0 / 14	0 / 0	1 / 70	0 / 39	1 / 123
合計	0 / 295	5 / 163	27 / 6,213	4 / 285	36 / 6,956

(注)分母は事業種類別の公営企業会計数である。

20

## 平成22年度決算に基づく健全化判断比率等の概要①

### I. 健全化判断比率の状況

平成23年12月28日公表

- 早期健全化基準以上である団体 21年度決算:14団体 → 22年度決算:5団体  
(新規なし、基準を下回った団体9団体)
- うち財政再生基準以上である団体 21年度決算:1団体 → 22年度決算:1団体  
(新規なし、基準を下回った団体なし)

#### 1. 実質赤字比率

21年度決算、22年度決算:該当団体なし

- 実質赤字額があるのは、市区町村で8団体  
(※21年度決算:市区町村で13団体)

#### 2. 連結実質赤字比率

21年度決算、22年度決算:該当団体なし

- 連結実質赤字額があるのは、市区町村で17団体  
(※21年度決算:市区町村で31団体)

#### 3. 実質公債費比率

21年度決算:12団体 → 22年度決算:4団体

- 財政再生基準以上は1団体  
(※21年度決算:財政再生基準以上は1団体)
- 都道府県の平均値は13.5%、市区町村は10.5%

#### 4. 将来負担比率

21年度決算:3団体 → 22年度決算:2団体

- 都道府県の平均値は220.8%、市区町村は79.7%

#### ◆ 早期健全化基準以上である団体の将来負担比率

(単位:%)

団体名	将来負担比率	(参考)21年度
北海道 夕張市	922.5	1091.1
大阪府 泉佐野市	383.0	372.5

- (注) 1. 将来負担比率の高い順に記載している。  
2. 将来負担比率の早期健全化基準は、都道府県・政令市が400%であり、市区町村が350%である。

#### ◆ 早期健全化基準以上である団体の実質公債費比率

(単位:%)

団体名	実質公債費比率	(参考)21年度
北海道 夕張市	42.8	36.8
沖縄県 伊是名村	26.2	28.4
北海道 洞爺湖町	25.5	28.3
沖縄県 座間味村	25.3	26.8

- (注) 1. 実質公債費比率の高い順に記載している。  
2. 実質公債費比率の早期健全化基準は、25%である。  
3. 夕張市の実質公債費比率は、財政再生基準(35%)以上である。

21

# 平成22年度決算に基づく健全化判断比率等の概要②

## II. 資金不足比率の状況

### 資金不足比率

経営健全化基準以上である会計 → 21年度決算:49会計 → 22年度決算:38会計

- 全7,077公営企業会計(※21年度決算:全7,149公営企業会計)
- 資金の不足額がある公営企業会計は119会計(※21年度決算:162会計)

### ◆ 経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	合計
水道事業	0 / 26	0 / 18	1 / 1,215	0 / 97	1 / 1,356
簡易水道事業	0 / 1	0 / 7	0 / 842	0 / 5	0 / 855
工業用水道事業	0 / 41	0 / 8	0 / 95	0 / 8	0 / 152
交通事業	0 / 3	3 / 20	4 / 67	0 / 3	7 / 93
電気事業	0 / 25	0 / 4	0 / 30	0 / 4	0 / 63
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 28	0 / 1	0 / 30
港湾整備事業	0 / 33	0 / 4	1 / 39	0 / 6	1 / 82
病院事業	0 / 42	0 / 17	6 / 500	3 / 79	9 / 638
市場事業	0 / 9	1 / 18	2 / 137	0 / 10	3 / 174
と畜場事業	0 / 1	0 / 6	1 / 43	0 / 12	1 / 62
宅地造成事業	0 / 51	0 / 20	2 / 406	2 / 8	4 / 485
下水道事業	0 / 45	0 / 29	1 / 2,545	0 / 22	1 / 2,641
観光施設事業	0 / 6	0 / 6	9 / 302	0 / 1	9 / 315
その他事業	0 / 15	0 / 0	1 / 75	1 / 41	2 / 131
合計	0 / 298	4 / 158	28 / 6,324	6 / 297	38 / 7,077

22

(注)分母は事業種類別の公営企業会計数である。

# 平成21年度決算に基づく健全化判断比率等の概要①

## I. 健全化判断比率の状況

平成22年11月30日公表

- 早期健全化基準以上である団体 20年度決算:22団体 → 21年度決算:14団体  
(新規なし、基準を下回った団体8団体)(▲8団体)
- うち、財政再生基準以上の団体 20年度決算:1団体 → 21年度決算:1団体  
(新規なし、基準を下回った団体なし)

### 1. 実質赤字比率

- 早期健全化基準以上の団体はなし  
(※20年度決算:2団体(うち1団体が財政再生基準以上))
- 実質赤字額があるのは、市区町村で13団体  
(※20年度決算:市区町村で19団体)

20年度決算 2団体 → 21年度決算 0団体  
▲2団体

### 2. 連結実質赤字比率

- 早期健全化基準以上の団体はなし  
(※20年度決算:2団体(うち1団体が財政再生基準以上))
- 連結実質赤字額があるのは、市区町村で31団体  
(※20年度決算:市区町村で39団体)

20年度決算 2団体 → 21年度決算 0団体  
▲2団体

### ◆ 実質赤字比率が早期健全化基準未満となった団体

(単位:%)

団体名	実質赤字比率	20年度(参考)
北海道 夕張市	- (15.00)	703.60
奈良県 御所市	10.31 (13.76)	16.31

(注) 1. ( )内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じ11.25%~15%)である。  
2. 夕張市は再生振替特例債の発行により実質赤字を解消。  
3. 夕張市の平成20年度決算に基づく実質赤字比率は、財政再生基準(20%)以上であった。

### ◆ 連結実質赤字比率が早期健全化基準未満となった団体

(単位:%)

団体名	実質赤字比率	20年度(参考)
北海道 夕張市	- (20.00)	705.67
大阪府 泉佐野市	- (17.36)	26.42

(注) 1. ( )内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じ16.25%~20%)である。  
2. 夕張市は再生振替特例債の発行により連結実質赤字を解消。  
3. 夕張市の平成20年度決算に基づく連結実質赤字比率は、財政再生基準(40%)以上であった。  
4. 泉佐野市は第三セクター等改革推進債の発行により連結赤字を解消。

23

## 平成21年度決算に基づく健全化判断比率等の概要②

### 3. 実質公債費比率

- 12団体が早期健全化基準以上(うち1団体が財政再生基準以上)  
(※20年度決算:20団体(うち1団体が財政再生基準以上))
- 12団体はすべて市区町村
- 都道府県の平均値は13.0%、市区町村は11.2%

20年度決算 20団体  $\xrightarrow{\text{新規なし}} \xrightarrow{\text{▲8団体}}$  21年度決算 12団体

#### ◆ 早期健全化基準以上である団体の実質公債費比率

団体名	実質公債費比率	20年度(参考)
北海道 夕張市	36.8	42.1
沖縄県 伊是名村	28.4	27.4
北海道 洞爺湖町	28.3	29.8
北海道 江差町	27.7	28.6
北海道 由仁町	27.4	26.4
鳥取県 日野町	27.0	30.2
奈良県 上牧町	26.8	26.4
沖縄県 座間味村	26.8	27.4
福島県 双葉町	26.4	29.4
沖縄県 伊平屋村	26.3	29.0
北海道 中頓別町	25.6	28.3
奈良県 御所市	25.6	25.8

#### ◆ 実質公債費比率が早期健全化基準未満となった団体

団体名	実質公債費比率	20年度(参考)
群馬県 嬭恋村	24.7	26.7
兵庫県 香美町	24.6	26.6
高知県 安芸市	24.5	27.6
北海道 浜頓別町	24.5	28.2
山形県 新庄市	23.5	25.9
北海道 歌志内市	23.3	26.8
長野県 王滝村	23.0	32.1
北海道 利尻町	22.9	26.2

- (注) 1. 実質公債費比率の高い順に記載している。  
2. 実質公債費比率の早期健全化基準は、25%である。  
3. 夕張市の実質公債費比率は、財政再生基準(35%)以上である。

### 4. 将来負担比率

- 3団体が早期健全化基準以上(※20年度決算:3団体)
- 3団体はすべて市区町村
- 都道府県の平均値は229.2%、市区町村は92.8%

20年度決算 3団体  $\xrightarrow{\text{変動なし}}$  21年度決算 3団体

#### ◆ 早期健全化基準以上である団体の将来負担比率

団体名	将来負担比率	20年度(参考)
北海道 夕張市	1091.1	1164.0
大阪府 泉佐野市	372.5	393.5
青森県 大鰐町	367.0	392.6

- (注) 1. 将来負担比率の高い順に記載している。  
2. 将来負担比率の早期健全化基準は、都道府県・政令市が400%であり、市区町村が350%である。

24

## 平成21年度決算に基づく健全化判断比率等の概要③

## II. 資金不足比率の状況

### 資金不足比率

- 全7,146公営企業会計中、49会計が経営健全化基準以上(※20年度決算:全7,345公営企業会計中、61会計)
- 資金の不足額がある公営企業会計は162会計(※20年度決算:202会計)

#### ◆ 経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	合計
水道事業	0 / 26	0 / 18	1 / 1,221	0 / 98	1 / 1,363
簡易水道事業	0 / 1	0 / 7	3 / 864	0 / 3	3 / 875
工業用水道事業	0 / 41	0 / 8	0 / 95	0 / 8	0 / 152
交通事業	0 / 3	3 / 20	6 / 68	0 / 3	9 / 94
電気事業	0 / 28	0 / 4	0 / 29	0 / 4	0 / 65
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 28	0 / 1	0 / 30
港湾整備事業	0 / 34	0 / 4	1 / 36	0 / 6	1 / 80
病院事業	0 / 46	0 / 17	7 / 505	3 / 78	10 / 646
市場事業	0 / 9	1 / 18	2 / 135	0 / 10	3 / 172
と畜場事業	0 / 1	0 / 6	1 / 45	0 / 12	1 / 64
宅地造成事業	0 / 50	0 / 20	2 / 426	3 / 7	5 / 503
下水道事業	0 / 45	0 / 30	4 / 2,543	0 / 22	4 / 2,640
観光施設事業	0 / 6	0 / 6	11 / 307	0 / 1	11 / 320
その他事業	0 / 16	0 / 0	1 / 81	0 / 45	1 / 142
合計	0 / 306	4 / 159	39 / 6,383	6 / 298	49 / 7,146

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数である。

25

# 平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の概要①

## I. 健全化判断比率の状況

- 早期健全化基準以上である団体 19年度決算:43団体 → 20年度決算:22団体  
(新規3団体、基準を下回った団体24団体)(▲21団体)
- うち、財政再生基準以上の団体 19年度決算:3団体 → 20年度決算:1団体  
(新規なし、基準を下回った団体2団体)(▲2団体)

### 1. 実質赤字比率

- 2団体が早期健全化基準以上(うち1団体が財政再生基準以上)  
(※19年度決算:2団体(うち1団体が財政再生基準以上))
- 実質赤字額があるのは、市区町村で19団体  
(※19年度決算:都道府県で1団体、市区町村で23団体)



◆ 早期健全化基準以上である団体の実質赤字比率 (単位:%)

都道府県名	市区町村名	実質赤字比率
北海道	夕張市	703.60 (15.00)
奈良県	御所市	16.31 (13.74)

(注) 1. 実質赤字比率の高い順に記載している。  
2. ( )内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じ11.25%~15%)である。  
3. 夕張市の実質赤字比率は、財政再生基準(20%)以上である。

### 2. 連結実質赤字比率

- 2団体が早期健全化基準以上(うち1団体が財政再生基準以上)  
(※19年度決算:11団体(うち2団体が財政再生基準以上))
- 連結実質赤字額があるのは、市区町村で39団体  
(※19年度決算:市区町村で71団体)



◆ 早期健全化基準以上である団体の連結実質赤字比率 (単位:%)

都道府県名	市区町村名	連結実質赤字比率
北海道	夕張市	705.67 (20.00)
大阪府	泉佐野市	26.42 (17.44)

(注) 1. 連結実質赤字比率の高い順に記載している。  
2. ( )内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じ16.25%~20%)である。  
3. 夕張市の連結実質赤字比率は、財政再生基準(平成21年度に適用される40%)以上である。

# 平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の概要②

### 3. 実質公債費比率

- 20団体が早期健全化基準以上(うち1団体が財政再生基準以上)  
(※19年度決算:33団体(うち2団体が財政再生基準以上))
- 20団体はすべて市区町村
- 都道府県の平均値は12.8%、市区町村は11.8%



◆ 早期健全化基準以上である団体の実質公債費比率 (単位:%)

都道府県名	市区町村名	実質公債費比率
北海道	夕張市	42.1
長野県	王滝村	32.1
鳥取県	日野町	30.2
北海道	洞爺湖町	29.8
福島県	双葉町	29.4
沖縄県	伊平屋村	29.0
北海道	江差町	28.6
北海道	中頓別町	28.3
北海道	浜頓別町	28.2
高知県	安芸市	27.6
沖縄県	座間味村	27.4
沖縄県	伊是名村	27.4
北海道	歌志内市	26.8
群馬県	嬭恋村	26.7

兵庫県	香美町	26.6
北海道	由仁町	26.4
奈良県	上牧町	26.4
北海道	利尻町	26.2
山形県	新庄市	25.9
奈良県	御所市	25.8

(注) 1. 実質公債費比率の高い順に記載している。  
2. 実質公債費比率の早期健全化基準は、25%である。  
3. 夕張市の実質公債費比率は、財政再生基準(35%)以上である。

### 4. 将来負担比率

- 3団体が早期健全化基準以上(※19年度決算:5団体)
- 3団体はすべて市区町村
- 都道府県の平均値は219.3%、市区町村は100.9%



◆ 早期健全化基準以上である団体の将来負担比率 (単位:%)

都道府県名	市区町村名	将来負担比率
北海道	夕張市	1164.0
大阪府	泉佐野市	393.5
青森県	大鱒町	392.6

(注) 1. 将来負担比率の高い順に記載している。  
2. 将来負担比率の早期健全化基準は、都道府県・政令市が400%であり、市区町村が350%である。

## 平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の概要③

### II. 資金不足比率の状況

#### 資金不足比率

- 全7,345公営企業会計中、61会計が経営健全化基準以上(※19年度決算:全7,448公営企業会計中、156会計)
- 資金の不足額がある公営企業会計は202会計(※19年度決算:256会計)

#### ◆ 経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	合計
水道事業	0 / 26	0 / 18	2 / 1,247	0 / 99	2 / 1,390
簡易水道事業	0 / 1	0 / 6	4 / 908	0 / 3	4 / 918
工業用水道事業	0 / 41	0 / 8	0 / 94	0 / 8	0 / 151
交通事業	0 / 3	3 / 20	7 / 68	0 / 4	10 / 95
電気事業	0 / 28	0 / 4	0 / 28	0 / 3	0 / 63
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 30	0 / 1	0 / 32
港湾整備事業	0 / 32	0 / 4	0 / 36	0 / 6	0 / 78
病院事業	0 / 48	0 / 18	8 / 512	2 / 80	10 / 658
市場事業	0 / 8	1 / 18	2 / 138	0 / 11	3 / 175
と畜場事業	0 / 2	0 / 6	1 / 44	0 / 13	1 / 65
宅地造成事業	0 / 53	0 / 24	9 / 444	3 / 8	12 / 529
下水道事業	0 / 45	0 / 27	6 / 2,616	0 / 22	6 / 2,710
観光施設事業	0 / 5	0 / 6	12 / 325	0 / 2	12 / 338
その他事業	0 / 17	0 / 0	1 / 83	0 / 43	1 / 143
合計	0 / 309	4 / 160	52 / 6,573	5 / 303	61 / 7,345

(注)分母は事業種類別の公営企業会計数である。

28

## 夕張市財政再生計画の概要

1. 財政再生の期間 平成21年度から平成41年度まで(21年間)
2. 解消すべき赤字額 322億円
3. 内容
  - (1) 歳入の確保
    - ① 税率の引上げ
      - ・個人市民税均等割3,500円、同所得割6.5%、固定資産税1.45%、軽自動車税標準税率の1.5倍
    - ② 使用料、手数料の見直し
      - ・施設使用料+50%、各種交付・閲覧手数料+150~200円、ゴミ処理手数料新設 等
  - (2) 歳出の削減
    - ① 人件費の見直し
      - ・職員数:人口規模が同程度の市町村で最も少ない水準を基本として適正化(⑱309人→⑳124人)
      - ・給与:全国の市町村の中で最も低い水準を基本として削減  
基本給平均20%削減、各種手当削減(期末勤勉手当1月削減等)  
特別職の給料・報酬:市長▲70%、副市長▲64%、議長・副議長▲40%
    - ② 事務事業の抜本的見直し
      - ・経常的経費:効率的な行政運営の継続により徹底した削減
      - ・投資的経費:真に必要なもののみ計上、それ以外は計画変更で対応  
市営住宅再編整備、老朽化した診療所・し尿処理場の改築等市民生活に直結する課題には対応
  - (3) まちづくりの推進及び高齢者・子育て・教育への配慮
    - ・まちづくり:コンパクトで効率的なまちづくりを目指す
    - ・敬老パス:自己負担額の引下げ(300円→100円)
    - ・保育料:引上げを中止し、平成21年度の水準で据置き

29

## 夕張市の再生振替特例債各年度償還額（計画・実績）

借入額 32,199,000千円  
 利率 17年償還（3年据置）元利均等 1.50%

（単位：千円）

区 分	年 度	計画初年度の前年度	計画初年度 (平成21年度)		平成22年度 (第2年度)	平成23年度 (第3年度)	平成24年度 (第4年度)	平成25年度 (第5年度)	平成26年度 (第6年度)	平成27年度 (第7年度)
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
前年度未償還元金	計画値	0	( 32,199,000 )	32,199,000	32,199,000	32,199,000	32,199,000	32,199,000	30,115,752	28,001,139
	実績値	0	( 32,199,000 )	32,199,000	32,199,000	32,199,000	32,199,000	32,199,000	30,115,752	28,001,139
償還額	計画値	0	0	453,212	482,985	482,985	482,985	2,558,450	2,558,449	2,558,430
	実績値	0	0	453,212	482,985	482,985	482,985	2,558,450	2,558,449	2,558,430
元 金	計画値	0	0	0	0	0	0	2,083,248	2,114,613	2,146,452
	実績値	0	0	0	0	0	0	2,083,248	2,114,613	2,146,452
利 子	計画値	0	0	453,212	482,985	482,985	482,985	475,202	443,836	411,998
	実績値	0	0	453,212	482,985	482,985	482,985	475,202	443,836	411,998
未償還元金	計画値	0	32,199,000	32,199,000	32,199,000	32,199,000	32,199,000	30,115,752	28,001,139	25,854,687
	実績値	0	32,199,000	32,199,000	32,199,000	32,199,000	32,199,000	30,115,752	28,001,139	25,854,687

区 分	年 度	平成28年度 (第8年度)	平成29年度 (第9年度)	平成30年度 (第10年度)	平成31年度 (第11年度)	平成32年度 (第12年度)	平成33年度 (第13年度)	平成34年度 (第14年度)	平成35年度 (第15年度)
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
前年度未償還元金	計画値	25,854,687	23,675,918	21,464,345	19,219,474	16,940,804	14,627,825	12,280,021	9,896,868
	実績値	25,854,687	23,675,918	21,464,345	19,219,474	16,940,804	14,627,825	12,280,021	9,896,868
償還額	計画値	2,558,449	2,558,449	2,558,449	2,558,449	2,558,450	2,558,450	2,558,450	2,558,450
	実績値	2,558,449	2,558,449	2,558,449	2,558,449	2,558,450	2,558,450	2,558,450	2,558,450
元 金	計画値	2,178,769	2,211,579	2,244,871	2,278,670	2,312,979	2,347,804	2,383,153	2,419,034
	実績値	2,178,769	2,211,579	2,244,871	2,278,670	2,312,979	2,347,804	2,383,153	2,419,034
利 子	計画値	379,680	346,876	313,578	279,779	245,471	210,646	175,297	139,416
	実績値	379,680	346,876	313,578	279,779	245,471	210,646	175,297	139,416
未償還元金	計画値	23,675,918	21,464,345	19,219,474	16,940,804	14,627,825	12,280,021	9,896,868	7,477,834
	実績値	23,675,918	21,464,345	19,219,474	16,940,804	14,627,825	12,280,021	9,896,868	7,477,834

区 分	年 度	平成36年度 (第16年度)	平成37年度 (第17年度)	平成38年度 (第18年度)	平成39年度 (第19年度)	平成40年度 (第20年度)	平成41年度 (第21年度)
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
前年度未償還元金	計画値	7,477,834	5,022,378	2,529,952	0	0	0
	実績値	7,477,834	5,022,378	2,529,952	0	0	0
償還額	計画値	2,558,450	2,558,450	2,558,449	0	0	0
	実績値	2,558,450	2,558,450	2,558,449	0	0	0
元 金	計画値	2,455,456	2,492,426	2,529,952	0	0	0
	実績値	2,455,456	2,492,426	2,529,952	0	0	0
利 子	計画値	102,994	66,024	28,497	0	0	0
	実績値	102,994	66,024	28,497	0	0	0
未償還元金	計画値	5,022,378	2,529,952	0	0	0	0
	実績値	5,022,378	2,529,952	0	0	0	0

30

## 夕張市の健全化判断比率（計画・実績）

健全化判断比率	年 度	計画初年度の前年度	計画初年度 (平成21年度)		平成22年度 (第2年度)		平成23年度 (第3年度)		平成24年度 (第4年度)		平成25年度 (第5年度)		平成26年度 (第6年度)		平成27年度 (第7年度)	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実質赤字比率	計画値	703.60	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	実績値	( 15.00 )	( 15.00 )	( 15.00 )	( 14.94 )	( 14.91 )	( 15.00 )	( 15.00 )	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
連結実質赤字比率	計画値	705.67	0.00	0.00	0.36	0.00	0.27	0.00	0.17	0.07	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	実績値	( 20.00 )	( 20.00 )	( 20.00 )	( 19.94 )	( 19.91 )	( 20.00 )	( 20.00 )	0.17	0.07	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
実質公債費比率	計画値	42.1	38.8	36.8	43.1	42.8	41.5	40.9	41.3	50.6	65.6	83.1	83.1	83.1	83.1	83.1
	実績値	( 25.0 )	( 25.0 )	( 25.0 )	( 25.0 )	( 25.0 )	( 25.0 )	( 25.0 )	41.3	50.6	65.6	83.1	83.1	83.1	83.1	83.1
将来負担比率	計画値	1,164.0	1,091.1	1,091.1	935.2	925.0	937.0	891.3	893.9	849.4	832.1	776.3	776.3	776.3	776.3	776.3
	実績値	( 350.0 )	( 350.0 )	( 350.0 )	( 350.0 )	( 350.0 )	( 350.0 )	( 350.0 )	893.9	849.4	832.1	776.3	776.3	776.3	776.3	776.3

健全化判断比率	年 度	平成28年度 (第8年度)	平成29年度 (第9年度)	平成30年度 (第10年度)	平成31年度 (第11年度)	平成32年度 (第12年度)	平成33年度 (第13年度)	平成34年度 (第14年度)	平成35年度 (第15年度)
		計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値
実質赤字比率	計画値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
連結実質赤字比率	計画値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
実質公債費比率	計画値	85.4	83.2	81.1	77.2	77.1	78.9	81.1	83.3
将来負担比率	計画値	780.8	699.5	630.9	565.7	496.0	465.3	398.8	331.3

健全化判断比率	年 度	平成36年度 (第16年度)	平成37年度 (第17年度)	平成38年度 (第18年度)	平成39年度 (第19年度)	平成40年度 (第20年度)	平成41年度 (第21年度)
		計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値
実質赤字比率	計画値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
連結実質赤字比率	計画値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
実質公債費比率	計画値	84.0	84.6	85.3	59.4	33.4	7.0
将来負担比率	計画値	259.7	183.8	105.3	29.2	-	-

31

# 夕張市、北海道及び総務省による「三者協議」の結果について

○目的

財政再生団体である夕張市、北海道及び総務省の実務担当者が夕張市の財政再建と地域再生に資するため、現状と課題を把握するとともに認識の共有化を図り、その対策について協議を行うもの。

○開催地 北海道夕張市

○行程

平成24年7月19日(木)～20日(金)

【1日目(19日)】

午後: 公共施設等現地視察 等(市営住宅、ユーパコの湯、一般廃棄物処分場、旭町浄水場 等)

【2日目(20日)】

午前: 三者協議/午後: 三者協議、記者会見

○出席者

夕張市: 理事(副市長級)、課長ほか

北海道: 地域行政局長(部次長級)、再生支援担当課長ほか

総務省: 財務調査課長、財務調査官ほか

○協議結果

夕張市が整理した45の課題のうち、特に17項目(短期的課題13項目、中長期的課題4項目)を中心に議論。そのうち、緊急性があるもの、真に必要と認められるもの(8項目)については、前向きに進めていくことで合意。それ以外の課題については引き続き検討することを確認。

○その他

夕張市長から、総務省と北海道に対して財政再生計画の期間短縮に関する要望あり。

## ○ 三者協議課題一覧

1 短期的課題

No.	項 目	No.	項 目
1	民間賃貸住宅建設促進	26	救急救命士就業前病院実習及び再教育(生涯研修)に係る経費
2	小学校入学前の乳幼児の医療費無料化	27	防災ハザードマップの作成
	行政執行体制の確保	28	観光案内業務のあり方
	(1)行政執行体制の確保(派遣職員)		サポートセンター廃止に伴う業務
3	(2)市有林の管理技術者育成	29	(1)サポートセンター廃止に伴う業務(土木施設)
	(3)廃棄物処理施設技術管理者育成		(2)サポートセンター廃止に伴う業務(体育施設)
	(4)消防職員数	30	旧宮野じん芥焼却場解体
4	農業振興施策	31	運営住宅取得及び運営住宅建設
5	廃屋・空き家対策	32	救急救命士免許の取得
6	生活館等の維持管理	33	消防通信指令台整備
7	観光施設のあり方		電算システムの更新と維持
8	橋梁の点検・補修		(1)総合行政システムに係る利用料及び運営保守委託料
9	夕張市耐震改修促進計画の策定及び改修工事等		(2)ホームページのリニューアル
10	行政財産の計画修繕		(3)土地賃付料システムの導入
11	市有財産の解体及び管理	34	(4)確定申告支援システムの更新
	豪雪による公共施設の被害		(5)確定申告支援システム更新に伴う保守業務委託
	(1)豪雪による公共施設の被害(市営住宅)		(6)家屋評価図形計算システムの更新
12	(2)豪雪による公共施設の被害(普通財産)		(7)検診受付システムに係るサーバー機の更新及びシステム改修
	(3)豪雪による公共施設の被害(知られざる世界の動物館)		(8)北海道公立学校校務システムの導入
	(4)豪雪による公共施設の被害(土木施設)	35	北海道公立学校校務支援システム用パソコン整備
	(5)豪雪による公共施設の被害(ゆうばりテニスコート)	36	廃校舎活用のための国有地の弾力的な取扱い
13	夕張市美術館		
14	市道清水沢中央2号線交差点改良事業		
15	ふれあいサロン行政窓口業務委託		
16	妊婦健康診査		
17	子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業		
18	市立診療所等改築事業		
19	学校統合に伴う児童・生徒の遠距離通学費		
20	林道の管理		
21	交通体系の確保		
22	小中学校パソコン整備		
23	平和運動公園の芝替替		
24	文化スポーツセンターのアリーナワックスかけ		
25	消防救急無線デジタル化整備		

2 中長期的課題

No.	項 目
1	市営住宅再編事業(Ⅱ・Ⅲ期計画)
2	一般廃棄物最終処分場建設
3	CBM(炭層メタンガス)の有効活用
4	法改正によるシステムの改修(マイナンバー法の施行)
5	し尿処理場閉鎖後の流出重油の回収
6	し尿処理場閉鎖に伴う各処理槽清掃
7	し尿処理場閉鎖に伴う維持管理
8	はしご付消防自動車の更新
9	戸籍事務の電算化導入

平成22年度 財政状況資料集

総括表 (市町村)

Main summary table containing demographic data, fiscal indicators, and administrative statistics for the city of Nishino.

(注釈) ※1: 経常収支比率の( )内の数値は、「減収増補償(特例分)」及び「臨時財政対策債」を除いて算出したものである。 ※2: 地方公共団体の損失補償等を行っている出資法人で、健全化法の算出対象となっていない団体については、「地方公共・第三セクター等」の団体名に○印を付与している。 ※3: 資金不足比率には、資金が不足している団体のみ記載している。

平成22年度 神奈川県横浜市

(1) 普通会計の状況 (市町村)

Detailed financial statement table showing income, expenses, and balance sheets for the general account.

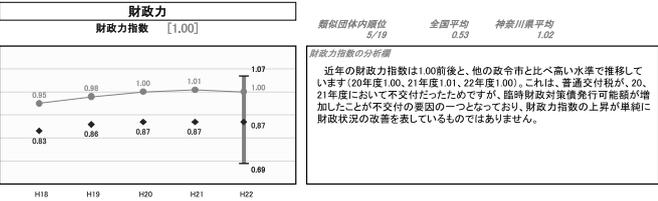
(注釈) 普通建設事業費の補助事業費には委託事業費のうちの補助事業費を含む。 単独事業費には同級他団体施行事業負担金及び委託事業費のうちの単独事業費を含む。

Table with multiple columns and rows, likely a financial statement or detailed report. Includes various numerical data points and headers.

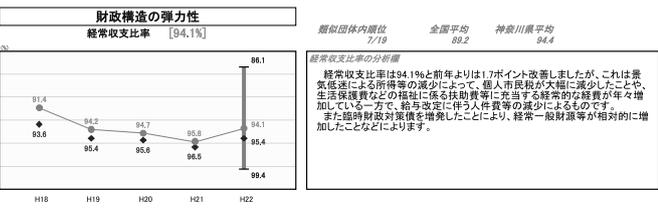
(3) 市町村財政比較分析表(普通会計決算)

Summary table with key financial indicators: 人口 (3,627,000), 歳入総額 (1,399,135,284), 歳出総額 (1,377,851,232), 実質公債費比率 (18.0%), etc.

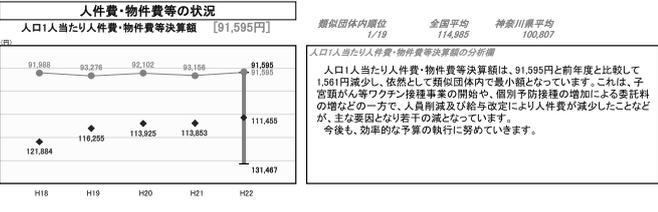
※市町村別は、人口および産業構造等により全国の市町村を3つのグループに分けたものである。当該団体と同じグループに属する団体を類似団体とする。



近年の財政力指数は1.00前後と、他の政令市と比べ高い水準で推移しています(20年度1.00、21年度1.01)。これは、普通交付税が20、21年度において不交付だったためです。



経常収支比率は94.1%と前年よりは1.7ポイント改善しましたが、これは景気低迷による所得等の減少によって、個人市民税が大幅に減少したことや、生活保護費などの福祉に係る経費等に充当する経常的な経費が年々増加している一方で、給与改定に伴う人件費等の減少によるものです。

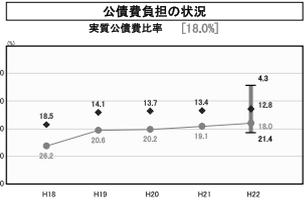


人口1人当たり人件費・物件費等決算額は、91,595円と前年度と比較して1,561円減少し、依然として類似団体内で最小額となっています。

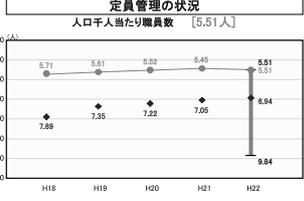
平成22年度 神奈川県横浜市



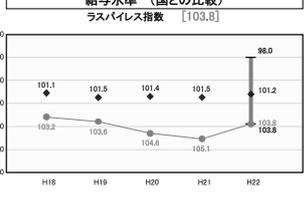
将来負担比率は234.4%と類似団体平均値よりは上回っています。昭和20年代～40年代の急激な人口増加に対応するため、下水道や地下鉄をはじめとした都市基盤整備が急ピッチで進められたことによる地方債の償還負担が大きいことが主な要因です。



横浜市は、過去の急激な人口増加に対応するためインフラ整備等を急ピッチで進めたこと、この影響により市債の返済に伴う公債費負担が大きいためなどの影響により、類似団体の中で実質公債費比率は高い水準となっています。



横浜市中期計画において、18年度から22年度までの5年間で職員数▲1,900人以上(平成17年度比)の削減目標を掲げ、取り組みを進めてきました。23年4月現在では、東日本大震災の影響により、責任職の人事異動を5月1日に実施したことから、22年度末退職予定者が給与延滞となり、一時に職員数が増加しているものの、人口千人当たり職員数(普通会計)は、類似団体内で最少となっています。



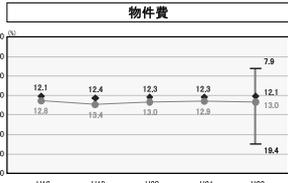
前年度と比べて1.3ポイント下がっています。横浜市は、特殊勤務手当など諸手当の引下げを他都市に先駆けて行ってきたため、総務員(本給)のみで算出する給与水準は高い水準をとりやすい傾向がありますが、実際に職員に支給される諸手当を含めた平均給与月額では、指定都市の平均を下回る水準となっています。

(4)-1 市町村経常経費分析表(普通会計決算)

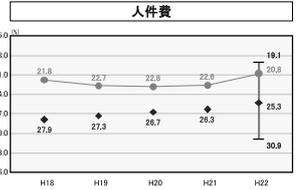
経常収支比率の分析

人口	3,627,000人(23.3,31現在)	実質増減率	1.0%
面積	437.38km <sup>2</sup>	実質増減率	18.0%
総人口	1,399,135人(平均)	実質増減率	234.4%
総面積	1,377,851.232(平均)	実質増減率	18.0%
実収支	9,196,419(平均)	実質増減率	18.0%
標準財政規模	192,561.372(平均)	実質増減率	234.4%
地方債現在高	2,221,136,632(平均)	実質増減率	18.0%

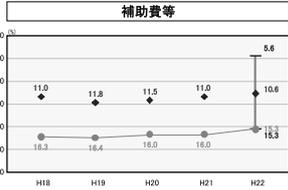
◆ 当該団体の値  
● 類似団体内平均値  
↑ 類似団体内の最大値及び最小値



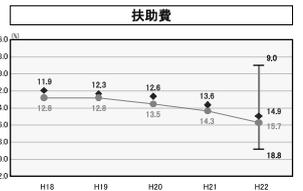
物件費の分析  
物件費に係る経常収支比率が平均を上回っているのは、指定管理など業務の民間委託を推進し、職員人件費等から委託料などの物件費への転移が進んでいることによるものです。このことは人員費比率が低いことにも現れています。



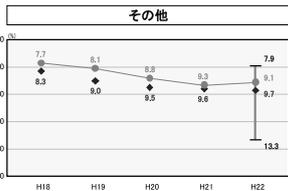
人件費の分析  
定数削減を行ってきたことなどにより、人口1,000人当たり職員数が類似団体では一番に低く、それに伴い人件費に係る経常収支比率も20.8%と類似団体平均である25.3%を大きく下回っています。



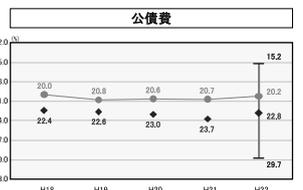
補助費等の分析  
補助費等に係る割合が類似団体の中で最も高いのは、本市が運営する地下鉄、病院や大学にかかる運営費が多いことによるものです。今後は、企業会計等に対する補助費等については、経営計画の見直し等により、補助金の縮減を図ることとしています。



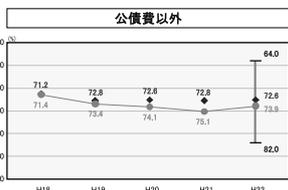
扶助費の分析  
扶助費に係る経常収支比率が類似団体の平均を上回っている要因として子ども手当制度の創設や、生活保護費の額が増加していることがあげられます。制度の適正な運用と、取次支援などを進めることで、財政需要の抑制を図ります。



その他の分析  
その他に係る経常収支比率が類似団体平均を下回っているのは、補助費の比率が他の類似団体より高いことから、相対的に低くなっていると考えられます。



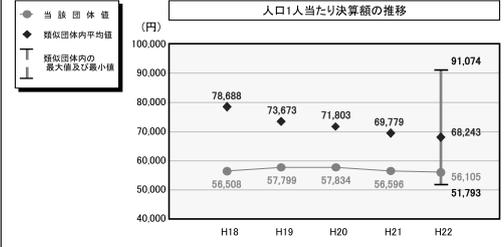
公債費の分析  
平成22年度の発行額は前年度比で再び減少し、平成9年度から行ってきた市債の発行抑制の効果もあり、類似団体の平均よりも下回っています。



公債費以外の分析  
扶助費及び補助費に係る経常収支比率の割合が高く、比率を押し上げています。

(4)-2 市町村経常経費分析表(普通会計決算)

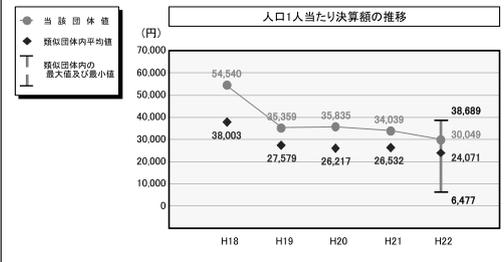
人件費及び人件費に準ずる費用の分析



人件費及び人件費に準ずる費用	当該団体決算額 (千円)		人口1人当たり決算額 (円)		対比 (%)
	当該団体	類似団体平均	当該団体	類似団体平均	
人件費	191,264,719	52,734	68,976	▲ 23.5	
資金(物件費)	13,277,247	3,661	1,745	▲ 109.8	
一部事務組合負担金(補助費等)	355	0	39	▲ 100.0	
公営企業(法適)等に対する繰出し(補助費等)	3,039,791	838	1,838	▲ 54.4	
公営企業(法適)等に対する繰出し(投資及び出資金・貸付金)	-	-	29	-	
公営企業(法非適)等に対する繰出し(繰出し)	7,195,567	1,984	1,949	▲ 1.8	
事業費支分に係る職員の人件費(投資的経費)	4,736,440	1,306	1,368	▲ 4.5	
▲退職金	▲ 16,020,880	▲ 4,417	▲ 7,702	▲ 42.7	
合計	203,493,239	56,105	68,243	▲ 17.8	

参考	当該団体	類似団体平均	対比(差引)
人口1,000人当たり職員数(人)	5.51	6.94	▲ 1.43
ラズバイス指数	103.8	101.2	▲ 2.6

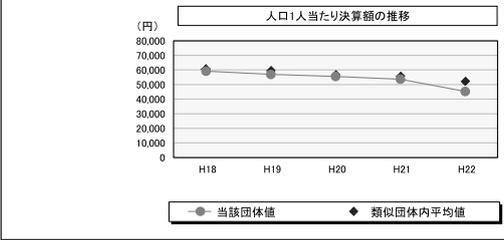
公債費及び公債費に準ずる費用の分析



公債費及び公債費に準ずる費用(実質公債費比率の構成要素)	当該団体決算額 (千円)		人口1人当たり決算額 (円)		対比 (%)
	当該団体	類似団体平均	当該団体	類似団体平均	
元利償還金の額(繰上償還額等を除く)	108,503,759	29,916	37,769	▲ 20.8	
精立不足額を考慮して算定した額	34,291,504	9,455	3,875	▲ 144.0	
満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	76,243,337	21,021	19,006	▲ 10.6	
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	69,459,067	19,151	15,147	▲ 26.4	
一部事務組合等の起した地方債に充てたと認められる補助金又は負担金に充当する一般財源等	-	-	233	-	
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものに充当する一般財源等	1,932,308	533	1,323	▲ 59.7	
一時借入金(同一団体における会計間の現金運用に係る利子は除く)	10,378	3	31	▲ 90.3	
▲特定財源の額	▲ 66,074,473	▲ 18,217	▲ 16,910	▲ 7.7	
▲地方債に係る元金償還金及び元金償還金に要する経費として償還交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額	▲ 115,376,435	▲ 31,810	▲ 36,403	▲ 12.6	
合計	108,989,445	30,049	24,071	▲ 24.8	

※平成23年度中に市町村合併した団体で、合併前の団体ごとの決算に基づく実質公債費比率を算出していない団体については、グラフを表記しない。

(参考) 普通建設事業費の分析



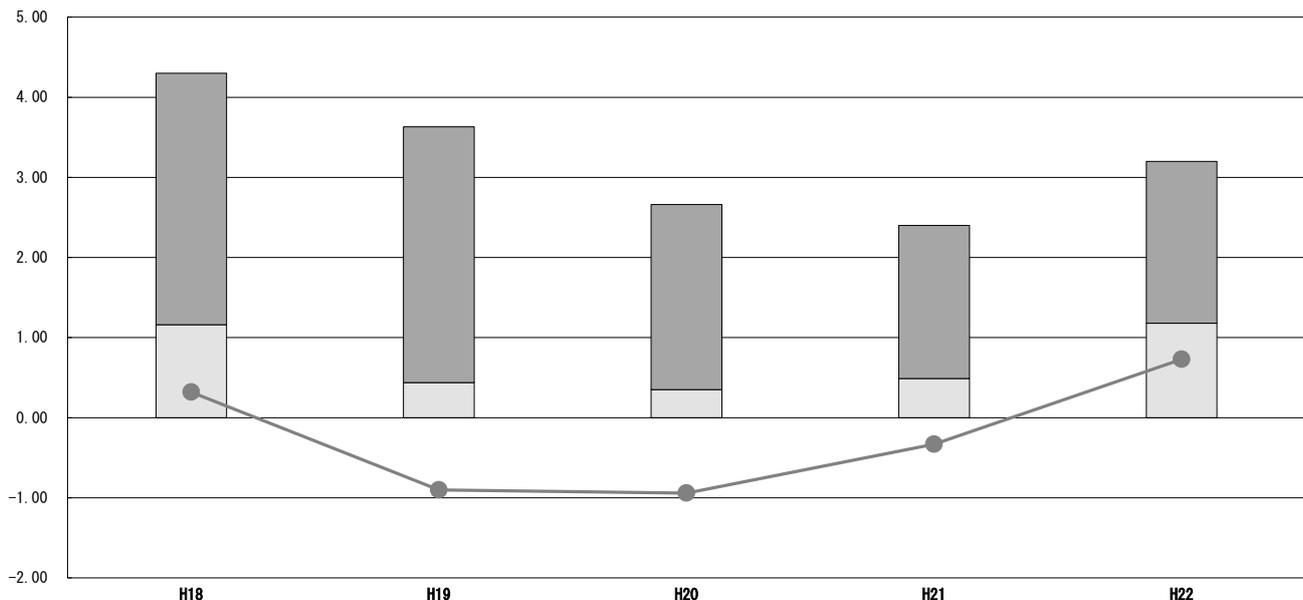
普通建設事業費	当該団体決算額 (千円)		人口1人当たり決算額 (円)			
	当該団体	類似団体平均	増減率(A)	類似団体平均(B)	増減率(B)	(A)-(B)
H18	210,907,776	59,194	1.1	60,601	▲ 6.7	12.8
うち単独分	132,519,657	37,193	3.4	36,072	▲ 6.7	10.1
H19	204,255,918	56,963	▲ 3.8	59,665	▲ 1.5	▲ 2.3
うち単独分	131,573,941	36,693	▲ 1.3	36,304	▲ 0.6	▲ 1.9
H20	200,240,720	55,531	▲ 2.5	56,795	▲ 4.8	2.3
うち単独分	125,450,861	34,790	▲ 5.2	32,946	▲ 9.2	4.0
H21	194,344,078	53,678	▲ 3.3	55,769	▲ 1.8	▲ 1.5
うち単独分	116,816,634	32,265	▲ 7.3	31,551	▲ 4.2	▲ 3.1
H22	164,327,619	45,307	▲ 15.6	52,334	▲ 6.2	▲ 9.4
うち単独分	98,143,641	27,059	▲ 16.0	29,965	▲ 5.0	▲ 11.1
過去5年間平均	194,815,222	54,135	▲ 2.8	57,033	▲ 3.2	▲ 0.4
うち単独分	120,900,947	33,600	▲ 5.3	33,368	▲ 4.9	▲ 0.4

(5) 実質収支比率等に係る経年分析（市町村）

平成22年度

神奈川県横浜市

標準財政規模比（％）



標準財政規模比（％）

区分	年度	H18	H19	H20	H21	H22
財政調整基金残高		3.14	3.19	2.31	1.91	2.02
実質収支額		1.16	0.44	0.35	0.49	1.18
実質単年度収支		0.32	▲ 0.90	▲ 0.94	▲ 0.33	0.73

分析欄

景気低迷による実質収支の悪化の傾向が平成19～21年に現れている。平成19年度から基金の取崩しを行った事による財政調整基金残高比率の低下に現れている。  
平成22年度は実質収支比率が平成18年度の水準まで回復しているが、財政調整基金残高比率は過年度の取崩しによる影響で、平成20年度を下回る水準となっている。

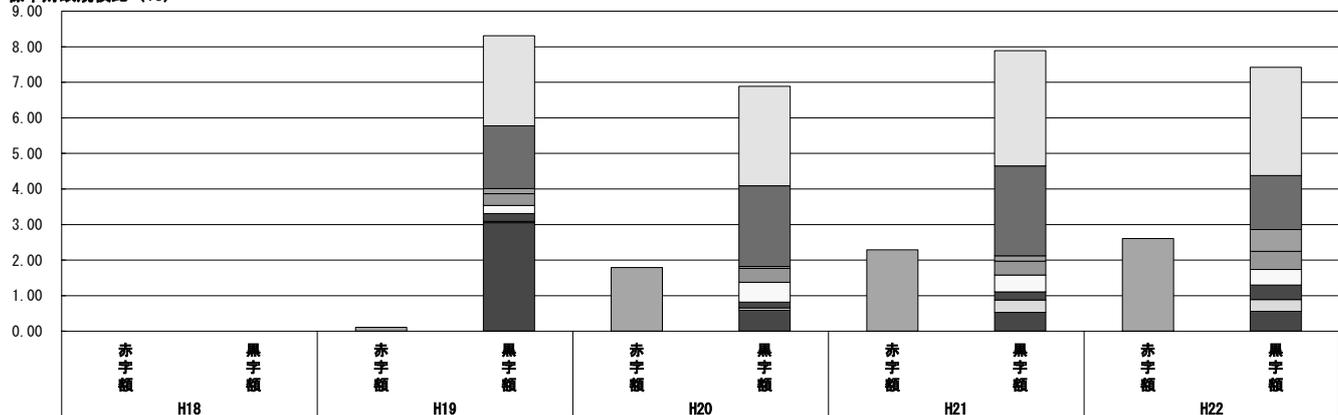
1/1

(6) 連結実質赤字比率に係る赤字・黒字の構成分析（市町村）

平成22年度

神奈川県横浜市

標準財政規模比（％）



標準財政規模比（％）

会計	年度	H18	H19	H20	H21	H22
国民健康保険事業費会計		-	▲ 0.11	▲ 1.79	▲ 2.29	▲ 2.61
水道事業会計		-	2.53	2.80	3.24	3.04
下水道事業会計		-	1.77	2.27	2.53	1.52
一般会計		-	0.14	0.05	0.15	0.61
自動車事業会計		-	0.33	0.39	0.39	0.51
介護保険事業費会計		-	0.23	0.56	0.47	0.44
病院事業会計		-	0.22	0.16	0.23	0.41
公共事業用地費会計		-	0.04	0.07	0.35	0.33
その他会計（赤字）		-	-	-	-	-
その他会計（黒字）		-	3.05	0.59	0.53	0.56

分析欄

全会計のうち、赤字会計である国民健康保険事業費会計については、国民健康保険料を含めた滞納債権整理強化などの取組みにより滞納額は縮減しているものの、その収支不足額は増加しています。黒字会計の中心となる公営企業会計については、人件費の減など費用の削減に取り組んだことなどにより、一部の事業を除き改善または安定傾向にあります。このため、各黒字会計の実質収支・資金剰余額が赤字会計の実質収支不足額の増を上回り、全体では連結実質赤字比率は発生していません。  
財源の確保や公平性の担保の観点から、市税や国民健康保険料などの未収債権回収整理の取組みをすすめており、今後も未収債権額（滞納額）の圧縮に努めていきます。また、各公営企業を取り巻く経営環境についても、近年の景気低迷等による収入の伸び悩みや、施設等の老朽化による維持修繕など厳しい状況にあることから、より一層のコスト削減に努めます。

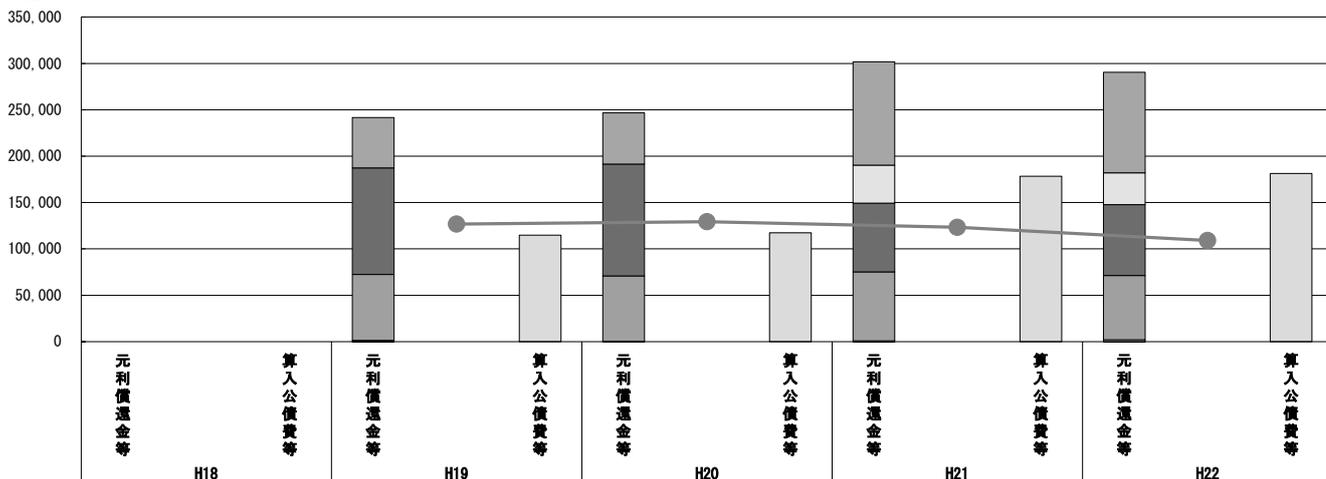
※平成23年度中に市町村合併した団体で、合併前の団体ごとの決算に基づく連結実質赤字比率を算出していない団体については、グラフを表記しない。

(7) 実質公債費比率（分子）の構造（市町村）

平成22年度

神奈川県横浜市

(百万円)



(百万円)

分子の構造		年度	H18	H19	H20	H21	H22
元利償還金等(A)	元利償還金	-	54,446	55,112	111,347	108,504	
	積立不足額考慮算定額	-	-	-	40,987	34,292	
	満期一括償還地方債に係る年度割相当額	-	114,872	120,760	74,155	76,243	
	公営企業債の元利償還金に対する繰入金	-	71,100	70,261	74,393	69,459	
	組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等	-	1,162	-	-	-	
	債務負担行為に基づく支出額	-	132	457	701	1,932	
	一時借入金利息	-	7	37	57	10	
算入公債費等(B)	算入公債費等	-	114,928	117,410	178,398	181,451	
(A)-(B)	実質公債費比率の分子	-	126,791	129,217	123,242	108,989	

分析欄

平成21年度に比べて、満期一括償還地方債に係る年度割相当額、債務負担行為に基づく支出額は増加したものの、元利償還金等のその他の要素が全て減少しています。また、控除対象となる算入公債費等は増加しています。以上により、実質公債費比率が低下したと考えられます。

※平成19年度決算と平成20年度決算の元利償還金は特定財源の額を控除しており、満期一括償還地方債に係る年度割相当額は積立不足額を考慮して算定した額を含んでいる。

※平成23年度中に市町村合併した団体で、合併前の団体ごとの決算に基づく実質公債費比率を算出していない団体については、グラフを表記しない。

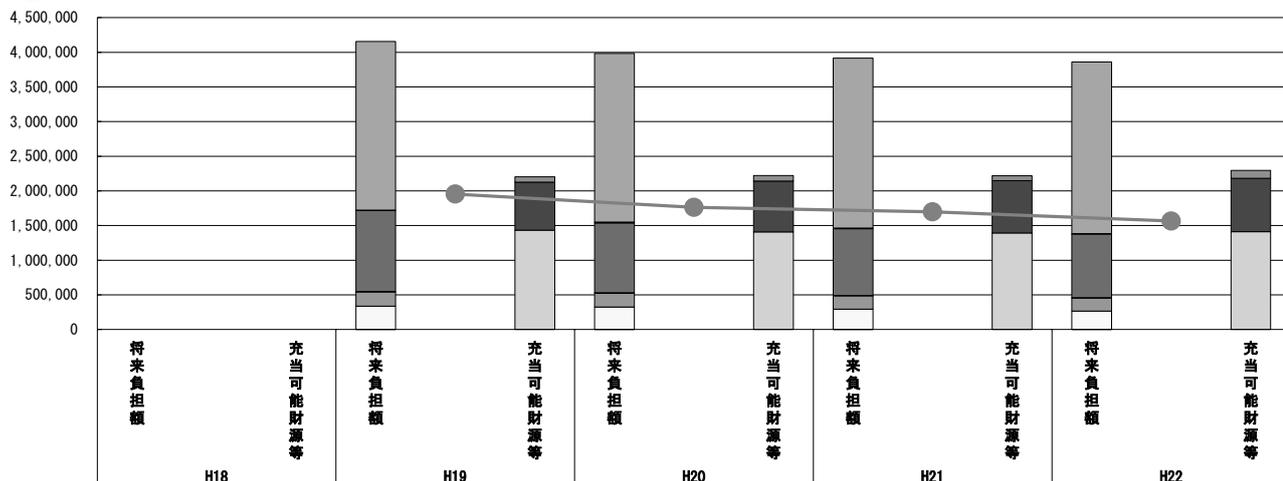
1/1

(8) 将来負担比率（分子）の構造（市町村）

平成22年度

神奈川県横浜市

(百万円)



(百万円)

分子の構造		年度	H18	H19	H20	H21	H22
将来負担額(A)	一般会計に係る地方債の現在高	-	2,433,274	2,435,148	2,452,932	2,477,559	
	債務負担行為に基づく支出予定額	-	5,226	10,070	7,930	9,316	
	公営企業債等繰入見込額	-	1,168,683	1,009,281	964,823	913,098	
	組合等負担等見込額	-	6,267	5,454	4,693	3,975	
	退職手当負担見込額	-	206,807	199,269	192,505	190,621	
	設立法人等の負債額等負担見込額	-	334,657	323,608	291,914	264,375	
	連結実質赤字額	-	-	-	-	-	
	組合等連結実質赤字額負担見込額	-	1,240	1,240	1,503	1,503	
	充当可能基金	-	76,974	82,053	70,395	113,887	
	充当可能特定歳入	-	693,119	731,891	755,216	772,448	
充当可能財源等(B)	基準財政需要額算入見込額	-	1,432,511	1,408,416	1,393,682	1,410,153	
(A)-(B)	将来負担比率の分子	-	1,953,550	1,761,710	1,697,006	1,563,958	

分析欄

昭和20年代～40年代の急激な人口増に対応するため、下水道や地下鉄をはじめとした都市基盤整備を急ピッチで進めたことにより、地方債の償還負担である一般会計に係る地方債の現在高および公営企業債等繰入見込額が高い割合を示しています。

財政の健全化のために、市債の発行抑制と、一般会計や外郭団体等の借入金の返済への着実な対応に取り組んでおり、借入金現在高は減少傾向にあります。また、減債基金の着実な積み上げにより、充当可能財源等は増加傾向にあります。

この対応を続けることで、今後も数値は減少していく見込みです。

※平成23年度中に市町村合併した団体で、合併前の団体ごとの決算に基づく将来負担比率を算出していない団体については、グラフを表記しない。

1/1

# 平成 25 年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局  
平成 25 年 1 月 29 日

## 1. 通常収支分

地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、一般財源総額を平成 24 年度と同水準を確保

一般財源総額	59.8 兆円(前年度 59.6 兆円)
・ 地方税	34.0 兆円( 同 33.7 兆円)
・ 地方譲与税・地方特別交付金	2.5 兆円( 同 2.4 兆円)
・ 地方交付税	17.1 兆円( 同 17.5 兆円)
・ 臨時財政対策債	6.2 兆円( 同 6.1 兆円)

※ 水準超経費除きの一般財源総額は 59.0 兆円(前年度 59.0 兆円)

### ○ 地方公務員給与と費の臨時特例

平成 25 年 7 月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、地方公務員給与と費を削減

- ・ 給与削減額 0.9 兆円

### ○ 防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題への対応

防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題へ対応するため、給与削減額に見合った事業費を、歳出に特別枠を設定して計上

- ・ 全国防災事業費(地方負担分) 0.1 兆円  
※ 東日本大震災分(全国防災事業)に計上
- ・ 緊急防災・減災事業費 0.5 兆円
- ・ 地域の元気づくり事業費 0.3 兆円

※ 算定にあたり、各地方公共団体のこれまでの人件費削減努力を反映

(参考)

平成 24 年度補正予算において、地域の元氣臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)を創設 1.4 兆円

## 2. 東日本大震災分

### ○ 震災復興特別交付税

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため 0.6 兆円確保

# 平成 25 年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局  
平成 25 年 1 月 29 日

## I 平成 25 年度の地方財政の姿

### 1 通常収支分

- ① 地方財政計画の規模 81兆9,100億円程度 (前年度比+500億円程度、+0.1%程度)
- ② 地方一般歳出 66兆4,200億円程度 (前年度比▲400億円程度、▲0.1%程度)
- ③ 一般財源総額 59兆7,526億円 (前年度比+1,285億円、+0.2%)  
・ 水準超経費除き 59兆 26億円 ( 同 +285億円、+0.0%)
- ④ 地方交付税の総額 17兆 624億円 (㊸17兆4,545億円、▲3,921億円、▲2.2%)
- ⑤ 地方税及び地方譲与税 36兆3,645億円 (㊸35兆9,184億円、+4,461億円、+1.2%)
- ⑥ 臨時財政対策債 6兆2,132億円 (㊸6兆1,333億円、+ 799億円、+1.3%)
- ⑦ 財源不足額 13兆2,808億円 (㊸13兆6,846億円、▲4,038億円、▲3.0%)

### 2 東日本大震災分

- (1) 復旧・復興事業
  - ① 震災復興特別交付税 6,198 億円 (㊸6,855 億円、▲ 657 億円、▲9.6%)
  - ② 規模 2兆4,000 億円程度 (㊸17,788 億円、+6,300 億円程度、+35.3%程度)
- (2) 全国防災事業
  - 規模 2,000 億円程度 (㊸6,329 億円、▲4,300 億円程度、▲67.9%程度)

## II 通常収支分

いわゆる「15ヶ月予算」の考え方に即して、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、平成24年度においては、補正予算に伴う地方負担について適切な措置を講じるとともに、平成25年度においては、地方交付税等の一般財源総額について、平成24年度地方財政計画と同水準を確保

### 1 地方財源の確保

一般財源総額 59兆7,526億円（前年度比 +1,285億円、+0.2%）

一般財源（水準超経費除き）の総額 59兆 26億円（同 +285億円、+0.0%）

※ 一般財源比率 65.4%程度(2)65.3%)

- ・ 地方税 34兆 175億円（前年度比 +3,606億円、+ 1.1%）
  - ・ 地方譲与税 2兆 3,470億円（同 + 855億円、+ 3.8%）
  - ・ 地方交付税 17兆 624億円（同 ▲3,921億円、▲ 2.2%）
  - ・ 地方特例交付金 1,255億円（同 ▲ 20億円、▲ 1.6%）
  - ・ 臨時財政対策債 6兆 2,132億円（同 + 799億円、+ 1.3%）
  - ・ 全国防災事業の一般財源充当 ▲130億円（同 ▲ 34億円、+35.4%）
- （参考）

平成 24 年度補正予算において、地域の元氣臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）を創設  
1兆 3,980億円

地方債総額 4兆9,385億円（前年度比 ▲ 936億円、▲ 1.9%）

臨時財政対策債含み 11兆1,517億円（同 ▲ 137億円、▲ 0.1%）

※ 地方債依存度（臨時財政対策債を含む） 13.6%程度(2)13.6%)

- ・ 通常債 4兆 1,385億円（前年度比 ▲ 736億円、▲ 1.7%）
  - ・ 財源対策債 8,000億円（同 ▲ 200億円、▲ 2.4%）
- （参考）臨時財政対策債 6兆 2,132億円（同 + 799億円、+ 1.3%）

### 2 地方交付税の確保

地方交付税 17兆 624億円（前年度比 ▲ 3,921億円、▲ 2.2%）

- ① 地方交付税の法定率分等
  - ・ 国税5税分の法定率分 10兆 7,948億円
  - ・ 国税決算精算分（19）、(20)等 11兆 2,304億円
  - ・ 交付税特別会計借入金償還額 ▲ 3,808億円
  - ・ 交付税特別会計借入金支払利子 ▲ 1,000億円
  - ・ 平成 24 年度からの繰越金 ▲ 1,746億円
  - 2,199億円

- ② 一般会計における加算措置等
  - ・ 折半対象以外の財源不足における補填（既往法定分等） 5兆 6,176億円
  - ・ 別枠の加算（財源不足の状況を踏まえた加算） 1兆 231億円
  - ・ 臨時財政対策特例加算 9,900億円
  - 3兆 6,045億円

- ③ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 6,500億円

（参考）地方交付税の推移（兆円）

	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
地方交付税	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4	17.5	17.1

### 3 財源不足の補填

平成25年度における財源不足 13兆2,808億円 (2)13兆6,846億円)

うち折半対象財源不足 7兆2,091億円 (2) 7兆6,722億円)

- 平成 23 年度から平成 25 年度までの間において適用することとされている国と地方の折半ルールに基づき以下のとおり補填

【折半対象以外の財源不足】

- ① 財源対策債の発行 6兆 717億円
- ② 地方交付税の増額による補填 8,000億円
- ・ 一般会計における加算措置（既往法定分等） 2兆 6,631億円
- ・ 別枠の加算（財源不足の状況を踏まえた加算） 8,231億円
- ・ 交付税特別会計剰余金の活用 9,900億円
- ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 2,000億円
- 6,500億円
- ③ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等） 2兆 6,086億円

## 8 住民税の年少扶養控除廃止等による追加増収分等

平成25年度における住民税の年少扶養控除廃止等による追加増収分等（使途未定額：886億円）については、以下の国庫補助事業の一般財源化に活用

- ・ 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業 522億円
- ・ 妊婦健康診査支援基金を活用した国庫補助事業 364億円

[上記の措置と併せて講じる措置]

### ○ 予防接種関係

- ・ 既存の予防接種法に基づく定期接種（一類疾病分）に係る公費負担の範囲（被接種者数<総接種費用>の20%分）を、子宮頸がん等ワクチン緊急促進基金を活用した国庫補助事業と同様の範囲（被接種者数<総接種費用>の90%分）に見直すべく、法令改正その他必要な措置を実施

### ○ 難病対策<特定疾患治療研究事業>関係

- ・ 平成26年度予算において都道府県の超過負担の解消を実現すべく、法制化その他必要な措置について調整
- ・ 平成25年度予算において国庫補助金を増額 436億円（②346億円）

### 【折半対象財源不足】

- ① 地方交付税の増額による補填（臨時財政対策特別加算） 7兆2,091億円
- ② 臨時財政対策債の発行（臨時財政対策特別加算相当額） 3兆6,045億円

## 4 地方長期債務残高の抑制

交付税特別会計借入金を償還 1,000億円

## 5 地方公務員給与等の臨時特例

平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、地方公務員給与等を削減 ▲8,504億円（うち一般財源▲7,854億円）

## 6 防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題への対応

防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題へ対応するため、給与削減額に見合った事業費を、歳出に特別枠を設定して計上 8,523億円

- 全国防災事業費（地方負担分） 973億円  
※東日本大震災分（全国防災事業）に計上
- 緊急防災・減災事業費 4,550億円
- 地域の元気づくり事業費 3,000億円  
※算定にあたり、各地方公共団体のこれまでの人件費削減努力を反映

## 7 社会保障関係費の自然増等への対応

国と同様、地方の社会保障関係費も毎年度大幅な自然増となることに対応し、地方負担（補助・単独）額を増額計上し、対応する財源を確保

- 地方負担（補助・単独）額の増額分の内訳
  - ・ 一般行政経費補助（生活保護、医療、介護等） 3,600億円程度
  - ・ 一般行政経費単独 1,900億円程度

### Ⅲ 東日本大震災分

#### 1 震災復興特別交付税

地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常収支とは別枠で整理した上で、震災復興特別交付税を確保

- 震災復興特別交付税 6,198億円  
(前年度比 ▲ 657億円、▲ 9.6%)
- 震災復興特別交付税により措置する財政需要
  - ① 直轄・補助事業の地方負担分 4,083億円
  - ② 地方単独事業分 1,220億円
    - ・ 単独災害復旧事業 510億円
    - ・ 中長期職員派遣、除染等 710億円
  - ③ 地方税等の減収分 895億円
    - ・ 地方税法等に基づく特例措置分 785億円
    - ・ 条例減免分 110億円

※ 平成25年度の所要額は6,198億円であるが、予算額は、年度調整分145億円を除いた6,053億円(平成24年度予算額：5,490億円)となる。

※ 震災復興特別交付税の平成23～25年度分の累計額は2兆9,392億円

#### 2 全国防災事業

東日本大震災の教訓を踏まえて実施する全国防災事業(直轄・補助事業費)を2,000億円程度計上

- 平成25年度の直轄・補助事業の地方負担分(973億円)は、地方公務員給与費の臨時特例に対応した措置分

### 地方公務員給与費の臨時特例と緊急課題への対応について

- 平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、地方公務員給与費を削減
- 防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題へ対応するため、給与削減額に見合った事業費を、歳出に特別枠を設定して計上

#### 1. 増減額

- (1) 地方公務員給与費削減額 ▲8,504億円  
(うち一般財源 ▲7,854億円)
  - (2) 緊急課題への対応
    - ① 全国防災事業費(地方負担分) 973億円
    - ② 緊急防災・減災事業費 4,550億円
    - ③ 地域の元気づくり事業費 3,000億円
- 計 8,523億円

#### 2. 緊急課題への対応に係る財政措置

地方財政計画の歳出に特別枠を設定して計上し、以下の地方財政措置を講じる。

- ① 全国防災事業費(直轄・補助事業の地方負担分) ※東日本大震災分(全国防災事業)に計上  
全国防災事業債 充当率100% 交付税措置率80%
- ② 緊急防災・減災事業費(地方単独事業)  
緊急防災・減災事業債 充当率100% 交付税措置率70%

- ③ 地域の元気づくり事業費  
・ 地域経済の活性化事業など、各地域の実情に応じた地域の元気づくり事業について、普通交付税により措置
- ・ 算定に当たっては、各地方公共団体のこれまでの人件費削減努力を反映

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(抄)(平成25年1月24日 閣議決定)

5 各地方公共団体においては、これまでも自主的な給与削減措置や定員削減などの行財政改革の取組が進められてきたところであるが、一方で、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっている。

こうした地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する。

## 緊急防災・減災事業について

平成25年度の地方公務員給与費の臨時特例に対応し、緊急に防災・減災事業に取り組むため、緊急防災・減災事業費（地方単独事業）を4,550億円計上

### 1. 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業及び災害に迅速に対応するための情報網の構築などの地方単独事業。

(1) 地域の防災力を強化するための施設の整備

- ① 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備
- ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
- ③ 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等） など

(2) 災害に強いまちづくりのための事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化
- ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
- ③ 災害時要援護者対策のための社会福祉施設の耐震化 など

(3) 災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ① 防災行政無線のデジタル化
- ② 消防救急無線のデジタル化
- ③ 広域化等に伴う高機能消防指令センターの整備 など

### 2. 財政措置

- (1) 地方債の充当率 100%
- (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

### 3. 事業年度

平成25年度

※ 全国防災事業費（直轄・補助事業の地方負担分）については、東日本震災分に全国防災事業費として97.3億円を計上し、全国防災事業債（充当率100%、交付税措置率80%）により措置。

## 住民税の年少扶養控除廃止等による追加増収分等への対応について

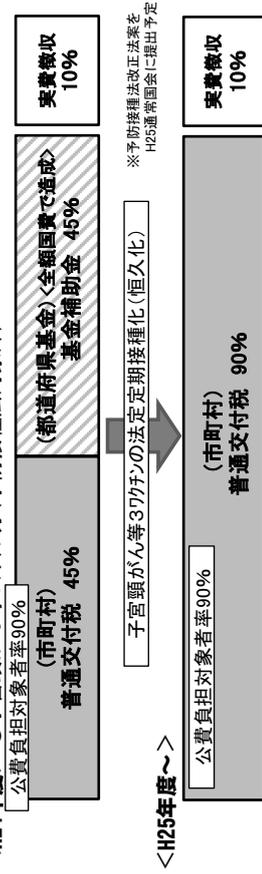
### 1. 追加増収分等への対応の概要（使途未定額：886億円）

平成25年度における追加増収分等（使途未定額：886億円）については、以下の国庫補助事業の一般財源化に活用

- ① 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業（522億円）
- ② 妊婦健康診査支援基金を活用した国庫補助事業（364億円）

### 2. 予防接種に関する財政措置の見直し(1. ①の具体的内容)

<H24年度> ○子宮頸がん等37ワクチン分（予防接種法対象外）

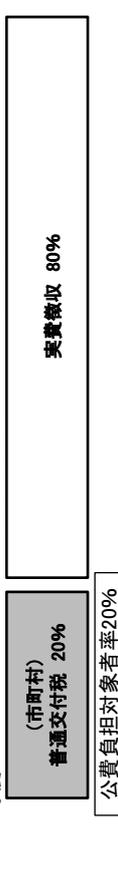


<H25年度～>

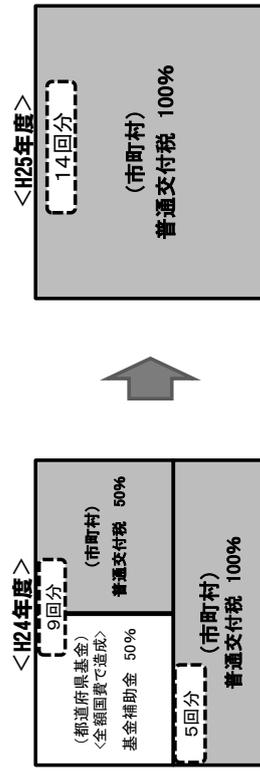


※上記の関係法令の改正により、既存定期接種ワチン<一類疾病分>

<H24年度> ○予防接種法に基づき既存定期接種ワチン<一類疾病分>



### 3. 妊婦健診に関する財政措置の見直し(1. ②の具体的内容)



### 4. 上記の措置と併せて講じる措置

難病対策<特定疾患治療研究事業>について以下の措置を実施

- ・ H26年度の超過負担解消・法制化に向けて調整
- ・ H25年度の国費を積み増し

<難病対策予算額> <H24> <H25>

事業費	1274億円	1338億円
国費	346億円	436億円

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

		(単位：億円)	
区分	平成25年度 (見込み)	平成24年度	
歳入	819,100 程度	818,647	
地方	340,175	336,569	
地方譲与税	23,470	22,615	
地方特例交付金	1,255	1,275	
地方交付税	170,624	174,545	
地方債	111,517	111,654	
うち臨時財政対策債	62,132	61,333	
全国防災充実分	▲130	▲96	
主な地方財政関係指標	597,526	596,241	
一般財源総額	②+③+④+⑤+⑦+⑧		
一般財源比率	②+③+④+⑤+⑧ ①	65.4% 程度	65.3%
地方債依存度	⑥ ①	13.6% 程度	13.6%

(参考)

- 地方の借入金残高 201兆円程度（平成25年度末見込み）  
（東日本大震災分を含む）
- ※平成24年度末見込み 201兆円程度
- 交付税特別会計借入金残高 33.3兆円（平成25年度末見込み）
- ※平成24年度末見込み 33.4兆円

1. 平成25年度地方財政収支見通しの概要（通常収支分）

項目	平成25年度 (見込)	平成24年度	増減率 (見込)
地方譲与税	23,470 億円	22,615 億円	3.8 %
地方特例交付金	1,255 億円	1,275 億円	▲1.6 %
地方交付税	170,624 億円	174,545 億円	▲2.2 %
地方債	111,517 億円	111,654 億円	▲0.1 %
うち臨時財政対策債	62,132 億円	61,333 億円	1.3 %
全国防災充実分(注2)	▲130 億円	▲96 億円	35.4 %
歳入合計	819,100 億円	818,647 億円	0.1 %
「一般財源」 (水準超経費を除く)	597,526 億円	596,241 億円	0.2 %
給与関係経費	197,500 億円	209,760 億円	▲5.9 %
退職手当以外	177,900 億円	188,247 億円	▲5.5 %
退職手当	19,600 億円	21,513 億円	▲9.0 %
一般行政経費	140,000 億円	138,095 億円	1.4 %
うち単独分	14,950 億円	14,950 億円	0.0 %
地域経済基盤強化・雇用対策	131,100 億円	130,790 億円	0.2 %
公債	50,000 億円	51,630 億円	▲3.1 %
投資的経費	7,550 億円	—	皆増
うち単独分	4,550 億円	—	皆増
給与の臨時特例対応分	3,000 億円	—	皆増
緊急防災・減災事業費	25,800 億円	26,590 億円	▲3.1 %
地域の元気づくり事業費	16,400 億円	16,824 億円	▲2.7 %
営企業繰出金	7,500 億円	6,500 億円	15.4 %
うち企業債借費 普通会計繰分	819,100 億円	812,147 億円	0.1 %
水準超経費	811,600 億円	812,147 億円	▲0.1 %
地方一般歳出	664,200 億円	664,533 億円	▲0.1 %

(注1) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場  
合がある。  
(注2) 全国防災・事業一般財源充当分の平成24年度の額は、平成24年度地方財政計画に計上された「緊急防災・減災  
事業一般財源充当分」の額である。

2. 平成25年度地方財政収支見通しの概要（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業

項目	平成25年度 (見込)	平成24年度	増減率 (見込)
震災復興特別交付税	6,198 億円	6,855 億円	▲ 9.6 %
国庫支出金	約 18,000 億円	約 10,772 億円	約 63.5 %
(うち東日本大震災復興交付金)	( 4,896 億円)	( 2,842 億円)	( 72.3 %)
地方債	233 億円	127 億円	83.5 %
計	約 24,000 億円	約 17,788 億円	約 35.3 %
直轄・補助事業費	約 22,000 億円	約 14,284 億円	約 53.5 %
(うち東日本大震災復興交付金分)	( 6,000 億円)	( 3,553 億円)	( 75.8 %)
地方税等の減収分見合い歳出	895 億円	1,271 億円	▲ 29.6 %
地方単独事業費	1,220 億円	2,200 億円	▲ 44.5 %
計	約 24,000 億円	約 17,788 億円	約 35.3 %

(2) 全国防災事業

項目	平成25年度 (見込)	平成24年度	増減率 (見込)
地方財源充当	123 億円	—	皆増
国庫支出金	約 130 億円	96 億円	35.4 %
地方債	約 800 億円	2,059 億円	約 ▲ 61.1 %
雑収入	973 億円	4,173 億円	▲ 76.7 %
計	約 5 億円	1 億円	400.0 %
全国防災対策費に係る直轄・補助事業費	約 2,000 億円	6,329 億円	約 ▲ 67.9 %
地方単独事業費	約 1,800 億円	4,899 億円	約 ▲ 63.8 %
公債	—	1,400 億円	皆減
計	258 億円	30 億円	760.0 %
計	約 2,000 億円	6,329 億円	約 ▲ 67.9 %

(注1) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

(注2) 全国防災事業の平成24年度の額は、平成24年度地方財政計画に計上された緊急防災・復興事業の額である。

(参考)

平成25年度地方財政収支見通しの概要  
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

項目	平成25年度 (見込)	平成24年度	増減率 (見込)
地方譲与税	340,298 億円	336,569 億円	1.1 %
地方交付金	23,470 億円	22,615 億円	3.8 %
地方交付税	1,255 億円	1,275 億円	▲ 1.6 %
震災復興特別交付税以外	176,822 億円	181,400 億円	▲ 2.5 %
震災復興特別交付税	170,624 億円	174,545 億円	▲ 2.2 %
地方債	6,198 億円	6,855 億円	▲ 9.6 %
うち臨時財政対策債	112,723 億円	115,954 億円	▲ 2.8 %
計	約 845,200 億円	約 842,764 億円	約 0.3 %
一般財源	603,977 億円	603,192 億円	約 0.1 %
経費	約 197,500 億円	約 209,760 億円	約 ▲ 5.9 %
退職手当以外	約 177,900 億円	約 188,247 億円	約 ▲ 5.5 %
退職手当	約 19,600 億円	約 21,513 億円	約 ▲ 9.0 %
行政経費	約 140,000 億円	138,095 億円	約 1.4 %
単独分	14,950 億円	14,950 億円	0.0 %
地域経済活性化・雇用対策費	約 131,100 億円	130,790 億円	約 0.2 %
公債	約 50,000 億円	51,630 億円	約 ▲ 3.1 %
投資的経費	7,550 億円	—	皆増
うち単独分	4,550 億円	—	皆増
給与の臨時特例対応分	3,000 億円	—	皆増
緊急防災・復興事業費	約 25,800 億円	26,590 億円	約 ▲ 3.1 %
地域の元気づくり事業費	約 16,400 億円	16,824 億円	約 ▲ 2.7 %
公営企業繰出金	7,500 億円	6,500 億円	約 15.4 %
うち企業債借入金	24,000 億円	17,788 億円	約 35.3 %
普通会計負担分	2,000 億円	6,329 億円	約 ▲ 67.9 %
水準超過経費	約 845,200 億円	約 842,764 億円	約 0.3 %
復旧・復興事業費	約 690,000 億円	約 688,587 億円	約 0.2 %
全国防災事業費(注2)	約 2,000 億円	約 6,329 億円	約 ▲ 67.9 %
計	約 845,200 億円	約 842,764 億円	約 0.3 %
地方一般歳出	約 690,000 億円	約 688,587 億円	約 0.2 %

(注1) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

(注2) 全国防災事業の平成24年度の額は、平成24年度地方財政計画に計上された緊急防災・復興事業費の額である。

(参考 1)

地方財政計画の伸び率等の推移 (単位：%)

年度	地方財政計画		対前年度 地方一般歳出	伸び率	地方 税	地方交付税
	地方財政計画	地方財政計画				
昭和53年度	19.1	18.7	18.7	10.4	10.4	23.4
54	13.0	12.6	12.6	11.6	11.6	9.2
55	7.3	6.0	6.0	16.5	16.5	5.0
56	7.0	5.5	5.5	13.4	13.4	7.9
57	5.6	4.5	4.5	11.7	11.7	7.0
58	0.9	0.2	0.2	▲0.1	▲0.1	▲4.9
59	1.7	0.3	0.3	6.8	6.8	▲3.9
60	4.6	3.5	3.5	10.6	10.6	10.9
61	4.6	4.3	4.3	6.9	6.9	4.0
62	2.9	2.9	2.9	0.6	0.6	0.6
63	6.3	5.7	5.7	9.4	9.4	7.5
平成元年度	8.6	7.1	7.1	8.1	8.1	17.3
2	7.0	6.7	6.7	7.5	7.5	10.3
3	5.6	7.4	7.4	6.1	6.1	7.9
4	4.9	5.9	5.9	4.1	4.1	5.7
5	2.8	4.4	4.4	1.6	1.6	▲1.6
6	3.6	4.6	4.6	5.7	5.7	0.4
7	4.3	3.6	3.6	3.6	3.6	4.2
8	3.4	2.3	2.3	0.1	0.1	4.3
9	2.1	0.9	0.9	9.6	9.6	1.7
10	0.0	▲1.6	▲1.6	3.9	3.9	2.3
11	1.6	1.8	1.8	▲8.3	▲8.3	19.1
12	0.5	▲0.9	▲0.9	0.7	0.7	2.6
13	0.4	▲0.6	▲0.6	1.5	1.5	▲5.0
14	▲1.9	▲3.3	▲3.3	3.7	3.7	▲4.0
15	▲1.5	▲2.0	▲2.0	6.1	6.1	▲7.5
16	▲1.8	▲2.3	▲2.3	0.5	0.5	▲6.5
17	▲1.1	▲1.2	▲1.2	3.1	3.1	0.1
18	▲0.7	▲1.2	▲1.2	4.7	4.7	▲5.9
19	▲0.0	▲1.1	▲1.1	15.7	15.7	▲4.4
20	0.3	0.0	0.0	0.2	0.2	1.3
21	▲1.0	0.7	0.7	▲10.6	▲10.6	2.7
22	▲0.5	0.2	0.2	▲10.2	▲10.2	6.8
23	0.5	0.8	0.8	2.8	2.8	2.8
24	▲0.8	▲0.6	▲0.6	0.8	0.8	0.5
25	0.1	▲0.1	▲0.1	1.1	1.1	▲2.2

(注1) ( ) 内は、税源移譲分を除いた伸率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸率を算出)である。

(注2) 平成24年度以降は通常収支分の伸率である。

(参考 2)

地方債等関係資料

年度	地計	地方債 額 (億円)	対前 増 減 (億円)	地 方 債 額 に 対 し て の 地 方 債 の 残 高 (%)	地方の借入金 高 (兆円)
昭和53年度	40,106	40,106	9,932	11.7	29
54	49,007	49,007	8,901	12.6	34
55	44,276	44,276	▲4,731	10.6	39
56	42,700	42,700	▲1,576	9.6	43
57	38,100	38,100	▲4,600	8.1	47
58	50,011	50,011	11,911	10.5	52
59	47,602	47,602	▲2,409	9.9	55
60	39,500	39,500	▲8,102	7.8	57
61	44,290	44,290	4,790	8.4	61
62	53,900	53,900	9,610	9.9	64
63	60,481	60,481	6,581	10.4	66
平成元年度	55,592	55,592	▲4,889	8.8	66
2	56,241	56,241	649	8.4	67
3	56,107	56,107	▲134	7.9	70
4	51,400	51,400	▲4,707	6.9	79
5	62,254	62,254	10,854	8.1	91
6	103,915	103,915	41,661	13.1	106
7	113,054	113,054	9,139	13.7	125
8	129,620	129,620	16,566	15.2	139
9	121,285	121,285	▲8,335	13.9	150
10	110,300	110,300	▲10,985	12.7	163
11	112,804	112,804	2,504	12.7	174
12	111,271	111,271	▲1,533	12.5	181
13	119,107	119,107	7,836	13.3	188
14	126,493	126,493	7,386	14.4	193
15	150,718	150,718	24,225	17.5	198
16	141,448	141,448	▲9,270	16.7	201
17	122,619	122,619	▲18,829	14.6	201
18	108,174	108,174	▲14,445	13.0	200
19	96,529	96,529	▲11,645	11.6	199
20	96,055	96,055	▲474	11.5	197
21	118,329	118,329	22,274	14.3	199
22	134,939	134,939	16,610	16.4	200
23	114,772	114,772	▲20,167	13.9	200
24	111,654	111,654	▲3,118	13.6	201程度 (見込み)
25	111,517	111,517	▲137	13.6	201程度 (見込み)

# 平成25年度地方交付税算定基礎

(単位:億円)

区分		平成25年度 当初予算額 A	平成24年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B
一般会計	国税5税の法定率分等 ①	108,495	106,053	2,443	2.3%
	所得税×32%	44,474	43,171	1,302	3.0%
	酒税×32%	4,310	4,288	22	0.5%
	法人税×34%	29,628	29,947	△ 320	△1.1%
	消費税×29.5%	31,415	30,748	667	2.2%
	たばこ税×25%	2,478	2,363	115	4.9%
	( 小 計 )	112,304	110,517	1,787	1.6%
	平成19、20年度精算分等	△ 3,808	△ 4,464	656	△14.7%
	( 小 計 )	△ 3,808	△ 4,464	656	△14.7%
	一般会計からの加算分 ②	54,176	58,613	△ 4,437	△7.6%
法定加算等	8,231	9,752	△ 1,521	△15.6%	
別枠の加算	9,900	10,500	△ 600	△5.7%	
臨時財政対策特例加算	36,045	38,361	△ 2,316	△6.0%	
計(入口ベース) ①+②=③	162,672	164,665	△ 1,994	△1.2%	
特別会計	返還金 ④	0	0	0	—
	特別会計借入金償還額 ⑤	△ 1,000	△ 1,000	0	0.0%
	特別会計借入金利子 ⑥	△ 1,746	△ 2,428	682	△28.1%
	剰余金の活用 ⑦	2,000	5,200	△ 3,200	△61.5%
	地方公共団体金融機構の 公庫債権金利変動準備金の活用 ⑧	6,500	3,500	3,000	85.7%
	前年度からの繰越 ⑨	2,199	4,608	△ 2,409	△52.3%
	計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨=⑩	7,953	9,880	△ 1,927	△19.5%
地方交付税総額(出口ベース) ③+⑩ ⑪	170,624	174,545	△ 3,921	△2.2%	

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

## 基本的な考え方

- 地域の元気づくり推進費（3,000億円程度）については、地方交付税において普通交付税の基準財政需要額として算定を行う。
- 地域の活性化の取組に必要な財政需要に対して、人口を基本として基礎額を算定する。
- これまでの人件費削減努力を給与水準（国の給与削減前のラスパイレス指数）と、職員数削減の要素で加算。

## 算定額等

- 3,000億円程度

	基礎額	人件費削減努力による加算		計
		ラスパイレス指数	職員数削減	
都道府県分	650億円程度	650億円程度	650億円程度	1,950億円程度
市町村分	350億円程度	350億円程度	350億円程度	1,050億円程度

## ラスパイレス指数について

- ・「H24年度（H24.4.1現在の国の給与削減前のラスパイレス指数）」と「H20～H24年度のラスパイレス指数の平均値」の小さい方を用いて、100を下回る度合いに応じて割り増して算定を行う。
- ・H24年度のラスパイレス指数が100以上の場合は割り増しは0。

## 職員数削減について

- ・全国の職員数がピークであった5年間（H5～H9）の平均職員数と、H20～H24年度の平均職員数による削減率に応じて割り増して算定を行う。（都道府県の平均削減率 △11.3% 市町村の平均削減率△16.1%）
- ・H20～H24年度の平均職員数が増加している場合は割り増しは0。

## 今回の地方公務員の給与削減の要請に基づく取組

- 国家公務員の給与減額支給措置に準じた取組を要請
- 但し、各団体に一律に現状からさらに7.8%削減するよう求めるものではなく、各団体において既に行われている給与抑制措置を踏まえた取組を求めるもの。

